

H31－35国営海の中道海浜公園

運営維持管理業務

別添資料(案)

平成31年4月

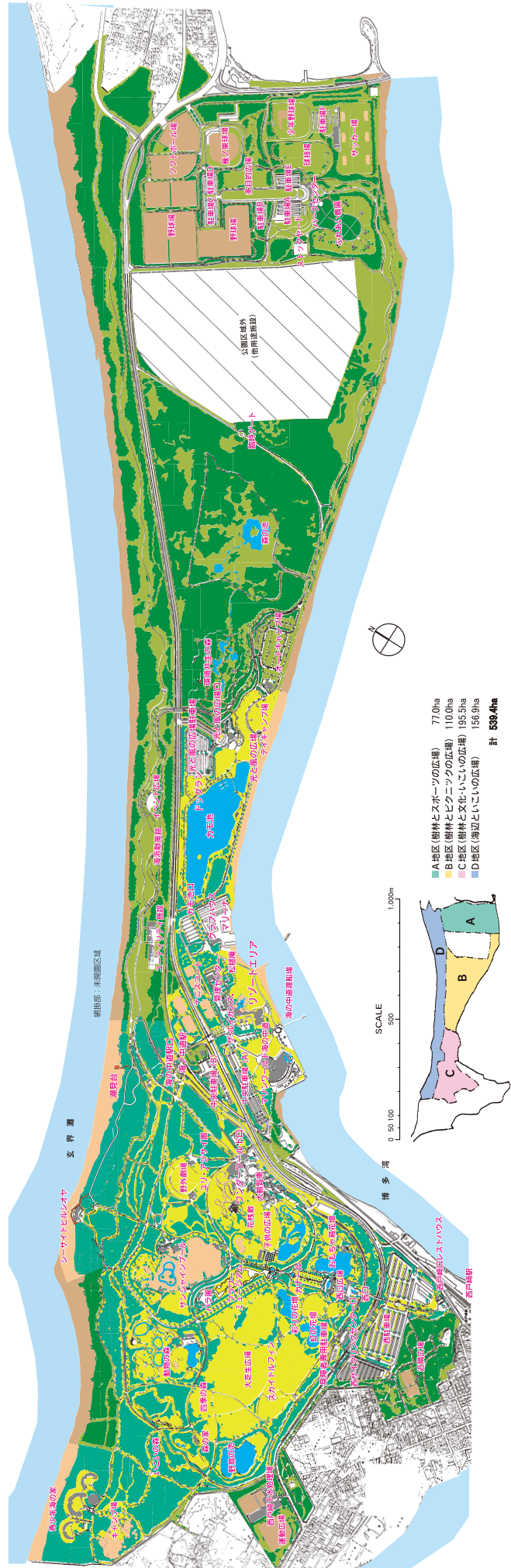
国土交通省 九州地方整備局

仕様書に関連する別添・様式

分類	資料No	資料名	頁番号
共通仕様書	別添 1	公園平面図	1
	別添 2	国土交通本省委託契約取扱要領	2
	別添 3	提供建物一覧	22
	別添 4	国営海の中道海浜公園 BCPマニュアル(抄)	51
	別添 5	海の中道海浜公園管理運営協議会規約	53
	別添 6	提供機械器具等一覧表	58
	別添 7	園内施設(遊具等)位置図	66
	別添 8	国営海の中道海浜公園運営維持管理業務実施に要する提供施設等の取扱いについて	67
	別添 9	国営海の中道海浜公園運営維持管理業務で取得した備品の取り扱い	70
業務全体のマネジメント及び企画立案	別添 10	国営海の中道海浜公園 整備プログラム	75
	別添 11	国営海の中道海浜公園における行為の禁止等に関する取扱い要領	93
	別添 12	国営海の中道海浜公園における行為の禁止等に関する取扱い要領の細目	98
	別添 13	国営海の中道海浜公園 園内業務入園における車両通行規則、通行証(ひな形)及び公園内車両通行および作業心得(ひな形)	100
	別添 14	立入禁止区域への立入届出書	108
	別添 15	都市公園法第6条及び第12条に基づく許可申請書	109
	別添 16	園内におけるロケーション等の許可に関する取扱要領	115
業務全体のマネジメント及び企画立案	別添 17	国営海の中道海浜公園 野外劇場利用及び野外コンサート等の許可に関する要領	116
	別添 18	ボランティア活動規約(ひな形)	119
	別添 19	国営海の中道海浜公園 サインマニュアル(抄)	123
	別添 20	国営海の中道海浜公園 グラフィックマニュアル(抄)	127
	別添 21	国営海の中道海浜公園 取材申込書	136

分類	資料No	資料名	頁番号
マ ネ 企 業 務 全 体 の 企 画 立 案 及 び	別添 22	パスポート発行	137
	別添 23	巡視計画書(現業務受託者)及び巡視日誌	138
	別添 24	防災業務計画書及び国営海の中道海浜公園事務所防災計画書支部運営要領	167
施 設 管 理 持	別添 25	建物に係る点検位置図	185
	別添 26	工作物に係る点検位置図 管理施設	186
植 物 管 理 業 務	別添 27	芝生管理区域図	193
	別添 28	中低木管理区域図	194
	別添 29	高木管理区域図	195
	別添 30	林地管理区域図	196
	別添 31	草花管理区域図	197
	別添 32	特殊管理区域図及びバラ園管理図	198
	別添 33	「森の池エリア」整備管理運営計画及び森の池エリアゾーン図	199
	別添 34	都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案)	268
動 物 管 理 業 務	別添 35	動物異動報告書	269
収 益 施 設 等 管 理 運 営 規 定 書	別添 36	都市公園法第5条2項に基づく設置管理許可申請書	271
	別添 37	臨時物販施設等一覧	273
	別添 38	収益施設運営対象区域図	277
	別添 39	海の中道貸自転車車種別保有台数	285
	別添 40	自主事業における飲食・物販施設等の設置運営可能範囲	287
	別添 41	指定する既存施設	288
	別添 42	官民連携関連資料	290
様 式	様式 1	管理月報	303
	様式 2	管理四半期報	305
	様式 3	委託業務実施の記録	306

国営海の中道海浜公園計画平面図



国土交通本省委託契約取扱要領

平成13年4月2日

国官会第293号

改正 平成29年3月28日 国官会第4410-2号

(通 則)

第1 国土交通本省の所掌業務を委託契約を締結して国以外の者に委託する場合の取扱いについては、他の法令等に定めるもの並びに各委託事業に係る委託契約書又は委託費の取り扱いに関する要領等に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(委託業務実施要領)

第2 支出負担行為担当官（分任支出負担行為担当官を含む。以下「担当官」という。）は、業務委託をしようとするときは、次に掲げる項目を明らかにした委託業務実施要領（以下「実施要領」という。）を、委託しようとする者に送付するものとする。

- 一 名称
- 二 委託料の限度額
- 三 業務の目的及び内容
- 四 業務の実施場所
- 五 業務の実施期間
- 六 その他必要な事項（成果物の仕様）

(委託料の算定)

第3 担当官は、実施要領に基づく委託料の積算調書を作成する。

(実施計画書等の提出)

第4 担当官は、第2により実施要領の送付を受けこれを受託しようとする者（以下「受託者」という。）から、次に掲げる計画書等を提出させるものとする。なお、変更しようとするときも同様とする。

- 一 実施計画書（別記様式第1）
- 二 四半期別必要経費内訳書（別記様式第2）
- 三 承諾書
- 四 実施体制書（別記様式第3）
- 五 その他担当官が必要とする書類

(契約の締結)

第5 担当官は、受託者から第4に掲げる書類を受領し、その内容を審査のうえ適当と認めるときは、別紙委託契約書により委託契約を締結するものとする。

- 2 委託契約書の各条項により難い特別の事情がある場合においては、必要に応じ適宜条項を変更することができる。

(再委託等)

第6 受託者は、業務の一部(「主たる部分」を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」という。)は、あらかじめ再委託(変更等)承諾申請書(別記様式4)を委託者に提出し、承諾を得なければならない。なお、変更しようとするときも同様とする。

- 2 前項の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、その履行体制に関する書面(別記様式第5)を委託者に提出しなければならない。なお、変更しようとするときも同様とする。

(報告書等の提出)

第7 担当官は、受託者が当該業務の委託を完了したときは、遅滞なく、次に掲げる報告書(正副2通)を成果物に添えて提出させるものとする。

- 一 完了報告書(別記様式第6)
- 二 精算報告書(別記様式第7)
- 三 委託費経費内訳報告書(別記様式第8)
- 四 残存物件報告書(別記様式第9)

- 2 担当官は、受託者が第7第3項による補正命令に基づき当該業務の委託を完了したときは、遅滞なく、次に掲げる報告書(正副2通)を成果物に添えて提出させるものとする。

- 一 補正完了報告書(別記様式第6に準ずる様式)
- 二 精算報告書
- 三 残存物件報告書

(検査等)

第7 担当官は、第7第1項の成果物及び完了報告書等を受理したときは、自ら又は国土交通本省会計事務取扱細則(以下「細則」という。)第33条に基づき補助者に命じて検査を行うものとする。

- 2 前項により検査を命じられた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の検査の結果不合格と認めたときは、細則第34条に定める検査調書に次に掲げる事項を付記して担当官に提出するものとする。

- 一 不合格である旨
- 二 不合格と認めた理由
- 三 その措置についての意見

- 3 担当官は、第1項の検査の結果不合格と認めたとき、又は前項の検査調書受理したときは受託者に対し、補正を命ずるものとする。

- 4 第1項の規定は、第7第2項の成果物及び補正完了報告書等を受理した場合に準用する。

5 検査職員は、第1項（第4項において準用する場合を含む。）の検査の結果合格と認められたときは、細則第34条により検査調書を担当官に提出するものとする。

（担当職員の任命等）

第8 担当官は、必要があると認められたときは、次に掲げる事務を行わせるため、担当職員を任命し、任命後すみやかに受託者に通知するものとする。

- 一 委託業務の処理状況についての調査
- 二 委託料の経理状況についての監査
- 三 その他委託業務についての必要な指示

（概算払）

第9 担当官は、必要があると認められたときは、受託者に対し概算払を請求させることができる。

（委託費の精算）

第10 担当官は、受託者から第7の報告を受けたときは、遅滞なくその内容を審査し、適正と認められたときは、委託費の額を確定し、これを受託者に通知するものとする。

（請求書の受理）

第11 担当官は、受託者から官署支出官官職宛ての請求書を受理するものとし、受理後は、必要書類を添えて官署支出官に回付するものとする。

附則

1. この要領は、平成13年4月2日から適用する。

附則（平成29年3月28日国官会第4410-2号）

1. この要領は、平成29年4月1日から適用する。

委託契約書

委託業務の名称 (委託件名)

委託業務実施期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

委託料の限度額 ￥ ◆◆, ◆◆◆, ◆◆◆—

(うち消費税及び地方消費税額 ￥◆◆◆, ◆◆◆—)

成果物の納入場所 国土交通本省

頭書業務の委託について、委託者 支出負担行為担当官国土交通省 ○○○○◆◆◆◆を甲とし、受託者 □□□□◆◆◆◆を乙とし、次の条項により委託契約を締結する。

(総 則)

第1条 乙は、委託業務実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、頭書の委託料の限度額をもって、頭書の委託業務実施期間（以下「実施期間」という。）までに、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の実施要領に明記されていない事項があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(再委託の禁止等)

第3条 乙は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

3 乙は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

4 前項の規定は、乙がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。

5 第3項なお書きの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

6 乙が、委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を乙が負うものとする。

(履行体制の把握)

- 第4条 乙は、前条第3項の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前条第4項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を甲に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 2 乙は、前項の場合において、甲が契約の適正な履行確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。
 - 3 乙が委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を乙が負うものとする。

(実施計画書等の変更等)

- 第5条 乙は、実施計画書及び四半期別必要経費内訳書の変更（当該金額の相互間における二割以内の変更を除く。）をしようとするときは、変更後の実施計画書及び四半期別必要経費内訳書を甲に提出し承認を受けなければならない。
- 2 甲は、前項の変更後の実施計画書及び四半期別必要経費内訳書について遅滞なくその内容を審査し、不相当と認めるときには、乙と協議するものとする。
 - 3 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査を行い、又は報告を求めることができる。

(委託業務の内容の変更等)

- 第6条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、実施期間又は委託料を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。
- 2 前条第1項及び第2項の規定は、前項の場合について準用する。
 - 3 第1項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償するものとし、その額は、甲乙協議して定めるものとする。

(実施期間の延長等)

- 第7条 乙は、その責に帰することができない事由により、実施期間までに委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅延なくその理由を付して、実施期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。
- 2 甲は、乙の責に帰する事由により実施期間までに委託業務を完了することができない場合において、実施期間後に完了する見込みがあると認めるときは、その内容を審査し、損害金を付して実施期間を延長することができる。
 - 3 前項の損害金は、委託料に対して延長日数に応じ年5.00パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第8条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）のために必要を生じた経費は、乙が負担しなければならない。ただし、その損害が甲の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議して定めるものとする。

(検査及び引き渡し)

第9条 乙は、委託業務を完了したときは、遅延なく、成果物に添えて完了報告書、精算報告書、委託費経費内訳報告書及び残存物件報告書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の成果物、完了報告書、精算報告書、委託費経費内訳報告書及び残存物件報告書を受領したときは、その日から10日以内に甲又は甲の指定した職員により検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、遅延なく当該補正を行い、成果物に添えて補正完了報告書、精算報告書、委託費経費内訳報告書及び残存物件報告書を甲に提出しなければならない。

4 第2項の規定は、甲が前項の成果物、補正完了報告書、精算報告書、委託費経費内訳報告書及び残存物件報告書を受領した場合に準用する。

5 甲は、第2項（第4項において準用する場合を含む。）の検査の結果、合格と認められた場合は、委託料の額を確定し、乙にその旨を通知しなければならない。

6 前項の委託料の確定額は、委託業務に要した経費の実支出額と委託料の限度額のいずれか低い額とする。

7 乙は、第5項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該成果物を甲に引き渡さなければならない。

(委託料の支払)

第10条 乙は、前条第七項により、成果物の引き渡しを完了したときは、甲に対して、確定した委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定により、適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

3 乙は、甲の責に帰すべき事由により、前項の委託料の支払いが遅れた場合には、甲に対して遅延日数に応じ、年3.30パーセントの割合を乗じて得た額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(概算払)

第11条 乙は、実施計画書及び四半期別必要経費内訳書に基づいて、各四半期における所要額として委託料の概算払いを請求することができる。

2 甲は、前項の請求により、必要があると認められる金額については、前条第1項の規定にかかわらず、概算払をすることができるものとする。

3 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(概算払の精算)

第12条 乙は、第9条の精算報告の確認の結果、既に概算払により受領した金額に差額が生じた場合は、甲にその旨を申請する。

2 乙は、前項の結果に不足額が生じた場合には、甲に不足額の支払いを請求することができる。

3 甲は、前項の規定による請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

4 乙は、第1項の結果に余剰額が生じた場合には、遅滞なくこれを甲に返還しなければならない。

(無体財産権の帰属)

第13条 委託業務の成果及び委託業務の実施の過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案権等の無体財産権については、甲が承継するものとする。

(残存物件の返還)

第14条 乙は、委託業務の実施により生じた残存物件の返還については、成果物の引渡し前に甲と協議のうえ、甲の指示に従うものとする。

(契約の解除及び違約金等)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

一 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第22条第1項第1号イからチ又は同項2号に該当するとき。

二 繰り返し法律違反を行ったとき。

三 暴力団を業務を統括する者又は従業員として雇用していることが明らかになったとき。

四 暴力団又は暴力団営業者との社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

五 前号のほか、甲において、乙が第16条第1項に定める帳簿及び証拠書類（以下「根拠資料」という。）の整備保存、委託費の区分経理の実施、十分な根拠資料に基づく精算報告書の作成・提出その他本契約条項又は実施要領の定めるところ若しくはその他この契約に関する甲の指示に違反していると認めるとき、又は契約の目的を達成することができないと認めるとき

2 乙は、前項により甲が契約を解除したときは、委託料の限度額の10分の1に相当する金額を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。

3 乙は、第1項により、甲が契約を解除した場合において第11条により概算払を受けているときは、甲に対してその概算払の額に、概算払日から返還の日までの日数に応じ、年5.00パーセントの割合を乗じて得た額の利息を付して返還しなければならない。

(委託料の経理及び監査)

第16条 乙は、委託料の経理について、別に帳簿を備え、その収入・支出をその都度記録してこれを明らかにするとともに、当該収入・支出を証する証拠書類を整備保存しなければならない。なお、当該帳簿については、乙において、委託費経費内訳報告書を参考に、委託費の収入・支出を記録した正規の帳簿として作成し、保存するものとする。

2 乙は、実施計画書に記載された各費目相互間の流用（当該金額の相互間における二割以内の変更を除く。）をしてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

3 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託料の経理状況について監査し、資料の提出を求めることができる。

4 乙は、第1項の帳簿及び証拠書類を、業務終了の年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(秘密の保持)

第17条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第18条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

二 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、乙に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項第1号若しく

は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5.00パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(補 則)

第19条 本契約に関し、前各条項に疑義を生じ、又は、各条項に規定のない事項については、甲・乙協議のうえ、これを解決するものとする。

上記契約の証しとして、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

支出負担行為担当官

○○○○◆◆◆◆

乙 住 所

団 体 名

代表者氏名

(別 紙)

委託契約に関する特約条項

- 第1 乙は、委託費の経理については、委託契約書の約定等に従い、国土交通本省委託契約取扱要領第四に規定する実施計画書（別記様式第1）の経費積算内訳に計上した経費ごとに、乙の財源負担による単独事業、国庫補助事業又は他の委託事業の経費等との区分経理の徹底を図ること。
- 第2 乙は、当該委託費に係る収入・支出の実績を確認しうる帳簿及び証拠書類（以下「根拠資料」という。）を整備し、かつ、当該根拠資料を業務終了年度の翌年度から最低5年間必ず保存すること。
- 第3 乙は、当該委託料の精算に当たっては、委託契約書に定める委託料の経理に係る帳簿等の十分な根拠資料に基づく支払実績の計数、すなわち、根拠資料により確認しうる委託料の支払実績額を精算報告書に記載し報告すること。
- 第4 甲は、当該委託業務の実施状況及び当該委託料の用途その他必要な事項について、国土交通省の職員により所要の調査報告を求め、又は実地に調査する必要があるものとし、この場合、乙はこれに応じなければならないこと。
- 第5 当該委託料からの支出は、本委託業務の目的及び内容と直接的に関連性のあるものに限定することとし、また、各委託事業の契約書、委託費取扱要領等において指示する用途基準に従わなければならないこと。
- 第6 甲は、乙が前記第1から第5までの特約のいずれかに違反した場合には、委託料の精算日から返還の日までの日数に応じ、年5.00パーセントの割合を乗じて得た額の違約金を付して交付した委託料の返還を求めるものとし（委託料未交付の場合にはその交付を要しないものとし）、乙は当該返還請求又は不交付の措置に応じなければならないこと。

別記様式第1（第4）

実 施 計 画 書

（受託の名称）

（単位：千円）

受託の内容	実施期間	経費精算内訳	成果物	摘 要

- （備 考）
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。
 - 2 必要に応じ適宜項を加除して使用すること。
 - 3 受託の内容は、調査項目毎に区分すること。
 - 4 経費精算内訳は、直接人件費、技術経費、謝金、旅費、庁費、再委託費及び諸経費に区分し、庁費にあつては、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、賃金、会議費及び雑役務費に細分して計上すること。なお、区分等は必要に応じ適宜加除して計上すること。
 - 5 変更にあつては、変更後の部分を上段に（ ）書きすること。
 - 6 業務委託の処理を第三者に委託する必要があるときは、摘要欄にその事務の内容及び委託先等必要な事項を記載すること。

別記様式第2（第4）

四半期別必要経費内訳書

(受託の名称) _____

(単位：千円)

四半期別 経費区分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計	摘要

- (備考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。
- 2 経費区分は、直接人件費、技術経費、謝金、旅費、庁費、再委託費及び諸経費の区分により記載すること。なお、区分は必要に応じ適宜加除して記載すること。
- 3 変更にあたっては、変更後の部分を上段に（ ）書きすること。

実施体制書

(受託の名称)

再委託先の名称

名称		代表者名	
所在地			
電話番号			
再委託を予定する業務内容			
再委託の必要性			
契約予定金額			
備考			

名称		代表者名	
所在地			
電話番号			
再委託を予定する業務内容			
再委託の必要性			
契約予定金額			
備考			

名称		代表者名	
所在地			
電話番号			
再委託を予定する業務内容			
再委託の必要性			
契約予定金額			
備考			

(注) 再々委託の場合にはその旨を備考欄に記載すること。

(備考) 本様式は、適宜加除して差し支えないものであるが次の項目は必須事項とする。

- ①相手方の名称及び代表者名
- ②所在地
- ③再委託を予定する業務内容及び必要性
- ④契約予定金額

再委託（変更等）承諾申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国土交通省 ○ ○ ○ ○ 殿

受託者 住 所

氏 名

印

平成 年 月 日付けの「_____業務契約」
（契約金額 ¥◆◆, ◆◆◆, ◆◆◆円、税込み）に関して、下記の通り申請するの
で、手続き方お願いします。

記

- 1 委託の（変更等）承諾を申請する業務及びその範囲（具体的に記載すること）
- 2 再委託の（変更等）承諾を申請する必要性（具体的に記載すること）
- 3 再委託の（変更等）承諾を申請する業務の契約（予定）金額（総計）
- 4 再委託の（変更等）承諾を申請する業務の契約金額の根拠
 - ・業務の再委託に際し、当該業務の履行（予定）者から、入札書・見積書を徴収した結果（この場合、その「写し」を添付）
 - ・継続的な履行関係が存在する（この場合、その証明書（契約書、協定書）の「写し」を添付）
- 5 その他特記事項

平成 年 月 日

受託者氏名_____殿

平成 年 月 日付けで申請のあった上記については、承諾したので、その旨通知する。なお、承諾内容等に変更等を生じる場合は、あらかじめ協議すること。

また、当該承諾内容等の履行については、次のことを承諾の条件とする。

- ① 受託者は、再委託の相手方に対し、業務の適正な履行を求めること。
- ② 受託者は、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書などの書類を提出させた場合は、適切に保管し、事後において履行の確認ができるように徹底すること。
- ③ 受託者は、委託者（支出負担行為担当官等）からの求めに応じ、②の書類の写しを提出すること。

支出負担行為担当官

国土交通省 ○ ○ ○ ○ 印

- （備考）
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。
 - 2 必要に応じ適宜加除して使用すること。

別記様式第5（第6）

履行体制に関する書面
（実施計画書の別紙資料）

平成 年 月 日

○当該履行体制に関する書面は、「委託契約書第4条」に基づいて作成したものである。

受託者 住 所
氏 名

受託者 ××株式会社	(再委託先1)	〇〇〇有限公司	(再々委託先1)	〇〇〇株式会社
		住 所		住 所
		電 話 番 号		電 話 番 号
		代表者氏名		代表者氏名
	担当業務範囲 若しくは内容	△△に関する□ □地区基礎調査		担当業務範囲 若しくは内容
	(再委託先2)	〇〇〇株式会社（予定）		
		住 所		
		電 話 番 号		
		代表者氏名		
		担当業務範囲 若しくは内容		
	(再委託先3)	〇〇〇合資会社（予定）	(再々委託先2)	〇〇〇株式会社
		住 所		住 所
		電 話 番 号		電 話 番 号
		代表者氏名		代表者氏名
		担当業務範囲 若しくは内容		担当業務範囲 若しくは内容
	(再委託先○)		

（備 考）本様式は、適宜加除して差し支えないものであるが、次の項目は必須事項とする。

- ① 再委託の相手方の住所
- ② 氏名（若しくは代表者氏名）
- ③ 再委託を行う業務の範囲

完 了 報 告 書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国土交通省 ○ ○ ○ ○ 殿

受託者 住 所

氏 名

印

平成 年 月 日付契約（契約金額 円◆◆, ◆◆◆, ◆◆◆円）の○○○
○が完了したので、成果物及び下記の書類を添えて報告します。

記

1. 精 算 報 告 書

通

2. 残存物件報告書

通

（備 考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

別記様式第7（第7）

精 算 報 告 書

(単位：円)

経 費 区 分	予定経費 (A)	支出額 (B)	過不足額	摘 要
			(A) - (B)	
計				

- (備 考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。
2 経費区分は、別記様式第1備考4により記載すること。
3 第6第2項に基づき提出する場合は、その旨を付記すること。

別記様式第8 (第7)

平成〇〇年度×××委託費経費内訳報告書

受託の 名称	支出費目															備考				
	予定 経費額	支出額	過不足 額	直接 人件費	技 術 経 費	謝 金	旅 費	備 品 費	消耗品 費	印 刷 製 本 費	通 信 運 搬 費	光 熱 水 料	賃 金	会 議 費	雑 役 務 費			小 計	再委託 費	諸経費
年月日	A	B	A-B																支払い先	その他
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	伝票番号	

(備考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。
 2 年月日は、契約毎に、その都度、記載すること。
 3 支出費目は、直接人件費、技術経費、謝金、旅費、旅費、再委託費及び諸経費に区分し、序費にあたっては、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、賃金、会議費及び雑役務費に細分して計上すること。なお、区分等は必要に応じて適宜加除して計上すること。また、各区分の上段は予定経費額、中段は支出額、下段は過不足額である。

残 存 物 件 報 告 書

取得年月日	物 件 名	規 格	数 量	単 価	価 格	経費区分	摘要

- (備 考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。
- 2 価格は取得価格を記載し、受託中に派生的に取得した物件については、見積額を記載すること。
- 3 経費区分は、別記様式第1備考4の区分により記載し、区分が明らかでないものは、摘要に取得の理由を記載すること。
- 4 第6第2項に基づき提出する場合は、その旨を付記すること。

提供建物一覧表

公園施設名	建物番号	用途	構造	単位	数量	面積 (㎡)	摘要
管理施設	21	管理センター(庁舎)	鉄筋コンクリート	棟	1(一部)	1503.00	
管理施設	23	車庫	鉄筋コンクリート	棟	1(一部)	108.70	
管理施設	62	車庫	プレハブ	棟	1	33.10	
管理施設	102	車庫	鉄筋コンクリート	棟	1	82.00	
管理施設	32	焼却場	鉄筋コンクリート	棟	1	104.45	
管理施設	104	焼却場	鉄筋コンクリート	棟	1	246.16	
管理施設	10	西口管理棟	鉄筋コンクリート	棟	1	227.34	
管理施設	28-2	動物の森管理棟	鉄筋コンクリート	棟	1	71.19	
管理施設	69	動物の森治療棟	鉄筋コンクリート	棟	1	31.50	
管理施設	34	動物の森レストハウス	鉄筋コンクリート	棟	1(一部)	108.00	
管理施設	61	子供の広場管理棟	鉄筋コンクリート	棟	1(一部)	91.76	
管理施設	70	倉庫	鉄筋コンクリート	棟	1(一部)	267.38	
管理施設	81	海の中道駅口管理棟	木造	棟	1(一部)	48.00	
管理施設	111	ワンダーワールド口管理棟	木造	棟	1(一部)	97.02	
管理施設	114	子供の広場総合案内所	鉄筋コンクリート	棟	1	106.62	
管理施設	127	いこいの森ビジターセンター	木造	棟	1	676.43	
管理施設	135	光と風の広場管理棟	鉄筋コンクリート	棟	1(一部)	324.43	
管理施設	135	光と風の広場レクチャー室	鉄筋コンクリート	棟	1(一部)	105.00	
管理施設	139	カモ池口管理棟	木造	棟	1(一部)	14.58	
管理施設	121	焼却炉棟	鉄骨造	棟	1	532.00	
管理施設	122	仮置場棟	鉄骨造	棟	1	198.00	
管理施設	159	ドッグラン管理棟	木造	棟	1	44.70	
管理施設		環境共生の森活動拠点施設	鉄骨造	棟	1	173.10	
管理施設		動物の森隔離舎	鉄筋コンクリート	棟	1	498.80	
管理施設		森の池エリア利活用拠点施設		棟	1	170.00	

平成31年度中に整備予定。建物面積は変更の可能性がある。

管理センター(庁舎)1

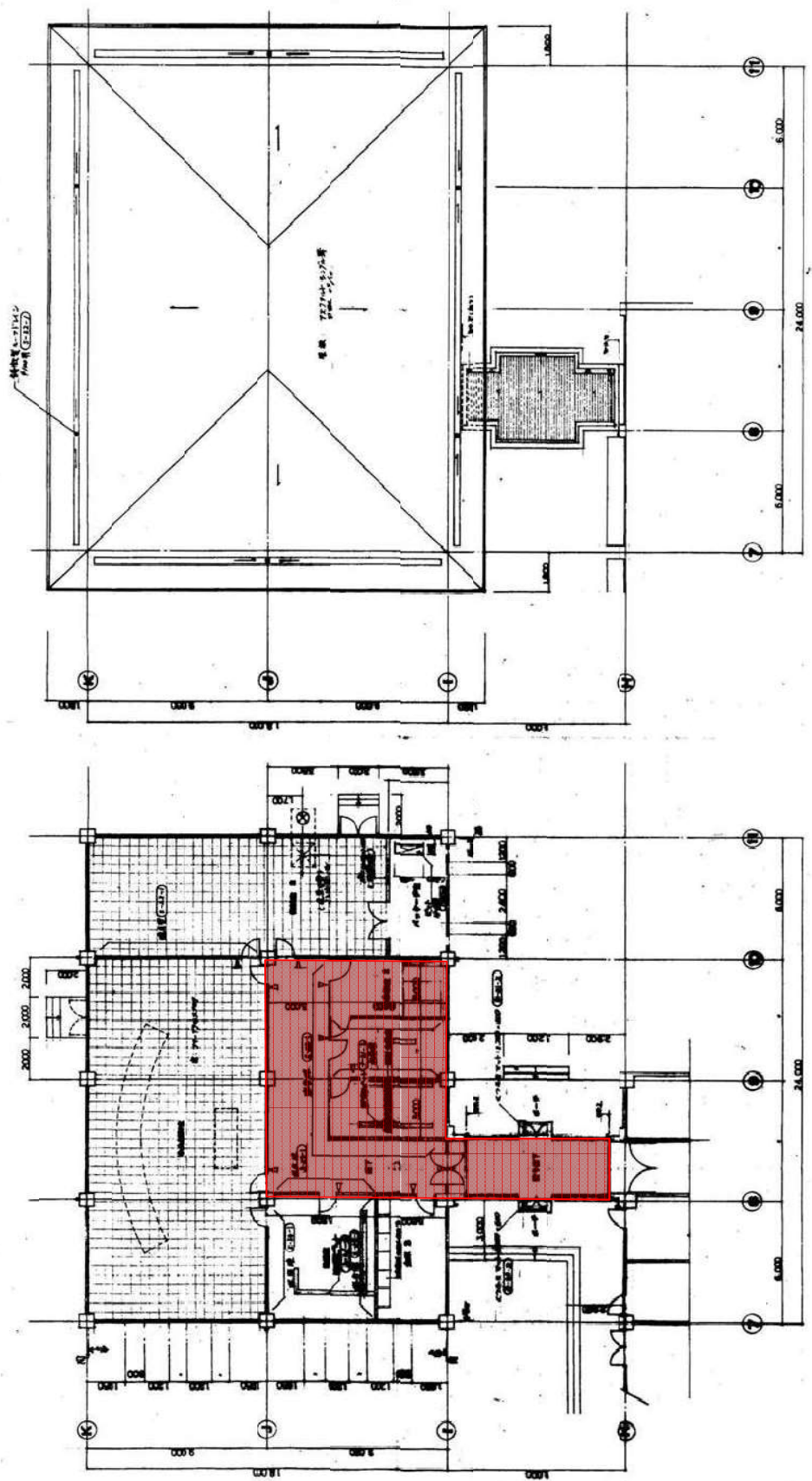


提供面積 = $48.00 \times 18.00 + 9.00 \times 6.00 + 30.00 \times 15.00 = 1,368.00 \text{m}^2$

- | | | | |
|---|-----|---|----|
| ○ | 柱 | ○ | 天井 |
| □ | 開口部 | ○ | 天井 |
| — | 壁 | ○ | 天井 |
| — | 天井 | ○ | 天井 |
| — | 天井 | ○ | 天井 |
| — | 天井 | ○ | 天井 |

1階 平面図 (標準)
 S : 1/100
 9
 54

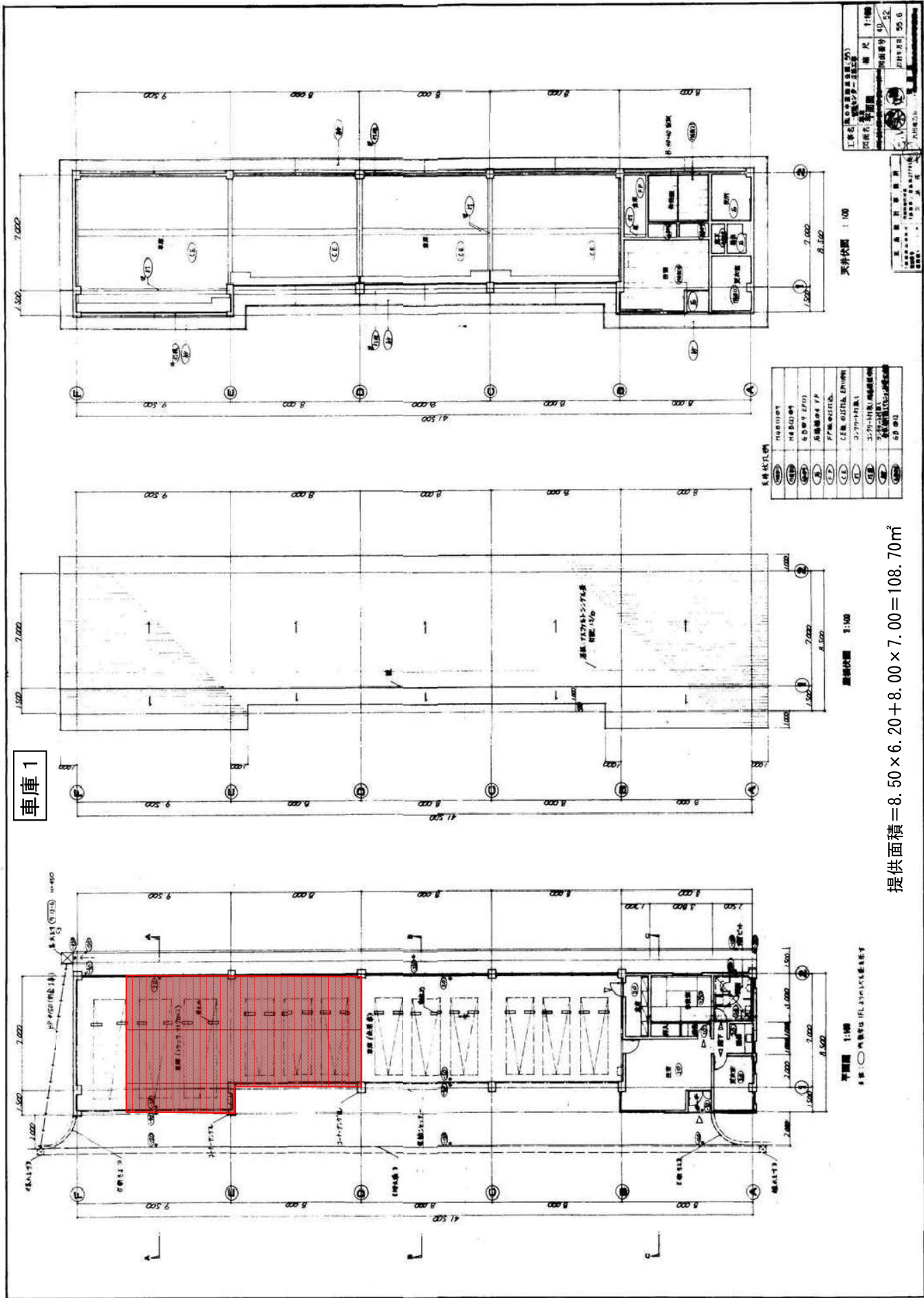
管理センター(庁舎2)



管理センター(庁舎2) 平面図

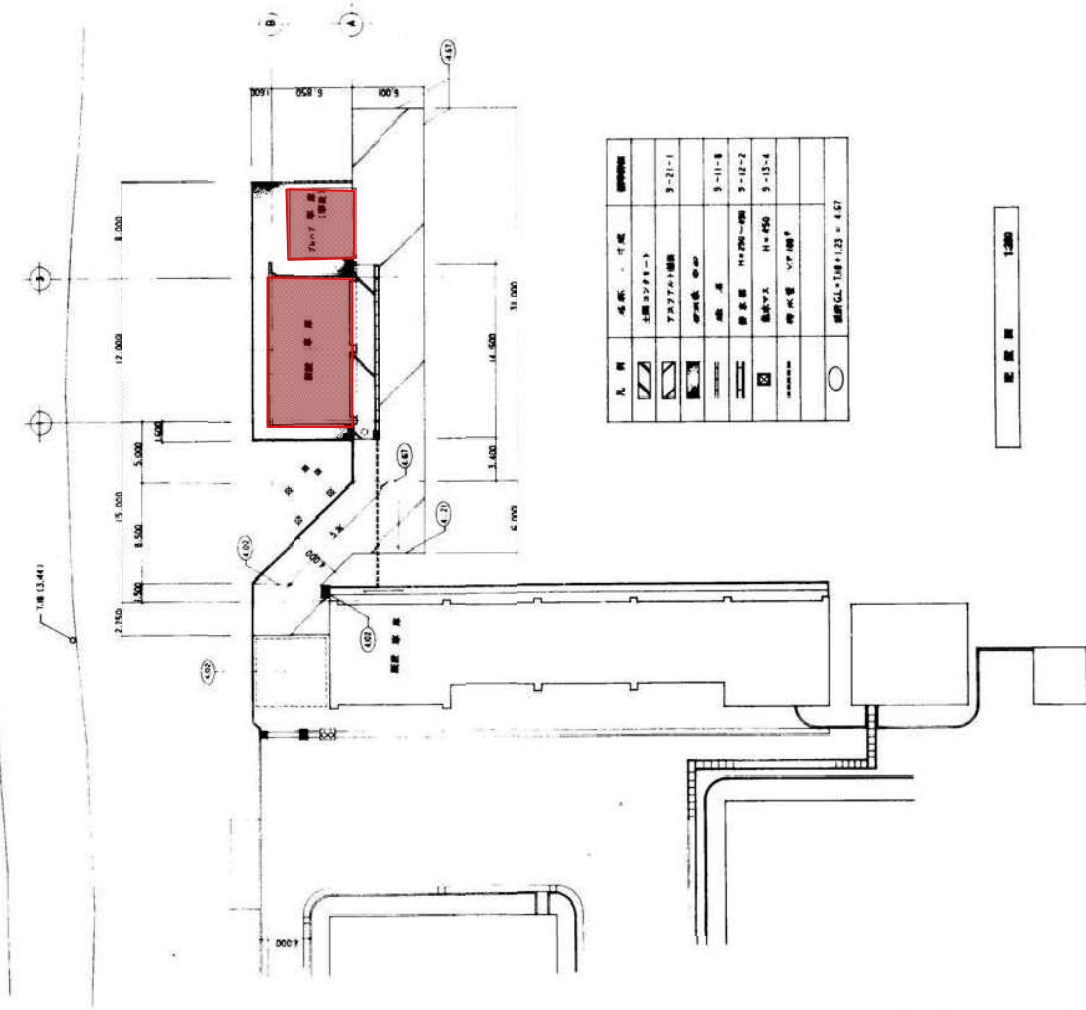
提供面積 = 12.00 × 9.00 + 9.00 × 3.00 = 135.00㎡

建設者 株式会社 建設者 〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1 TEL: 03-1234-5678	設計者 株式会社 設計者 〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1 TEL: 03-1234-5678	監理者 株式会社 監理者 〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1 TEL: 03-1234-5678	縮尺 1/500	図名 管理センター(庁舎2) 平面図	図番 12
--	--	--	-------------	-----------------------	----------



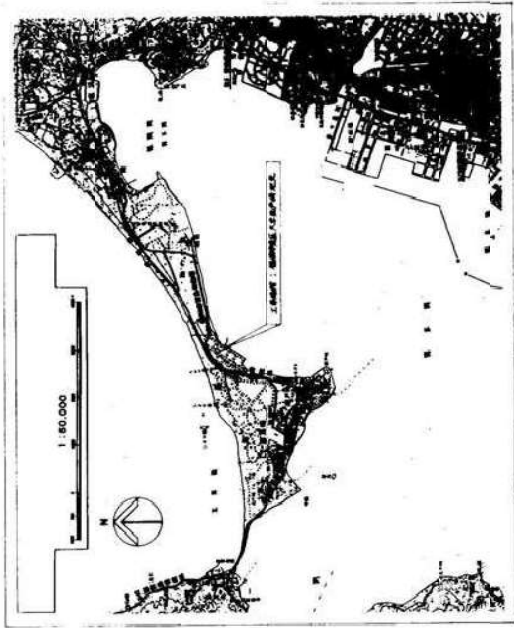
提供面積 = $8.50 \times 6.20 + 8.00 \times 7.00 = 108.70 \text{m}^2$

車庫 2

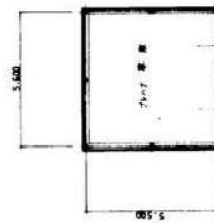


凡例	名称	仕様
	土間コンクリート	S-21-1
	アスファルト舗装	S-11-1
	防湿シート	S-11-2
	防湿シート	S-12-2
	鉄骨スラブ	S-13-4
	埋込管	VP100P
	埋設GL+1.18+1.13	4.67

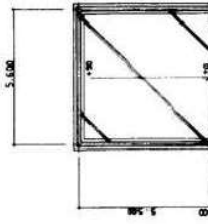
配管図 1:200



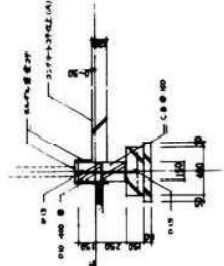
案内図 1:50,000



平面図 1:100



立面図 1:100



断面図 1:200

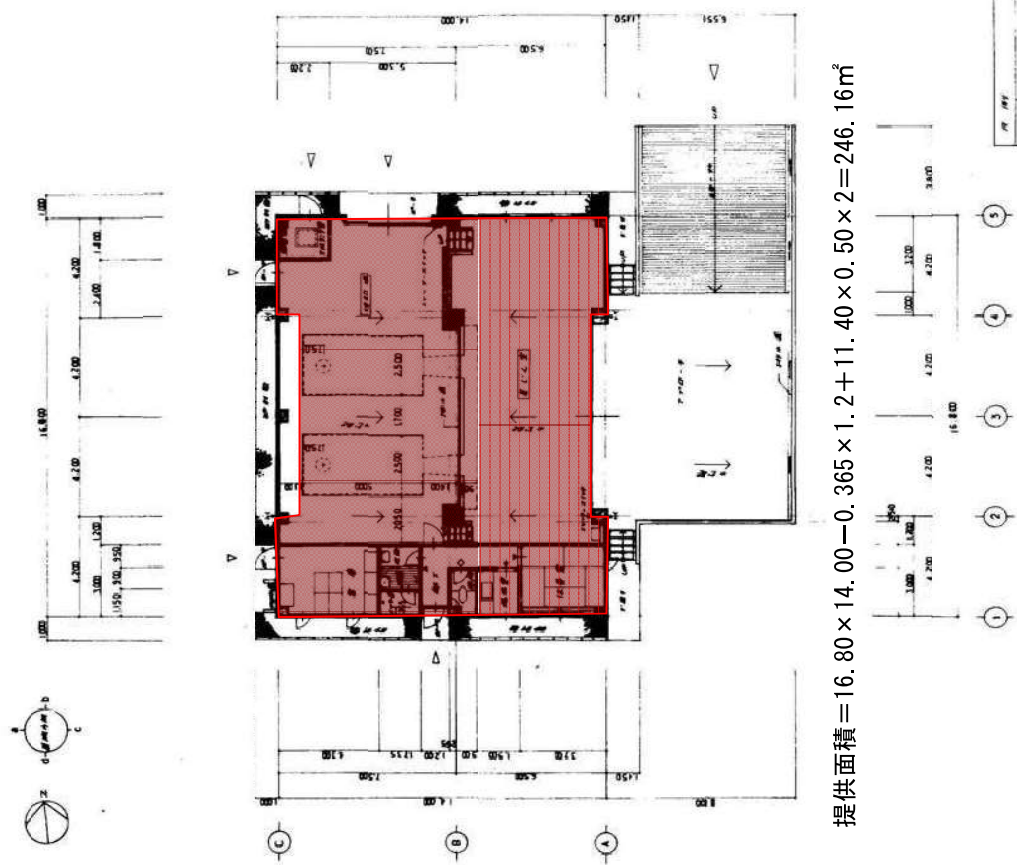
工務名	九州建設工業
図面名	配置図 平面図
縮尺	縮尺なし
作成年月日	平成 2 年 11 月 1 日
作成工程	完成図
九州地方建設局	鹿嶋の中道新築公園工事整備時

提供面積 = 12.175 × 6.70 = 81.57 ≒ 82.00㎡

提供面積 = 5.843 × 5.665 = 33.10㎡

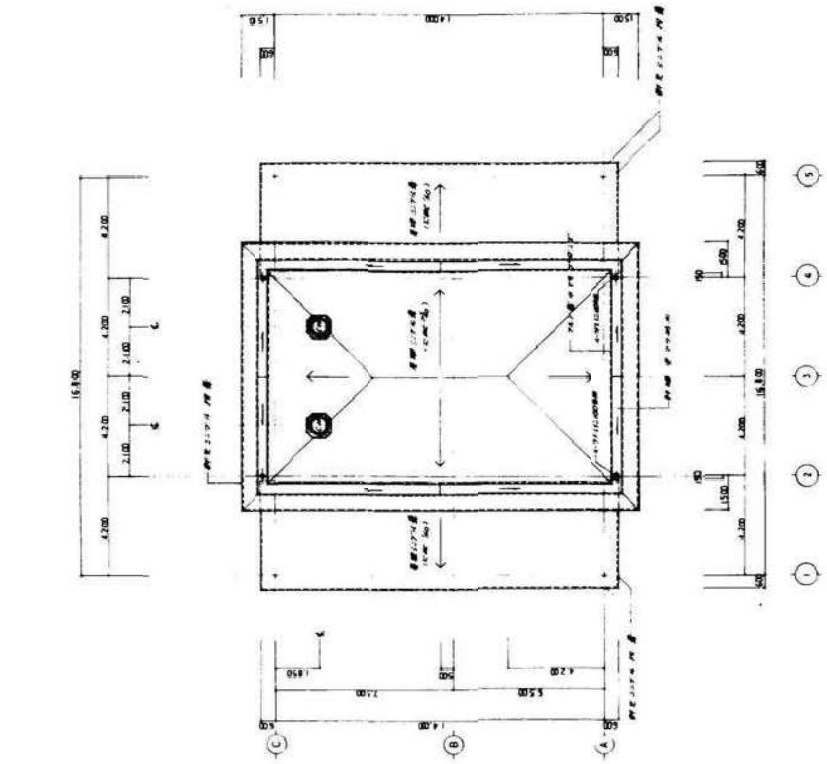
平面図 1/100

焼却場 2



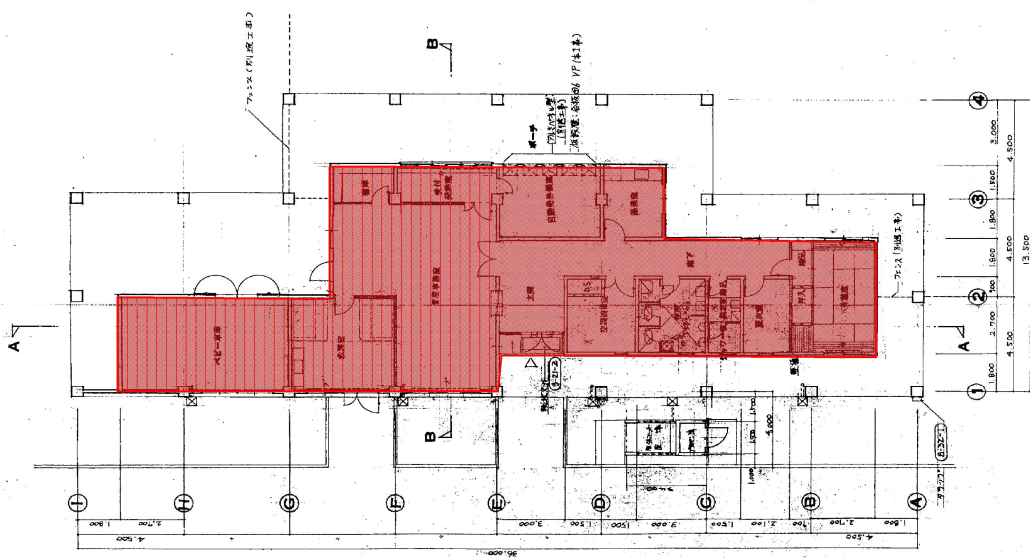
図例	焼却炉
○	ボイラー
▽	制御室
□	燃料室

平面図 1/100



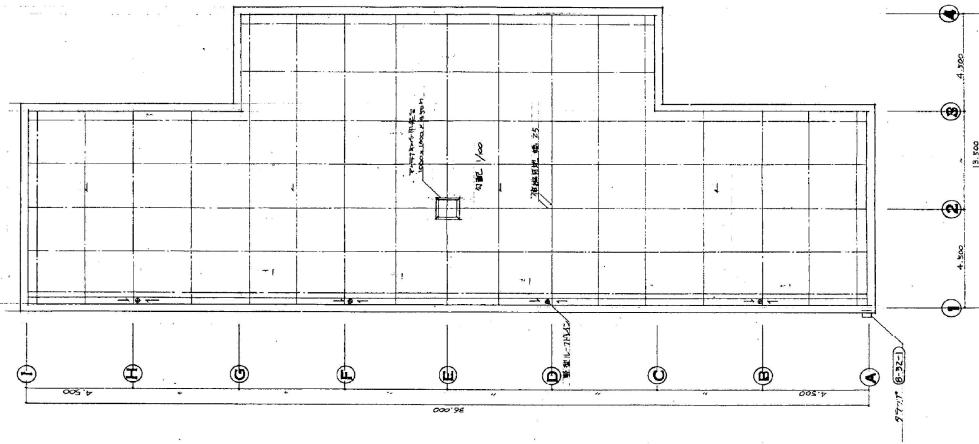
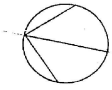
工務名	中興建設工業
建築士	中興建設工業
建築士	中興建設工業
建築士	中興建設工業
建築士	中興建設工業
建築士	中興建設工業
建築士	中興建設工業
建築士	中興建設工業
建築士	中興建設工業
建築士	中興建設工業

西口管理棟



平面図 1:100

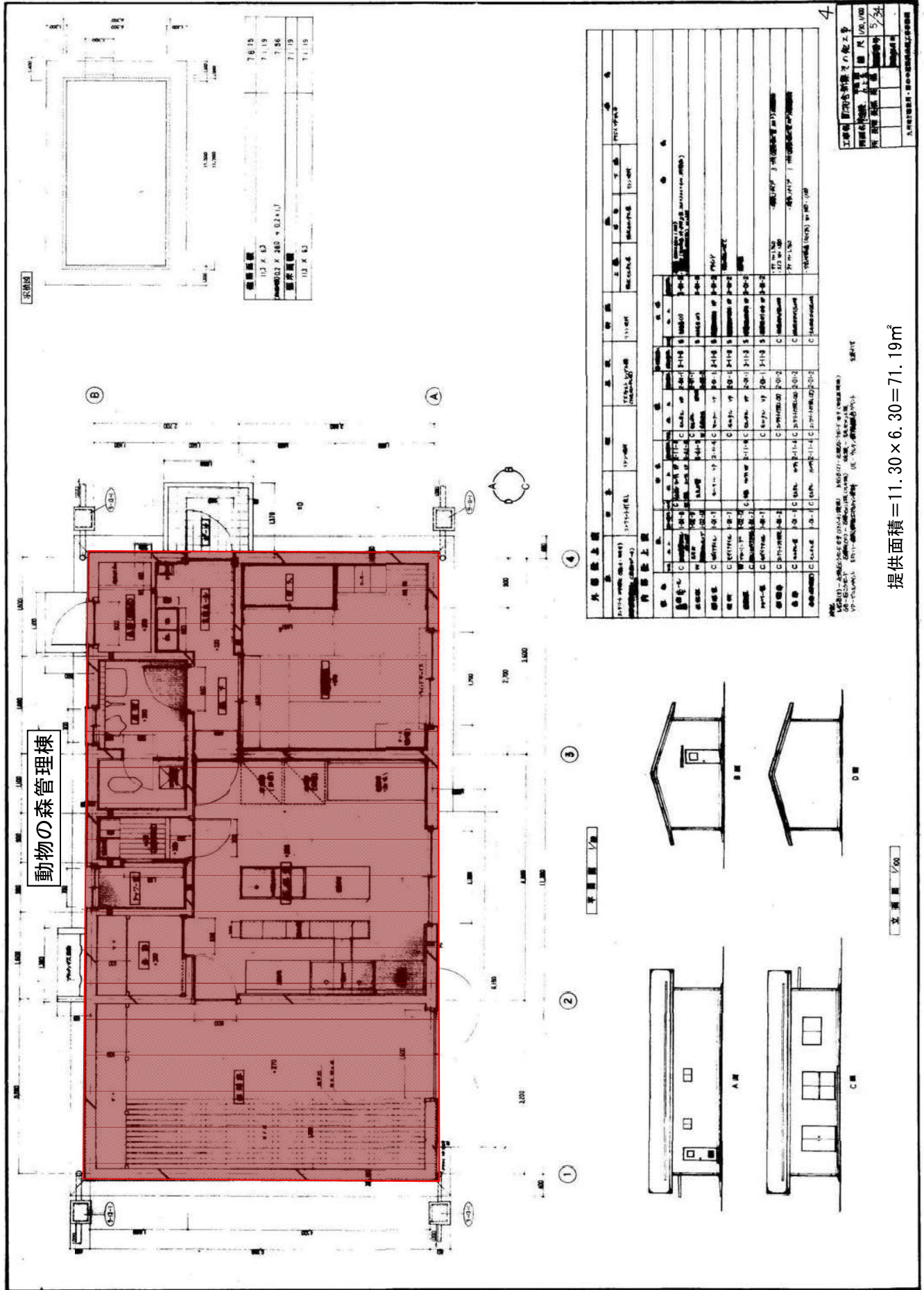
提供面積 = $9.00 \times 4.50 + 10.50 \times 7.20 + 8.70 \times 7.20 + 9.00 \times 5.40 = 227.34 \text{ m}^2$



昇降口図 1:100

南口中津原次公園 (B5) 南口中津原次公園管理棟	図番: 8
設計: 三浦建設株式会社	縮尺: S: 1/100
監理: 九州地方建設事務所	25
2018年 5月 25日	

三浦建設株式会社
〒810-0001 福岡県福岡市東区
三浦ビル 10F
TEL: 092-2311114 FAX: 092-2311115



動物の森管理棟

標準面積	78.15
11.3 X 6.3	71.19
標準02 X 280 X 02 X 1.1	7.56
標準面積	71.19
11.3 X 6.3	71.19

材料名	仕様	単位	数量	単位	数量	単位	数量
コンクリート	200mm	m ²	11.30	坪	11.30	坪	11.30
レンガ	150mm	m ²	11.30	坪	11.30	坪	11.30
木材	150mm	m ²	11.30	坪	11.30	坪	11.30
...

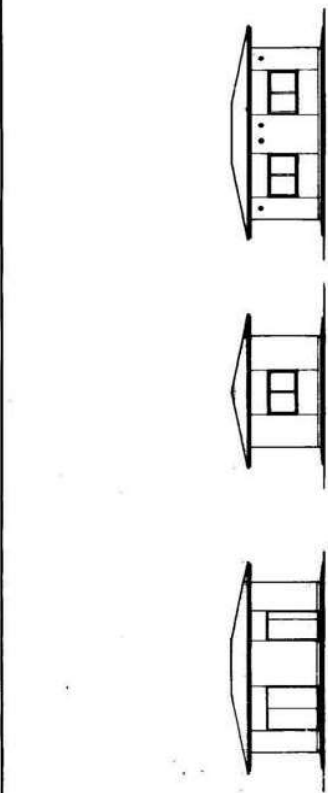
提供面積 = 11.30 x 6.30 = 71.19m²

動物の森治療棟

名称	動物の森治療棟	用途	動物の森治療棟
所在地	東京都荒川区西尾花2-1-1	敷地面積	1,000.00㎡
建築面積	31.50㎡	延床面積	31.50㎡
構造	鉄骨造	階数	1階
用途	動物の森治療棟	完成年月	2023年10月

階	用途	面積	構造	備考
1階	動物の森治療棟	31.50㎡	鉄骨造	動物の森治療棟
2階	動物の森治療棟	31.50㎡	鉄骨造	動物の森治療棟
3階	動物の森治療棟	31.50㎡	鉄骨造	動物の森治療棟
4階	動物の森治療棟	31.50㎡	鉄骨造	動物の森治療棟

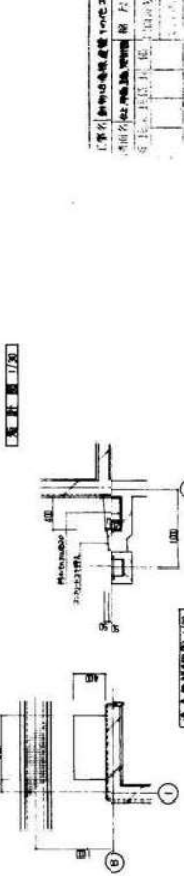
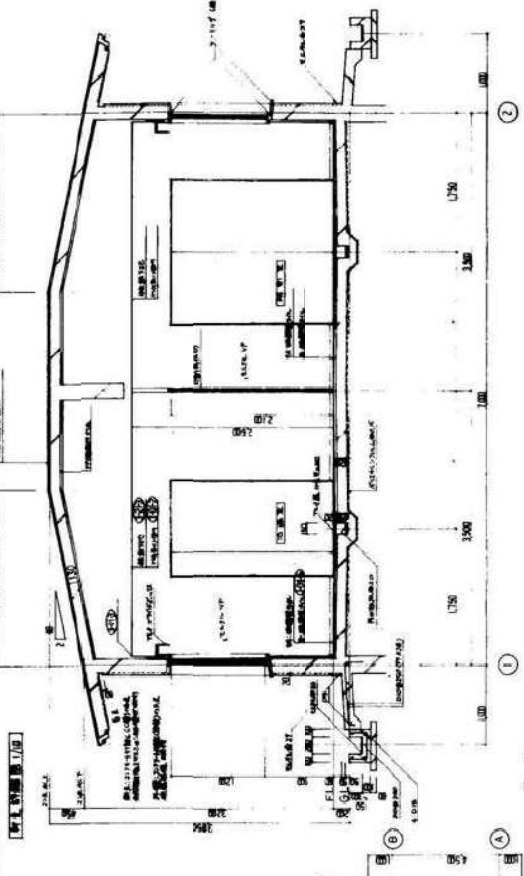
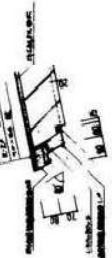
1. 本図は、動物の森治療棟の平面図を示す。2. 本図は、動物の森治療棟の断面図を示す。3. 本図は、動物の森治療棟の立面図を示す。4. 本図は、動物の森治療棟の透視図を示す。5. 本図は、動物の森治療棟の配置図を示す。



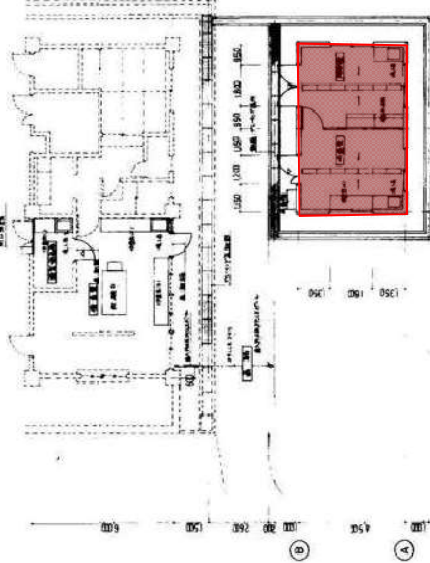
立面図(正面)

立面図(側面)

立面図(背面)

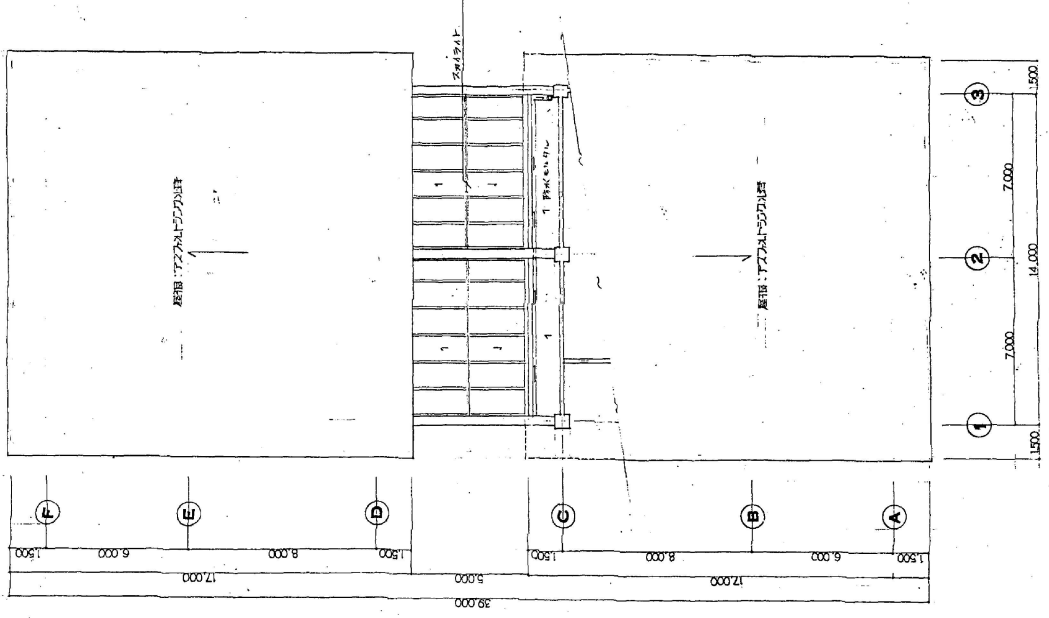
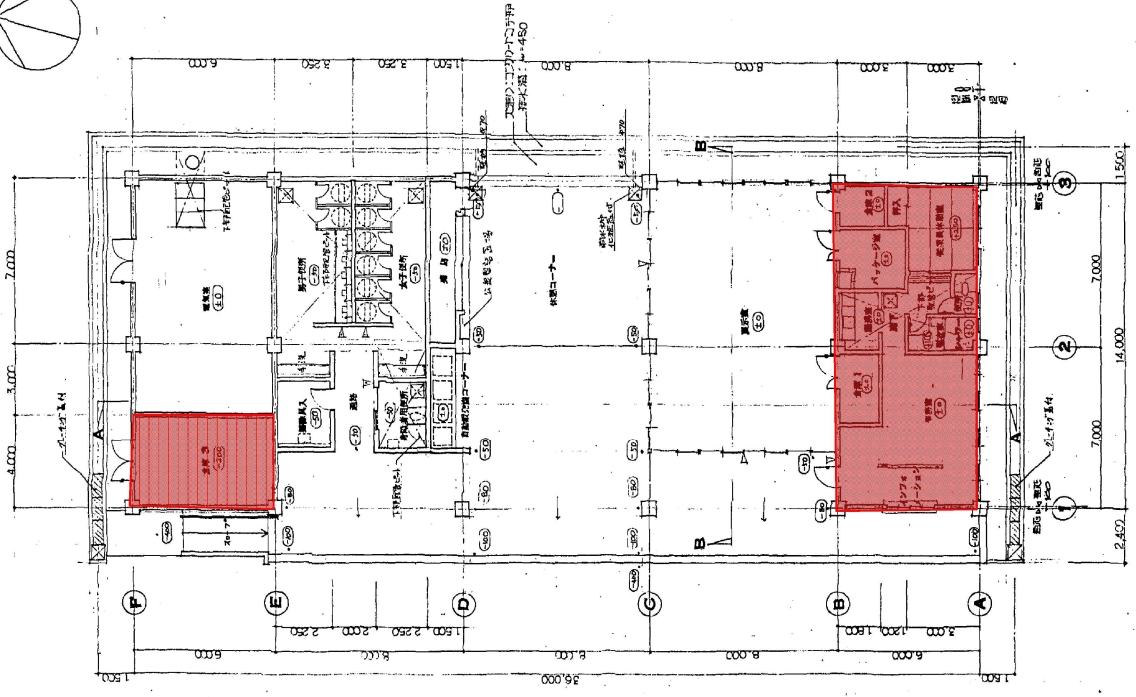


設計者	株式会社 〇〇〇〇
施工者	株式会社 〇〇〇〇
監理者	株式会社 〇〇〇〇
建築士	〇〇〇〇
建築士	〇〇〇〇
建築士	〇〇〇〇



提供面積 = 7.00 x 4.50 = 31.50㎡

動物の森レストハウス



9	九州地方建設局 建設部 5.21/AD2
56	九州地方建設局 建設部 5.21/AD2

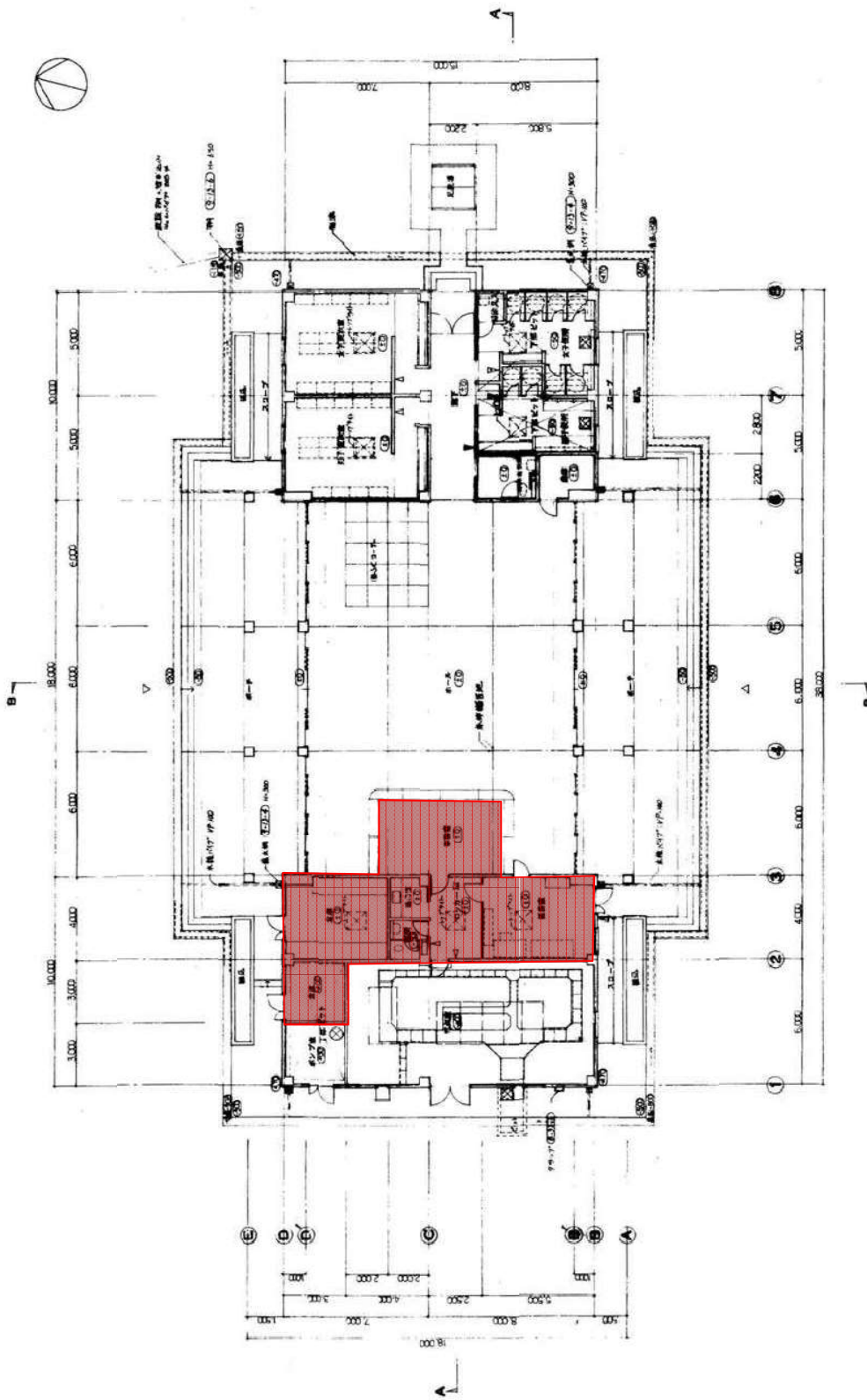
九州地方建設局 建設部
 九州地方建設局 建設部
 九州地方建設局 建設部

縮尺 1:100

縮尺 1:100

提供面積 = 6.00 × 4.00 + 14.00 × 6.00 = 108.00㎡

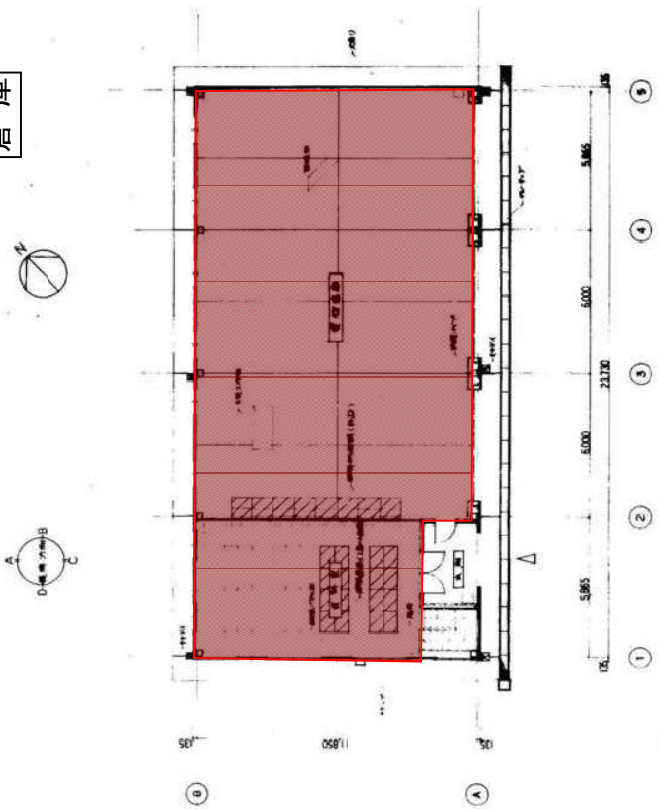
子供の広場管理棟



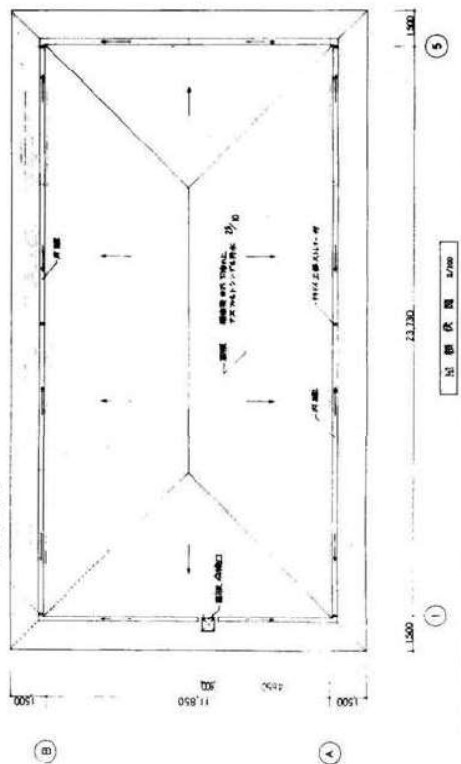
提供面積 = $3.00 \times 3.00 + 15.00 \times 4.00 + 6.00 \times 2.60 + 2.80 \times 2.20 = 90.76 \text{m}^2$

鹿児島県立総合教育センター建設工事 平面図		5:1/100	6
九州地方建設局 505号 3月		27	

倉庫



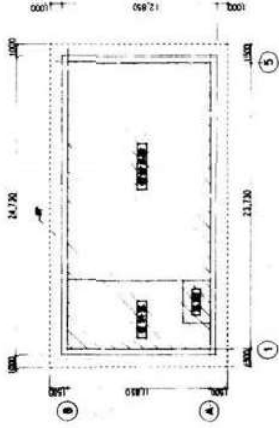
平面図 1/100



基礎配置図 1/100

外観仕上裏		中土	基礎	屋根	軒裏	備考
2129+1打抜(1)	2179+1打抜(1)	2179+1打抜(1)	2179+1打抜(1)	2179+1打抜(1)	2179+1打抜(1)	屋根開口 400x400 1100 2179+1打抜(1)
内観仕上裏						
壁	中土	基礎	天井	床	備考	
2129+1打抜(1)	2179+1打抜(1)	2179+1打抜(1)	2179+1打抜(1)	2179+1打抜(1)	2179+1打抜(1)	2179+1打抜(1)
2129+1打抜(1)	2179+1打抜(1)	2179+1打抜(1)	2179+1打抜(1)	2179+1打抜(1)	2179+1打抜(1)	2179+1打抜(1)
2129+1打抜(1)	2179+1打抜(1)	2179+1打抜(1)	2179+1打抜(1)	2179+1打抜(1)	2179+1打抜(1)	2179+1打抜(1)

VT: 1000x1000x1000
 DT: 1000x1000
 基礎: 2000x2000x1000



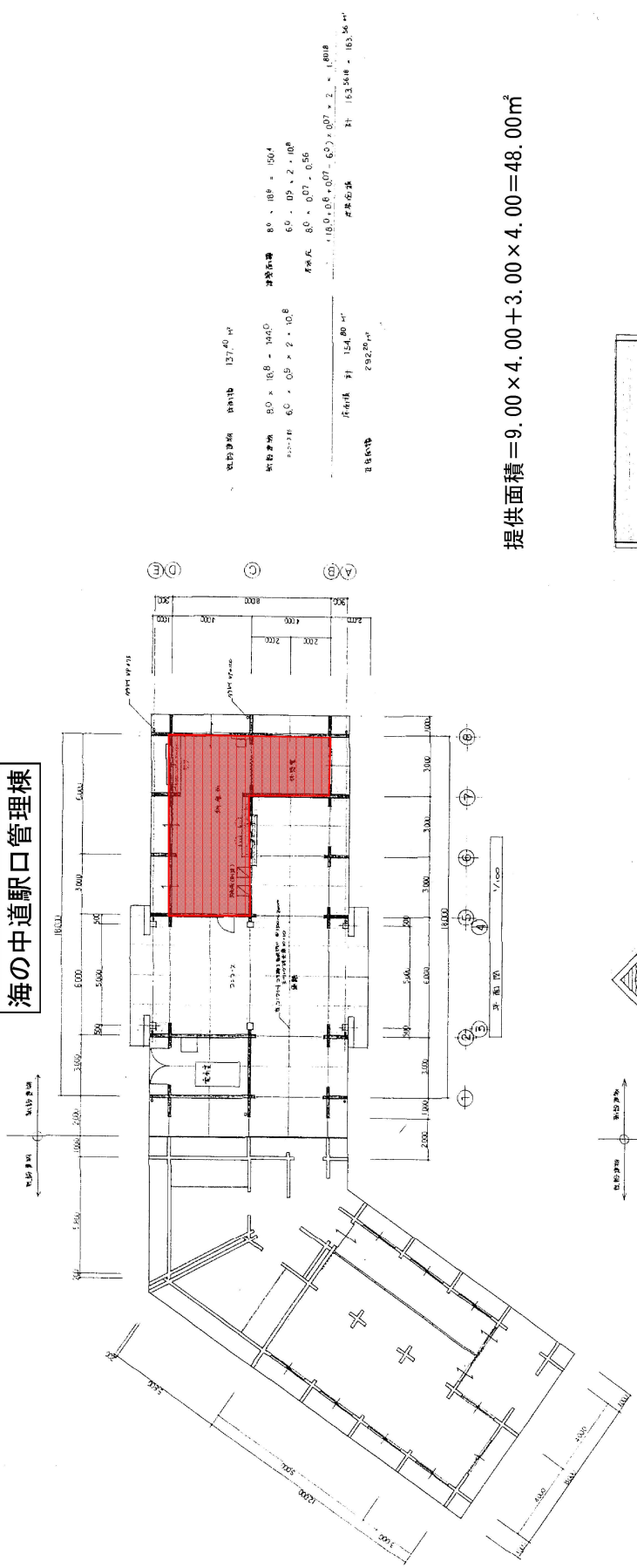
基礎面積	24.29 x 11.85 = 287.7663	317.76
床面積	23.13 x 11.85 = 274.1895	281.70

提供面積 = 23.73 × 11.85 = 5.64 × 2.45 = 267.38㎡

工事名	倉庫新築工事 (新築)
図面名	基礎配置図 (基礎配置)
図面尺	1/100
作成日	年月日
承認日	年月日
承認者	氏名
設計者	氏名
監理者	氏名
施工者	氏名
図面番	
図面名	
図面尺	
作成日	
承認日	
承認者	
設計者	
監理者	
施工者	

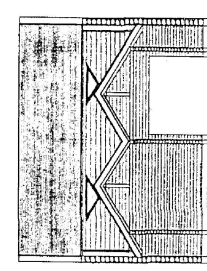
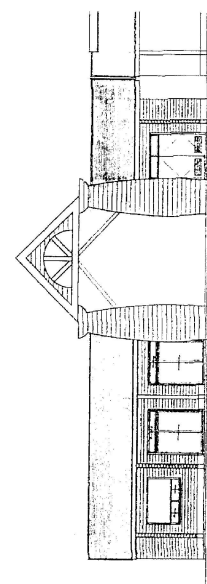
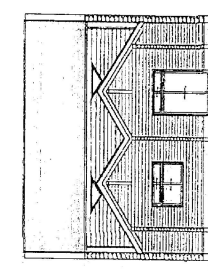
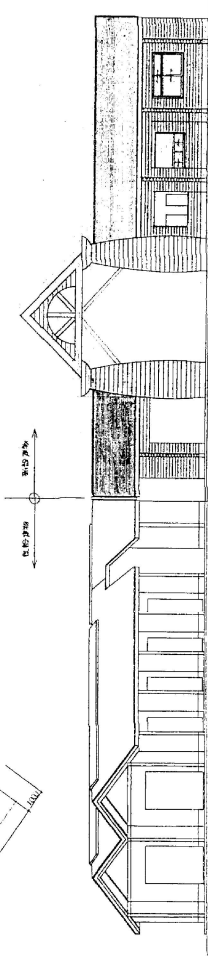
九州地方建設局
 海防支隊建設課

海の中道駅口管理棟



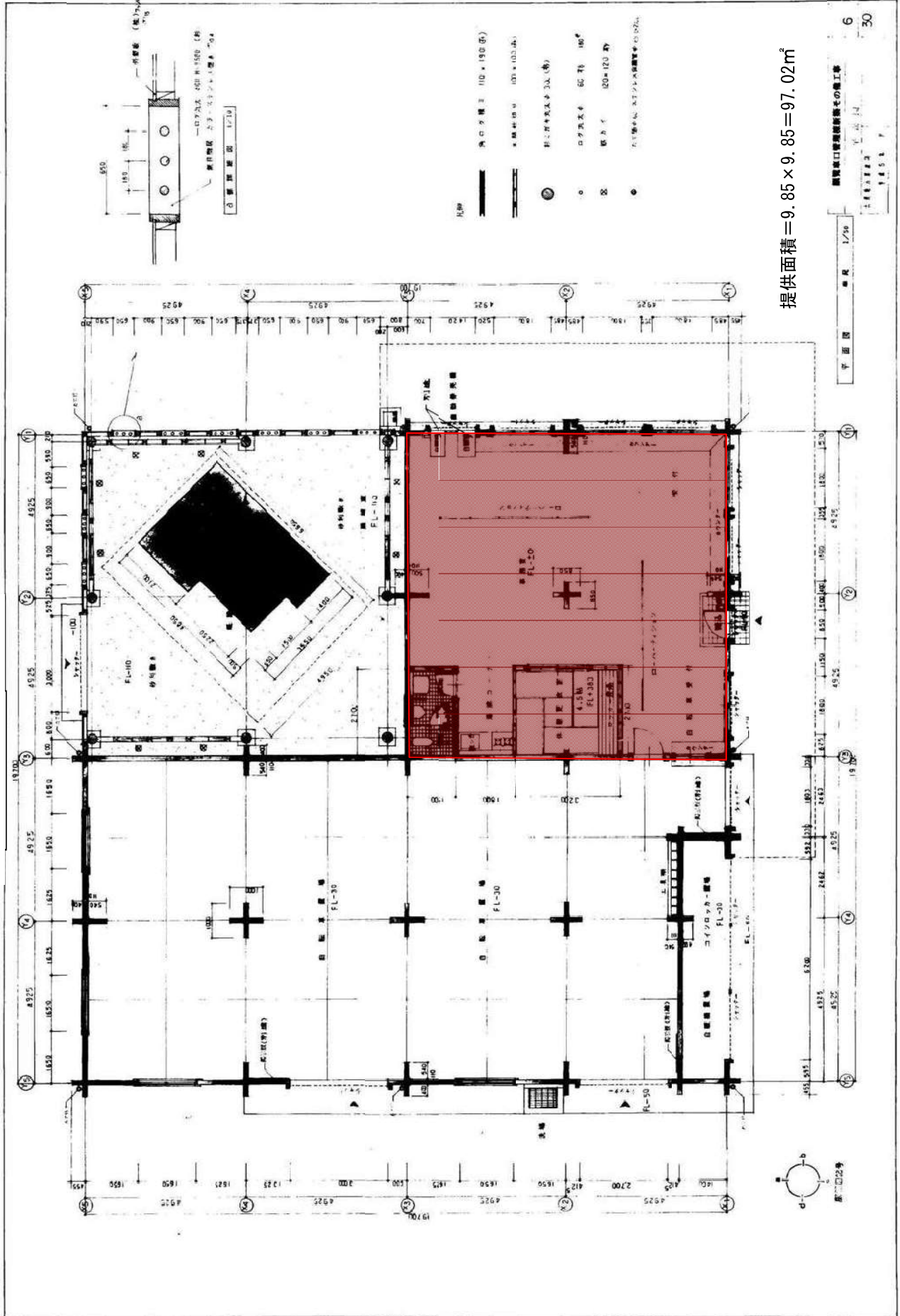
窓の面積 127.40㎡
 窓の寸法 8.0 × 10.8 = 86.4
 窓の寸法 6.0 × 0.5 × 2 = 6.0
 窓の寸法 6.0 × 0.7 = 4.2
 窓の寸法 10.0 × 0.6 + 0.07 = 6.07
 窓の寸法 15.4 × 0.07 = 1.078
 窓の寸法 15.3 × 0.07 = 1.071
 窓の寸法 15.3 × 0.07 = 1.071

提供面積 = $9.00 \times 4.00 + 3.00 \times 4.00 = 48.00 \text{ m}^2$

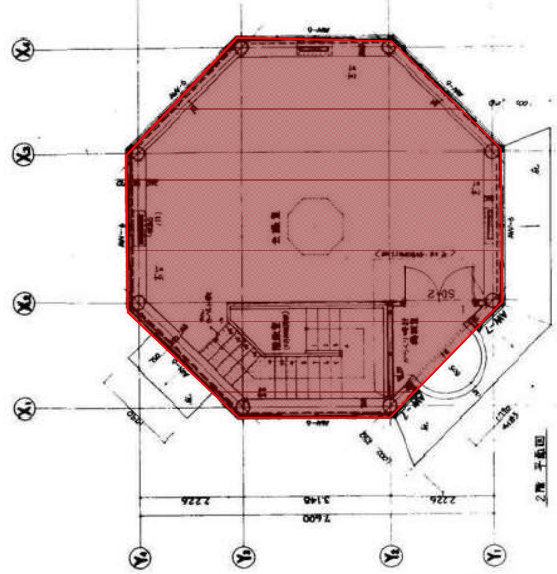


工 事 名	海の中道駅管理棟工務
業 主 名	海の中道駅管理棟工務
施 工 日 付	昭和43年1月1日
図 紙 番 号	海の中道駅管理棟工務
製 図 者	海の中道駅管理棟工務
検 査 者	海の中道駅管理棟工務

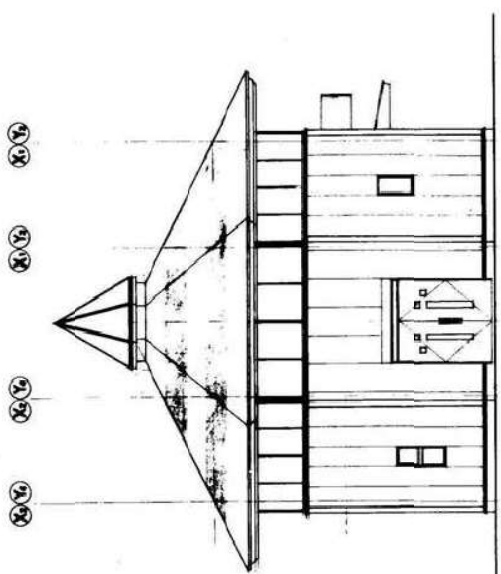
ワンダーワールド口管理棟



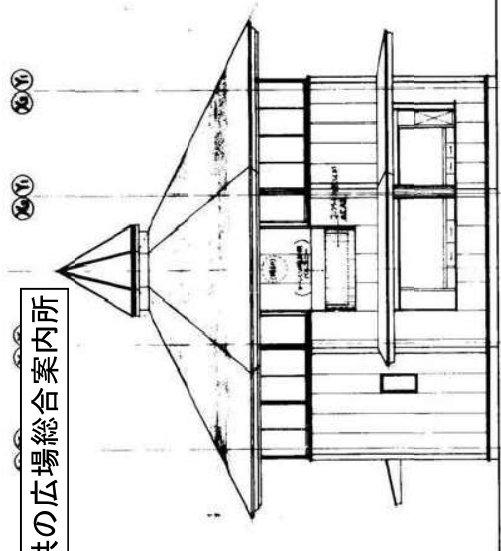
子供の広場総合案内所



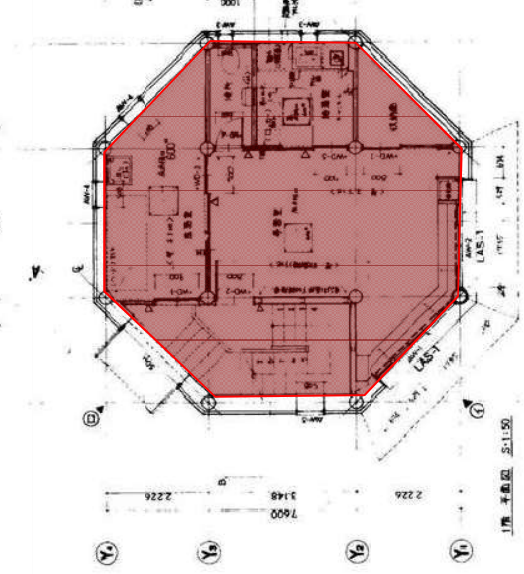
2階平面図 5:150



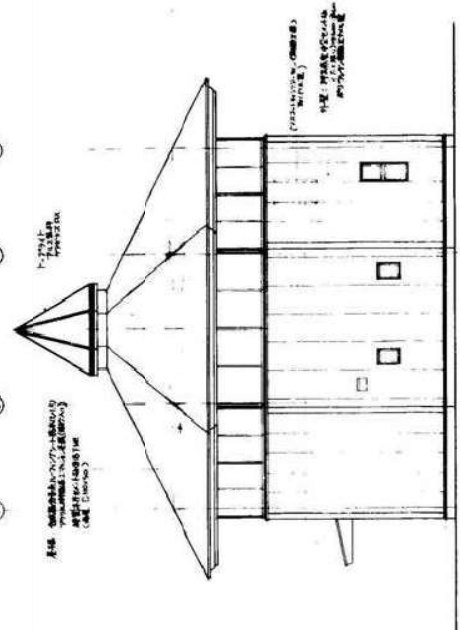
② 立面図



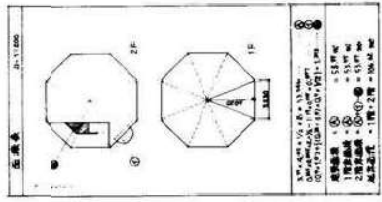
③ 立面図 5:150



1階平面図 5:150



④ 立面図



断面図 1:1000

工 種	児童遊園施設整備工事
業 種	建築・土木・電気・機械
施 工 日 数	150/150 日数 27 日
工 事 費	10,000,000 円
人 員 数	10 名
人 員 名	〇〇〇〇〇〇
人 員 職 名	〇〇〇〇〇〇
人 員 単 位	〇〇〇〇〇〇
人 員 単 位 名	〇〇〇〇〇〇
人 員 単 位 職 名	〇〇〇〇〇〇
人 員 単 位 単 位	〇〇〇〇〇〇
人 員 単 位 単 位 名	〇〇〇〇〇〇
人 員 単 位 単 位 職 名	〇〇〇〇〇〇
人 員 単 位 単 位 単 位	〇〇〇〇〇〇
人 員 単 位 単 位 単 位 名	〇〇〇〇〇〇
人 員 単 位 単 位 単 位 職 名	〇〇〇〇〇〇

提供面積 = 53.55 + 53.07 = 106.62 m²

いこいの森ビクターセンター-1



設計
有限会社 森ビル
建築士事務所
〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1
森ビルビルディング 10F
TEL: 03-5561-1111
FAX: 03-5561-1112

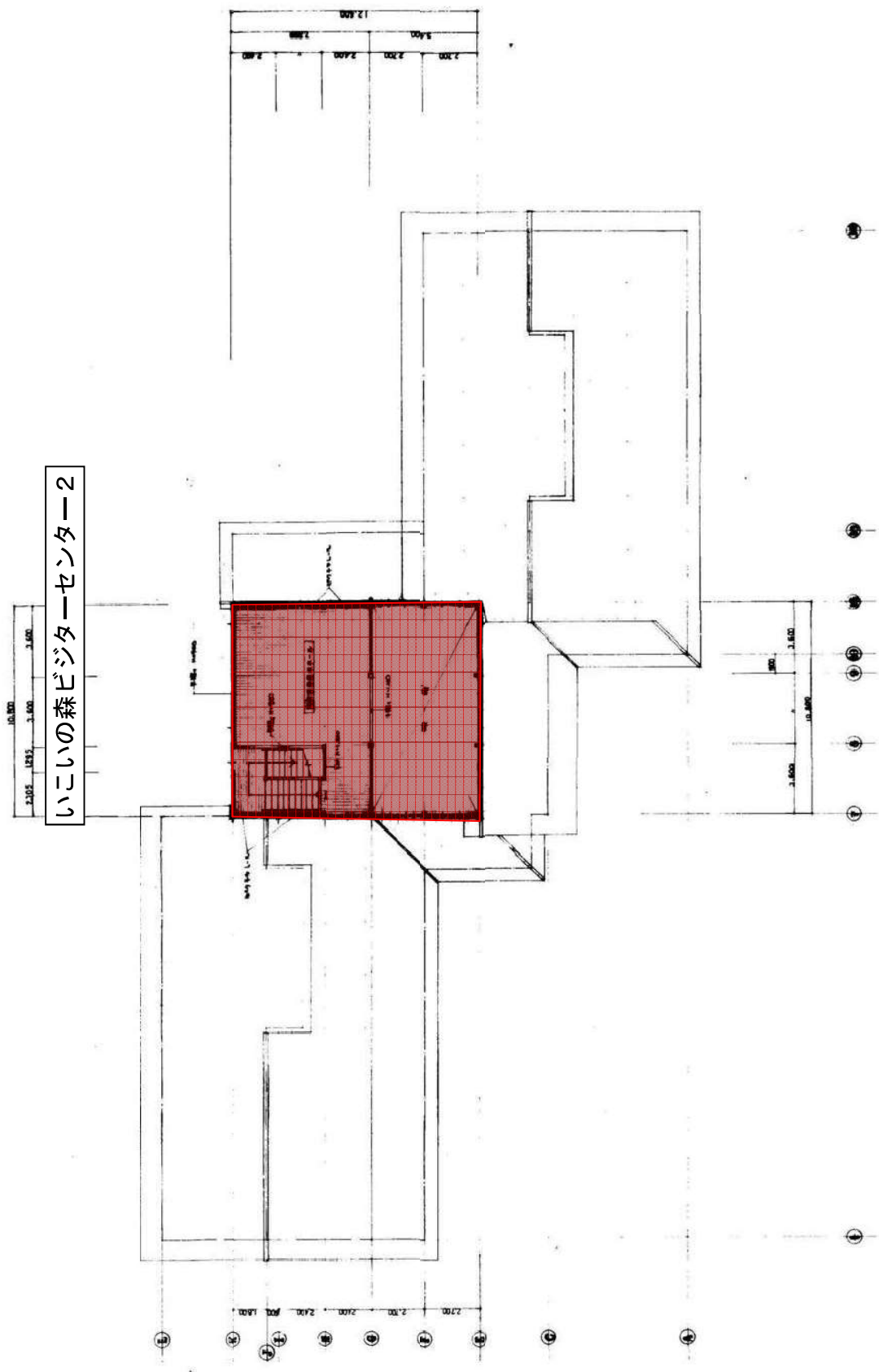
1階平面図 巻1/100

縮尺
縦横
1/100
1/100

提供面積 = $13.5 \times 16.2 + 3.6 \times 3.6 + 14.4 \times 12.6 + 18.3 \times 10.8 - 2.7 \times 3.6 = 601.02 \text{ m}^2$

図名	いこいの森ビクターセンター-1 1階平面図
図番	8
縮尺	1/100
作成	3/1

いこいの森ビクターセンター-2



建築面積 77.76㎡

延床面積 676.43㎡

建築平面図 1/1000

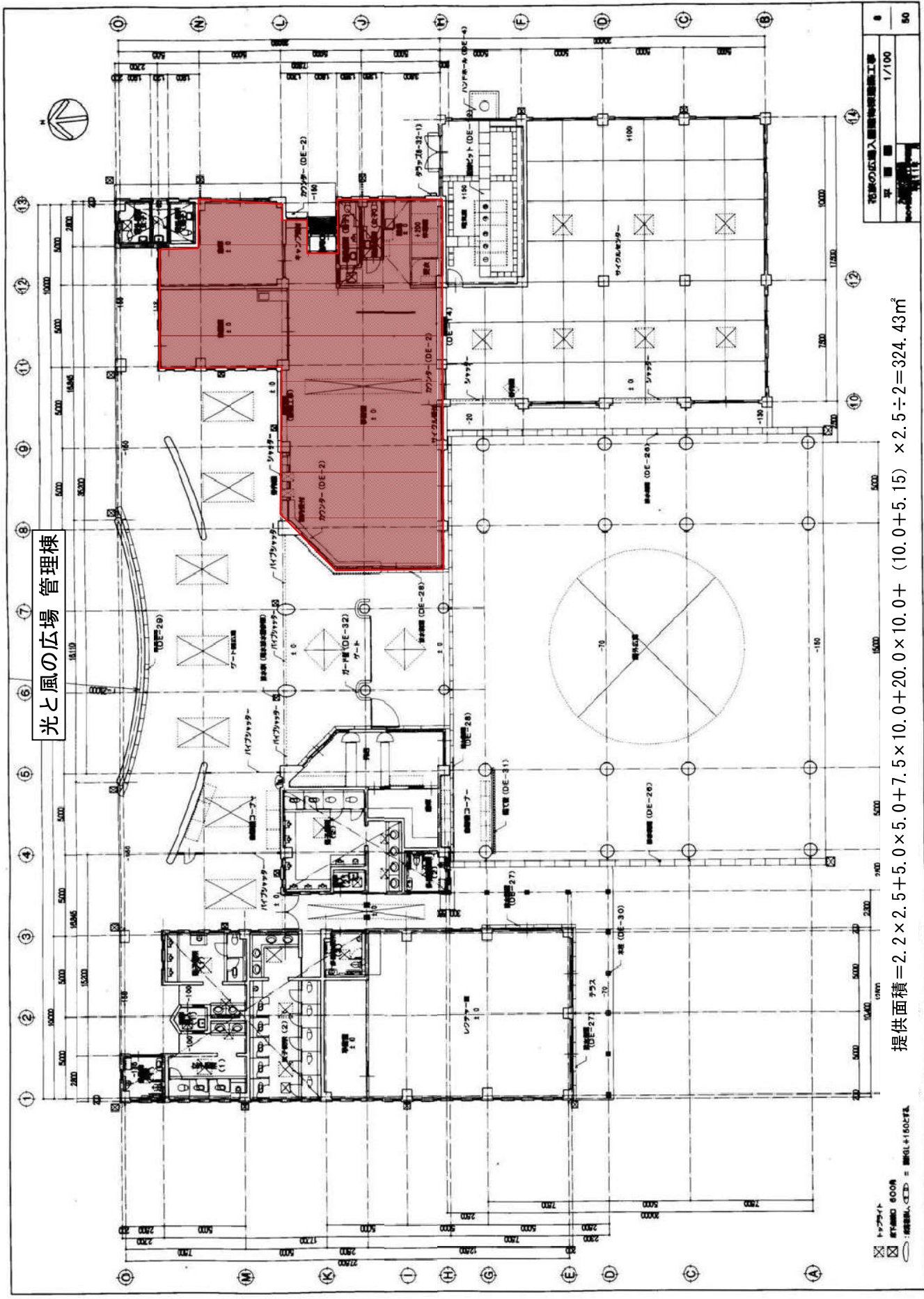
提供面積 = 10.80 × 12.60 = 136.08㎡



図名

図番	9
図名	いこいの森ビクターセンター-2
図尺	1/1000
図日	31

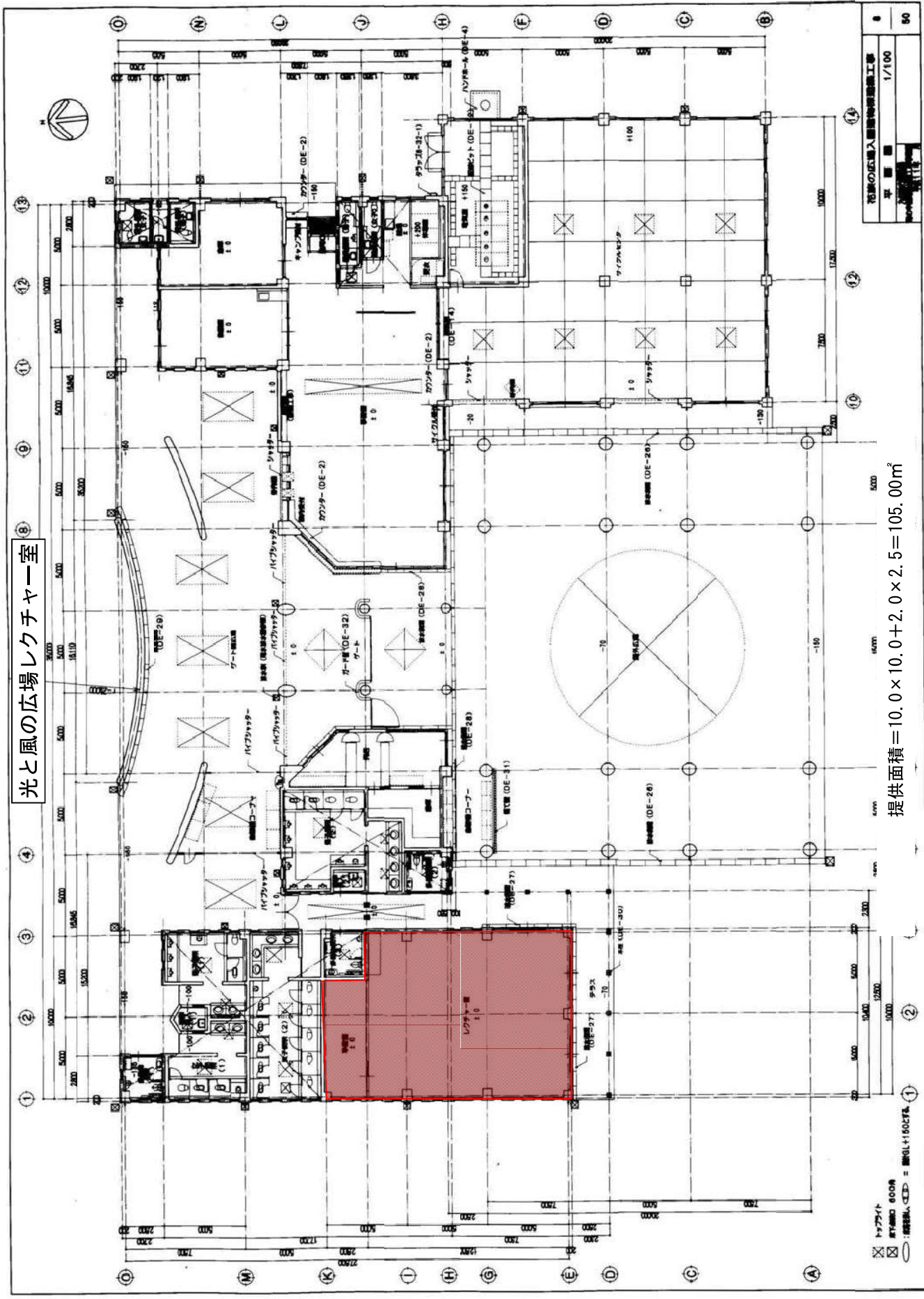
光と風の広場 管理棟



1/100	8
1/100	80

提供面積 = 2.2 × 2.5 + 5.0 × 5.0 + 7.5 × 10.0 + 20.0 × 10.0 + (10.0 + 5.15) × 2.5 ÷ 2 = 324.43㎡

トランプレット
 1/100 600R
 1/100 600R
 1/100 600R



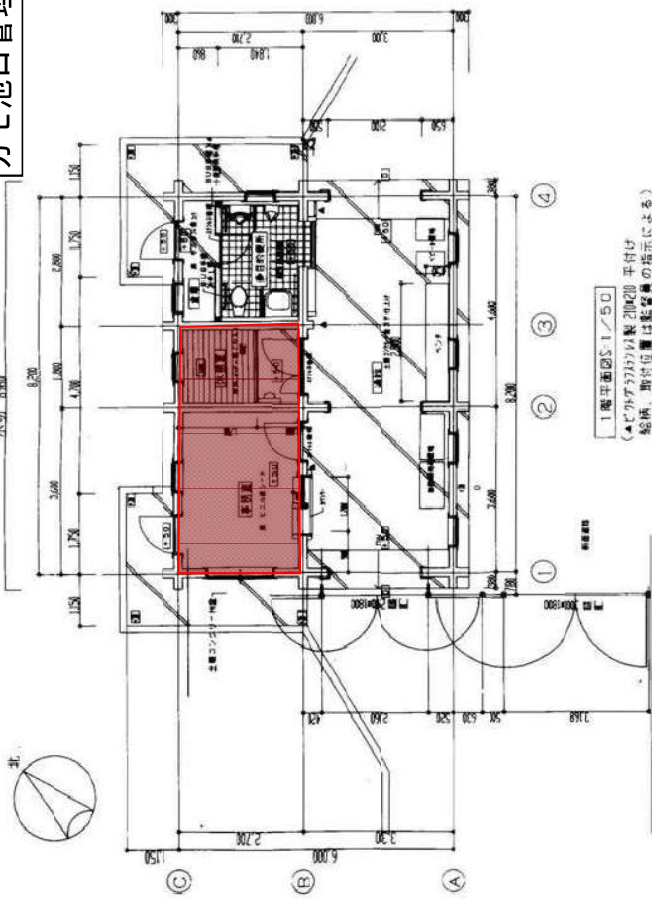
光と風の広場レクチャー室

1/100	8
1/100	8
1/100	8

提供面積 = $10.0 \times 10.0 + 2.0 \times 2.5 = 105.00 \text{ m}^2$

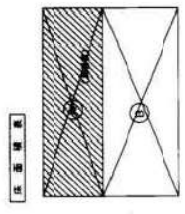
トワフット
 1/1000 600R
 1/1000 500R
 1/1000 400R
 1/1000 300R
 1/1000 200R
 1/1000 100R

カモ池口管理棟



1階平面図 S-1/50
 (※ビオトープの位置は2階平面図の表示による)
 経験、断熱位置は監理員の指示による)

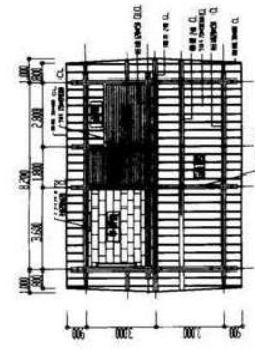
提供面積 = 5.4 × 2.7 = 14.58㎡



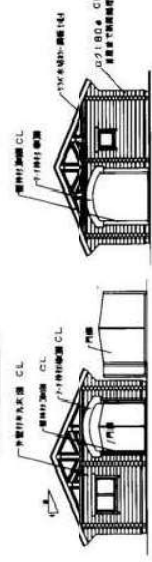
区分	数量	単価	計
A	8,282.7	826.14	6,844,000
B	8,283.3	271.00	2,244,000
計			9,088,000

床下500mm厚 0.5m 概算

天井仕様	
断熱層	D07-3000断熱材
防湿層	防湿シート
石膏	石膏ボード
通路	一部防湿シート付



天井仕様 S-1/100

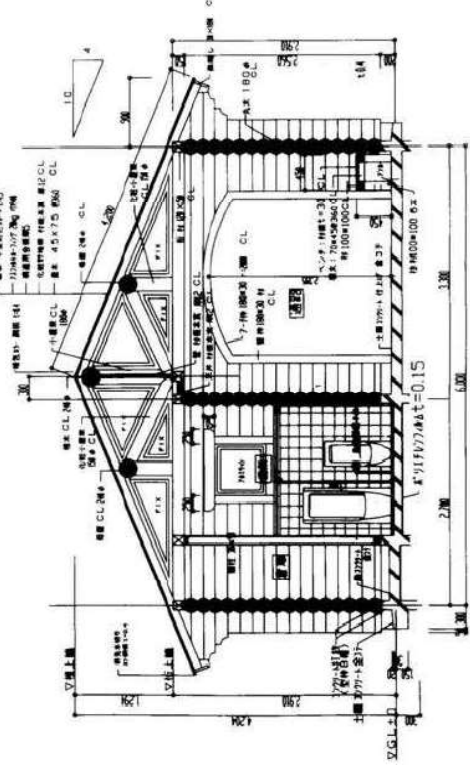


西立面図 S-1/100

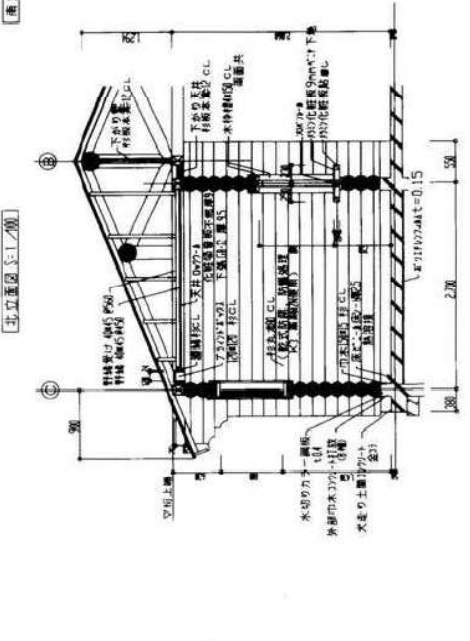
東立面図 S-1/100

北立面図 S-1/100

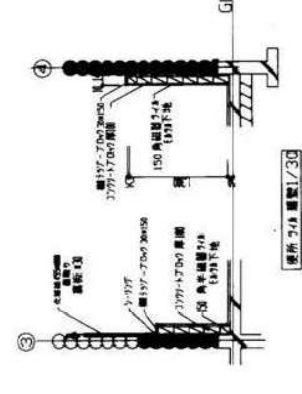
南立面図 S-1/100



断面詳図 S-1/30



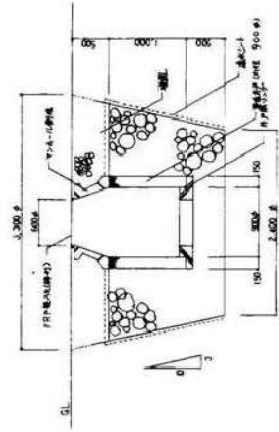
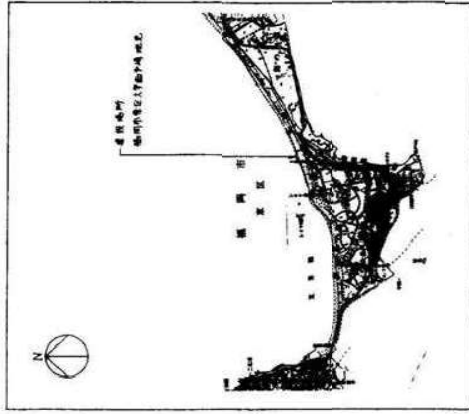
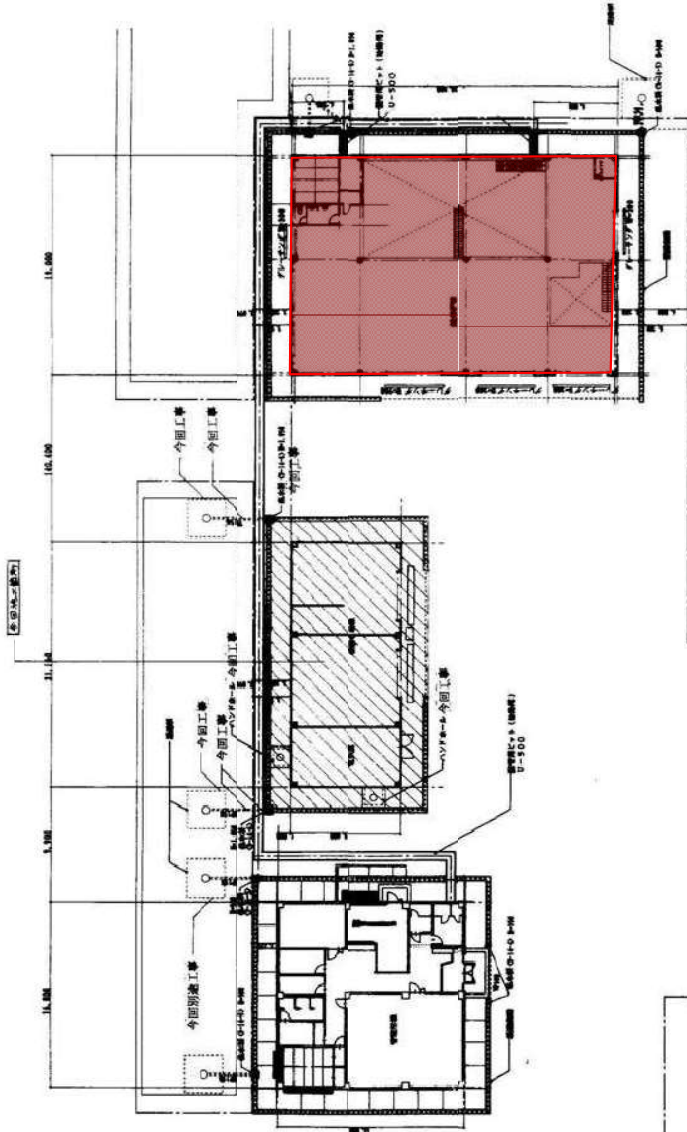
断面詳図 S-1/30



壁面仕様 S-1/30

工事名	カモ池口の公園ゲート・管理棟工事
図面名	平面立面断面詳図
図面尺	1/50, 30/100
設計年月日	平成 年 月 日
九州地方整備局	海の中道海浜公園工事事務所

焼却炉棟 3



断面図 1/120

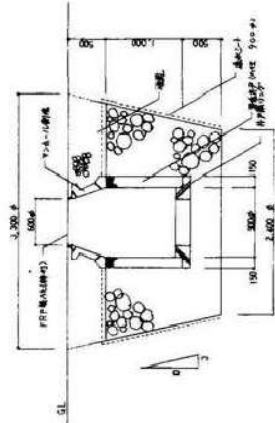
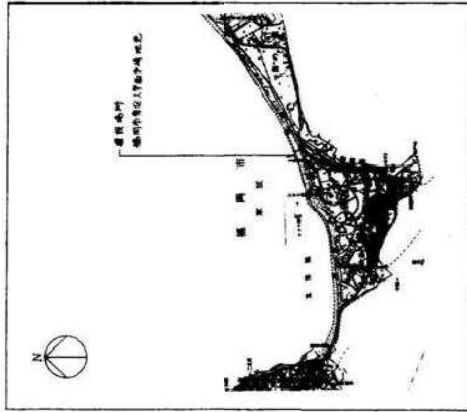
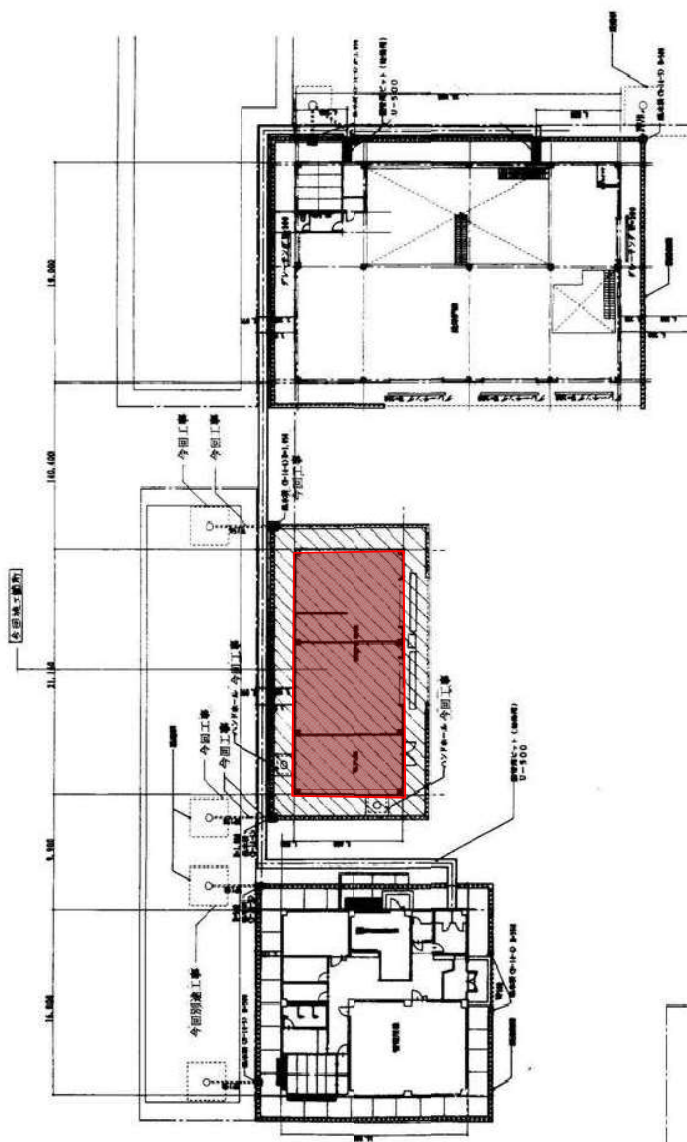
平面図 3/1120

(原簿番号) 完成図

設計者	住友建設株式会社	図番	2
設計者	住友建設株式会社	縮尺	1/200
設計者	住友建設株式会社	縮尺	1/200
設計者	住友建設株式会社	縮尺	7

提供面積 = 28.00 × 19.00 = 532.00 m²

仮置場棟



基礎図 1/100 GL・基礎 Δ135

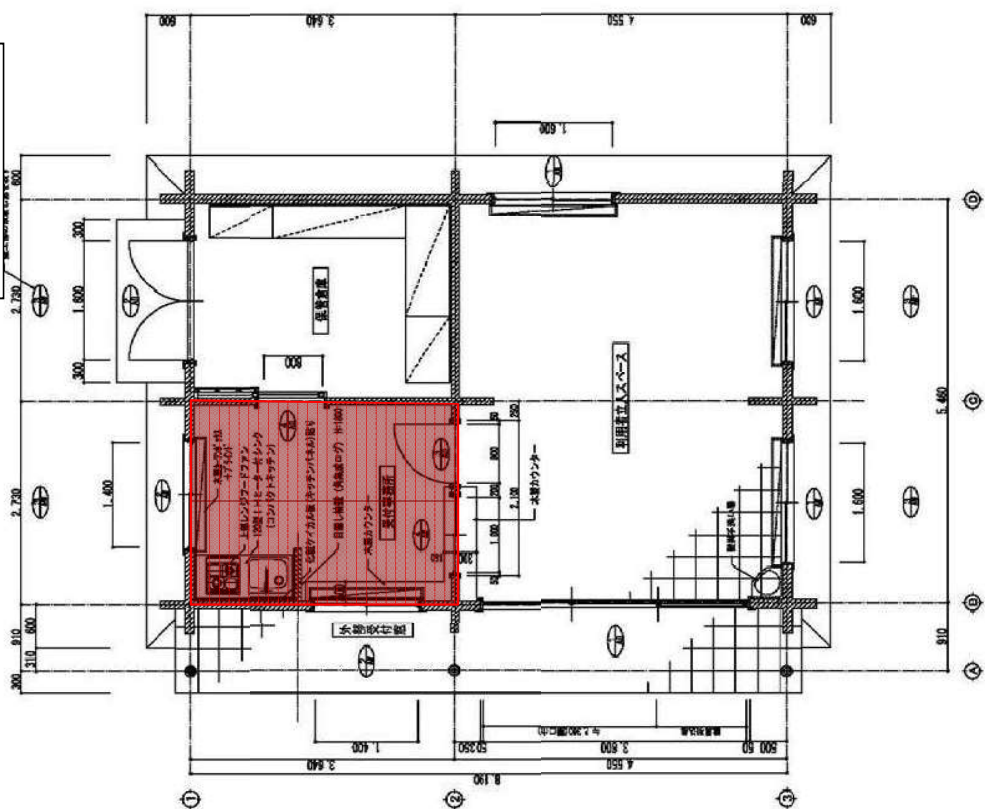
基礎図 1/20

提供面積 = 21.15 × 9.40 = 198.00㎡

(原簿番号) 完成図

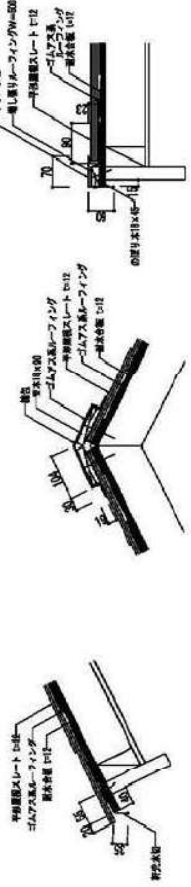
設計・監理	1/10,000	2
設計・監理	1/200	7
工事監理		

ドッグラン管理棟



平面詳細図 S : 1/30

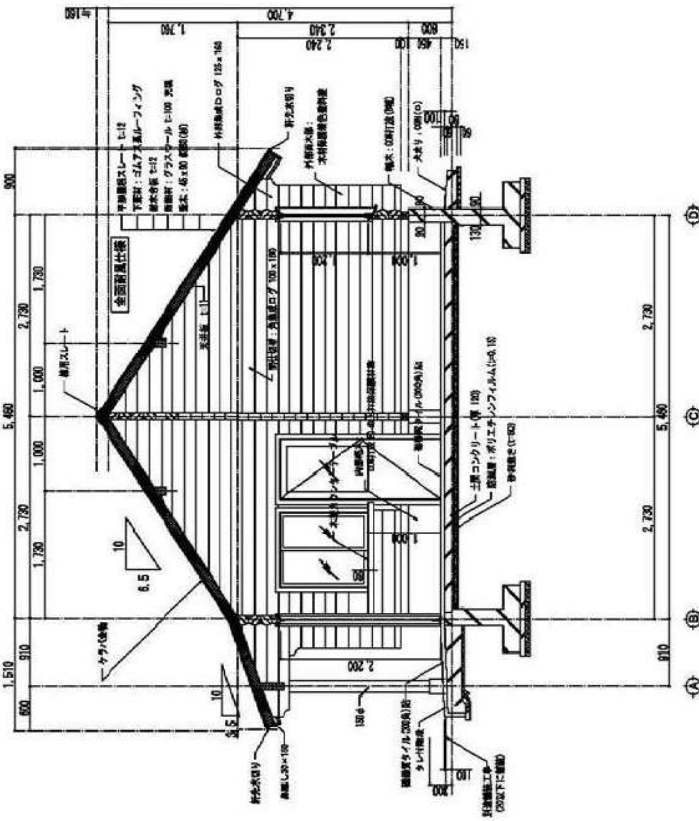
提供面積 = 3.60 × 2.73 = 9.83㎡



軒先断面詳細図 S : 1/6

棟断面詳細図 S : 1/6

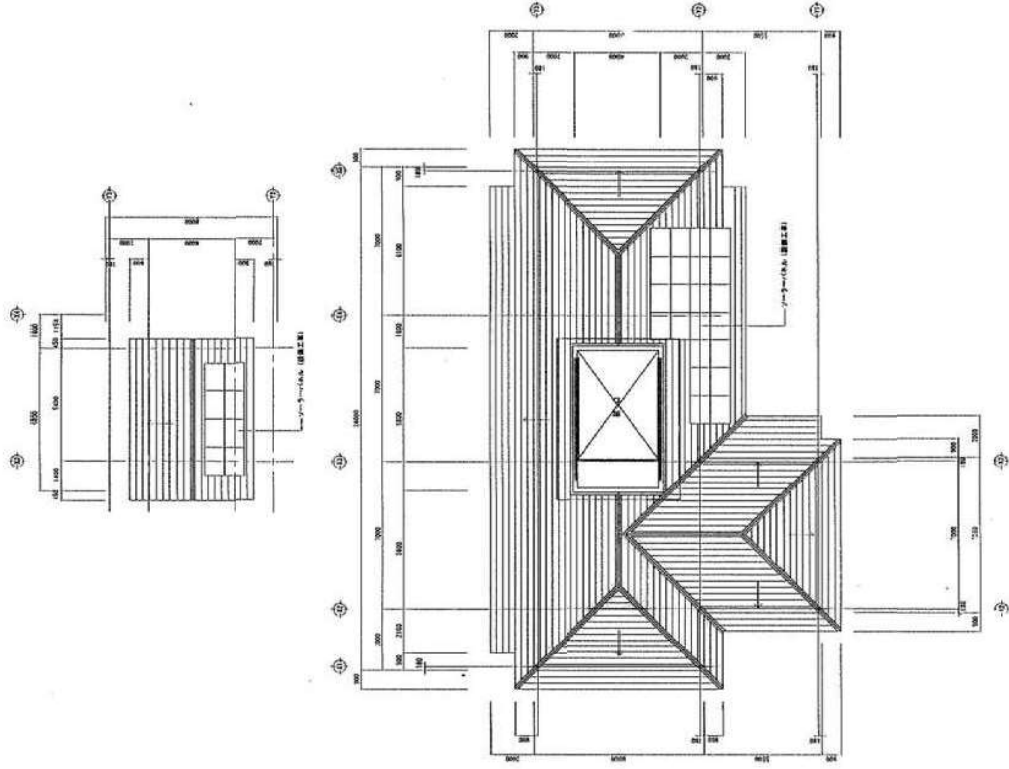
ケラハ断面詳細図 S : 1/6



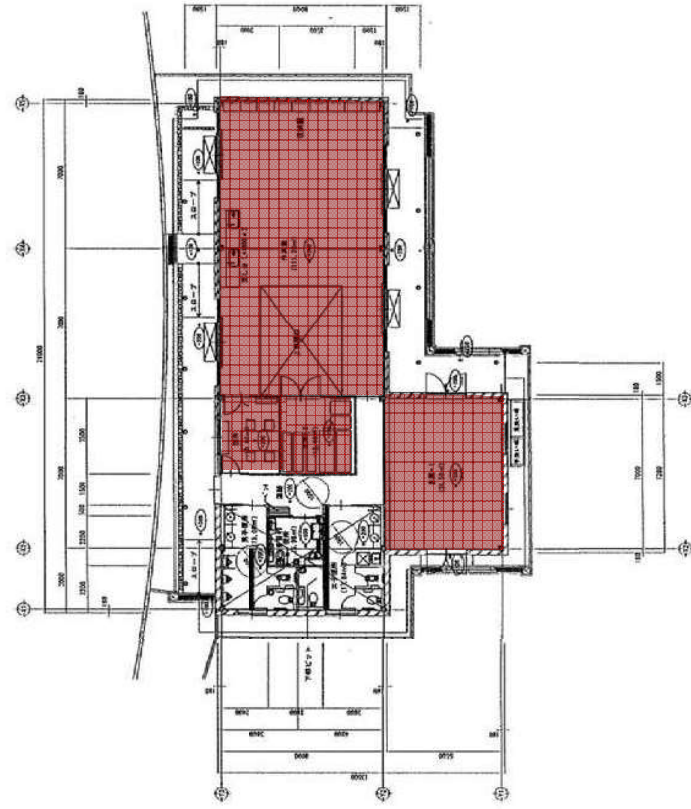
断面詳細図 S : 1/30

(ドッグラン管理棟)	
光と風の広場電気設備躯体工事	25
設計・改修設計費	\$:1/20外
工事費	38

環境共生の森活動拠点施設



屋根状況 2-1/100

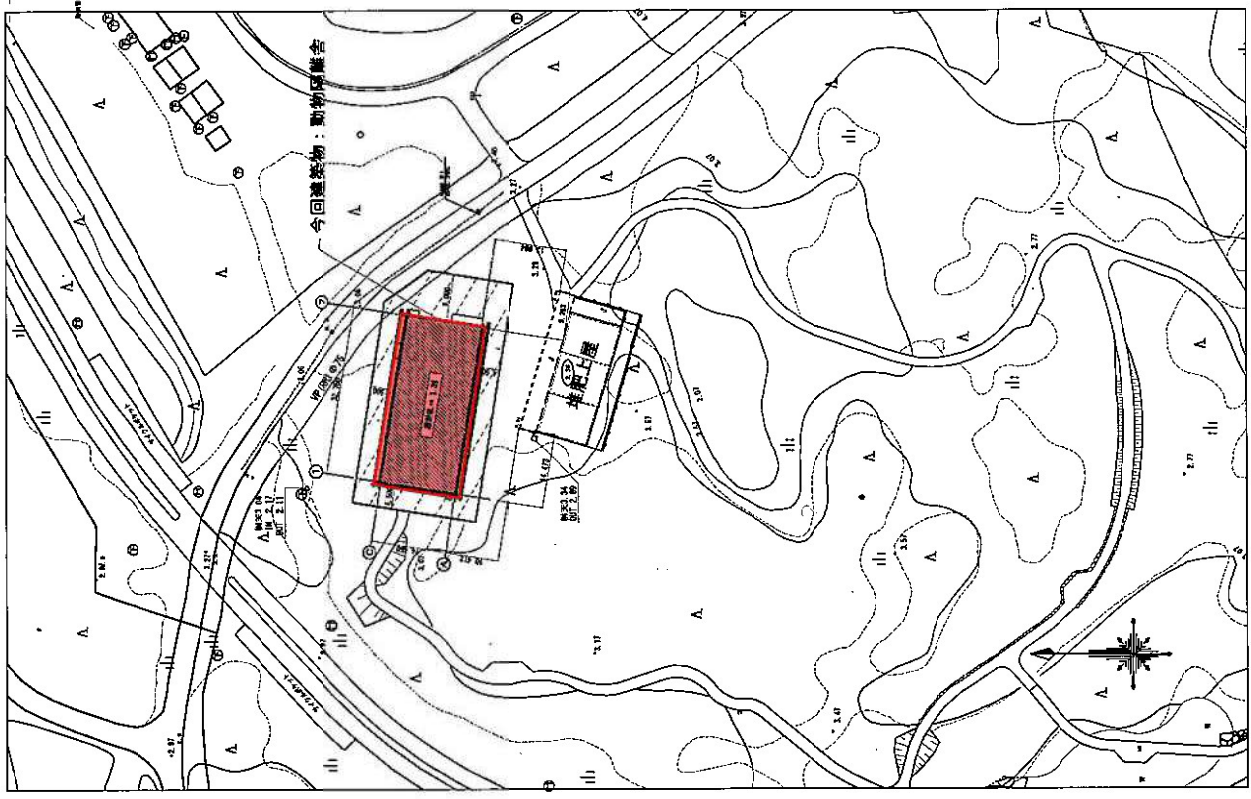
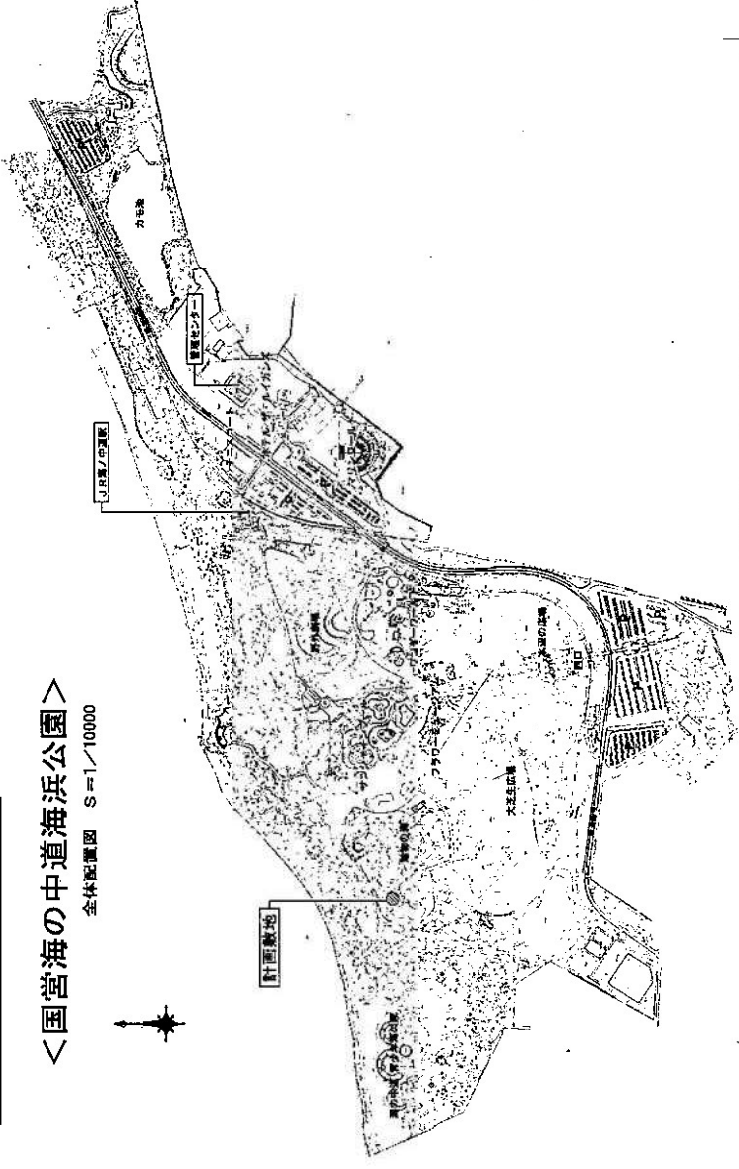


平面図 2-1/100

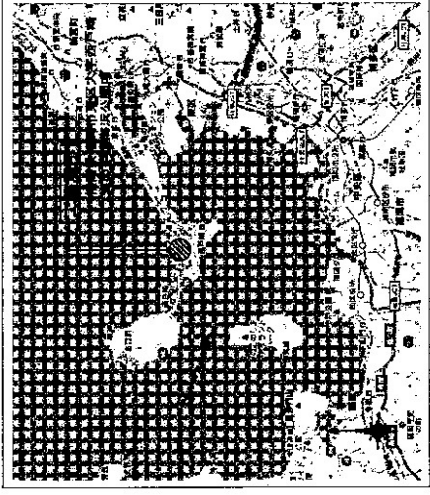
情報提供元 株式会社 環境共生の森活動拠点施設 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 TEL: 03-5561-1111	設計者 株式会社 環境共生の森活動拠点施設 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 TEL: 03-5561-1111	1.3 7.8 10.1
情報提供元 株式会社 環境共生の森活動拠点施設 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 TEL: 03-5561-1111	設計者 株式会社 環境共生の森活動拠点施設 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 TEL: 03-5561-1111	1.3 7.8 10.1

動物の森隔離舎

＜国営海の中道海浜公園＞
全体配置図 S=1/10000

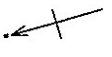


配置図 S=1/500

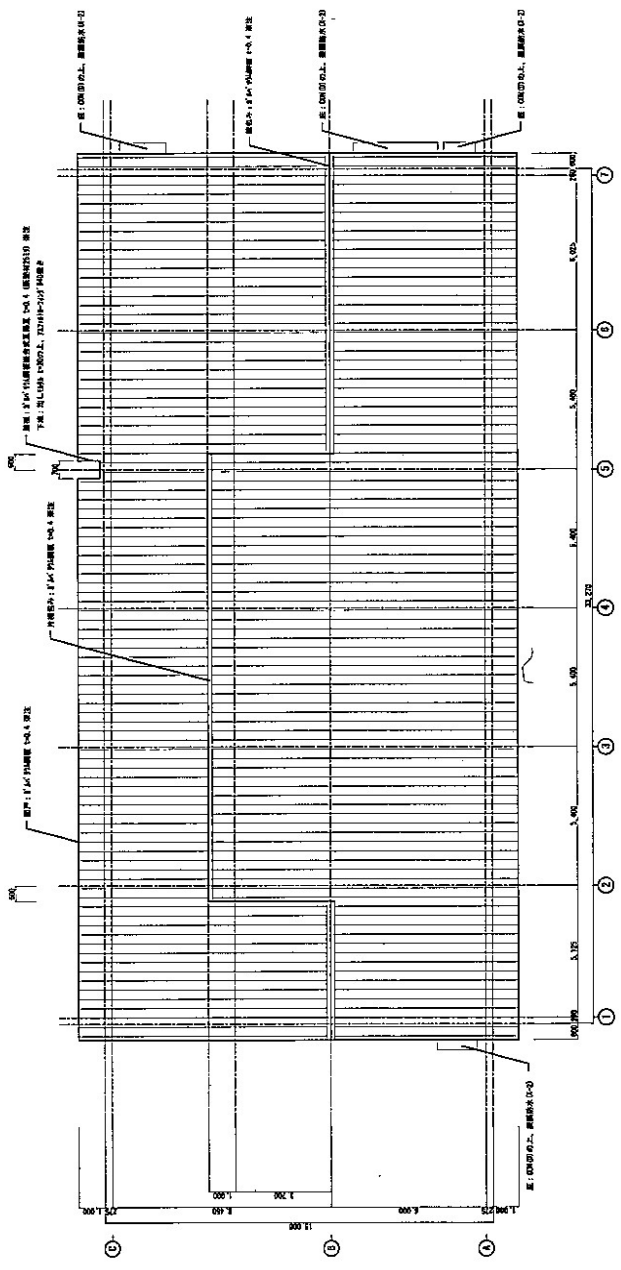


付近見取図

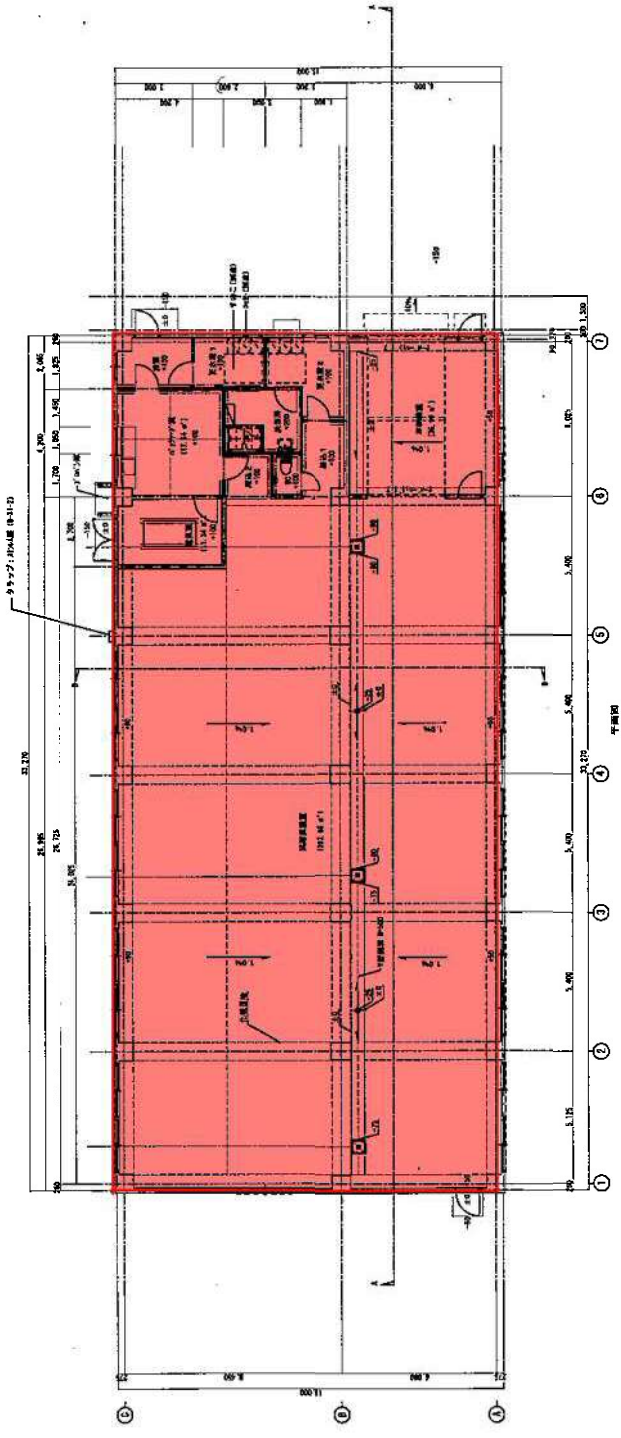
図	サノコーコンサルタンツ(株)が設置 一級建築士事務所	動物舎新築工事	9
社	青島建設 代表 藤本 一雄建築士 25282号	付近見取図・配置図	S : 1/10000
者	五反野建設 代表 池田 一雄建築士 25487号		S : 1/500



- 凡例
- 基礎
 - 基礎コンクリート(部分)
 - 基礎コンクリート(部分)
 - 基礎コンクリート(部分)
 - 基礎コンクリート(部分)

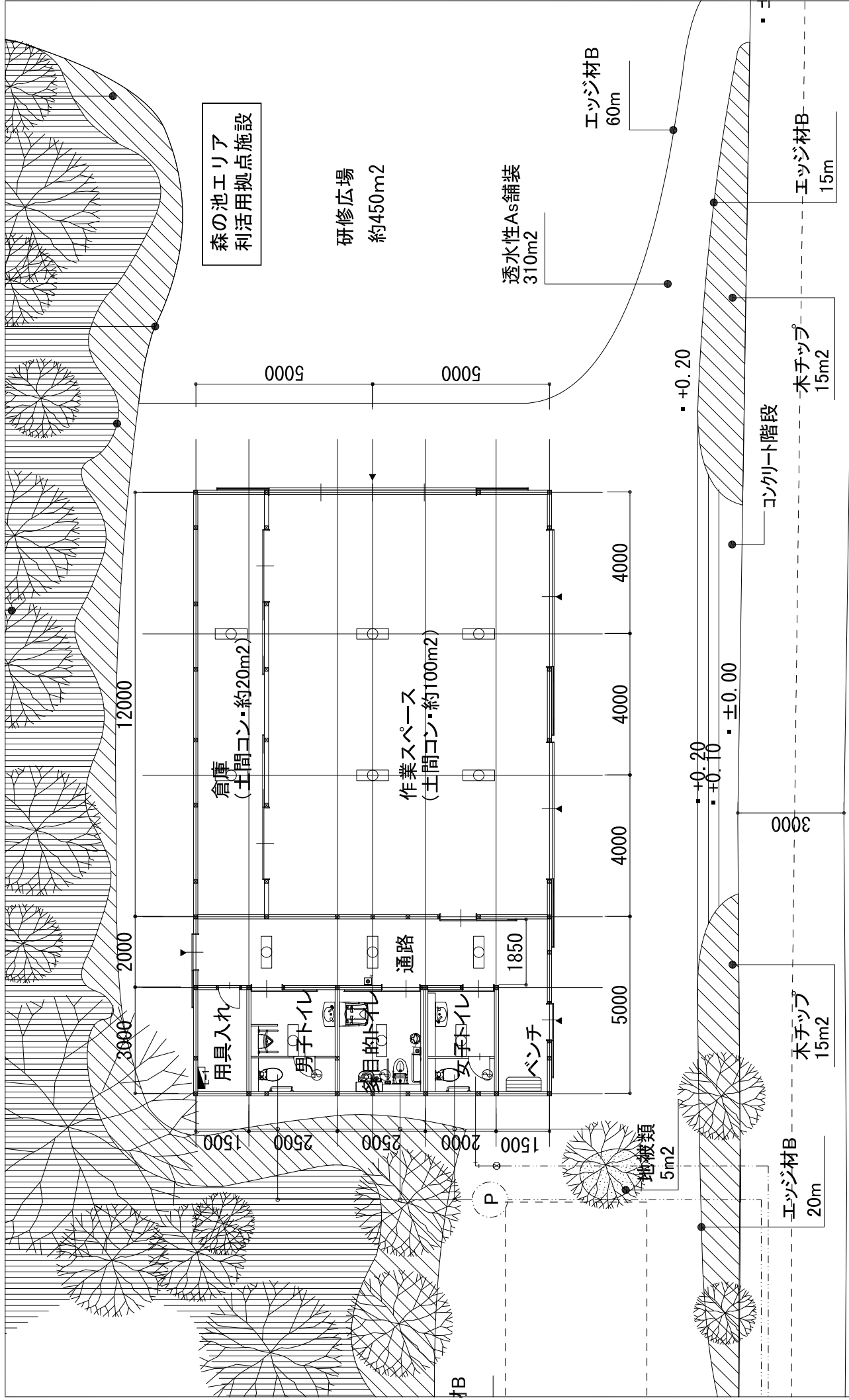


基礎計画



平面図

設計者	新神倉新築工事	11
監理者	平面図・基礎計画	53
縮尺	1/100	
作成者	サンコーコンサルテント(株)入谷浩一 一級建築士事務所 青柳誠司 代表 部長 一級建築士 2025年 大塚浩之 建築士 主任技術者 高野 豊一 一級建築士 2025年 監理者の同意書に同意書あり	
校閲者		
承認者		
備考		



利活用拠点施設 平面図

凡例	図 記 号	株の利活用拠点施設外観建築設計業務	
		平面図	S:1/
		外注体の監理 国営系の事業所	平成30年7月
		HP28.8.1	

国営海の中道海浜公園
BCPマニュアル
(抄)

国営海の中道海浜公園 BCPマニュアル

1. 総 則

1. 1 マニュアル策定趣旨

九州地方整備局では、通常の災害対応を目的とした「防災業務計画」に加え、特定の災害（福岡市直下の大規模地震災害）が発生した場合の初動体制を定めた「九州地方整備局業務継続計画」を平成20年6月に策定、これを受け平成21年4月に建政部が「九州地方整備局 建政部 BCPマニュアル（以下、「BCPマニュアル」という。）」を策定している。

当該BCPマニュアルを勘案しつつ、福岡市直下の大規模地震災害が発生した場合の国営海の中道海浜公園における開園時間帯及び閉園時間帯それぞれについて初動体制の詳細について予め整理し、周知することによって、災害発生時に国営海の中道海浜公園として円滑な対応を行うことを目的として、国営海の中道海浜公園のBCPマニュアルを策定する。なお、公園内災害対策分会（各テナント）は本マニュアルを受けて分会毎のBCPマニュアルを策定するものとする。

	防災業務計画書（支部運営要領）	BCPマニュアル
前 提	<ul style="list-style-type: none"> 職員、スタッフ自らが被災することを想定していない。 特定の被災想定は行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員、スタッフ自らが被災し、参集できる人数が限定される事を想定。 公園及びその周辺（交通機関等）の被災想定を行い、実践的な計画を立案する。
目 的	<ul style="list-style-type: none"> 対策支部の円滑な運営を図るため支部の組織、業務分担及び運営について明確化を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災（閉園）から復旧（開園）までの対応（復旧目標時間設定等）を整理する。 上記に加え、災害対応以外の重要業務を洗い出し、その対応について明確化する。
内 容	<ul style="list-style-type: none"> 支部の設置～建政室との連絡～支部の廃止までの考え方や枠組みについて示すもの。 	<ul style="list-style-type: none"> 公園利用者の安全確保～巡視～復旧工法の検討及び対応方針の決定まで、一つ一つの行動を示すもの。 事前に選定している重要業務について、業務継続を図る。（許認可、支払事務、動物管理（セーター実施）等）

海の中道海浜公園管理運営協議会規約

第1条 趣旨

本規約は、「海の中道海浜公園管理運営協議会」（以下「協議会」という。）の設置について必要な事項を定めるものである。

第2条 目的

協議会は、海の中道海浜公園において公園施設の管理運営を円滑に行い、適正な公園の利用促進を図ることを目的とする。（もっぱら公園管理者の権限に属する事項は除く。）

第3条 組織（委員会、管理運営幹事会、各部会）

協議会の会議は、委員会及び管理運営幹事会、各部会とする。（別紙、組織図参照）

第4条 委員会

1. 委員は、海の中道海浜公園の管理運営に従事する各組織の長をもって充てる。
 - ・九州地方整備局 国営海の中道海浜公園事務所 所長
 - ・海の中道管理センター センター長
 - ・マリンワールド PFI 株式会社/株式会社 海の中道海洋生態科学館 代表取締役社長
 - ・株式会社海の中道海洋生態科学館 館長
 - ・株式会社海の中道リゾート 総括責任者
 - ・株式会社 Plan・Do・See ザ・ルイガンズ ゼネラルマネージャー
 - ・株式会社ササキコーポレーション 海の中道マリーナ&テニス 支配人
 - ・海の中道 青少年海の家 所長
2. 委員会には、オブザーバーとして下記の者が参加できるものとする。
 - ・幹事長
 - ・各部会長
 - ・海の中道管理センター 収益事業課業務責任者
 - ・海の中道管理センター 収益事業課マネージャー
 - ・合同会社 sprout forest 海の中道マリーナ&テニス 代表
 - ・その他会長が必要と認めた者
3. 会長は九州地方整備局国営海の中道海浜公園事務所長とする。
4. 会長は協議会の円滑な運営と進行を総括する。
5. 事務局は、九州地方整備局国営海の中道海浜公園事務所調査設計課に置く。
6. 事務局は各機関より提出される資料を取りまとめ、委員会に提出する。

第5条 議事及び開催日

- 1 . 委員会は前条の目的を達成するため、次の内容が円滑に行えるように連絡調整する。
 - ・ 幹事会、各部会の報告及び協議事項の承認
 - ・ 各機関の実績報告、提案
 - ・ その他検討事項
- 2 . 委員会開催は、毎月第1水曜日及び第4水曜日開催を基本とする。

第6条 管理運営幹事会

- 1 委員会に提案する事項の協議及び調整、次条に定める各部会の活動の進行管理等を行うために管理運営幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。
- 2 幹事会は各機関の実務担当者で組織し、情報の共有化を図ると共に、委員会に提出する議題（報告、提案など）を活発に議論し、問題点の抽出や具体化案の検討を行い、委員会に諮るものとする。また、委員会より諮問があった場合は検討し回答する。
- 3 幹事会は下記のメンバーで構成するものとするが、議題によっては必要な者がオブザーバーとして適宜出席出来るものとする。

・九州地方整備局 国営海の中道海浜公園事務所	総務課長
・九州地方整備局 国営海の中道海浜公園事務所	工務課長
・九州地方整備局 国営海の中道海浜公園事務所	調査設計課長
・海の中道管理センター	総務課長
・海の中道管理センター	企画課長
・海の中道管理センター	植物管理課長
・海の中道管理センター	施設設備管理課長
・海の中道管理センター	動物管理課業務責任者
・海の中道管理センター	収益事業課業務責任者
・海の中道管理センター	収益事業課チーフマネージャー
・株式会社海の中道海洋生態科学館	総務部長
・株式会社 Plan・Do・See ザ・ルイガンズ	総務マネージャー
・株式会社ササキコーポレーション 海の中道マリーナ&テニス	支配人
・合同会社 sprout forest	代表
・海の中道 青少年海の家	総務部マネージャー
- 4 幹事長は九州地方整備局国営海の中道海浜公園事務所調査設計課長とする。
- 5 開催日は毎月第3水曜日を基本とするが、代表幹事が必要と認めた場合は適宜開催することとする。

第7条 部会

- 1 委員会及び幹事会に提案する事項について実務的な視点を踏まえ、専門的に協議を行うため以下の3部会を設置する。なお、海の中道海浜公園の運営管理において社会的背景等により、会長が必要と判断し、委員会で承認が得られた場合に限り特別部会を設置できるものとする。
 - ・利用促進部会
 - ・サービス向上部会
 - ・施設管理保全部会
- 2 各部会の目的及び活動内容については次条から第10条までに定める。

第8条 利用促進部会

- 1 利用促進部会は各機関の広報担当者が組織し、海の中道海浜公園における広報や催事についての情報を共有化し、効率的かつ効果的な広報を検討し公園の利用促進及び公園事業の啓発普及を図ることを目的とする。
- 2 利用促進部会は広報及び催事等利用促進に関する事項を討議し決定する。
なお、討議内容及び決定事項は委員会に報告するものとし、必要に応じ幹事会と協議、調整を図るものとする。なお、委員会より諮問があった場合は検討し回答する。
- 3 利用促進部会は下記のメンバーで構成する。

・九州地方整備局 国営海の中道海浜公園事務所	管理係長
・海の中道管理センター	企画課長
・海の中道管理センター	広報係長
・海の中道管理センター	企画係長
・海の中道管理センター	収益事業係長
・海の中道管理センター	収益事業課マネージャー
・株式会社海の中道海洋生態科学館	営業課長
・株式会社 Plan・Do・See ザ・ルイガンズ	セールスマネージャー
・株式会社ササキコーポレーション 海の中道マリーナ&テニス	ハーバースター
・海の中道 青少年海の家	事業部マネージャー
- 4 利用促進部会長は九州地方整備局国営海の中道海浜公園事務所管理係長とする。
- 5 開催日は毎月第2水曜日を基本とするが、利用促進部会長が必要と認めた場合は適宜開催することとする。

第9条 サービス向上部会

- 1 サービス向上部会は公園に配置されたスタッフのサービス（接遇面）をより充実させることにより、利用者の満足度の増進と公園全体の印象を向上させ、公園需要への対応等を一層的確に行うことを目的とする。
- 2 公園全体の統一テーマや各機関職場単位の目標テーマを定め、達成状況や課題等を整理し、委員会へ報告するとともに、委員会において取り組み状況を評価し、必要なものは改善等を行い、サービスの向上・充実を図る。
- 3 サービス向上部会は下記のメンバーで構成する。
 - ・九州地方整備局 国営海の中道海浜公園事務所 総務課長
 - ・九州地方整備局 国営海の中道海浜公園事務所 総務係長
 - ・海の中道管理センター 総務課長
 - ・海の中道管理センター 総務経理係長
 - ・株式会社海の中道海洋生態科学館 営業課長
 - ・株式会社 Plan・Do・See ザ・ルイガンズ 総務マネージャー
 - ・株式会社ササキコーポレーション 海の中道マリーナ&テニス
ハーバースタッフ
 - ・海の中道 青少年海の家 事業部マネージャー
- 4 サービス向上部会長は九州地方整備局国営海の中道海浜公園事務所総務課長とする。
- 5 開催日は毎月第2水曜日を基本とするが、サービス向上部会長が必要と認めた場合は適宜開催することとする。

第10条 施設管理保全部会

- 1 施設管理保全部会は、公園内の施設における「点検の手法」、「機能補修・更新計画の立案」等、公園全体で統一的に行動目標を定め、委員会に提案していき、公園管理の明確化及び調整を行い運営の向上を図るものである。
- 2 施設管理保全部会は下記のメンバーで構成するが、必要に応じて必要な者がオブザーバーとして適宜出席出来るものとする。
 - ・九州地方整備局 国営海の中道海浜公園事務所 工務課長
 - ・九州地方整備局 国営海の中道海浜公園事務所 建設監督官（土木）
 - ・九州地方整備局 国営海の中道海浜公園事務所 建設監督官（営繕）
 - ・九州地方整備局 国営海の中道海浜公園事務所 工務係長
 - ・海の中道管理センター 施設設備管理課長
 - ・海の中道管理センター 収益事業課マネージャー
 - ・株式会社海の中道海洋生態科学館 施設管理部長
 - ・株式会社 Plan・Do・See ザ・ルイガンズ 施設管理責任者
 - ・株式会社ササキコーポレーション 海の中道マリーナ&テニス 修理担当課長
 - ・海の中道 青少年海の家 保守管理
- 3 施設管理保全部会長は九州地方整備局国営海の中道海浜公園事務所工務課長とする。

4 開催日は毎月第2水曜日を基本とするが、施設管理保全部会長が必要と認めた場合は適宜開催することとする。

第11条 特別部会

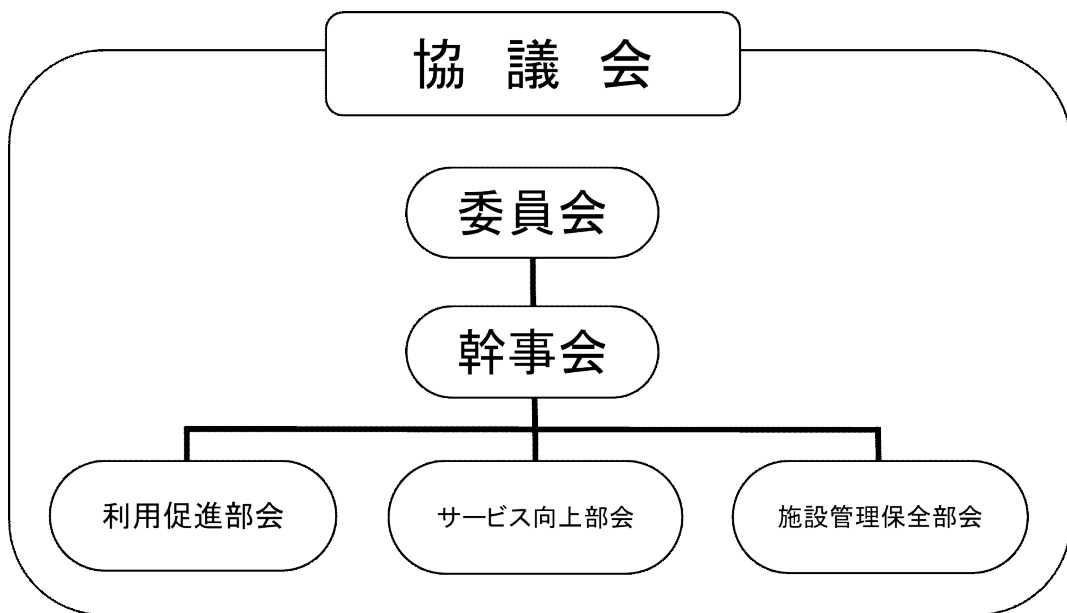
- 1 メンバーは、各組織より担当者を選定し、委員会の承認後決定する。なお、必要な者が適宜出席できるものとする。
- 2 特別部会長は会長を選定し、委員会の承認後決定する。
- 3 部会は、特別部会長の判断により、適宜開催することとする。

第12条 雑則

この規約に定めるもののほか、協議会運営に関して必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

第13条 この規約は、2018年4月1日から施行する。

海の中道海浜公園管理運営協議会 組織図



提供機械器具一覧表

別添6

機械器具名	物品番号	規 格	単位	数量	提供年月日
いす	1.1683.1.101.001.011	口ビー用	個	16	H25.4.1 ~
印字器	1.1683.1.103.005.000	点字プリンター (TP2000L)	個	1	H25.4.1 ~
雑医療器具	1.1704.1.105.007.000	自動体外式除細動器	個	1	H25.4.1 ~
キャリングケース	1.1683.1.105.007.000	自動体外式除細動器用	個	1	H25.4.1 ~
自動体外式除細動器 (ケース付)	1.1683.1.105.007.000		個	2	H25.4.1 ~
自動うがい機	1.1683.1.106.009.000	アホ-スG L型	個	1	H25.4.1 ~
雑衛生機器	1.1683.1.106.025.000	自動手指消毒器	個	4	H25.4.1 ~
雑音響機器	1.1683.1.107.042.000	バットディテクター	個	5	H25.4.1 ~
雑計算機	1.1683.1.113.046.000	□-レル C S 10	個	1	H25.4.1 ~
雑計算機 (硬貨選別機)	1.1683.1.113.046.000	□-レル C S 10	個	2	H25.4.1 ~
公園管理用品	1.1683.1.113.046.000	貨幣計算機 (コイン-タ-SCS-100)	個	1	H25.4.1 ~
台車	1.1683.1.117.001.000	ハンドル折りたたみ式	個	2	H25.4.1 ~
収納台車	1.1683.1.117.004.000	折りたたみ机用	個	2	H25.4.1 ~
収納台車	1.1683.1.117.004.001	パイプ椅子用	個	2	H25.4.1 ~
望遠鏡	1.1683.1.122.001.000	フィールドスコープ 50mm	個	5	H25.4.1 ~
双眼鏡	1.1683.1.122.002.000	36mm 8倍 防水	個	10	H25.4.1 ~
三脚	1.1683.1.122.011.000	フィールドスコープ用	個	5	H25.4.1 ~
雑写真光学機器	1.1683.1.122.055.000	監視カメラ (野外観察用)	個	2	H25.4.1 ~
書庫	1.1683.1.123.001.000		個	1	H25.4.1 ~
書庫	1.1683.1.123.001.000	上置き オープン棚	個	1	H25.4.1 ~
書庫	1.1683.1.123.001.000	下置き ガラス両開き戸	個	1	H25.4.1 ~
机 (角型)	1.1683.1.135.007.000	T字脚1500×750mm	個	1	H25.4.1 ~
雑机	1.1683.1.135.021.000		個	1	H25.4.1 ~
雑ついたて	1.1683.1.137.026.000	PP-E1215	個	4	H25.4.1 ~
テント	1.1683.1.143.005.000	ワンタッチ設置式	個	2	H25.4.1 ~
ホワイトボード	1.1683.1.145.007.000	回転式	個	1	H25.4.1 ~
鋼製保管庫	1.1683.1.149.002.03	3×3 引き違い	個	1	H25.4.1 ~
ロッカー	1.1683.1.149.003.000	9人用	個	2	H25.4.1 ~
硬貨計数機	1.1683.1.152.091.007	□-レルUMS-10	個	2	H25.4.1 ~
紙幣計算機	1.1683.1.152.091.007	□-レルNC-1500	個	3	H25.4.1 ~
いす	1.1704.1.101.001.00	ウチダ T-18	個	1	H25.4.1 ~
いす	1.1704.1.101.001.00	小型回転 (ライウSC-222)	個	2	H25.4.1 ~
いす	1.1704.1.101.001.000	ウチダ ハイバック	個	2	H25.4.1 ~
いす	1.1704.1.101.001.000		個	10	H25.4.1 ~
いす	1.1704.1.101.001.000	木製ハ`ソチW1480* D1480* H398	個	3	H25.4.1 ~
いす	1.1704.1.101.001.000	ウチダ J A-10	個	2	H25.4.1 ~
いす	1.1704.1.101.001.000	ベビーチェア	個	12	H25.4.1 ~
いす	1.1704.1.101.001.000	授乳椅子 (一人がけ)	個	3	H25.5.29 ~
いす	1.1704.1.101.001.000	授乳ベンチ (二人がけ)	個	2	H25.5.29 ~
いす	1.1704.1.101.001.005	長型	個	3	H25.4.1 ~
いす (口ビー用)	1.1704.1.101.001.011	3連式	個	2	H25.4.1 ~
いす (応接用 (一人用))	1.1704.1.101.001.013	ウチダRP-14	個	1	H25.4.1 ~
いす (肘付回転)	1.1704.1.101.002.00	肘付・トヨ1-3384V	個	3	H25.4.1 ~
いす (肘付回転)	1.1704.1.101.002.00	ウチダ ED-563	個	1	H25.4.1 ~
いす (肘付回転)	1.1704.1.101.002.00	ウチダ JF260・202-3704	個	7	H25.4.1 ~
いす (肘付回転)	1.1704.1.101.002.000	コヨCR-G422F5JP59W	個	4	H25.4.1 ~
雑印刷機 (ラミネータ)	1.1704.1.102.008.000	L P V6507	個	1	H25.4.1 ~
イメージスキャナ	1.1704.1.103.014.000	IP`ソ` GT9000	個	1	H25.4.1 ~
プリンタ (OKI)`リタ-	1.1704.1.103.017.00	MICROLINE1032PS	個	4	H25.4.1 ~
雑印字器具 (ナンバリング)	1.1704.1.103.018.00	ライオン`M-32D	個	1	H25.4.1 ~

機械器具名	物品番号	規 格	単位	数量	提供年月日
血圧計	1.1704.1.105.001.00	HEM802F	個	1	H25.4.1 ~
雑医療器具	1.1704.1.105.002.000	人口蘇生機	個	1	H25.4.1 ~
雑医療器具	1.1704.1.105.002.000	診察台	個	1	H25.4.1 ~
雑医療器具	1.1704.1.105.002.000	余剰ガス排除装置	個	1	H25.4.1 ~
雑医療器具	1.1704.1.105.002.000	介護箱(保育付)	個	1	H25.4.1 ~
雑医療器具	1.1704.1.105.002.000	診察台	個	1	H25.4.1 ~
下駄箱	1.1704.1.105.002.000	12人用(ナイキ)	個	1	H25.4.1 ~
雑医療器具	1.1704.1.105.002.000	診察台(KC-230)	個	1	H25.4.1 ~
雑医療器具	1.1704.1.105.004.000	車椅子	個	12	H25.4.1 ~
雑車	1.1704.1.105.004.000	車椅子	個	10	H25.4.1 ~
車椅子	1.1704.1.105.004.000	自操式	個	8	H25.4.1 ~
電動車椅子	1.1704.1.105.005.000	ヤマハ	個	5	H25.4.1 ~
電動車椅子	1.1704.1.105.005.000	ヤマハ	個	3	H25.4.1 ~
電動車椅子	1.1704.1.105.005.000	介護者兼用	個	4	H25.4.1 ~
電動車椅子	1.1704.1.105.005.000		個	3	H25.4.1 ~
煮沸消毒器	1.1704.1.106.001.00	KM-86-1	個	1	H25.4.1 ~
空気清浄機(脱臭機ガスト)	1.1704.1.106.005.00	G-1-S	個	1	H25.4.1 ~
噴霧器	1.1704.1.106.014.000	日立・BS-2100	個	1	H25.4.1 ~
噴霧器	1.1704.1.106.014.000	VSC4510	個	1	H25.4.1 ~
手指消毒器	1.1704.1.106.025.00	ヤマハHC-210C	個	2	H25.4.1 ~
ラジオカセット	1.1704.1.107.002.000	technics RS-TR4750	個	1	H25.4.1 ~
テレビ	1.1704.1.107.003.000	パナソニックTH-14RF2	個	1	H25.4.1 ~
テレビ	1.1704.1.107.003.000	東芝15ZR5	個	2	H25.4.1 ~
テレビ(32型)	1.1704.1.107.003.000	CT90070 リモコンの型式番号	個	1	H25.4.1 ~
テレビ(32型)	1.1704.1.107.003.000	ビクター 1500i	個	1	H25.4.1 ~
テレビ	1.1704.1.107.003.000	カラー	個	1	H25.4.1 ~
テレビ	1.1704.1.107.003.000	液晶(東芝32C3500)	個	1	H25.4.1 ~
レシーバー	1.1704.1.107.011.000	パナソニック	個	1	H25.4.1 ~
ビデオデッキ(BS内臓)	1.1704.1.107.012.000	東芝RM-B11	個	1	H25.4.1 ~
ビデオデッキ(DVD・VHS一体型)	1.1704.1.107.012.000	ビクター HR-DS1	個	1	H25.4.1 ~
アンプ(PAセット1式)	1.1704.1.107.013.00	UNI-PEX	個	1	H25.4.1 ~
アンプ(CDセット付ワイヤレス)	1.1704.1.107.013.00	WA-852D	個	1	H25.4.1 ~
アンプ	1.1704.1.107.013.000	UNI-PEX	個	1	H25.4.1 ~
ワイヤレスアンプ	1.1704.1.107.015.00	800MHz・WX-282C	個	1	H25.4.1 ~
ワイヤレスアンプ	1.1704.1.107.015.000		個	1	H25.4.1 ~
ワイヤレスアンプ	1.1704.1.107.015.000		個	1	H25.4.1 ~
ワイヤレスマイク	1.1704.1.107.016.00	800MHz・WX-4100A	個	1	H25.4.1 ~
ワイヤレスマイク	1.1704.1.107.016.00	800MHz・WX-4300A	個	1	H25.4.1 ~
ワイヤレスマイク	1.1704.1.107.016.00	HM-1000	個	1	H25.4.1 ~
ワイヤレスマイク	1.1704.1.107.016.00	WM-8400	個	1	H25.4.1 ~
ワイヤレスマイク(ツェーベス)	1.1704.1.107.016.00	WM-8100	個	1	H25.4.1 ~
ワイヤレスマイク	1.1704.1.107.016.000		個	2	H25.4.1 ~
スピーカー	1.1704.1.107.017.000		個	2	H25.4.1 ~
スピーカースタンド	1.1704.1.107.018.000		本	2	H25.4.1 ~
MDプレーヤー	1.1704.1.107.047.000	SONY MD DECK MDS-D500	個	1	H25.4.1 ~
DVDレコーダー	1.1704.1.107.049.000	パナソニックDMR-200H	個	1	H25.4.1 ~
DVDレコーダー	1.1704.1.107.049.000	三菱DVR-HS315	個	1	H25.4.1 ~
DVDレコーダー	1.1704.1.107.049.000	東芝RD-XY44	個	1	H25.4.1 ~
ブルーレコーダー	1.1704.1.107.057.000	パナソニック DMRBZT600	台	1	H25.4.1 ~
ジュラルミンケース	1.1704.1.108.007.00	A型・450×383×215	個	1	H25.4.1 ~
雑靴	1.1704.1.108.009.00	医療バック	個	1	H25.4.1 ~
金庫	1.1704.1.110.001.00	片開き(イトキ方開N86)	個	1	H25.4.1 ~
金庫	1.1704.1.110.001.00	片開き(イト-N0503)	個	1	H25.4.1 ~

機械器具名	物品番号	規 格	単位	数量	提供年月日
金庫(片開き)	1.1704.1.110.001.00	耐火庫・くまひらRX-63D	個	1	H25.4.1 ~
金庫	1.1704.1.110.001.002	片開き・SSE	個	1	H25.4.1 ~
金庫	1.1704.1.110.001.002	片開き・KS-50E-F	個	1	H25.4.1 ~
金庫	1.1704.1.110.001.002	片開き・KMX-20SDA	個	1	H25.4.1 ~
はかり	1.1704.1.112.001.00	上皿天秤	個	1	H25.4.1 ~
電子はかり(天秤)	1.1704.1.112.002.000	EK-320HR	個	1	H25.4.1 ~
雑計算機	1.1704.1.113.011.000	カシオ☆スター DL-1837	個	2	H25.4.1 ~
ソフトウェア	1.1704.1.113.019.000	イラストレーター	個	1	H25.4.1 ~
ソフトウェア	1.1704.1.113.019.000	券面編集ソフト	個	1	H26.3.25 ~
雑計算機(紙幣対応)	1.1704.1.113.046.000	ロレールF 1000	個	1	H25.4.1 ~
雑計算機	1.1704.1.113.046.000	D C -8	個	2	H25.4.1 ~
万力(卓上型)	1.1704.1.114.010.000		個	10	H25.4.1 ~
万力	1.1704.1.114.010.000		個	4	H25.4.1 ~
電気のかぎり	1.1704.1.114.011.000	バンドソーHITACHICB18FA3	個	1	H27.1.19 ~
雑工作機器	1.1704.1.115.004.000	ヘルソング	個	2	H25.4.1 ~
雑工作機器	1.1704.1.115.004.000	電動水砥ぎ機RS205A	個	1	H25.4.1 ~
雑工作機器	1.1704.1.115.004.000	変速ジグソー-J-65V	個	1	H25.4.1 ~
雑工作機器	1.1704.1.115.004.000	糸鋸盤 AF2	個	5	H25.4.1 ~
雑工作機器	1.1704.1.115.004.000	卓上帯鋸盤Cut-350	個	2	H25.4.1 ~
雑工作機器	1.1704.1.115.004.000	木工小型集じん機410	個	1	H25.4.1 ~
下駄箱	1.1704.1.116.001.00	6人用(ナイキ)	個	1	H25.4.1 ~
下駄箱	1.1704.1.116.001.00	6人用(コヨシL-6AY)	個	1	H25.4.1 ~
下駄箱	1.1704.1.116.001.000	20人用	個	4	H25.4.1 ~
食器棚	1.1704.1.116.002.000	900*440*1800	個	2	H25.4.1 ~
書架	1.1704.1.116.004.000		個	1	H25.4.1 ~
入札箱	1.1704.1.116.014.00	アクリル製	個	1	H25.4.1 ~
雑誌架(パレットスタンド)	1.1704.1.116.017.00	750×1600×300	個	3	H25.4.1 ~
雑誌架(インフォメーションスタンド)	1.1704.1.116.017.00	800×800×600	個	3	H25.4.1 ~
雑誌架(パレットスタンド)	1.1704.1.116.017.00	750×1000×300	個	1	H25.4.1 ~
雑誌架(パレットスタンド)	1.1704.1.116.017.00	コヨシR-DS184	個	1	H25.4.1 ~
雑誌架(パレットスタンド)	1.1704.1.116.017.00	コヨシR-DS185	個	1	H25.4.1 ~
雑誌架	1.1704.1.116.017.000		個	4	H25.4.1 ~
雑誌架	1.1704.1.116.017.000		個	1	H25.4.1 ~
雑誌架	1.1704.1.116.017.000		個	2	H25.4.1 ~
サイドワゴン	1.1704.1.116.033.00	器械台・手すり付	個	1	H25.4.1 ~
サイドワゴン	1.1704.1.116.033.00	回診車(PI-58)	個	1	H25.4.1 ~
陳列ケース	1.1704.1.116.034.00	カウンターケース	個	2	H25.4.1 ~
陳列ケース(ショーケース)	1.1704.1.116.034.00	傾斜ケース	個	1	H25.4.1 ~
陳列ケース	1.1704.1.116.034.00	傾斜ケース	個	1	H25.4.1 ~
陳列ケース	1.1704.1.116.034.00	傾斜・180×50×120	個	2	H25.4.1 ~
雑棚(展示棚)	1.1704.1.116.036.000		個	3	H25.4.1 ~
台車	1.1704.1.117.001.000	D L A - D I A	個	1	H25.4.1 ~
リヤカー	1.1704.1.117.005.00	4尺大型	個	3	H25.4.1 ~
リヤカー	1.1704.1.117.005.00	アルカト(ストレッチャー付)	個	4	H25.4.1 ~
リヤカー	1.1704.1.117.005.00	アルカト	個	3	H25.4.1 ~
リヤカー(積載荷重100kg)	1.1704.1.117.005.000		個	2	H25.4.1 ~
リヤカー(折りたたみ式)	1.1704.1.117.005.000		個	1	H25.4.1 ~
原動機付自転車(スズキLet's)	1.1704.1.119.002.000	福岡市東あ362	個	1	H25.4.1 ~
原動機付自転車(スズキLet's)	1.1704.1.119.002.000	福岡市東あ364	個	1	H25.4.1 ~
原動機付自転車(スズキLet's)	1.1704.1.119.002.000	福岡市東あ367	個	1	H25.4.1 ~
原動機付自転車(スズキMOLLeT)	1.1704.1.119.002.000	福岡市東あ401	個	1	H25.4.1 ~
原動機付自転車(スズキMOLLeT)	1.1704.1.119.002.000	福岡市東あ402	個	1	H25.4.1 ~
原動機付自転車(スズキMOLLeT)	1.1704.1.119.002.000	福岡市東あ410	個	1	H25.4.1 ~

機械器具名	物品番号	規 格	単位	数量	提供年月日
原動機付自転車(ホダ Ganopy)	1.1704.1.119.002.000	福岡市東は4473	個	1	H25.4.1 ~
原動機付自転車(ホダ Today)	1.1704.1.119.002.000	福岡市東は4474	個	1	H25.4.1 ~
原動機付自転車(ホダ Today)	1.1704.1.119.002.000	福岡市東は4475	個	1	H25.4.1 ~
原動機付自転車(ホダ Today)	1.1704.1.119.002.000	福岡市東は4476	個	1	H25.4.1 ~
コンプレッサー	1.1704.1.120.021.000		個	1	H25.4.1 ~
寝台	1.1704.1.121.004.000		個	1	H25.4.1 ~
寝台	1.1704.1.121.044.00	スタンダードヘッド・BC-105N	個	1	H25.4.1 ~
望遠鏡	1.1704.1.122.001.000	GEOMA-80-A	個	4	H25.4.1 ~
顕微鏡	1.1704.1.122.003.00	オリンパス左眼BHF323	個	1	H25.4.1 ~
顕微鏡	1.1704.1.122.003.00	ニコファープル	個	1	H25.4.1 ~
レンズ	1.1704.1.122.023.000	18-55mm	個	1	H25.4.1 ~
レンズ	1.1704.1.122.023.000	55-200mm	個	1	H25.4.1 ~
拡大鏡(ルーペ)	1.1704.1.122.033.00	ローテックルーペ・3X	個	1	H25.4.1 ~
顕微鏡用写真撮影装置(アダプターセット)	1.1704.1.122.048.00	オリンパスカメラレンズ付	個	1	H25.4.1 ~
デジタルカメラ	1.1704.1.122.061.00	FINEPIX2900Z	個	1	H25.4.1 ~
デジタルカメラ	1.1704.1.122.061.000	キャノン IXY	個	4	H25.4.1 ~
デジタルカメラ(一眼レフ)	1.1704.1.122.061.000	CANON DIGITAL X	個	1	H25.4.1 ~
デジタルカメラ	1.1704.1.122.061.000	Canon EOS8000D	個	1	H28.6.20
デジタルビデオカメラ	1.1704.1.122.068.000	ソニー DCR-DVD403	個	1	H25.4.1 ~
デジタルビデオカメラ	1.1704.1.122.068.000	ソニー HDRCX560VB	台	1	H25.4.1 ~
書庫	1.1704.1.123.001.000	UH-S11F1	個	9	H25.4.1 ~
掃除機(集じん機)	1.1704.1.125.001.000	SMV-101ATL	個	2	H25.4.1 ~
掃除機	1.1704.1.125.001.000	東芝VCS960	個	1	H25.4.1 ~
ゴミ収集箱	1.1704.1.125.016.00	リサイクル101号・加太	個	1	H25.4.1 ~
ゴミ収集箱	1.1704.1.125.016.000	缶瓶・普通ゴミ用	個	2	H25.4.1 ~
洗濯機(全自動7kg)	1.1704.1.126.003.000		個	1	H25.4.1 ~
洗濯機(全自動5kg)	1.1704.1.126.003.000		個	1	H25.4.1 ~
洗濯機	1.1704.1.126.003.000	三洋AWDE105ZA	個	3	H25.4.1 ~
衣類乾燥機(4kgユニット付)	1.1704.1.126.004.000		個	1	H25.4.1 ~
透写台	1.1704.1.129.005.00	2×3	個	1	H25.4.1 ~
PH残留塩素計	1.1704.1.130.097.00	ブルボン	個	1	H25.4.1 ~
PH残留塩素計	1.1704.1.130.097.00	ブルボン	個	1	H25.4.1 ~
漏水感知器	1.1704.1.130.181.000	NJK-180A	個	1	H25.4.1 ~
ルームエアコン(クーラー)	1.1704.1.133.004.00	三菱重工・SRK-182	個	1	H25.4.1 ~
加湿器	1.1704.1.133.006.00	パナソニックFE14KFS	個	2	H25.4.1 ~
ファンヒーター(石油)	1.1704.1.133.008.00	パナソニック・OH-30A	個	1	H25.4.1 ~
ファンヒーター(石油)	1.1704.1.133.008.00	パナソニック・OH-30A	個	1	H25.4.1 ~
冷蔵庫	1.1704.1.134.001.00	東芝GR-A15AH	個	1	H25.4.1 ~
冷蔵庫	1.1704.1.134.001.00	東芝GR-K15AT	個	1	H25.4.1 ~
冷蔵庫	1.1704.1.134.001.00	パナソニックNR-B17T	個	1	H25.4.1 ~
冷蔵庫	1.1704.1.134.001.00	富士通ER-L22E	個	1	H25.4.1 ~
冷蔵庫	1.1704.1.134.001.00	富士通ER-L22E-V	個	1	H25.4.1 ~
冷蔵庫	1.1704.1.134.001.00	シャープ SJ-23D	個	1	H25.4.1 ~
冷蔵庫	1.1704.1.134.001.000	東芝GR-HB30A	個	1	H25.4.1 ~
冷蔵庫	1.1704.1.134.001.000	パナソニックNR-B13T3	個	1	H25.4.1 ~
冷蔵庫	1.1704.1.134.001.000	パナソニックNR-F46K2-H	個	1	H25.4.1 ~
冷蔵庫	1.1704.1.134.001.000	三菱MRCU33M(W)	個	1	H25.4.1 ~
冷蔵庫	1.1704.1.134.001.000	3ドア 345L	個	1	H25.4.1 ~
冷蔵庫	1.1704.1.134.001.000	東芝GR535MV	個	1	H25.4.1 ~
冷蔵庫	1.1704.1.134.001.000	東芝 GR38ZV	台	1	H25.4.1 ~
炊飯器	1.1704.1.134.003.00	タイガーJNO-A360	個	1	H25.4.1 ~
湯沸器	1.1704.1.134.005.00	RUS51TT	個	1	H25.4.1 ~
食器戸棚(ワイズキッチン)	1.1704.1.134.046.000	トヨレットGS-S750R	個	1	H25.4.1 ~

機械器具名	物品番号	規 格	単位	数量	提供年月日
机(両袖)	1.1704.1.135.001.00	両袖2号・E-2	個	1	H25.4.1 ~
机(両袖)	1.1704.1.135.001.00	両袖・イハ E-2号	個	2	H25.4.1 ~
机(両袖)	1.1704.1.135.001.00	ウダ 188B型	個	1	H25.4.1 ~
机(両袖)	1.1704.1.135.001.00	ウダ GX-L	個	1	H25.4.1 ~
机(両袖)	1.1704.1.135.001.00	ウダ S-168・505-0168	個	2	H25.4.1 ~
机(両袖)	1.1704.1.135.001.00	ウダ S-168・505-0168	個	1	H25.4.1 ~
両袖机	1.1704.1.135.001.000		個	5	H25.4.1 ~
机(片袖)	1.1704.1.135.002.00	コヨSD-BS1171F	個	3	H25.4.1 ~
机(片袖)	1.1704.1.135.002.00	机(片袖)W-168	個	1	H25.4.1 ~
机(片袖)	1.1704.1.135.002.00	机(片袖)W-148	個	2	H25.4.1 ~
片袖机	1.1704.1.135.002.000		個	2	H25.4.1 ~
片袖机	1.1704.1.135.002.000	W-148	個	20	H25.4.1 ~
机(片袖)	1.1704.1.135.002.000	コヨSD-MXZ117V3W	個	4	H25.4.1 ~
机(片袖)	1.1704.1.135.002.000	トセツCSE-1876HCG	個	1	H25.4.1 ~
机(平)	1.1704.1.135.003.000		個	20	H25.4.1 ~
机(平)	1.1704.1.135.003.000	W3200* D 1600* H 700	個	1	H25.4.1 ~
机(OA用)(ワープロデスク)	1.1704.1.135.004.00	WP-30	個	1	H25.4.1 ~
丸机	1.1704.1.135.006.000		個	2	H25.4.1 ~
応接用(センターテーブル)	1.1704.1.135.008.000	ウダ P14型	個	1	H25.4.1 ~
机(会議用)	1.1704.1.135.009.00	ライオン493-29	個	1	H25.4.1 ~
机(会議用)	1.1704.1.135.009.00	ライオン493-29・vt1875	個	1	H25.4.1 ~
机(会議用)	1.1704.1.135.009.000	1800*600	個	23	H25.4.1 ~
机(会議用)(卓子)	1.1704.1.135.009.000	ITO・SF-2T	個	14	H25.4.1 ~
机(会議用)	1.1704.1.135.009.000	橋テーブル	個	1	H25.4.1 ~
机(わき)	1.1704.1.135.010.00	ウダ 378-2203	個	1	H25.4.1 ~
机(わき)	1.1704.1.135.010.000	コヨSD-MXZ47EV4W	個	1	H25.4.1 ~
机(作業用)	1.1704.1.135.011.00	ウダ 383-8185	個	1	H25.4.1 ~
机(作業用)	1.1704.1.135.011.00	ウダ 378-2260	個	1	H25.4.1 ~
演卓	1.1704.1.135.019.000		個	1	H25.4.1 ~
食卓	1.1704.1.135.020.000	全天候型木製テーブル	個	26	H25.4.1 ~
食卓	1.1704.1.135.020.000	ステンレステーブル	個	18	H25.4.1 ~
ワゴン	1.1704.1.135.023.00	ウダ WJ-4S	個	20	H25.4.1 ~
ワゴン(PC)	1.1704.1.135.023.00	ウダ 2型	個	12	H25.4.1 ~
ワゴン(PC)	1.1704.1.135.023.00	ウダ 2S型	個	14	H25.4.1 ~
ワゴン(机用)	1.1704.1.135.023.000	W400* D 600* H 610	個	4	H25.4.1 ~
ワゴン	1.1704.1.135.023.000	コヨSD-MXZ46AF11	個	2	H25.4.1 ~
無線電話装置(携帯用)	1.1704.1.136.001.000	NBB-465	個	6	H25.4.1 ~
無線電話装置(車載用)	1.1704.1.136.001.000	パネット、イスター	個	2	H25.4.1 ~
衝立	1.1704.1.137.004.000	2連	個	1	H25.4.1 ~
衝立	1.1704.1.137.004.000	3連	個	1	H25.4.1 ~
雑台	1.1704.1.137.006.000	おむつ交換用	個	1	H25.4.1 ~
雑台	1.1704.1.137.006.000	ファクシミリ台(FS-10)	個	1	H25.4.1 ~
テレビ台(木製、棚板4枚)	1.1704.1.137.010.000	カキ製	個	1	H25.4.1 ~
雑ついたて(ロハーション)	1.1704.1.137.026.00	ウダ S-1375C	個	6	H25.4.1 ~
雑ついたて(ロハーション)	1.1704.1.137.026.00	ウダ S-130SC	個	9	H25.4.1 ~
雑ついたて	1.1704.1.137.026.000	アコーディオンスクリーン	個	2	H25.5.29 ~
ついたて	1.1704.1.137.044.00	鋼製(KP-54)	個	2	H25.4.1 ~
発電機	1.1704.1.138.092.000	HONDA inverterEU24i	個	2	H25.4.1 ~
タイマー	1.1704.1.139.003.000	セイコー-タイマー	個	2	H25.4.1 ~
タイムレコーダー(タイムブック)	1.1704.1.139.004.000	アノ	個	1	H25.4.1 ~
タイムレコーダー	1.1704.1.139.004.000	MRX-30	個	2	H25.4.1 ~
テント	1.1704.1.143.005.00	ロイヤルテント(文字入り)	個	3	H25.4.1 ~
テント	1.1704.1.143.005.00	ロイヤルテント(文字入り)	個	2	H25.4.1 ~

機械器具名	物品番号	規 格	単位	数量	提供年月日
テント(文字入り)	1.1704.1.143.005.00	0411A [®] ワーテント・2K×2K	個	2	H25.4.1 ~
テント(文字入り)	1.1704.1.143.005.00	2K×4K	個	1	H25.4.1 ~
テント(0411A [®] ワーテント)	1.1704.1.143.005.00	2K×2K 青白	個	5	H25.4.1 ~
テント(0411A [®] ワーテント)	1.1704.1.143.005.00	3.6×3.6	個	1	H25.4.1 ~
テント(クイックテント)	1.1704.1.143.005.00	3000×4000	個	2	H25.4.1 ~
テント(クイックテント)	1.1704.1.143.005.00	3000×4000	個	3	H25.4.1 ~
テント	1.1704.1.143.005.000	折りたたみ式	枚	3	H25.4.1 ~
テント	1.1704.1.143.005.000	3.5m×4.5m	枚	3	H25.4.1 ~
テント	1.1704.1.143.005.000	フレーム、屋根幕、三方幕、前面幕	組	10	H25.12.10 ~
ホワイトボード	1.1704.1.145.007.00	1200×1250	個	1	H25.4.1 ~
ホワイトボード	1.1704.1.145.007.000	1810×910	個	1	H25.4.1 ~
ホワイトボード	1.1704.1.145.007.000	EA×36×S	個	1	H25.4.1 ~
統計表示板(ホワイトボード)	1.1704.1.145.022.00	公園者用	個	1	H25.4.1 ~
はしご	1.1704.1.148.005.00	アルミ梯子	個	1	H25.4.1 ~
担架	1.1704.1.148.012.00	処置車	個	1	H25.4.1 ~
担架	1.1704.1.148.012.000	四つ折	個	1	H25.4.1 ~
キャビネット	1.1704.1.149.001.03	B4・3列10段・21M-565D	個	1	H25.4.1 ~
キャビネット	1.1704.1.149.001.05	2列18段(ワタ)315×5128	個	1	H25.4.1 ~
キャビネット	1.1704.1.149.001.063	A41列2段	個	2	H25.4.1 ~
キャビネット(ファイリング)	1.1704.1.149.001.08	1列4段(ワタ)N04614	個	1	H25.4.1 ~
キャビネット	1.1704.1.149.001.084	コクヨ1列2段	個	1	H25.4.1 ~
鋼製保管庫(両開き)	1.1704.1.149.002.00	3×3(ワタ)SD-3325AY	個	1	H25.4.1 ~
鋼製保管庫(片開き)	1.1704.1.149.002.01	ワタ)260-4530	個	1	H25.4.1 ~
鋼製保管庫(引違い)	1.1704.1.149.002.01	TC-69-L13	個	1	H25.4.1 ~
鋼製保管庫(両開き)	1.1704.1.149.002.01	ワタ)T-10D	個	2	H25.4.1 ~
鋼製保管庫(両開き)	1.1704.1.149.002.01	ワタ)T-10D	個	4	H25.4.1 ~
鋼製保管庫(両開き)	1.1704.1.149.002.01	ワタ)T-10D	個	8	H25.4.1 ~
鋼製保管庫(ビジュネット・引違い)	1.1704.1.149.002.01	ワタ)BWW-N5F1	個	12	H25.4.1 ~
鋼製保管庫(ビジュネットA型・引違い)	1.1704.1.149.002.01	ワタ)BWA-H09F1N	個	2	H25.4.1 ~
鋼製保管庫(両開き)	1.1704.1.149.002.01	ワタ)T-10	個	2	H25.4.1 ~
書庫(引違い)	1.1704.1.149.002.017	トセツトTG-36HG	個	3	H25.4.1 ~
物品保管庫	1.1704.1.149.002.019	RMH-3747	個	2	H25.4.1 ~
鋼製保管庫(引違いガラス)	1.1704.1.149.002.02	6×3・ガラスSG503R	個	1	H25.4.1 ~
鋼製保管庫	1.1704.1.149.002.02	6×3 引違いガラス	個	1	H25.4.1 ~
鋼製保管庫(引違いガラス)	1.1704.1.149.002.02	上置TC-6GT	個	2	H25.4.1 ~
鋼製保管庫(引違いガラス)	1.1704.1.149.002.02	ワタ)S-615-G	個	1	H25.4.1 ~
鋼製保管庫(引違いガラス)	1.1704.1.149.002.02	3×6(ワタ)260-4572	個	2	H25.4.1 ~
鋼製保管庫(引違いガラス)	1.1704.1.149.002.02	6×3	個	1	H25.4.1 ~
書庫(引違いガラス)	1.1704.1.149.002.025	3×4・トセツト・ガラスEA-34G	個	1	H25.4.1 ~
鋼製保管庫(引違い)	1.1704.1.149.002.03	6×3(ワタ)ル戸・300-0400	個	1	H25.4.1 ~
書庫(引違い)	1.1704.1.149.002.032	3×6・トセツトTG-36SS	個	1	H25.4.1 ~
鋼製保管庫(ラテラルファイリングキャビネット)	1.1704.1.149.002.04	引出式・ガラスB5-4	個	1	H25.4.1 ~
鋼製保管庫	1.1704.1.149.002.04	ワタ)3×3	個	1	H25.4.1 ~
鋼製保管庫(引出式)	1.1704.1.149.002.04	ワタ)LA-10	個	2	H25.4.1 ~
鋼製保管庫(オープン型)	1.1704.1.149.002.04	ワタ)SU-2	個	8	H25.4.1 ~
ロッカー	1.1704.1.149.003.00	3人用(2号・302×3732)	個	1	H25.4.1 ~
ロッカー	1.1704.1.149.003.00	3人用(ワタ)LK-3AY	個	1	H25.4.1 ~
ロッカー	1.1704.1.149.003.00	2人用(ワタ)721V	個	1	H25.4.1 ~
ロッカー	1.1704.1.149.003.00	3人用(3連2号)	個	2	H25.4.1 ~
ロッカー	1.1704.1.149.003.00	3人用(3連2号・303-3432)	個	1	H25.4.1 ~
ロッカー	1.1704.1.149.003.002	1人用	個	1	H25.4.1 ~
ロッカー	1.1704.1.149.003.004	3人用	個	1	H25.4.1 ~
ロッカー	1.1704.1.149.003.006	多人数用・4連2段8人用	個	4	H25.4.1 ~

機械器具名	物品番号	規 格	単位	数量	提供年月日
ロッカー(6人用)	1.1704.1.149.003.006	多人数用・LK-322D	個	2	H25.4.1 ~
ロッカー(4人用)	1.1704.1.149.003.006	多人数用・ELKD-4S	個	1	H25.4.1 ~
ロッカー(9人用)	1.1704.1.149.003.006	多人数用・ESLK-9	個	1	H25.4.1 ~
図面保管庫(丸筒)	1.1704.1.149.004.00	ライオンVA0-75	個	1	H25.4.1 ~
図面保管庫	1.1704.1.149.004.00	ライオンA0-5F	個	1	H25.4.1 ~
物品保管庫	1.1704.1.149.006.00	カバ`-メイド` RMH-3746	個	1	H25.4.1 ~
物品保管庫	1.1704.1.149.006.00	カバ`-メイド` RMH-3747	個	1	H25.4.1 ~
保管庫(中軽量オープン型)	1.1704.1.149.008.000	コヨ` J O I E A 606	個	4	H25.4.1 ~
雑レクリエーション用具	1.1704.1.151.009.000	サッカーボール	個	2	H25.4.1 ~
雑レクリエーション用具	1.1704.1.151.009.000	ディスクゴルフボール	個	18	H25.4.1 ~
雑レクリエーション用具	1.1704.1.151.009.000	特大ジャンボボール	個	6	H25.4.1 ~
雑レクリエーション用具	1.1704.1.151.009.000	S n u g ウェーブ	個	4	H25.4.1 ~
雑レクリエーション用具	1.1704.1.151.009.000	S n u g パンプ	個	3	H25.4.1 ~
雑レクリエーション用具	1.1704.1.151.009.000	S n u g コーン	個	1	H25.4.1 ~
雑レクリエーション用具	1.1704.1.151.009.000	S n u g ウォール	個	2	H25.4.1 ~
雑レクリエーション用具	1.1704.1.151.009.000	S n u g パッド	個	1	H25.4.1 ~
雑レクリエーション用具	1.1704.1.151.009.000	S n u g マウンド	個	1	H25.4.1 ~
雑レクリエーション用具	1.1704.1.151.009.000	S n u g ヌードル	個	10	H25.4.1 ~
段ボール迷路	1.1704.1.151.009.000		個	2	H25.6.13
データ読み取り機(MOD`ライヴ` USB)	1.1704.1.152.022.00	MOA-AX230H/USB	個	1	H25.4.1 ~
データ読み取り機(ホ`ット)	1.1704.1.152.022.000	LID571	個	2	H25.4.1 ~
パネル(ガラス)	1.1704.1.152.028.00	汎用`-グ`レ`・900×1800	個	7	H25.4.1 ~
シュレッダー	1.1704.1.152.061.00	リカット707タイプ` 3143fs	個	1	H25.4.1 ~
動物管理用品	1.1704.1.152.090.00	檻(モンキー`-ジ`)	個	1	H25.4.1 ~
動物管理用品	1.1704.1.152.090.00	動物用産科器具(黒沢式)	個	1	H25.4.1 ~
動物管理用品(オートクレーブ)	1.1704.1.152.090.00	18角加付`・EAC2300	個	1	H25.4.1 ~
動物管理用品	1.1704.1.152.090.00	油圧式手術台(PX型)	個	1	H25.4.1 ~
動物管理用品	1.1704.1.152.090.00	血球計算盤(汎用`-カ`ル検付)	個	1	H25.4.1 ~
動物管理用品	1.1704.1.152.090.00	バリカン(羊用)	個	1	H25.4.1 ~
動物管理用品	1.1704.1.152.090.00	処置台(2枚用`・消毒盤台)	個	1	H25.4.1 ~
動物管理用品	1.1704.1.152.090.00	殺菌保管庫(15W)	個	1	H25.4.1 ~
動物管理用品	1.1704.1.152.090.00	インキュベーター(WE555)	個	1	H25.4.1 ~
動物管理用品	1.1704.1.152.090.00	バリカン(羊用)	個	1	H25.4.1 ~
動物管理用品	1.1704.1.152.090.00	インキュベーター(卓上型)	個	1	H25.4.1 ~
動物管理用品	1.1704.1.152.090.00	バリカン(羊用)	個	1	H25.4.1 ~
保育器(インキュベーター)	1.1704.1.152.090.009	キャスター`-付架台付	個	1	H25.4.1 ~
動物管理用品	1.1704.1.152.090.01	白血球分類器(12基)	個	1	H25.4.1 ~
動物管理用品(うさぎ固定器)	1.1704.1.152.090.01	押田式`・KN-317B	個	1	H25.4.1 ~
動物管理用品	1.1704.1.152.090.01	吸入器(シニック)	個	1	H25.4.1 ~
動物管理用品	1.1704.1.152.090.01	解剖台(ステンレス製)	個	1	H25.4.1 ~
動物管理用品(リスト鞍)	1.1704.1.152.090.01	鞍(ホ`ニ`用)	個	1	H25.4.1 ~
動物管理用品	1.1704.1.152.090.01	孵卵器(P-1008)	個	1	H25.4.1 ~
動物管理用品	1.1704.1.152.090.01	電気入れ墨器(ス`ル`インク`)	個	1	H25.4.1 ~
動物管理用品	1.1704.1.152.090.01	輸液加湿器 加湿器	個	1	H25.4.1 ~
動物管理用品(野菜切り器)	1.1704.1.152.090.01	VA20`・100V	個	1	H25.4.1 ~
動物管理用品	1.1704.1.152.090.01	鞍	個	1	H25.4.1 ~
動物管理用品(電気メス)	1.1704.1.152.090.02	汎用`-メ`ディ`カ`SL-1PR	個	1	H25.4.1 ~
公園管理用品	1.1704.1.152.091.00	プランター(キタ`・1600AW)	個	4	H25.4.1 ~
公園管理用品	1.1704.1.152.091.00	プランター(キタ`・1200AW)	個	6	H25.4.1 ~
公園管理用品	1.1704.1.152.091.00	剥製(フラミンゴ)	個	1	H25.4.1 ~
公園管理用品	1.1704.1.152.091.00	ホールカッター(汎用`-エ`ド`)	個	1	H25.4.1 ~
公園管理用品(プールクリーナー)	1.1704.1.152.091.00	ミヤカ式2型	個	1	H25.4.1 ~
公園管理用品	1.1704.1.152.091.00	薬品庫(335-210G`・ケ`ス`G型)	個	1	H25.4.1 ~

機械器具名	物品番号	規 格	単位	数量	提供年月日
公園管理用品	1.1704.1.152.091.00	剥製（マナヅル）	個	1	H25.4.1 ~
公園管理用品	1.1704.1.152.091.00	プ-ルリナー(SP-64型)	個	1	H25.4.1 ~
公園管理用品	1.1704.1.152.091.00	プ-ルリナー・ミカ式2型	個	1	H25.4.1 ~
公園管理用品(播種機)	1.1704.1.152.091.00	TSA-ひばり	個	2	H25.4.1 ~
公園管理用品	1.1704.1.152.091.000	半自動券売機	個	3	H25.4.1 ~
球根掘り取り機	1.1704.1.152.091.000	B-80 トラクタ牽引式	個	1	H26.4.25
雑棚（薬品棚）	1.1704.1.152.091.005	タダ	個	1	H25.4.1 ~
図書	1.1704.1.218.001.00	野生動物の獣医学	個	1	H25.4.1 ~
図書	1.1704.1.218.001.00	原色花き園芸大辞典	個	1	H25.4.1 ~
図書	1.1704.1.218.001.00	造園学雑誌	個	1	H25.4.1 ~
図書	1.1704.1.218.001.00	ばら・花図鑑	個	1	H25.4.1 ~
図書	1.1704.1.218.001.000	アーバンガーデニング	個	1	H25.4.1 ~
図書	1.1704.1.218.001.000	A-Z園芸植物百科事典	個	1	H25.4.1 ~
図書	1.1704.1.218.001.000	農業便覧	個	1	H25.4.1 ~
ぬいぐるみ	1.1704.1.221.009.000		個	1	H25.4.1 ~
硬貨計数機（硬貨選別収納機）	2.1683.1.013.552.001	ロ-レル H S -1002	個	1	H25.4.1 ~
ホイロローダ	2.1704.1.005.040.001	Z W40	個	1	H25.4.1 ~
三菱 2 トラック（クレーン付）	2.1704.1.010.020.002	福岡100 さ33-76	個	1	H25.4.1 ~
全身麻醉機器	2.1704.1.011.001.002	小動物用	個	1	H25.12.19 ~
裁断機（カッティング プ ロッタ）	2.1704.1.013.032.001	P S N -1200	個	1	H25.4.1 ~
自動券売機（1号機）	2.1704.1.013.050.019	B M I E -3- K B 2	個	1	H25.4.1 ~
自動券売機（2号機）	2.1704.1.013.050.026	B M I E -1-3	個	1	H25.4.1 ~
自動券売機（3号機）	2.1704.1.013.050.027	B M I E -3- K B 2	個	1	H25.4.1 ~
自動券売機（4号機）	2.1704.1.013.050.028	B M I E -2-7 A	個	1	H25.4.1 ~
自動券売機（5号機）	2.1704.1.013.050.020	B M I E -3- K B 2	個	1	H25.4.1 ~
自動券売機（7号機）	2.1704.1.013.050.021	B M I E -3- K B 2	個	1	H25.4.1 ~
自動券売機（6号機）	2.1704.1.013.050.022	B M I E -3- K B 2	個	1	H25.4.1 ~
自動券売機（8号機）	2.1704.1.013.050.023	B M I -5	個	1	H25.4.1 ~
自動券売機（10号機）	2.1704.1.013.050.024	B M I E -3- K B 2	個	1	H25.4.1 ~
自動券売機	2.1704.1.013.050.025	P M K B -10 F	個	1	H25.4.1 ~
自動券売機（9号機）	2.1704.1.013.050.029	B M I E -2-7 A	個	1	H25.4.1 ~
自動券売機	2.1704.1.013.050.033	高額紙幣対応型	個	1	H26.3.25 ~
自動券売機	2.1704.1.013.050.034	高額紙幣対応型	個	1	H26.3.25 ~
自動券売機	2.1704.1.013.050.035	高額紙幣対応型	個	1	H26.3.25 ~
映像装置（小動物用X線装置）	2.1704.1.013.059.002	VPX-10A	個	1	H25.4.1 ~
せん孔機（デジタル彫刻機）	2.1704.1.013.550.001	ME-300	個	1	H25.4.1 ~
雑計算機（紙幣対応）	2.1704.1.013.552.002	ロ-レル F -1500 B	個	1	H25.4.1 ~
遊具	2.1704.1.013.572.001 ~ 4	ウミガメ	個	4	H25.5.20 ~
遊具	2.1704.1.013.572.005 ~ 8	ヒトデ	個	4	H25.5.20 ~
遠心分離器	1.1704.1.130.265.000	動物血液検査用	個	1	H25.12.19 ~
放送機	2.1704.1.002.182.006		基	1	H25.4.1 ~
放送機	2.1704.1.002.182.007		基	1	H25.4.1 ~
放送機	2.1704.1.002.182.008		基	1	H25.4.1 ~
放送機	2.1704.1.002.182.009		基	1	H25.4.1 ~
放送機	2.1704.1.002.182.010		基	1	H25.4.1 ~
放送機	2.1704.1.002.182.011		基	1	H25.4.1 ~
消防ポンプ	2.1704.1.013.013.001	P 5 0 8 型 S	台	1	H25.4.1 ~
貨幣計算機	1.1683.1.152.091.007		台	1	H25.4.1 ~

園内施設（遊具等）位置図



くじらぐも「わんわんボリン」
健康器具系遊具
移動式遊具（スナック）

- 子供の岩
- 柵サングネット
- ネット&リングトントンネル
- チューブ滑り台&リングトントンネル
- ローラー滑り台
- オオタコ足①
- オオタコ足②
- オオタコ足③
- ウツボ
- 柵サング砂場
- フジツボ
- 砂場

- ネット渡り
- 円盤渡り
- クモの巣渡り
- パラソルロープウェイ
- 平均台①
- 平均台②
- サークルパー
- 猿渡り
- タイヤロープ
- ロッククライミング

- 丸木橋
- ネット
- イカダ橋
- イカダ渡り
- タイヤ渡り
- パイプ吊り橋
- まね渡り
- うんてい
- 丸木渡り①
- 乱杭
- ぶらぶらタイヤ
- 三角ネット
- 壁渡り
- 丸木渡り②
- ユラユラロープ渡り
- タイヤトントンネル
- ロープ吊り橋
- ユラユラ丸木
- わんわんロープウェイ
- 複合遊具
- ロープウェイ

- タイヤトントンネル
- 丸木越え
- 複合遊具A
- ゆらゆら丸木
- 平均台
- 複合遊具B
- コンビネーション
- シヨップ・ホテル・汽車
- アニマル滑り台
- シーソー
- ブランコ
- サイクルライム
- マウンテンパーク

スカイドルフィン

国営海の中道海浜公園運営維持管理業務実施に要する提供施設等の取り扱いについて

「国営海の中道海浜公園運営維持管理業務」業務委託契約書に基づく提供施設等については、下記により取り扱うものとする。

記

1. 取り扱い

- (1) 運営維持管理業務受託者（以下「事業者」という。）は、提供施設等を善良なる管理者の注意を持って使用しなければならない。
- (2) 事業者は、提供施設等を業務委託契約書第1条の受託業務以外に使用してはならない。
- (3) 事業者は、提供施設等の修繕、改造その他、現状を変更する（維持のための修繕等で軽微なものを除く。）をしようとするときは、九州地方整備局の承諾を受けなければならない。
- (4) 事業者の責に期すべき事由により提供品等を滅失し又は棄損したときは、事業者の負担において補てんし又は修理しなければならない。但し、事業者の故意又は重大な過失によらない場合は、この限りでない。
- (5) 事業者は業務委託契約が完了した場合、又は解除になった場合は提供施設等を提供施設等返納書により、直ちに九州地方整備局に引渡さなければならない。
- (6) 無線設備の使用にあたっては、業務委託等による国土交通省所属無線設備の取扱い要領によること。
- (7) 提供した無線設備の取扱いは、当該無線局を管理する基地局の無線従事者の指揮統制の下で行うものであって、無線局の管理責任をも事業者に委ねるものではない。

2. 報告及び検査

- (1) 事業者は、毎月提供された機械器具のうち別に定めるものについて提供施設等使用実績報告書を翌月末日までに九州地方整備局に提出しなければならない。
- (2) 事業者は、提供品等を返納する場合、九州地方整備局の行う検査に合格しなければならない。

平成 年 月 日

_____ 殿

住所

氏名

印

提 供 施 設 等 返 納 書

下記のとおり提供物件を返納いたします。

件 名				契約年月日	
物 件 名	規 格	単 位	数 量	提 供 年 月 日	備 考

(備考)用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

提 供 施 設 等 使 用 実 績 報 告 書

年 月 分 (自 日)
(至 日)

借 受 人
作成者氏名
印

現場監督員の認印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	主な作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘 要
				運転日数 (日)	運転時間 (時間)			

(備考) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 横とする。
 2. おもな作業内容の欄は、提供物件を二種以上の異なる作業に使用したときは、運転時間または運転日数の最も多い作業内容を記入する。
 3. おもな作業の作業量の欄は、おもな作業内容の欄に記入した作業の作業量を測定できるときに記入する。
 4. 運転時間の欄は、運転時間の管理できない機械または管理の必要のない機械については、記入を省略することができる。

国営海の中道海浜公園運営維持管理業務で取得した備品の取り扱いについて

運営維持管理業務で取得した備品については、下記により取り扱うものとする。

記

1. 取り扱い

- (1) 運営維持管理業務受託者（以下「事業者」という。）は、備品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 前号の備品は、備品台帳に搭載し、管理しなければならない。
- (3) 事業者は、業務委託契約が完了した場合、または解除になった場合は備品を業務委託契約書第14条に基づく検査の結果、合格の通知があった後、備品引渡書により、九州地方整備局に引き渡さなければならない。
但し翌年度において、当該委託契約が引き続き締結され当該業務に継続して使用する備品で備品継続使用承認申請書により九州地方整備局の承認を得た場合はこの限りでない。
- (4) 事業者は、事業者の責に帰すべき事由により備品を滅失または棄損したときは、事業者の負担において補てんし又は修理しなければならない。但し、事業者の故意又は重大な過失によらない場合は、この限りでない。

2. 処 分

- (1) 備品が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、不用の決定をすることが出来る。
 - 備品の使用年数、能力等から勘案して当該備品を引き続き使用することが困難であると認められる場合。
 - 備品が事業者の責に帰さない事由により、老朽化、損傷等により利用価値がなくなったと認められる場合。
 - 備品の修理用部品の補給が困難で、整備に多大の支障をきたすと認められる場合。
- (2) 処分の方法
 - 事業者は、前号に該当する備品を、売り払った場合は、その内容を証する書類を添えて九州地方整備局に書面により報告し、九州地方整備局の発行する納入告知書により国庫に納入するものとする。
 - また、売り払うことが不利（備品の売払価値が、当該備品の売払いのために要する費用に満たないと認められる場合）又は売り払うことができないものは、廃棄することができる。事業者は、廃棄した場合はその都度その旨を書面により九州地方整備局に報告しなければならない。

平成 年 月 日

_____ 殿

住所

氏名

印

備 品 引 渡 書

平成 年度 国営海の中道海浜公園の管理運営委託業務にかかる別紙を引渡します。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 縦とする。

取得年月日	品名	規格	数量	単価	価格	経費区分	摘要

(備考)用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。

平成 年 月 日

殿

住所

氏名

印

備 品 継 続 使 用 承 認 申 請 書

平成 年度 国営海の中道海浜公園の管理運営業務委託にかかる別紙について、
平成 年 月 日まで継続して使用したく申請いたします。

(備考)用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

取得年月日	品名	規格	数量	単価	価格	経費区分	摘要

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 横とする。

海の中道海浜公園整備・管理運営プログラム



平成29年3月28日

国土交通省 九州地方整備局

— 目次 —

1. 全体計画及び開園状況等	1
(1) 全体計画	1
(2) 供用の経緯	3
(3) 主な供用施設	4
(4) 利用の状況	5
(5) 公園のストック効果	5
2. 平成32年度までの整備及び管理運営の方針等	7
(1) 平成32年度までの整備・管理運営の重点事項	..	7
(2) 整備及び管理運営の方針	8
(3) 事業効果	14

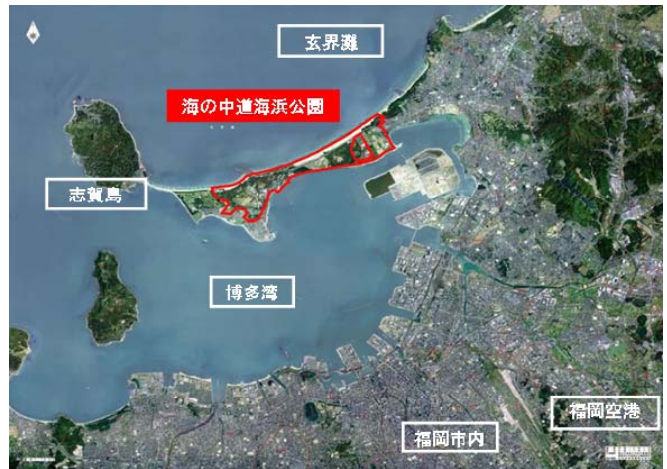
1. 全体計画及び開園状況等

(1) 全体計画

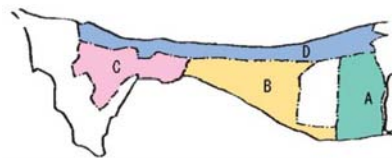
本公園は、玄界灘と博多湾を隔てて志賀島へ伸びる半島「海の中道」中央部(福岡県福岡市東区西戸崎)に、幅0.5～1km、長さ約6kmの区間にわたって位置するイ号国営公園(計画面積約539ha)の都市公園です。

戦後、米軍基地として使用されていた跡地を活用した地形は平坦で、海浜地特有のクロマツ林を主体とした海岸線を有し、玄界灘側は、自然海岸による海岸植物が分布しています。

北部九州における広域的レクリエーション利用、「白砂青松」の良好な自然環境の保全を目的とし、我が国5番目の国営公園として、昭和51年に事業着手しました。特色ある地形と、歴史的、文化的背景に留意し、自然環境を活かした自然学習の場の提供や公園内の芝生、花、池などの魅力的なランドスケープを形成し、魅力あふれる空間を創出することで、レクリエーション需要の増大と多様化に対応しうる国営公園をめざし、誰もが安全・安心・快適に利用していただけるよう整備・管理を進めています。



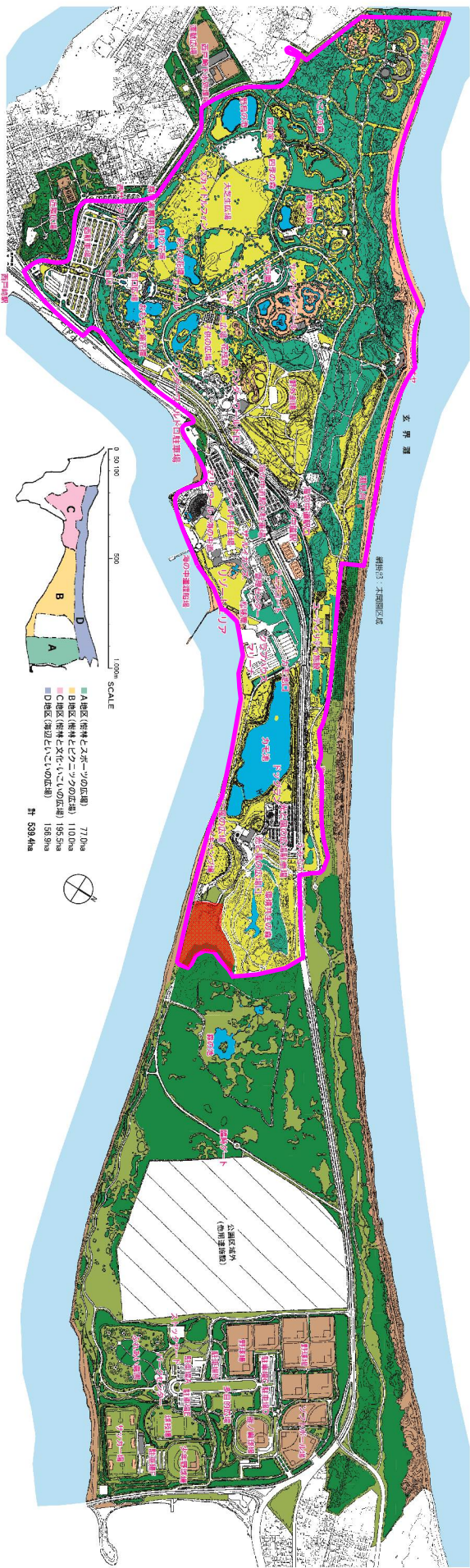
●公園のゾーニング



- A地区(樹木とスポーツの広場)
- B地区(樹木とピクニックの広場)
- C地区(樹木と文化・いこいの広場)
- D地区(海辺といこいの広場)

本公園は、「緑の樹林」「碧い海」「輝く太陽」を基本に、地理的・植生的特性、計画理念、建設手順及び管理運営手法等を勘案して全体的調和を図りながら、全体を4つの地区に分けて、自然条件を生かすテーマを設定し、テーマに応じた計画をたてながら、統一体として有機的に機能させることを目的としています。

海の中道海浜公園基本設計図



平成29年4月1日現在の供用区域

平成29年3月25日供用

(2)供用の経緯

海の中道海浜公園の設置は、昭和47年に米軍博多基地（キャンプ博多）が返還されたことに端を発しています。基地跡地が良好な自然環境を有していたこと、また、北部九州を中心とする広域圏域のレクリエーション需要の増大に対応する施設が必要とされていたことから、大規模都市公園として昭和50年度に都市計画決定されました。

その後、昭和51年度より整備を進め、昭和56年10月に「西口広場」「大芝生広場」「動物の森」を含む約59haを開園しています。その後も整備が完了した区域より順次開園しており、平成28年度末現在では、約298ha（計画面積の約55%）が開園しています。

年度	項目	供用面積
昭和47年度	米軍博多基地返還（515.2ha）	
昭和50年度	都市計画決定	
昭和51年度	事業着手	
昭和56年度	C地区西口広場、大芝生広場、動物の森供用開始	59ha
昭和58年度	C地区サンシャインプール、野鳥の池供用開始	73ha
昭和59～61年度	C地区子供の広場供用開始	102ha
昭和62年度	C地区宿泊研修施設供用開始	116ha
平成元・7年度	D地区青少年海の家、C地区マリンワールド（海洋生態科学館）供用開始	189ha
平成11年度	C地区いこいの森（森の家）供用開始	206ha
平成14年度	B地区光と風の広場（デイキャンプ場）供用開始	230ha
平成17年度	D地区潮見台エリア供用開始	249ha
平成21年度	B地区環境共生の森（みらいの森）供用開始	265ha
平成22年度	D地区玄界灘海浜部中央部及び西部供用開始	292ha
平成25年度	C地区中央駐車場供用開始	294ha
平成28年度	B地区博多湾パノラマ広場供用開始	298ha
	供用面積 計	298ha



動物の森



森の家



B地区博多湾パノラマ広場供用開始



大芝生広場（花の丘）

(3)主な供用施設

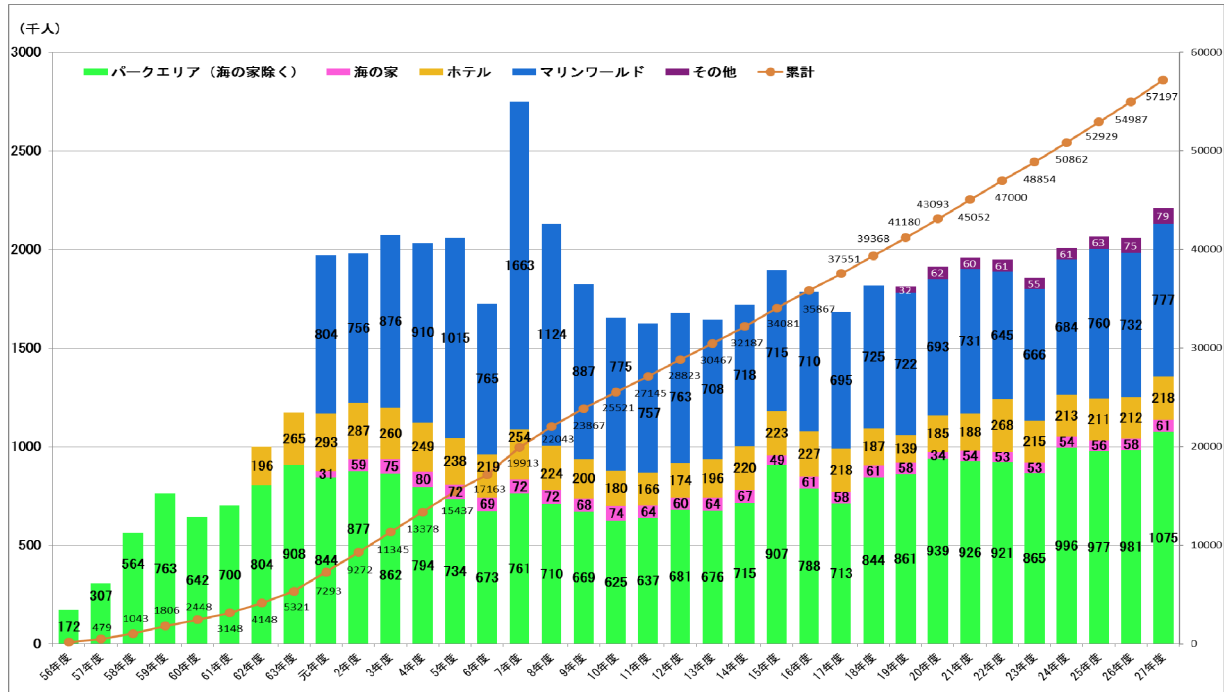
昭和 56 年に開園し、開園エリアを順次拡大しながら多種多様な利用者ニーズに応えられるように現在も施設を整備しています。

平成 28 年度末には、新たにB地区博多湾パノラマ広場(4.2ha)を供用開始し、利用者満足度のさらなる向上につながる公園運営を目指します。

C地区(パーク)		
<p>動物の森 動物と直接ふれあうことの出来る動物園。</p> 	<p>大芝生広場 広大な芝生の広場は花修景や各種スポーツ大会など、様々なレクリエーションが楽しめる空間。</p> 	<p>子供の広場 子供たちのための遊具などを備えた遊べる空間。</p> 
<p>サンシャインプール 6つの異なるプールを備える西日本最大級のレジャープール。</p> 	<p>カナール・フラワーミュージアム 水と緑がおりなす優雅な空間・屋根のない美術館をイメージした花の空間。</p> 	
C地区(リゾート)		B地区
<p>マリンワールド海の中道 イルカやアシカのショー、巨大なシロワニが泳ぐパノラマ大水槽など見どころがいっぱいの海洋生態科学館。平成 28 年度からのPFI 事業実施に向け、平成 27 年度に事業契約を行った。</p> 		<p>博多湾パノラマ広場 3.5ha の芝生広場と博多湾を挟んで福岡市街地を一望でき、様々なイベントに活用できる芝生広場 (H29.3 供用)</p> 
B地区	D地区	
<p>光と風の広場 デイキャンプ場 バーベキューや自然観察が楽しめる施設。</p> 	<p>青少年海の家 雄大な玄界灘に面し、研修・宿泊棟やキャンプ場などを有する野外活動拠点施設。</p> 	<p>玄界灘海浜部 海浜部の絶景のサイクリングコース</p> 

(4)利用の状況

昭和 56 年に開園以降、施設の充実に伴って入園者数は年々増加し、マリンワールドが完成した平成 7 年度に、最多となる 275 万人の入園を記録しました。近年は、年間 200 万人程度で推移しており、平成 27 年度には、歴代 2 番目となる約 221 万人の方々にご利用され、累計では約 5,720 万人となりました。



(5)公園のストック効果

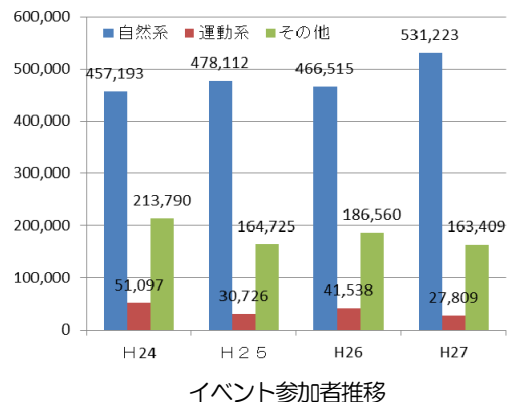
1) 健康レクリエーション空間提供効果

・子育て、教育効果

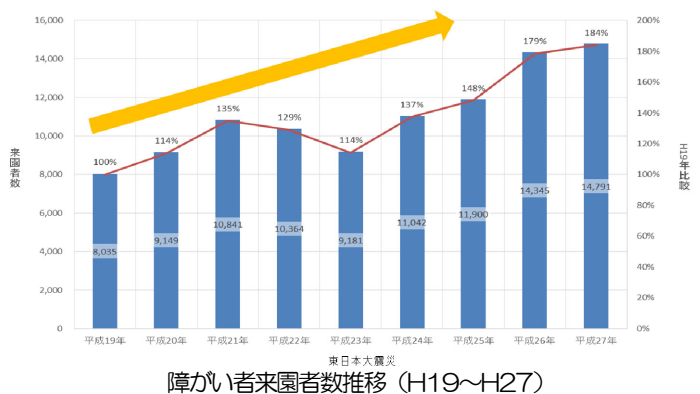
多種多様なイベントを年間を通じて約 200 イベント実施し、参加者も約 70 万人前後で推移している状況です。

屋外レクリエーションは、自然体験型のイベント参加者が増加傾向にあります。そのほかにもスポーツイベントやコンサートなどのイベントも実施されており、余暇活動の場として子供から大人まで幅広い世代にご利用されています。

また、公園を訪れるすべての人が利用しやすいように公園全体のユニバーサルデザインを平成 20 年から進めており、利用制限の情報発信や施設整備（トイレ、車いす対応、授乳室等）を計画的に実施し、すべての人が自然とふれあい、心身のリフレッシュの場を提供しています。その成果の一つとして障がい者の来園者数が約 1.8 倍になっています。



平成19年 8,035人 → 平成27年 14,791人 (1.84倍)





海辺でヨガ



スポーツイベント (タグラグビー)



自然観察会



コンサート

2) 景観形成効果

公園の北側は、玄海国定公園の特別地域内に面しており、『白砂青松』の素晴らしい自然景観を形成しています。また、博多湾と玄界灘を遮り志賀島と陸地で繋ぐ陸繋砂洲である海の中道は、福岡都市圏の特徴的な景観(表紙参照)の一つです。



玄界灘風景



陸繋砂洲

3) 観光振興効果

平成 27 年度より海の中道海浜公園内にある水族館が PFI 事業として新たな事業者に決定し、平成 28 年に閉館し、全館リニューアルを実施しています。平成 29 年には、リニューアルオープンを行う予定で、新たな魅力の発信となり、地域の観光振興に寄与することが期待されます。



新ロゴマーク



水槽イメージ



エントランスイメージ

リニューアルイメージ

4) 地域経済活性化効果

5月の大型連休中に大芝生広場にて開催されるご当地グルメ、スイーツなどのキッチンカーが約30台集結する大型グルメイベントや九州最大級の大規模音楽イベント（夏フェス）やアウトドアイベント、冬のクリスマスキャンドルナイトなど様々なイベントを実施し、地域の観光振興に寄与しています。

その他にもプチボランティアの募集を行いボランティア参加のハードルを下げる取り組みを行い地域住民の方々の交流の場の提供を行っています。

また、利用者の声や有識者の意見を参考に利用者目線を念頭において、整備及び管理運営のハード・ソフトの対策を実施してきました。その結果、近年のイベント数は増加傾向にあり、地域の生活の質の向上に寄与しています。今後もさらなる公園の質の向上を目指すとともに、多くの方に公園を楽しんで頂くためにより柔軟な対応を行い、地域のニーズを踏まえた多種多様なハード・ソフトの対策を実施していきます。



グルメイベント



大規模音楽イベント（夏フェス）



プチボランティア（花壇管理）



クリスマスキャンドル

2. 平成32年度までの整備及び管理運営の方針等

(1) 平成32年度までの整備・管理運営の重点事項

5箇年基本テーマ：「みんなで“海の中道”の宝探し」

本公園がある福岡都市圏の人口は約240万人であり、九州・西日本の拠点として、各種企業が集積しており、今後も人口増加が見込まれている地域です。また、近年は、クルーズ船の寄港に伴いアジア諸地域からの来訪者が増加しており、九州新幹線の開通などの広域交通ネットワークの充実も相まって、人・物・情報の交流の機会が増加することが期待されています。

今後は、玄界灘と博多湾に挟まれた広大で豊かな自然環境を活かし、インバウンド、高齢者、障がい者などの多様な利用者が海の中道海浜公園の魅力を感じ取り、利用できる公園を目指すため、多様な主体との連携のもと、新たな『海の中道』の魅力の発信及びその魅力の活用や提供を通じて、「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終とりまとめ(H28.5)に基づき、公園の新たな魅力の掘り起こしを積極的に行い、北部九州の広域的レクリエーション需要に対応することが求められています。そのため、平成32年度までの整備・管理運営は、次の4つの重点事項に沿って、実施していきます。

【平成32年度までの整備・管理運営重点事項】

1. 「白砂青松」の松林育成保全 【ストック効果向上】

ここはかつて人も住めず、植物も生えない不毛の砂地でしたが、江戸時代（1660年代）から人の手でクロマツを植えてきたことで、今のような環境がつけられました。「海の中道」の環境や地域住民の生活を守るためにこのクロマツ林を後世につないでいくことが非常に重要であるため、今後も松林育成保全に取り組みます。

2. 公園環境向上の取り組み～「体験・経験の場」の確保～【ストック効果向上】

豊かな自然環境を活かし、環境教育の場としての機能を強化することにより、北部九州地域における環境学習フィールドの核となるよう公園整備を推進します。また、地域住民等との協働による新たな森づくりや、松林再生を推進する等、広大で豊かな自然環境を活かした「体験・経験」の拠点となる公園となるよう取り組みます。

また、フラワーピクニックなどの大型イベントを充実させ、公園の魅力向上を図るとともに、積極的に情報発信を行うなど、公園の利用促進に取り組みます。

3. 新たな「利活用プログラム」の推進【民との連携加速・柔軟活用】

約539haという広大な敷地を生かし、利用者ニーズを踏まえた新たな利活用プログラムの検討や多様な施設・主体と連携を図り、季節に応じた多種・多様なスポーツイベント等を実施することにより、広域レクリエーション需要に対応する魅力ある公園となるよう取り組みます。

4. 来園者の安全・安心の確保【民との連携加速・柔軟活用】

市民団体等と連携し、インバウンドや利用者ニーズの多様性に配慮しつつ、ユニバーサルデザイン※を念頭に置いて、すべての人々が安全・安心に楽しむことができる公園となるよう公園整備・管理に取り組みます。

※ 本整備プログラムでは、ユニバーサルデザインを年齢や障がいの有無にかかわらず全ての人が利用しやすい物や施設の設計の考え方という意味で使用しており、バリアフリーもこの中に含まれます。

(2)整備及び管理運営の方針

1. 「白砂青松」の松林育成保全【ストック効果向上】

海の中道海浜公園は、国内最大級の「砂の道」の上であり、原風景をおりなす「白砂青松」の景観を守るため、これまで松枯れ対策や松林再生を推進してきました。今後も松林を後世につなぎ、「海の中道」の環境や地域住民の生活を守るため、平成32年度までの事業内容は、樹幹注入や薬剤散布、伐倒駆除といった松枯れ対策を引き続き実施します。また、海岸林に期待される防風、防潮、防砂の機能を果たすことが可能ながっ

しりとした形質を有し且つ、下の方の枝にも多くの葉をつけたクロマツを育てるため適正な密度管理（本数調整）を行い、地域の資源を活かしたここにしかない美しく風格のある松林風景の創出を目指します。なお、これらの取り組みにあたっては、引き続き市民や関係機関と連携して海浜部のクロマツ林保全・育成等の取り組みを推進していきます。

海の中道海浜公園の海岸林（クロマツ林）

海の中道は、玄界灘と博多湾の間にあり、志賀島へと細長く伸びています。ここは、古代に志賀島や大岳などの島々が、海流の堆積作用によってつながり、陸繋砂州（陸地と島をつなぐ砂州）となりました。

ここはかつて人も住めず、植物も生えない不毛の砂地でしたが、江戸時代（1660年代）から人の手でクロマツを植えてきたことで、今のよう環境がつけられました。

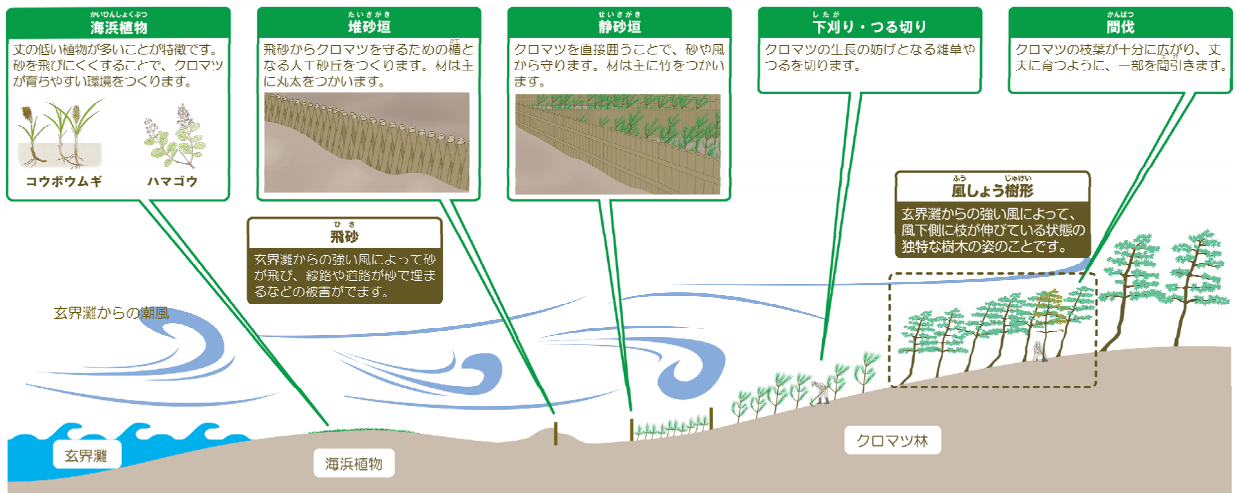
このクロマツ林を後世につないでいくことが、海の中道の環境を維持していくためには重要です。



▲公園区域と海の中道に広がるクロマツ林



▲公園内のクロマツ林



▲海岸林（クロマツ林）の育成イメージ



▲樹幹注入の様子



▲機械による薬剤散布

▲人力による薬剤散布（機械の入れないところ）



伐採前



伐採後

II. 公園環境向上の取り組み～「体験・経験の場」の確保～【ストック効果向上】

当公園では、平成10年に策定した「環境共生計画」に基づき、白砂青松の保全・創出、「環境共生の森」の整備、植物廃材の堆肥化や環境学習の実施等、本公園が環境教育の取り組み拠点となるように努めてきました。平成32年度までの事業内容は、「環境共生の森（みらいの森）」、B地区「森の池」、D地区「玄界灘海浜部」が一体となって美しい風景を形成し、北部九州地域における環境学習フィールドの核となる整備に取り組めます。

また、NPO、地域住民及び行政が一体となり、活動できる仕組みづくりを一層進め、地球温暖化防止及び自然環境や生態系の保全・創出技術の普及啓発に努めます。また、フラワーピクニックなどの大規模な花風景や自然環境を生かしたイベントを充実させ、公園の魅力向上を図るとともに、積極的に情報発信を行うなど公園の利用促進に取り組めます。

B地区「森の池」整備

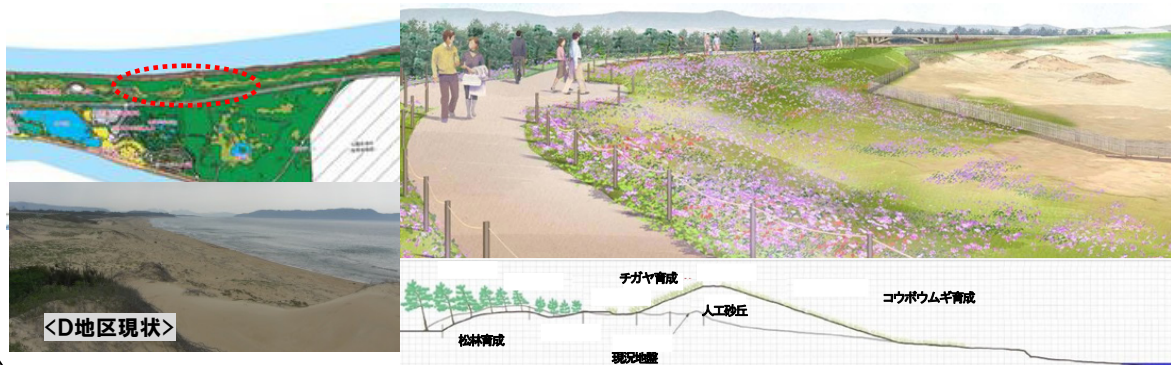
クロマツ林及び地下水位の上昇によって不定期に現れる「幻の池」を活かし、自然散策や自然観察を楽しむことができる空間をつくるため、園路整備や休憩施設の整備を行い、本整備期間中の供用を目指します。



D地区玄界灘整備（I期）

玄界灘海浜部における松林の形成による公園全体の防潮林の機能の確保は、今後の公園機能を維持する上で必要不可欠な整備です。また、特殊な自然海浜植生が形成され環境学習の場としての活用が望めます。以上より、今後の公園機能維持及び環境学習の場として、モニタリング調査を行いながら、計画的に松林再生のための整備を行います。

<D地区イメージパース>





Ⅲ. 新たな「利活用プログラム」の推進 【民との連携加速・柔軟活用】

当公園では、広大で豊かな自然環境を活かしつつ、オールシーズン利用可能な施設計画のもと、多様な事業主体等と連携を図りながら施設の整備並びに様々な行催事を実施し、観光振興や地域の賑わいの拠点として、地域の魅力向上につながる取り組みを進めてきました。平成32年度までの事業内容は、下記の取り組みを中心に多様な事業主体との連携をより一層進め、本公園のストック効果を最大限活用できるように努めます。

●PPP/PFIの活用

PFI事業により、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用した、水族館及び宿泊施設の長期的な管理運用を推進します。

水族館については、『マリンワールドPFI(株)』により平成28年4月から20年間にわたる管理運営事業が開始されており、平成29年4月のリニューアルオープンに向けて、展示テーマを「対馬暖流」から「九州の海」に変更し、「いつも新しい私になれる水族館」をコンセプトに事業者において改修を行い、水族館の魅力向上に努めます。

宿泊施設については、PFI事業として管理運営を行う事業者を公募し、平成30年4月から20年間にわたる管理運営事業開始に向け、手続きを進めます。事業開始後は、新たな事業者と一体となって宿泊施設の魅力向上に努めます。

上記以外の公園施設についても、民間活力を活用した整備・管理運営手法を検討します。

●都市公園の多機能性の発揮と利用促進

都市公園は、地域住民のコミュニティ形成拠点としてのポテンシャルも高く、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の確保等にも大きな効果を発揮することが期待でき、また、多種多様な自然体験や参加型のイベント等の積



極的な実施を通して、自然環境保全の必要性を学ぶ場や地域づくりを支える人材育成の場としての活用も期待できるため、画一的な整備、管理運営に陥らないように各エリアに応じた整備・管理運営を推進し、NPO、地域住民及び行政が一体となり公園の多機能性を一層発揮できるような取り組みを推進します。（多機能性の発揮）

例えば、移動式アトラクションの設置や難病への理解を深める社会啓発活動等、ニーズに応じた多様な利用方法を可能とする取り組みを推進します。

また、公園自体のポテンシャルを発揮するためには、公園運営に関わる人がその特性や制度等を十分に理解することが不可欠であり、公園管理者やボランティア参加者が、公園管理の視野を超えた広い視野(観光振興、各種スポーツ等)を持ちながら様々な観点から関連する分野を横断的に連携できるように取り組みを推進します。（人材育成）

例えば、植樹や植栽管理のボランティアにおいては、NPO、地域住民との連携や家族で楽しめるファミリーボランティア、企業ボランティア等の取り組みを推進していきます。

利用推進を図るため、これまで春季の「フラワーピクニック」、秋季の「うみなか☆はなまつり」等季節に応じた花修景を核とした大規模なイベントやスポーツ体験、野外コンサートなど多くのイベントを実施してきました。

平成32年度までの事業内容は、引き続き公園の特色を活かしたイベントを開催するとともに、人と動物のふれあい及び観察ができる「動物の森」の資源を活かした展示・イベントを行うなど、多様な利用プログラムを実施すること等により多くの方々に学び、楽しみ、満足して頂けるよう、工夫しながら季節に応じたイベントを開催します。（広域レクリエーション需要への対応）

<アウトドアイベント>



<動物とのふれあい:羊の毛刈り体験>



例えば、志賀島などの周辺地域と連携して、地域の歴史的・文化的資源も活かしながら効果的なイベントを実施するとともに、毎年恒例となっているフラワーピクニック、クリスマスキャンドルナイト等の大規模イベントや環境共生の森での植樹・間伐といった公園づくりなどのイベントに関する企画・運営に対して市民団体等が参加しやすい仕組みづくりを推進し、公園に対する様々な期待や要望にきめ細やかに対応できるようにし、公園の魅力や価値の向上に努めます。

IV. 来園者の安全・安心の確保【民との連携加速・柔軟活用】

●ユニバーサルデザイン

当公園では、平成 19 年度から有識者・学識者からなるユニバーサルデザイン検討委員会を設置し、基本理念等を決定し、平成 20 年度から平成 24 年度まで 5 箇年アクションプログラムを策定・実行し、平成 25 年度からはスパイラルアップとして PDCA サイクルに基づき、重点項目を選定してユニバーサルデザインの取り組みを計画的に進めてきました。特に、トイレや休憩施設など特に早期対応が必要な施設から順次整備を進めてきました。



今後、平成 32 年度までは、特に利用者の立場に重点を置いたスパイラルアップを行い公園運営に携わっているすべての関係機関と協力して公園全体のユニバーサルデザインを計画的に進めます。

また、九州地方では、外国人観光客、特にアジア諸国からの観光客が年々増加する傾向にあることを踏まえ、外国人向け広報の充実を図るとともに、外国人観光客が十分楽しめるようサービスの向上を図る観点からもインバウンド対応への取り組みを行うなど、NPO、地域住民及び行政が一体となり公園の多機能性を一層発揮できるような取り組みを推進します。



●来園者の安全・安心の確保

開園後、35 年が過ぎ、施設の老朽化が進行していく中で、利用者のニーズを踏まえて既存施設の機能保全・向上やライフサイクルコストの低減に配慮した長寿命化計画に基づいた施設更新を推進します。



主桁部はく離発生状況



プロムナード橋

また、本公園が、広域避難地であることから、安全性の確保が急がれる施設については、優先的に改修・修繕・整備を進めるとともに、災害発生時に、避難地としての機能を発揮できるよう関係する地元自治体との連携を図ります。

また、来園者の避難誘導や、園内放送などソフト面での体制整備を進めます。

さらに、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等動物に関わる感染症について、「動物の森」において発生しないように常日頃から万全な自主防疫に努めるとともに、周辺地域の発生・拡大等に備え、適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備を進めます。

(3)事業効果

○「白砂青松」の松林育成保全 【ストック効果向上】

松林の密度を適正に保ち健全な松林を保全することが、特徴的な景観保全にも繋がり、健康・レクリエーション空間の提供、景観形成、地域コミュニティ形成、観光振興等の複合的な幅広い効果が期待でき、公園全体のストック効果向上につながることを期待できます。

海岸林の役割

海岸林は、海からの潮風や津波・高波、飛砂などから、人々の生活を守るためにつくられた森林です。潮風や飛砂に強く、やせ地の砂浜でも育つことができる植物は、クロマツや海浜植物などに限られます。

飛砂防止や防風・潮風害防止の役割

海岸林には、海からの風によって吹き上げられた飛砂を枝や葉により減衰させ、砂の移動を弱める働きがあります。また、飛砂の発生源である砂地を樹木で覆うことで、飛砂の発生を抑えることが出来ます。

他にも、海からの風当たりを和らげる防風機能や海風に含まれる塩分がもたらす塩害を軽減させます。

▶ ブラシのような枝葉で飛砂や塩分を捕捉

▼ クロマツ林により風が弱まる範囲



多様な生き物を育む環境の形成

海岸林が育つと、さまざまな動植物が生活できる環境となることから、生物多様性にとっても重要な役割もっています。

景観向上の役割

海岸林は、虹の松原（佐賀県）・天橋立（京都府）・気比の松原（福井県）等が国の特別名勝として指定されているなど、その景観が人々に楽しまれています。

環境教育の場の提供

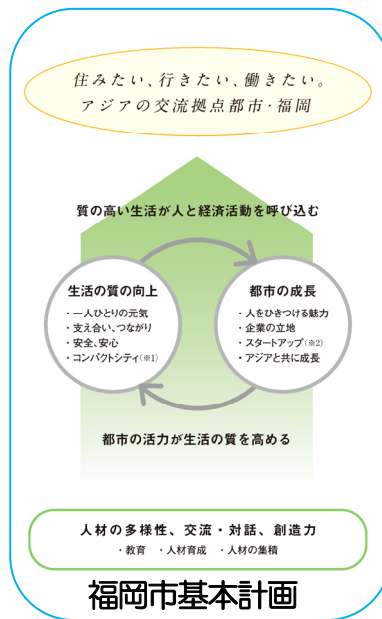
海岸林は、山間部の森林よりも生活の場に近いことから、環境学習の場として、利活用されています。



○公園環境向上の取り組み～「体験・経験の場」の確保～【ストック効果向上】

B地区「森の池」の開園により、隣接する「環境共生の森（みらいの森）」、「D地区玄界灘海浜部」が一体となった自然環境の中で、継続的かつ充実した環境学習の実施を通じ、緑化の普及啓発、地球温暖化の防止、循環型社会の構築に向けた市民の意識の向上が図られます。また、他の公園管理者に対し、質の高い環境学習を行いつつ市民参加型で公園づくりを行う際の参考となるノウハウ等を提供できます。

さらに、上記の取り組みの推進により福岡市策定の「福岡市基本構想（平成24年12月）」、「第9次福岡市基本計画（平成24年12月）」に掲げられる目指すべき都市像や都市経営の基本戦略の実現に寄与することができます。



○新たな「利活用プログラム」の推進【民との連携加速・柔軟活用】

市民団体や企業等との連携及び公園の柔軟な活用により、約 539ha という広大なエリアと様々な資源を有する本公園の多機能性の発揮が可能となり、本公園の有効活用と公園利用者の満足度の向上が図られます。

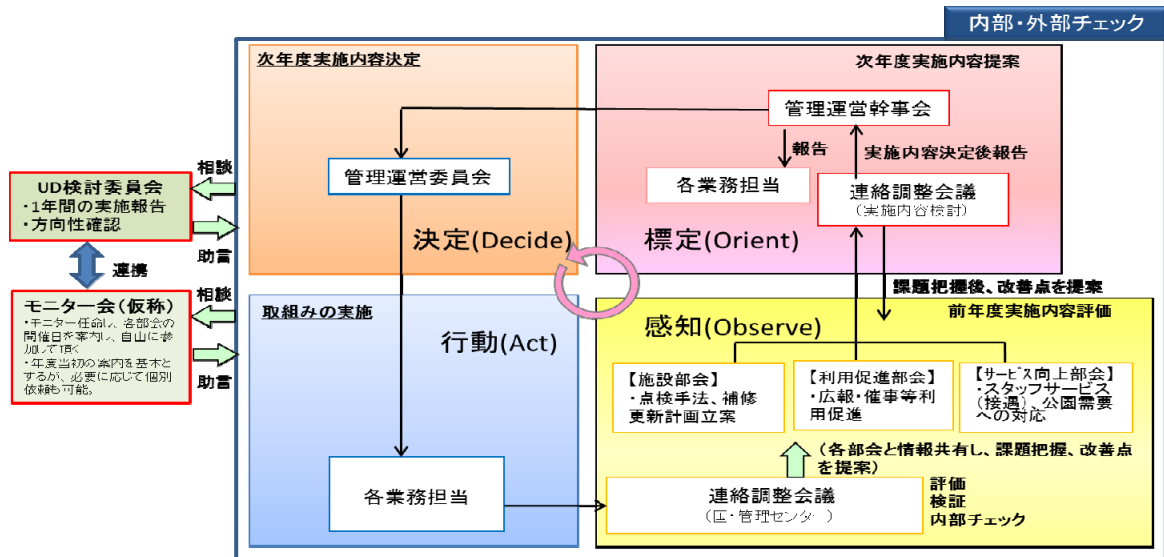
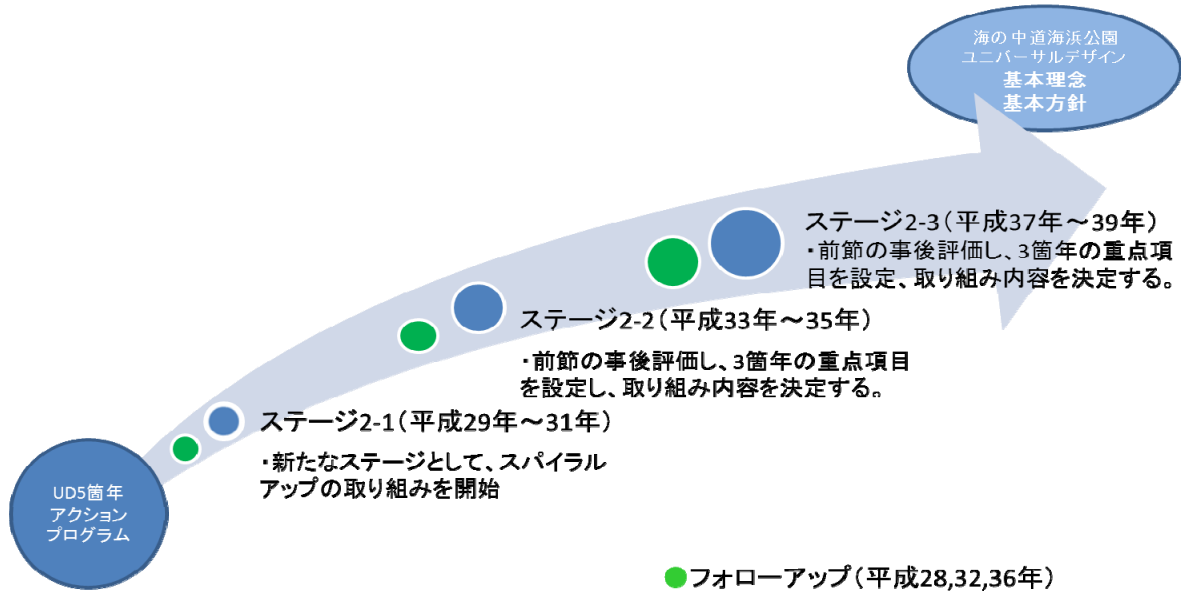
また、公園周辺部において活動している NPO 団体等との連携による様々なイベントを実施するとともに、公園内の花壇の整備や維持管理への市民団体等の参加を進めることにより、公園に対する要望にきめ細やかに対応し、公園の魅力や価値の向上につなげるほか、地域との連携と市民の参画を通じて地域づくりの人材育成、地域の活性化への貢献につながることを期待されます。

さらに、フラワーピクニック等の恒例化した人気イベントなどにおいて、これらの取り組みを知ってもらうことを通して、本公園の魅力や価値の発信にもつながり、一層の利用促進が期待されます。

○来園者の安全・安心の確保【民との連携加速・柔軟活用】

老朽化した園内施設の更新や耐震化などを進めることにより、地震等の災害発生時に来園者及び周辺住民の方の安全・安心の確保が図られます。また、すべての人が安全・安心に楽しく利用できる公園を引き続き目指すため、有識者との検討会を行いユニバーサルデザインを計画的に進めることにより、ハード面、ソフト面においても障がい者やインバウンドも含めた利用者ニーズの多様性に対応し、公園の満足度向上が図られます。

また、公園管理においても、安全・安心に公園を利用して頂くため来園者に配慮した維持管理計画を策定することで、公園の質の向上が期待されます。



ユニバーサルデザイン仕組み(OODA)

なお、本プログラムは、公園整備・管理を巡る社会情勢の変化、事業の進捗状況等を踏まえ、適宜見直しを行っていきます。

国営海の中道海浜公園における行為の禁止等に関する取扱要領

国営海の中道海浜公園事務所

(目 的)

第1条 この要領は、国営海の中道海浜公園（以下「当公園」という。）における行為の禁止等に関する運用の方針を定め、もって安全で快適な公園利用に資することを目的とする。

(適 用)

第2条 公園内における行為の禁止等については、都市公園法（以下「法」という。）及びその他関連法令に定めるほか、この要領によるものとする。

(定 義)

第3条 この要領において、「公園内」とは、法の定めるところにより当公園として公告された次の各号に掲げるものをいう。

- 一 法第2条の2により、すでに供用が開始されている区域
- 二 法第33条第2項により定められた区域のうち、既に公園管理者が権原を取得している区域
- 2 この要領において「職員等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - 一 九州地方整備局の公園担当職員
 - 二 九州地方整備局より当公園の管理運営に関する業務を受託した機関(以下「管理センター」という。)のスタッフ
 - 三 PFI事業により関連施設の管理運営について契約締結している機関のスタッフ
 - 四 都市公園法第5条2項の規定に基づき、設置及び管理の許可を受けた機関のスタッフ
- 3 この要領において、「職員等の管理行為」とは、前項第一号、第二号に該当する者が公園全域を対象に行う公園管理のことをいう。
- 4 この要領において「利用者」とは、勤務中の職員等を除く公園内に入る全ての者をいう。

(禁止する行為)

第4条 公園内における行為のうち、次の各号に掲げるものは、法第11条に準ずる行為とみなし、その行為を禁止する。ただし、職員等の管理行為である場合は除く。

- 一 動・植物を採集（貝掘り、魚釣り（投網）等を含む）する行為。ただし、営利を目的としない、捕虫、落ち枝の採集、落下した木の実等の採集する行為は除く。
- 二 別に指定する場所以外で燃料や電気を利用するコンロ等の火気を使用する行為。
- 三 自転車の利用に関し、公園の安全かつ快適な利用に支障を及ぼす行為で別に定める行為
- 四 他の利用者の快適性を損なう音響の発生を伴う行為。
- 五 公園管理者が喫煙所と表示した箇所以外での喫煙

- 六 他の利用者の安全又は公園施設の正常な利用に支障を及ぼす恐れのある行為
- 七 許可無く公園内で宿泊又は寝泊まりする行為
- 八 公園の利用に際し、許可無く次の各号に掲げる物件を持ち込み又は使用する行為
 - イ 銃及び刀剣類（モデルガン、木刀、竹刀、その他これに類するもの）
 - ロ ブーメラン、弓矢、パチンコ、ラジコン飛行機、その他これらに類するもの
 - ハ 第一号の目的のために使用する道具
 - ニ 花火、火薬、大量のガス、油脂類及び火を使用する器具類（定められた場所で使用する場合及び許可されたイベントを除く）
 - ホ 木製、金属製バット、野球のボール（キャッチボール専用球は除く）、ソフトボール
 - ヘ スケートボード、キックボード
 - ト ゴルフクラブ、ゴルフボール
 - チ その他職員等が安全かつ快適な公園利用に支障を及ぼし、公園施設を毀損する恐れがあると認めたもの
- 九 公園管理者が備え付けたゴミ箱以外へゴミを投棄する行為

（ペットの随伴）

第5条 公園内への動物の持ち込みは、犬、猫、ウサギ、ハムスター、その他これらに類するペット類に限り、随伴者が引き綱（リード）又はカゴ等によりペット類の行動を完全に制御できる状態で随伴する場合に限る。ただし、次の各号に掲げる場所ではペット類の随伴は認めない。

- イ 建物の内部、乗り物（パークトレイン、大観覧車等）
- ロ 動物の森
- ハ 池、噴水、カナル（水面部分）、子供の広場（ちびっこ広場含む）の砂場、じゃぶじゃぶ池
- ニ マリンワールド
- ホ ホテル ザ・ルイガンズ
- ヘ 海の中道 青少年海の家
- ト サンシャインプール
- 二 ドッグランの利用においては、別に定めるドッグラン管理運営要領によるものとする。
- 三 糞尿等の処理及び他の利用者とのトラブルについては、随伴者自らの責任において対応する。
- 四 盲導犬、聴導犬、介助犬については、本条を適用しない。

（法第11条の規定に関する適用除外）

第6条 公園内における行為のうち、職員等の管理行為として行うものについては、法第11条の規定を適用しない。

（場所の指定）

第7条 都市公園法施行令（以下「令」という。）第18条第三号第四号及び第五号に指定する場所は国営海の中道海浜公園事務所長（以下「事務所長」という。）が別に定めるものとする。

（許可を要する行為）

第8条 公園内における行為のうち次の各号に掲げるものは、法第12条に準ずる行為とみなし、公園管理者の許可を受けるものとする。

- 一 アンケート調査または動植物や気象等の調査
- 二 開催日時等を事前に告知することにより参加者を公募して行う行催事
- 三 ステージ、観覧席、マイクロホン、スピーカー、拡声器等を設置又は使用するもの（但し、人の参集・点呼等一時的な拡声器の使用は除く。）
- 四 営利を目的として、または会費などを徴収して写真又は映画等の撮影を行うもの
- 五 公園内に標識、横断幕等を掲示して行うもの
- 六 駐車場（臨時駐車場含む）及びその出入りのための園路以外の場所に自動車、オートバイを乗り入れること。
- 七 その他事務所長が他の公園利用者の正常な公園利用に支障を及ぼす恐れがあると認めたもの。

（法第12条の規定に関する適用除外）

第9条 公園内における行為のうち、職員等の管理行為として行うものについては、法第12条の規定を適用しない。

（利用指導）

第10条 職員等は、その責務に応じ、法令等及びこの要領に定める禁止行為または許可条件に違反する行為を発見したときは、必要の都度入園の制限または、適切な利用指導を行うものとする。

（許可基準）

第11条 法第12条の規定による許可の申請に関しては、原則として次の各号に掲げるものに該当するものは許可しないものとする。

- 一 営利を目的とした物品の販売または頒布
- 二 公共性に欠け、又は排他的な集会、展示会及び興業
- 三 営利のみを目的とした集会、展示会及び興業
- 四 公共性に欠ける募金または署名運動
- 五 当公園利用又は当公園管理に係わりのない調査（ただし、文化財保護法に基づく調査等公園管理者が必要と認める調査は除く。）
- 六 休園日または開園時間外の利用（ただし、以下に掲げるものは除く。）
公園管理者が公園管理運営として行う宿泊行為又はPFI事業等の管理者がその管理区域内において公園管理者との協議により行う宿泊行為
TVや写真の撮影の場合で公園のPR効果が高いと認められるもの
福岡県警察本部の囑託警察犬審査会
野外劇場利用及び野外コンサート等の許可に関する要領に基づき許可を得たもの
公園に隣接する自治会等が実施する防災活動などで公園を使用する場合
- 七 車両を利用する行催事（ただし、車両を利用することが行催事の実施に不可欠で他の利用者の安全と快適性が損なわれないと認められる場合を除く。）
- 八 次の各号の一に該当し著しく公園利用の安全性・快適性を損なうもの
 - イ 当公園施設の損傷または汚損
 - ロ 当公園の風致または美観の侵害
 - ハ 他の利用者に危害を加え又は不便を生じさせる恐れのあるもの

- 九 事故の発生または公園施設の損害に対し、申請者の責任能力が欠如していると考えられる場合
 - 十 申請者及び申請団体の関係者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員等に該当する場合
 - 十一 前各号に定められるもののほか、当公園管理者が公園利用上又は管理上から不都合と認められるもの
2. 1項第一号の規定に係わらず、PFI事業等の管理者または管理センターが、公園利用の促進または利用者の利便を図る目的で実施する場合は許可の対象とするものとする。

(許可条件)

第12条 当公園内の行為について許可をする場合は、次に掲げる条件を付与するものとする。

- 一 他の利用者に迷惑をかけないように留意すること。
 - イ 公衆の安全を守るよう、必要な措置を講ずること。
 - ロ 当公園を損傷したり汚損するなど公園利用に支障を及ぼす恐れのある行為をしないこと。
 - ハ 当公園の風致及び美観、その他公園としての機能を害しないこと。
- 二 許可を受けた事項を変更しようとするときは、軽微なものを除き、公園管理者の許可を受けること
- 三 許可期間が満了したときは、公園を直ちに原状に回復すること。ただし、原状に回復することが不適當な場合は、当公園管理者の指示に従い必要な措置を講ずること。
- 四 事故が発生し、又はその恐れがあると判断される場合は、速やかに公園管理者に報告するとともに、当公園利用者の安全確保を行い、申請者の責任において速やかに処理すること。
- 五 当公園施設を損傷し、汚損し又は滅失した場合は、速やかに公園管理者に報告しその指示に従い、これを修理し、若しくは原状に回復、又は賠償すること。
- 六 次に示すような場合、許可の取消し又は必要な措置を命ずる場合がある。
 - イ 申請内容に偽りがあったり、不正な手段により許可を受けた場合。
 - ロ この許可条件を守らない場合。
 - ハ 許可事項以外の行為を行った場合
 - ニ 当公園の保全又は他の公園利用に著しい障害が発生した場合。
 - ホ 当公園の運営上又は公益上やむを得ない必要が生じた場合。
 - ヘ 許可を受けた行為が当公園のイメージを著しく損なう(相当な苦情が発生する等)場合。
 - ト その他、公園の安全な利用のために公園管理者が必要と判断した場合
- 七 都市公園法及び関係法令を遵守するとともに、公園管理者の指示に従うこと
- 八 その他、必要に応じ公園管理者が付与する条件を守ること。
- 九 公園内に車両を乗り入れる場合は、別途立入許可申請を行うこと。

附則

- この要領は平成17年 3月19日から適用する。
- この要領は平成21年11月 1日に一部改正する。
- この要領は平成22年10月 1日に一部改正する。
- この要領は平成23年 4月 1日に一部改正する。
- この要領は平成24年 1月 1日に一部改正する。

この要領は平成25年 4月15日に一部改正する。
この要領は平成30年 4月 1日に一部改正する。

国営海の中道海浜公園における行為の禁止等に関する取扱要領の細目

国営海の中道海浜公園事務所

(たき火及び炊飯等)

第 1 条 要領第 4 条第二号及び第 7 条の別に定める場所は以下のとおりとする。但し、職員等の管理行為である場合であっても別途国営海の中道海浜公園事務所と協議し国事務所長の許可を得るものとする。

- 一 炊飯施設及び燃焼施設のある建造物内
- 二 法第 1 2 条の申請により火気の使用が許可された場所
- 三 「いこいの森」キャンプ場のファイヤーサークル並びに炊飯所
- 四 「海の広場」の塩作製施設
- 五 光と風の広場「デイキャンプ場」のサイト及び調理棟

(自転車利用)

第 3 条 要領第 4 条第三号に定める行為は次の各号とする。

- 一 定められたサイクリングコース以外に自転車を乗り入れること
- 二 定められた場所以外に自転車を駐輪させること
- 三 スピードの出し過ぎ、無理な追い越し等他の利用者の安全に支障が及ぶこと
- 四 法第 1 2 条の申請により許可された行催事及び職員等の管理行為として行う場合は上記第一号一～第三号は適用しない。

(車両の乗り入れ)

第 4 条 都市公園法施行令第 18 条第五号に定める場所は、園路及び駐車場(臨時駐車場を含む)及びその乗り入れのための園路とする。なお、車両を乗り入れる際の詳細な規定については「国営海の中道海浜公園 園内業務入園における車両通行規則」によるものとする。

(立入禁止区域)

第 5 条 令第 18 条第四号に定める区域は、立入禁止の標示をしている区域とする。

(令第 18 条第四号の規定に関する適用除外)

第 6 条 公園管理者により安全性が確保される行催事等の立入を認めるものとし、別紙様式第 1 を提出させるものとする。

2. 上記 1 項以外で同区域に占有を許可された者及び区域隣接地の所有者が物件等の使用及び管理等のためだけに園内に立ち入る場合。
3. 職員等が管理行為として立ち入る場合。
4. 国及び管理センターが発注した工事等で立ち入る場合。
5. その他事務所長が必要と認めるもの。

(許可を要する行為の取扱)

第7条 要領第8条に基づく許可・申請にあたっては、以下に留意するものとする。

- 一 許可の申請にあたっては、海の中道管理センターと協議調整を行った上で、行為を実施しようする日の3ヶ月前から14日前までの間に必要な書類を付して法第12条の許可申請書を申請するものとする。ただし、他の取扱要領等に定めがある場合はその定めを適用する。

(許可の取り消しについて)

第8条 要領第12条第六項において、公園管理者が行為の取り消しを命じた場合においても、その行為に関わる費用等一切の補償は行わないものとする。

(字句の定義)

第9条 本細目文中にある「職員等」「法」「公園管理者」「PFI事業等」「事務所長」とは、国営海の中道海浜公園における行為の禁止等に関する取扱要領を準用するものとする。

附則 この要領は平成17年 3月19日から適用する。
この要領は平成22年10月 1日より一部改正する。
この要領は平成23年 4月 1日より一部改正する。
この要領は平成30年 4月 1日より一部改正する。

国営海の中道海浜公園 園内業務入園における車両通行規則

国営海の中道海浜公園事務所

1. 目的

本規則は公園における国土交通省(以下「事務所」という。）・都市再生機構(以下「機構」という。）・国営海の中道海浜公園管理運営業務受託者(以下「管理センター」という。)及び関連の業務用車両並びに臨時に入園する車両全てに適用される。園内利用者保護のため、園内への車両通行を極力自粛し、お客様の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に心掛けると共に、公園施設を保全しなければならない。

2. 車両通行の許可

- 1) 車両通行許可証の発行は管理センターとする。
- 2) 工事その他の業務で公園内に立ち入る場合は、あらかじめ公園内立入許可申請書(別記様式1)を提出して公園内立入許可書(別記様式1-1)を受けなければならない。

3. 公園内立入許可の条件

- 1) 区域内の国有財産(樹木を含む)を滅失または毀損した場合は公園管理者の指示に基づき原状に回復、またはその損害を賠償すること。
- 2) 第三者に損害を及ぼした場合は申請者の責任において賠償すること。
- 3) 立入りの目的以外の行為を行わないこと。
- 4) 有料エリア内及びリゾートエリア内の舗装されている広場・園路(光と風の広場管理棟からデイキャンプ場駐車場までの園路は除く)は普通乗用車(セダン型(ハッチバック型は除く)・クーペ型・オープンカー)及び自動二輪の乗り入れは不可とする。ただし、青少年海の家利用目的のための青少年海の家エリアのみは、普通乗用車及び自動二輪の乗り入れ可とする。

4. 車両通行の遵守事項

- 1) 園内は原則として左側通行、走行速度は20Km/h以下とし、走行経路は車両入園許可申請書時に添付される車両等走行ルート図に従うものとする。
- 2) 交差点(部)及び横断歩道においては一旦停止を確実に行うこと。
- 3) 走行中は必ず黄色回転灯を点灯すること。
- 4) クラクションは原則として使用しないこと。
- 5) 公園利用者(歩行者・自転車)を最優先させることし、混雑時は徐行運転で走行すること。来園者に道を譲ってもらった場合は必ずお礼と感謝の気持ちを込めて挨拶を行うこと。
- 6) 発進時は車両周囲の安全を確認すること。
- 7) 入園中は運転席の前面に車輛通行許可証を掲示すること、また運転に際しては園内標識に従うこと。
- 8) 開園区域内に乗り入れる車両は、見苦しくないよう常に清掃管理すること。
- 9) 駐車中のアイドリングは行わないこと。
- 10) 業務用車両の運行は最小限にとどめ、開園時間内に資材、商品及び食材等の搬入がない場合は、業務用駐車場に車を止め、自転車・徒歩等で入園すること。
- 11) サイクリングコースは通行許可車以外車両乗り入れ禁止。
- 12) 業務用車両は、極力歩道・園路及び芝生地・広場に駐車しないものとし、公園利用者からの視野から避けること。ただし業務上駐車しなければならない場合は、車両の前後にセ

- フティーコーンを置き、公園利用者に動かない車であることを示すこと。
- 13) 園内に入ることができる車は公園利用者が業務用車両であると識別できるよう三方向に会社名が標示している車とする。会社名の標示のない車を入園させる場合はマグネットシート等で社名もしくは「園内作業中」を標示すること。
 - 14) 4 t以上の車を開園時間内に通行させる場合は先導車を出すこと。4 t以上の車が多数通行する場合は、業務用入口付近や他の交通と交差する場所に警備員を常駐させること。
 - 15) ワンダーシャトルから動物の森正門 森の家 西サイクリングセンター ガードマン詰所までのコースは反時計回りの一方通行とする。
 - 16) ガードマン詰所職員勤務時間外に入退園する際は、あらかじめ主任監督職員（占用工事については国管理係長）に許可を得て、休日・残業等作業届（別記様式3）を以下の提出期限までに管理センター及びガードマン詰所職員に提出し、承諾を得ること。なお、下記、ガードマン詰所職員の勤務時間帯以外に入退園を行う場合には、その旨を以下のにより必ず連絡を入れた上で、海の家ガードマン口より入退園すること。また、園路途中にある車止め柵等を通行のため移動した場合は、すみやかに原状復旧すること。
勤務時間前（早朝入園）・・・作業該当日の前日の15時まで
勤務時間後（残業）・・・作業日当日の15時まで
勤務時間 3月～10月 7:00～18:30、11月～2月 7:00～18:00
 - 17) この規則で定める規程に違反した車両及び運転手は即刻退園を命じると共に、再入園を禁止する。

5. 車両通行時間

- 1) 業務用車両の走行は極力開園時間外（7:30～9:30、17:30（冬期17:00～18:30））に努めること。
- 2) 土日祝及びお盆期間の多客時の開園時間内の車両の通行は原則不可とする。ただし、あらかじめ主任監督員（占用工事は国管理係長）に許可を得て、土日祝等開園時間内車両通行許可願（別記様式2）を提出し許可を受けたものはこの限りではない。
- 3) 上記の許可を受けた場合でも、土日祝の車両の通行は原則11:00～15:00まで不可とし、食料品の仕込み、菓子・雑貨・ジュース等の納品は平日もしくは来園者の少ない朝もしくは夕方とする。なお納品時間、ルート、納品方法等の納品計画を事前に十分に検討し、公園担当職員の了解を得ておくこと。
- 4) 休日等混雑時、止むを得ず、追加の納品が必要な場合は外周及び中央コースのみの走行とし、所定の場所から台車等で小運搬する。この場合、事前に公園担当職員の許可を得ること。
- 5) 土日祝及びお盆期間等の混雑時に通行許可を得た場合は、マラソン大会や大規模イベント等で通行不可の場合があることから、事前に公園担当職員へ1ヶ月毎の通行計画書を提出して調整すること。

附則

- この規則は、平成18年 4月 1日より適用する。
この規則は、平成21年11月 1日より一部改正する。
この規則は、平成22年11月 1日より一部改正する。

(別記様式1)

平成 年 月 日

海の中道管理センター
管理センター長 殿

申請者 住所

氏名

印

公園内立入許可申請書

標記について、下記のとおり立入りを許可くださるよう申請します。
なお、公園区域立入りに際しては、貴センターから提示された許可条件及び注意事項を遵守することを確約いたします。

記

1. 立入り先 海の中道海浜公園区域内(別紙位置図のとおり)
2. 立入り目的
3. 業務名及び(工期) (平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)
4. 立入り期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
5. 責任者名 連絡携帯電話番号(- -)
6. 添付書類
(1) 立入り者名簿 (別紙のとおり)
(2) 車輛番号一覧表 (別紙のとおり)
(3) 通行ルート (別紙のとおり)

(別記様式1 - 1)

平成 年 月 日

様

海の中道管理センター
管理センター長

公園区域内立入許可書

平成 年 月 日付をもって申請があった公園区域内への立入りについては、下記条件を付して許可する。

記

1. 立入り期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
2. 立入り目的
3. 責任者氏名
4. 条 件
 - (1) 区域内の国有財産(樹木を含む)を滅失または毀損した場合は公園管理者の指示に基づき原状に回復、またはその損害を賠償すること。
 - (2) 第三者に損害を及ぼした場合は申請者の責任において賠償すること。
 - (3) 立入りの目的以外の行為を行わないこと。
 - (4) 普通乗用車(セダン型(ハッチバック型は除く)・クーペ型・オープンカー及び自動二輪)の乗り入れはガードマン入口までとする。
5. 注意事項
 - (1) 立入り区域内における行為は許可による他担当警備員の指示に従うこと。
 - (2) 立入り区域内における服装は公園利用者に不快感を与えないよう留意すること。
 - (3) 本許可書記載事項の訂正は管理センターの訂正印が無い場合は無効とする。
 - (4) 立入りの際は火気(特に煙草)に充分注意すること。
 - (5) 車両による立入り時間は極力閉園時間(7:30~9:30、17:30(冬期17:00~18:30))に通行するよう努め、原則として土日祝及びお盆期間は不可とする。但しあらかじめ許可を得たものについてはこの限りではない。
6. 車両の通行にあたって次のことを遵守すること。
 - 1) 園内は原則として左側通行、走行速度は20Km/h以下とし、走行経路は車両入園許可申請書時に添付される車両等走行ルート図に従うものとする。
 - 2) 交差点(部)及び横断歩道においては一旦停止を確実に行うこと。
 - 3) 走行中は必ず黄色回転灯を点灯すること。
 - 4) クラクシオンは原則として使用しないこと。
 - 5) 公園利用者(歩行者・自転車)を最優先させることし、混雑時は徐行運転で走行すること。来園者に道を譲ってもらった場合は必ずお礼と感謝の気持ちを込めて挨拶を

行うこと。

- 6) 発進時は車両周囲の安全を確認すること。
- 7) 入園中は運転席の前面に車輛通行許可証を掲示すること、また運転に際しては園内標識に従うこと。
- 8) 開園区域内に乗り入れる車両は、見苦しくないよう常に清掃管理すること。
- 9) 駐車中のアイドリングは行わないこと。
- 10) 業務用車両の運行は最小限にとどめ、開園時間内に資材、商品及び食材等の搬入がない場合は、業務用駐車場に車を止め、自転車・徒歩等で入園すること。
- 11) サイクリングコースは通行許可車以外車両乗り入れ禁止。
- 12) 業務用車両は、極力歩道・園路及び芝生地・広場に駐車しないものとし、公園利用者からの視野から避けること。ただし業務上駐車しなければならない場合車両の前後にセフティーコーンを置き、公園利用者に動かない車であることを示すこと。
- 13) 園内に入ることができる車は公園利用者が業務用車両であると識別できるよう三方向に会社名が標示している車とする。会社名の標示のない車を入園させる場合はマグネットシート等で社名もしくは「園内作業中」を標示すること。
- 14) 4 t 以上の車を開園時間内に通行させる場合は先導車を出すこと。4 t 以上の車が多数通行する場合は、業務用入口付近や他の交通と交差する場所に警備員を常駐させること。
- 15) ワンダーシャトルから動物の森正門 森の家 西サイクリングセンター ガードマン詰所までのコースは反時計回りの一方通行を遵守すること。
- 16) ガードマン詰所職員勤務時間外に入退園する際は、あらかじめ主任監督職員（占用工事については国管理係長）に許可を得て、休日・残業等作業届（別記様式3）を以下の提出期限までに管理センター及びガードマン詰所職員に提出し、承諾を得ること。
なお、下記、ガードマン詰所職員の勤務時間帯以外に入退園を行う場合には、その旨を以下の により必ず連絡を入れた上で、海の家ガードマン口より入退園すること。
また、園路途中にある車止め柵等を通行のため移動した場合は、すみやかに原状復旧すること。
勤務時間前（早朝入園）・・・作業該当日の前日の15時まで
勤務時間後（残業）・・・作業日当日の15時まで
勤務時間 3月～10月 7:00～18:30、11月～2月 7:00～18:00
- 17) この規則で定める規程に違反した車両及び運転手は即刻退園を命じると共に再入園を禁止する。

(別記様式2)

土日祝等開園時間車両通行許可願

平成 年 月 日

海の中道管理センター
管理センター長 殿

申請者 住所
氏名 印

園内業務入園における車両通行規則第5条の2により、下記のとおり申請します。

記

1. 期 間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

2. 場 所

3. 業務内容

4. 通行理由

5. 責任者名

連絡携帯電話番号 (_____ - _____ - _____)

上記について必要と認めます。

(国 管理係長)

平成 年 月 日

主任監督員

印

事前に1ヶ月毎の通行計画書を提出することを条件に土日祝及びお盆期間中の開園時間内立入りを許可します。

平成 年 月 日

海の中道管理センター
管理センター長

通行許可証（ひな形）

通行許可証			
有効期限	年	月	日まで
会社名	_____		
工事名	_____		
車両番号	_____		
国営海の中道海浜公園			
エリア（平日用）			

公園内車両通行および作業心得（ひな形）

公園内車両通行および作業心得

1. 指定したルートに従って通行すること。
2. 園内は20km/h以下で走行し、交差点および横断歩道においては、一旦停止を確実に行うこと。
3. クラクシオンは原則使用してはならない。
4. 歩行者及び自転車を優先すること。
5. 公園利用者および諸施設の安全に細心の注意を払わなければならない。
6. 公園利用者の快適な公園利用を妨げないよう運転及び作業態度に留意すること。
7. 入園中は通行証車両前方に明示しなければならない。
8. 所定の時間内に所定の出入口から出入し不必要な場所に立ち入らないこと。
9. 駐・停車の際は芝生地及び林地を以外の場所で公園利用者の妨げにならぬよう配慮すること。
10. 車を離れる際には、必ずエンジンを停止すること。
11. 国営海の中道海浜公園 園内車両通行規則を遵守すること。
12. 通行証の有効期限が切れたときは直ちに返却し、若しくは更新手続きをとること。

国土交通省 九州地方整備局
国営海の中道海浜公園事務所
[発行] 海の中道管理センター

立入禁止区域への立入届出書

平成 年 月 日

国営海の中道海浜公園事務所長 殿

申請者 住 所

氏 名 印

立入禁止区域について、以下の条件を遵守しますので、立入の届出をいたします。

記

団体名及び 代表者名	
日 時	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (うち 日間)
目 的	
内 容	
人 数	
その他	

《遵守事項》

1. 本届出の実施にあたり事故等が発生した場合はすべて申請者の責任で対応するとともに、公園管理者へも速やかに報告すること。
2. 海浜部へ立入にあっては海浜植物の保護のため、みだりに踏み荒らさないこと。
3. 海浜部へ立入にあっては公園管理者に無断で海浜動植物を採取しないこと。
4. 海水浴等を行わないこと。波打ち際から30m以内には近寄らないこと。
5. ゴミ等を投棄しないこと。
6. ペットを持ち込まないこと。
7. 火気等を使用しないこと。
8. 公園施設の正常な利用に支障を及ぼさないこと。
9. その他、公園の適正な利用のため、公園管理者の指示に従うこと。

都市公園法第 6 条及び第 12 条の許可申請書

都市公園占用

許可申請
協議書

(新規・更新・変更)
国九整 第 号
平成 年 月 日

公園管理者 九州地方整備局長 殿

平成 年 月 日

(郵便番号)

住 所

氏 名

印

担 当 者

T E L

都市公園法第6条の規定により下記のとおり 許可を申請
協 議 する。

都 市 公 園 名	海 の 中 道 海 浜 公 園										
占 用 場 所 及 び 占 用 期 間	(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日										
占 用 の 目 的											
占 用 物 件 の 名 称 ・ 規 模 ・ 構 造 ・ 及 び 数 量											
工 事 の 実 施 方 法 及 び 工 事 の 着 手 及 び 完 了 の 時 期	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">掘削面積</td> <td>長</td> <td>m</td> <td>(自)平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>m²</td> <td>(至)平成 年 月 日</td> </tr> </table>	掘削面積	長	m	(自)平成 年 月 日	幅	m		面積	m ²	(至)平成 年 月 日
掘削面積	長		m	(自)平成 年 月 日							
	幅		m								
	面積	m ²	(至)平成 年 月 日								
占 用 物 件 の 管 理 方 法											
都 市 公 園 の 復 旧 方 法											
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項											

許 可 申 請 書

平成 年 月 日

公園管理者

九州地方整備局長 殿

申請者 氏 名

印

住 所

担当者

T E L

都市公園法第12条の許可を受けたいので、下記により申請します。

記

行為の種類	
許可の期間	自) 平成 年 月 日 至) 平成 年 月 日 (うち: 日間)
場 所	
目 的	
内 容	
そ の 他	

誓約書

平成 年 月 日

公園管理者
九州地方整備局長 殿

住所：

氏名：

平成 年 月 日付けで都市公園法第 6 条に基づき申請した、
「」について、
次のとおり誓約します。

1. 自己又は自社（団体）の役員等は、次のいずれにも該当しません。
また、次に掲げる者が、その経営等に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
 - 1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）
 - 2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）
 - 3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - 4) 自己、自社（団体）もしくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - 5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - 6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
2. 都市公園法第 6 条に基づく許可後、上記 1 項の規定に該当する事が判明し、公園管理者より許可の取り消しを命じられた場合は、その命令に従います。また、当該事象により発生した損害等について、国土交通省・九州地方整備局・国営海の中道海浜公園事務所・公園管理運営業務受託者に対してその賠償の請求はいたしません。

海の中道海浜公園では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしております。なお、内容確認のために福岡県警察本部へ照会を行う場合があります。

誓約書

平成 年 月 日

公園管理者
九州地方整備局長 殿

住所：

氏名：

平成 年 月 日付けで都市公園法第 12 条に基づき申請した、
「 」について、
次のとおり誓約します。

1. 自己又は自社（団体）の役員等は、次のいずれにも該当しません。
また、次に掲げる者が、その経営等に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
 - 1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）
 - 2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）
 - 3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - 4) 自己、自社（団体）もしくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - 5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - 6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
2. 都市公園法第 12 条に基づく許可後、上記 1 項の規定に該当する事が判明し、公園管理者より許可の取り消しを命じられた場合は、その命令に従います。また、当該事象により発生した損害等について、国土交通省・九州地方整備局・国営海の中道海浜公園事務所・公園管理運営業務受託者に対してその賠償の請求はいたしません。

海の中道海浜公園では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしております。なお、内容確認のために福岡県警察本部へ照会を行う場合があります。

誓約書

平成 年 月 日

公園管理者
九州地方整備局長 殿

住所：

氏名：

平成 年 月 日付けで都市公園法第 6 条及び第 12 条に基づき申請した、
「 」について、
次のとおり誓約します。

1. 自己又は自社（団体）の役員等は、次のいずれにも該当しません。
また、次に掲げる者が、その経営等に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

- 1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）
- 2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）
- 3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- 4) 自己、自社（団体）もしくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- 5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

2. 都市公園法第 6 条及び第 12 条に基づく許可後、上記 1 項の規定に該当する事が判明し、公園管理者より許可の取り消しを命じられた場合は、その命令に従います。

また、当該事象により発生した損害等について、国土交通省・九州地方整備局・国営海の中道海浜公園事務所・公園管理運営業務受託者に対してその賠償の請求はいたしません。

海の中道海浜公園では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしております。なお、内容確認のために福岡県警察本部へ照会を行う場合があります。

園内におけるロケーション等の許可に関する取扱要領

国営海の中道海浜公園事務所

(定義)

第1条 園内における撮影(写真、映像)及びロケーション(以下、「ロケーション等」という。)とは、行為の禁止等に関する取扱要領(平成25年4月15日改正)(以下、「行為の取扱要領」という。)第8条第四項に記したものを指し、個人や団体が記録としてのみ撮影するもの、職員等が管理行為として行うもの及びTV、新聞、雑誌等(以下、「マスコミ等」という。)の撮影で当公園の広報につながるものは除く。

(許可申請)

第2条 海の中道海浜公園内でロケーション等を行おうとする者は、ロケーション等を行おうとする日の原則14日前迄に法第12条に基づく申請書及び公園管理者又は管理センターの求める資料を公園管理者へ提出するものとする。

2. 報道の為の取材については、原則3日前迄に法第12条に基づく申請書及び公園管理者又は管理センターの求める資料を公園管理者へ提出するものとする。但し、災害・事件等緊急な場合はその限りではない。
3. 個人や団体が記録としてのみ撮影するものについては、許可申請は不要とする。
4. マスコミ等の撮影で当公園の広報として行うものについては、事前に国営海の中道海浜公園取材申込書(以下、「取材申込書」という。)を管理センターへ提出するものとする。なお、管理センターは国営海の中道海浜公園事務所に内容を報告し承諾を得るものとする。

(許可基準)

第3条 法第12条の規定による許可申請及び取材申込書に関しての、許可基準は原則として次の各項に掲げるものとする。

1. 当公園のイメージを損なうロケーション(物品の持込含む)等は許可しない。
2. 行為の取扱要領第4条及び5条の各号に該当するものを含むロケーション等は許可しない。
3. 立入禁止区域でのロケーション等は許可しない。
4. 当公園があたかも、商品や企業を応援・推奨等していると取られるようなものは、許可しない。

(その他)

第4条 ロケーションを許可するにあたり原則、映像に当公園名等を挿入することを義務づけるものとする。

(字句の定義)

第5条 本要領文中にある「当公園」「職員等」「法」「公園管理者」「管理センター」とは国営海の中道海浜公園における行為の禁止等に関する取扱要領を準用するものとする。

(付則)

第6条 平成22年12月1日から施行する。

(平成6年11月1日より適用してきた園内における商業的撮影行為に対する考え方を踏襲した)

平成23年4月1日から一部改正

平成23年8月1日 一部改正

平成25年4月15日 一部改正

国営海の中道海浜公園 野外劇場利用及び野外コンサート等の許可に関する取扱要領**(目的)**

第1条 本要領は、国営海の中道海浜公園(以下「当公園」という。)の野外劇場の利用及び野外コンサート等で公園の一部を排他的に利用する場合の許可について必要な事項を定め、適正な実施運営を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 野外劇場は、当公園の整備方針である都市における生活環境の改善と、広域的な屋外レクリエーション需要に対応するための公園施設として、国民が愛好する音楽、舞踊、演劇、アウトドアスポーツ(以下、「野外コンサート等」という。など多様なレクリエーション開催のための会場として運営するものである。

また、野外コンサート等については一般的なレクリエーション等より綿密な調整が必要な事から、より詳細な要領を定め適正な運営が図れるよう努めるものである。

(許可条件)

第3条 野外劇場及び野外コンサート等の許可条件は以下の各号に掲げるものとする。

- (1) 公序良俗に反する恐れのあるイベントは許可しない。
- (2) 当公園のイメージを損なう(物品を使用する)恐れのあるイベントは許可しない。
- (3) 公園施設を毀損又は滅失する恐れのあるイベントは許可しない。
- (4) 原則、集客規模1,000人を超えるものとする。
- (5) 一般の公園利用者に支障がなく公益性のあるものとする。
- (6) 開園日、開園時間内であること。ただし、公演等の都合上夜間延長を必要とする場合は、22時(公演は21時迄)迄とする。なお、夜間延長が必要となった場合、会場及びイベント参加者誘導に必要となる照明等は利用者(主催者)で対応するものとする。
- (7) 国営海の中道海浜公園における行為の禁止等に関する取扱要領第4条及び第5条に該当しないよう参加者に徹底するものとする。
- (8) 国営海の中道海浜公園 園内業務入園における車両通行規制を遵守するよう、すべてのスタッフ及び関係者に徹底するものとする。
- (9) その他公園管理者が公園の管理運営上問題があると認めたものについては許可しない。

(許可申請)

第4条 利用申込は都市公園法(以下、「法」という。)第12条に基づく許可を得るものとする。
なお、許可申請については以下のとおり取り扱うものとする。

- (1) 利用する前年度に野外劇場の利用及び野外コンサート等の利用実績がある場合は、毎年、海の中道管理センター(以下、「管理センター」という。)が開催する野外劇場の利用及び野外コンサート等の利用実績のある主催者が一同に介した意見交換会に参加する事を条件にイベント等を開催しようとする前年度の10月1日からイベント等を開催(開催のための準備)しようとする日の60日前までに法12条の許可申請書に第4条第1項(3)に示す項目を具備した実施概要書を付して管理センターに提出しなければならない。なお、意見交換会に参加されない場合は、それ以前に許可証を発行していたとしても、一旦許可を取り消すものとする。

(2) 利用する前年度に野外劇場の利用及び野外コンサート等の利用実績がない場合は、毎年、管理センターが開催する野外劇場の利用及び野外コンサート等の利用実績のある主催者が一同に介した意見交換会の日以降イベント等を開催（開催のための準備）しようとする日の60日前までに法12条の許可申請書に第4条第1項(3)に示す項目を具備した実施概要書を付して管理センターに提出しなければならない。

(3) 実施概要書に具備する事項は以下のとおりとする。

開催目的 開催日時（雨天時の対応含む） 主催者等の名称 開催内容
参加者数の見込み 物販等の有無
問い合わせ先（担当者の所属団体・氏名・連絡先）
運営組織図及び連絡体制(案) 会場図(案) 案内誘導計画(案)
安全対策及び救護体制(案) 交通（駐車場・シャトルバス等）対策（案）
周辺地域対策(案) その他特記すべき事項

2. 上記第1項により許可を受けた後、主催者は準備及びイベント実施に際しての管理・運営に必要な事項について管理センターと綿密な調整を図るとともに第4条第2項(1)に示す項目を具備したマニュアルをイベントの準備を実施しようとする日の14日前までに管理センターへ必ず提出するものとする。なお、期限までにマニュアルが提出されない場合は、法12条の許可を取り消す場合がある。

(1) マニュアルに具備する事項は以下のとおりとする。

開催目的 開催日時（雨天時の対応含む） 主催者等の名称 開催内容
参加者数の見込み 物販等の有無
問い合わせ先（担当者の所属団体・氏名・連絡先）
運営組織図及び連絡体制 会場図(詳細) 案内誘導計画
安全対策及び救護体制 交通（駐車場・シャトルバス等）対策
周辺地域対策 入園料支払い方法及び参加者の入園方法
実施スケジュール（準備・開催日当日・撤去）
その他公園管理者が必要と認める資料

3. 法12条の許可を受けた日以降しか当該イベントの告知等で開催場所を明らかにする事はできないものとする。

(占用の申請)

第5条 利用者は、野外コンサート等について許可を受けたとき、会場等として必要とする部分（野外劇場は別紙コンサート等での野外劇場使用における占用面積の取り決め（案））を開催（開催のための準備）しようとする日の30日前までに法6条に基づく占用許可申請書を管理センターに提出しなければならない。

(占用料の納入)

第6条 利用者は第5条申請により公園管理者より許可を受けた占用部分（面積）にかかる占用料について、納入告知書発行日より20日以内に所定の額を納入しなければならない。
なお、イベント等中止となった場合でも占用料の返還等は行わないものとする。

(利用上の留意事項)

第7条 利用者は野外劇場の利用及び野外コンサート開催に際して以下に掲げる事項について留意しなければならない。

- (1) 会場内で利用期間中に設置した仮設物・設備類は善良な管理者により管理すること
- (2) 利用期間中に使用した、資材・器具類は使用終了後速やかに撤去し原状に復旧すること。
- (3) 利用者が主催するイベントの参加者（入園者）が公園の開園前に参集し混乱が生じ

る恐れのある場合は利用者側で整理すること。

- (4) 利用者が主催するイベントで災害、盗難、救急事案、警察事案が発生しないよう努めなければならない。なお、万が一イベントにおいて災害、盗難、救急事案、警察事案が発生した場合は利用者により適切な対応を行う他、公園管理者に報告しなければならない。
- (5) 公園の駐車場の収容台数には限りがあるため、利用者側で参加者の駐車場を確保するか、市街地からの大量輸送等を行うか、参加者は公共交通機関利用するよう周知・徹底を行う等の方策を行うこと。
- (6) コンサート等は音量等が予想されるので、地元自治会等へ事前説明等必ず行うこと。

(物販等の取扱い)

第8条 野外コンサート等のイベントに付随して展示、物販、ロケーション等(以下、「物販等」という。)を行う場合は、管理センターの担当部署と綿密な調整を行う外、管理センターより提出を求められた資料については物販等行おうとする日の30日前までに必ず提出するものとする。なお、期限を守れなかった場合には、物販等が出来ない場合があるので特に留意すること。

- 2. 上記で許可された内容と異なる状況が現地で確認された場合は、当該の物販等については中止させる場合がある。

(利用の取り消し等)

第9条 利用者(主催者)は野外劇場の利用及び野外コンサートの運営管理に際して一切の責任を負うものとする。なお、以下に掲げる事項について違反等を公園管理者が確認し、主催者に対して指導を行ったにも関わらず、その指導に従わない場合には公園管理者より利用の取り消しを命ずる事が出来る、その場合主催者はその命令に従わなければならない。

- (1) 公序良俗に反する行為が確認された場合。
 - (2) 当公園のイメージを損なう(物品を使用した)内容が確認された場合。
 - (3) 公園施設を毀損又は滅失する行為が確認された場合。
 - (4) 国営海の中道海浜公園における行為の禁止等に関する取扱要領第4条及び第5条に該当する参加者が確認された場合。
 - (5) 国営海の中道海浜公園園内業務入園における車両通行規制を遵守しないスタッフ及び関係者が確認された場合。
 - (6) 本要領に記載された事項について遵守されていない事象が確認された場合。
 - (7) その他、公園管理者が公園の安全管理上(災害等により公園を閉園せざるを得ない場合等)、利用させる事が困難であると判断した場合。
- 2. 上記(1)~(6)により利用の取り消しを受けた者(団体)又はそれに準じるものと公園管理者が判断した者(団体)は、それ以降の野外劇場及び野外コンサート等の利用は許可しないものとする。

(付 則)

第10条 平成4年4月1日より施行する。
平成22年12月1日より一部改正する。
平成23年4月1日より一部改正する。

ボランティア

活動規約（ひな形）

第1章 総則

（目的）

第1条 本ボランティアは、国営海の中道海浜公園（以下「本公園」という。）において、市民主体による様々な活動を通し、本公園の魅力や活動の可能性を発見・創造するとともに、それらを多くの人々に伝えていくことにより、魅力的な公園利用の実現と活性化を図るため、を目的として、国営海の中道海浜公園管理センター（以下「海の中道管理センター」という。）が定めるものである。

（名称）

第2条 本活動に参加するボランティアは「ボランティア」（以下「本会」という。）と称する。

（構成及び認定）

第3条 本会は会員（以下「ボランティア」という。）をもって構成する。

2 ボランティアは、海の中道管理センターが認定し、国土交通省九州地方整備局国営海の中道海浜公園事務所（以下「公園事務所」という。）が承諾した者とする。

第2章 活動内容

（活動内容）

第4条 本会の活動内容は次の各号に掲げる活動を行う。

- 一 に関する活動
 - 二 活動のサポート
 - 三 ボランティア研修（講師による講習会等）に関する活動
 - 四 その他、ボランティア活動の運営全般に関すること
- 2 本会の活動にあたっては公園規則を遵守し、公園のボランティアとして相応しい服装、言動、行動に十分配慮する。
- 3 本会の活動内容については、活動報告を管理センターに提出するものとする。

（活動エリア）

第5条 本会の活動エリアは、主に とし、本公園供用区域内を原則とする。

2 講習会等の活動においては、等を利用できるものとする。

（活動日）

第6条 本会の活動は、予め定めた活動計画に基づき実施することとする。

2 活動計画日以外の日でも、活動内容規約第4条に基づく活動は随時実施できることとする。

第3章 運営体制

(事務局)

第7条 本会の事務局を海の中道管理センターに置く。

(連絡調整)

第8条 運営においては、事務局が連絡調整を行い、活動の円滑化を図ることとする。

第4章 会議

(全体会議)

第9条 全体会議は、事務局の招集により、必要に応じて年2回程度開催する。

第5章 ボランティア証及び貸与物品

(ボランティア証)

第10条 ボランティアには、ボランティア証を交付する。

- 2 ボランティア証の有効期間は、4月1日より翌年3月31日までとし、必要に応じて更新を行う。
- 3 ボランティア証の取扱いについては、次の各号に掲げる項目について遵守することとする。
 - 一 登録者の責においてボランティア証を保持し、万一破損・紛失等があった際は速やかに事務局に報告しなければならない。
 - 二 ボランティア証の使用は登録者本人のみとし、第2章第6条に該当する日以外に使用してはならない。
 - 三 ボランティア証の不正利用が認められた場合は、該当する登録者のボランティア証を没収する。
 - 四 ボランティアが本会を退会する際は、ボランティア証を公園に返却しなければならない。

(見本) 国営海の中道海浜公園ボランティア証

【表面】

No.	
国営海の中道海浜公園ボランティア証	
ボランティア名:	ボランティア
有効期限	写 真
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	
会員名	
発行日 平成 年 月 日	国営海の中道海浜公園

【裏面】

【注意事項】
1. 表面に記載されている有効期間中、国営海の中道海浜公園にご本人様1名が入園できます。ただし、あらかじめ定められたボランティア活動日、または公園管理者が認めた場合以外には使用できません。
1. ボランティア証は、公園ご利用の際に駐車場ブース係員にご提示ください。駐車料が無料になります。
1. 盗難、紛失、破損等があった場合は、発行元の公園管理センターにお問い合わせください。
1. ボランティア証は、ご本人様以外の方は使用できません。
お問い合わせ先 海の中道管理センター 福岡県福岡市東区西戸崎18-25 電話 092-603-1111

(支給・貸与物品)

- 第11条 活動時のユニフォームとして事務局よりスタッフジャンパー及びネームカードを貸与する。なお、活動中はスタッフジャンパー及びネームカードの着用を義務づける。
- 2 活動に必要な備品(作業道具等)及び諸材料について事前に事務局に協議し、事務局が必要に応じて支給または貸与する。

第6章 入園方法の取扱い

(入園料の取扱い)

- 第12条 本会の活動を目的とするボランティア本人の来園については、管理センターの発行するボランティア証を提示することにより、入園料金・駐車料金ともに無料とする。

(活動時の入園)

- 第13条 ボランティア活動時の入園口は、主に 口とし、必要に応じて 口、 口のいずれかとする。

(車両規則)

- 第14条 本公園内への車両の乗り入れについては、原則認めないものとする。ただし、作業にあたって材料・機材等を運搬する必要がある場合は、事前に事務局と協議し、入園時間及び走行ルート进行调整の上、承諾を得るものとする。
- 2 活動日に車で来園する場合は、本公園の一般駐車場を利用するものとし、駐車場入口にてボランティア証を掲示するものとする。

第7章 報酬・賠償等の取扱い

(報酬)

- 第15条 ボランティアへの人件費及び交通費の報酬は支給しないこととする。

(賠償)

- 第16条 ボランティアは、ボランティア活動中の事故等による損害について、海の中道管理センター及び国土交通省、九州地方整備局及び公園事務所に賠償を求めることは、原則できないものとする。ただし、ボランティアに責任が及ばない場合はこの限りではない。

(ボランティア保険)

- 第17条 ボランティアには、ボランティア活動保険に加入することを推奨する。また、加入にかかる費用は、個人負担とする。
- 2 ボランティア保険の有効期限はボランティア証と同じ(4月1日より翌3月31日まで)とする。
- 3 ボランティア保険加入の手続きについては、事務局が行うものとする。
- 4 ボランティア活動中に生じた事故や怪我については、ボランティア保険の適用範囲内での対応とする。

第8章 退会

(退会)

第18条 途中で本会を退会するボランティアは、事前に事務局に報告した上で、書面にてその旨を提出する。(書式問わず)

2 規約違反や不適切な行動と認められる行動があった場合、事務局の判断により公園事務所と協議の上、退会を行うものとする。

(貸与物品の返却)

第19条 退会する際は、ボランティア証と貸与物品を事務局に返却しなければならない。

第9章 その他

(個人情報の取扱い)

第20条 ボランティアの個人情報(名前、住所、連絡先)は、個人情報保護法及び海の中道管理センター個人情報保護方針に則り適切に管理する。個人情報は、ボランティアの認定及びボランティア証の発行許可にかかる公園事務所への協議、ボランティア保険加入手続き、活動に関する連絡のためにのみに用い、その他の用途には使用しない。

付則

この規約は、平成22年4月1日より施行する。

国営海の中道海浜公園

サインマニュアル

(抄)

サインマニュアル説明会資料

サインマニュアルの理念	- P.0
サイン整備の目的	- P.1
デザインの基本	- P.2
マニュアルを適用するサイン	- P.3
指定書体	- P.10
指定ピクトグラム	- P.11
施設名	- P.13
サイン標準仕様	- P.18

「グラフィックマニュアル」と「サインマニュアル」との違い

• グラフィックマニュアル

シンボルマークやロゴなどサインに関する基礎事項を定めている。

• サインマニュアル

グラフィックマニュアルを発展させ、サインの具体例を掲載して、サインの色、書体の統一を図っている。

長期的かつ段階的な整備

今後行う工事ごとに、サインマニュアルに基づいてサインを設置していけば、年々、マニュアルに準拠したサインが増えていき、10年も経てばサインが体系的に整備されることになるであろう。

ホテル、マリンワールドなどに関するサインマニュアルの取り扱い

各機関において、独自の統一されたサインに関する基準がある場合には、かならずしもサインマニュアルに従う必要はありません。ただし、海の中道海浜公園のシンボルマークやロゴなど、グラフィックマニュアルを参考として下さい。

Sign
Manual for
Uminonakamichi
Seaside Park

 国営 海の中道海浜公園

サインマニュアル

1.サインマニュアルの対象範囲	マニュアルにそって整備するサイン	09
2.指定書体	サインに使用する書体	10
3.指定ピクトグラム	サインに使用するピクトグラム	11
4.指定色	サインに使用する本体色・文字色	12
5.施設名一覧	サインに表記する施設名及び英訳	13
6.サインリスト	マニュアルにそって整備するサインの一覧表	16
7.サイン標準仕様	海の中道海浜公園のサイン標準仕様・製作図	17
8.展開事例	マニュアルを参考にしてサイン展開をした事例	57

国営海の中道海浜公園

グラフィックマニュアル

(抄)

Graphic
Manual for
Uminonakamichi
Seaside Park

 国営海の中道海浜公園

グラフィックマニュアル

ベーシックアイテム・システム	01～25
アプリケーションアイテム・システム	26～55
清刷	56～75

国営海の中道海浜公園が、今後の広域レクリエーション・ニーズの多様化と高度化に的確に対応しつつ、国民により親しみやすく利用しやすい公園として発展を遂げて行くためには、540ヘクタールという広大な敷地面積を有する本公園と本公園内に配置される特色有る公園施設相互が有機的な結びつきをもちつつ、同一の公園として認識されること、すなわち公園としてのアイデンティティ(Park Identity=PI)を確立していくことが重要です。

本書は、このために特にビジュアルな側面に着目し、本公園のシンボルマーク、ロゴタイプ、マスコットキャラクター、テーマカラー、ピクトグラム等ベーシックエレメントについての使用基準をまとめるとともに、具体的に使用される媒体項目(アプリケーションアイテム)として、サイン、レターヘッド、広報制作物等への使用例を掲げ、これらを『グラフィックマニュアル(Graphic Manual)』として集約したものです。

本マニュアルが、ビジュアルの側面からイメージビリティの向上に役立ち、PIの形成の一助となるよう実践的、効果的に活用されることを期待します。

平成4年10月

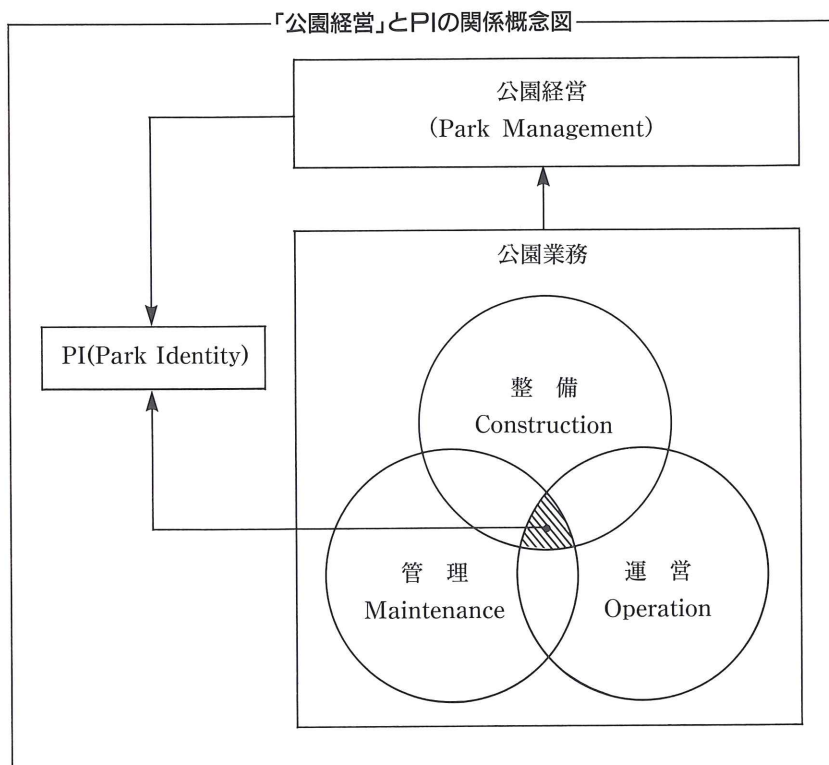
1. PI(Park Identity)について

余暇の変化、公共と民間の役割の区分消失、公共施設への市民の参加意識のたかまり、類似民間施設の急増など本公園が国民に利用される望ましい都市公園機能をはたすためには、新たな「公園経営」とその「戦略」が必要となりました。

公園経営とは整備と管理、運営を別々に二次元的にとらえるのではなく、両者を有機的に統合化させる考え方です。

この「公園経営」を推進する基本戦略としてPI計画が導入されるものです。

PIはすでに企業の経営戦略として導入され、実践的成果を上げ、その効果に注目し地方自治体等が導入しているCIを本公園の整備と管理に発展的に応用し、新たな「公園経営」を推進する基本戦略とするものです。



2. PI計画のコンセプト

コンセプト：概念。考え方。——つまり、何かを創り上げる行動の目標、理念、範囲を示すものです。本公園全体の理念は、昭和50年1月に策定された「海の中道海浜公園基本設計報告書」において、以下の3項があげられています。

- 1) 本公園の特色ある地形、即ち、海の中道と称せられる細長い半島と、その歴史的、文化的背景に留意し、現状の自然を尊重すると共に、修景技術を導入して、自然の中に、自然と人間との楽しいかかわりあいを求めることを基調とする。
- 2) この公園は、野外のレクリエーションを気安く楽しみ、又自然環境の中にあつて、自然の学習と研修の場ともなり、又社会的な集いの場をも提供する場所とする。
- 3) 既存の自然を生かしながら、緑、芝生、花、池、流れ、丘等によって、新たな、ランドスケープを造成する。

この公園計画上の理念と本公園が有している歴史的条件、自然的条件、社会的条件等を踏まえることとともに、来たるべき21世紀を視野に含みつつ、本公園のPI 計画のコンセプトを、次の通りとします。

一、「海の中道」の歴史・文化の継承を目指します。(地域との協調)

二、「海の中道」の自然環境を大切にし、良好なランドスケープを創出します。(自然との共生)

三、人々に安らぎを提供し、真の豊かさの実現に貢献します。(人々との交流)

3. PI計画の基本方針

①人と自然とのやさしいかかわりを通して、国民に真に豊かな時間を提供する。

本公園はゆったりとしたスペースと豊かな自然環境の中で、多様なライフステージにある人々に自然環境とのかかわりあいを育みながら、真に豊かな時間をすごせる場を提供します。

②地域との様々な交流で成長しつづける都市公園の創造を目指す。

本公園は立地する地域の都市公園であることが基本となります。地域の活性化、それを支える地域の人々の健康増進、創造力の開発等をテーマに人々と本公園が交流し、成長しつづける都市公園を目指します。

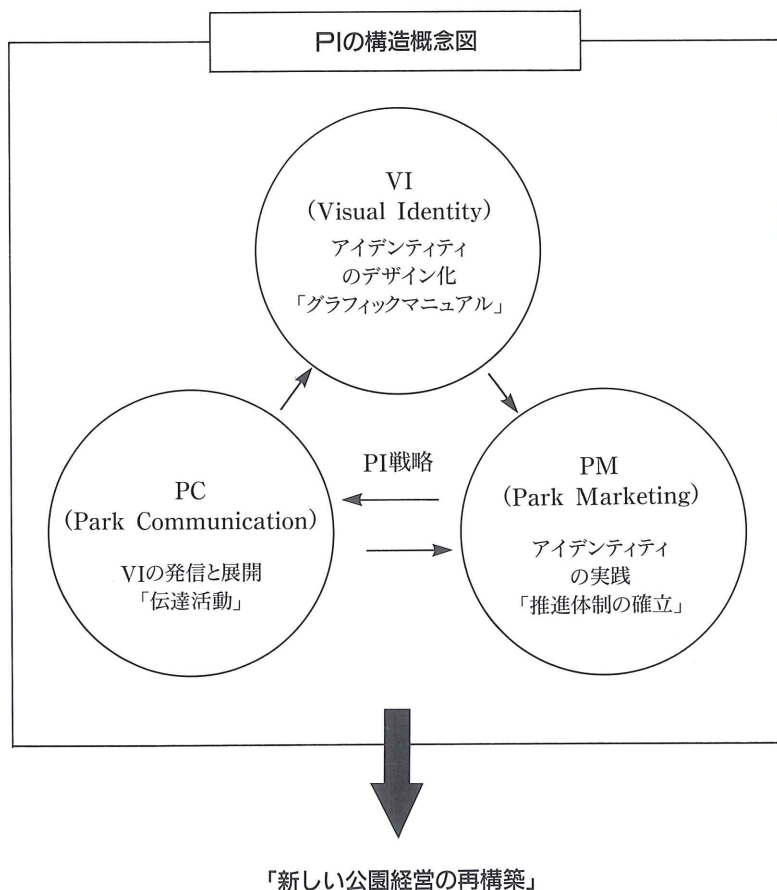
③はつらつとしたしなやかな発想と行動が活力にみちた公園をつくる。

本公園スタッフは、人々の多様なニーズへの対応可能な活力にみちた公園づくりを、しなやかな発想と積極的な行動で推進します。

4. PIの構造

新しい「公園経営」とその基本戦略であるPIの構造を次の通りとする。

- ①本公園のアイデンティティの核となる表現要素（理念とそのデザイン化）とその体系（デザインのシステム展開）からなるグラフィックマニュアル制作活動。—————VI(Visual Identity)
- ②VIの内容を確実に地域市民、広く国民に広報、宣伝、交流等による伝達活動。—————PC(Park Communication)
- ③本公園においてアイデンティティに基づいたサービスの提供や施設の運営を通して、利用者の集客を図ることのできる体制確立活動。—————PM(Park Marketing)



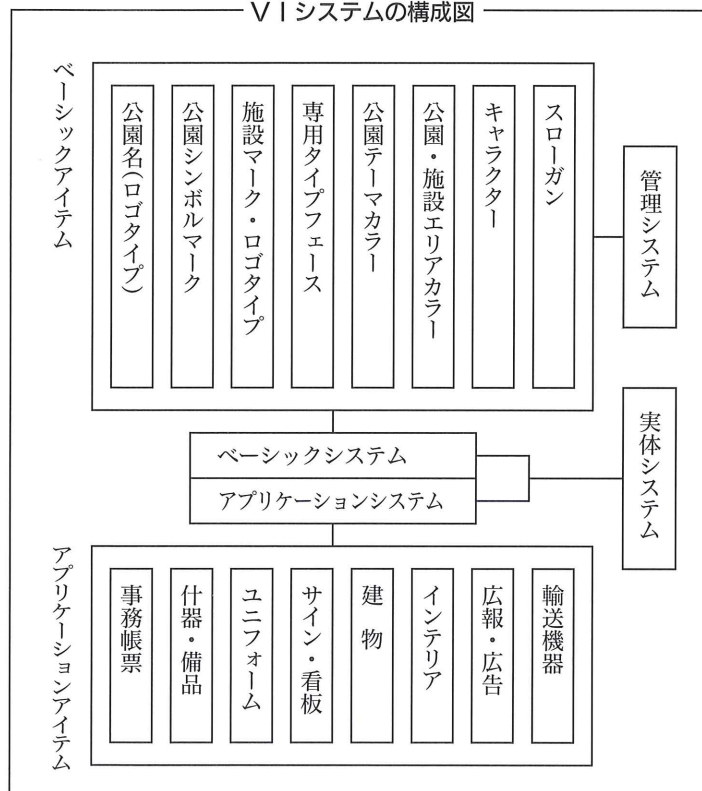
5. PI(VI)システムの展開

PIを計画し導入する上で、リーディングプロジェクトとなるのがVIシステムです。VIは前述したように、経営理念に裏付けられた実態を反映させたもので、本公園の実像とこれから目指す新しい展開をビジュアルイメージ化するものです。具体的には、本公園内に設置される施設や各種サイン及び社会との関わりを高めようとする広報制作物等を全体として統一イメージ化を図るシステムとして展開するものです。

このシステムは、基本的にはコーディネートされる対象を形づくる実体システム (Object System) とそれを維持管理するための管理システム (Control System) によって構成します。

実体システムは、基本的なベースとなる基本的表現要素 (Basic Visual Elements) によって構成するベーシックシステム (Basic System) とそれをその媒体となる適用品 (Application Items) に展開し、標準化するアプリケーションシステム (Application System) に大別されます。

VIシステムの構成図



平成 年 月 日

海の中道管理センター 係 行
(0 9 2 - -)

国営海の中道海浜公園 取材申込書

申請社名	
媒体名	上記「申請者名」と同じ場合は、記入不要
担当者名	
申請社住所等	〒 - TEL () - FAX () -
取材日時	平成 年 月 日 () 時間 : : ~ :
放送・掲載日	平成 年 月 日 ()
放送時間	: ~ : (分間)
番組名	
放送・掲載エリア	全国ネット ・ ローカル (版)
取材場所	園内 光と風 動物の森 森の家 プール ワンダーワールド ホテル マリンワールド 海の家 環境共生の森 その他
取材内容	
インタビュー	有 (公園スタッフ) 有 (来園者) 無 内容 :
備考	

パスポートの発行

公園の利用者に対し 1 年間有効な年間パスポート券を発行する。
なお、以下の料金等については変更する可能性がある。変更する場合は別途通知する。

対象：一般入園料

プールなど公園利用料金があらかじめ含まれているものには利用不可

料金：大人 4,500 円

シルバー(65 歳以上) 2,100 円

なお、本料金は平成 30 年度の試行を予定しており、平成 31 年度以降については、別途指示する。

使用について：

年間パスポートは、以下の国営公園で使用し入園が可能である。また発行した公園が以下の国営公園であれば、海の中道海浜公園で使用し入園が可能である。

- 1.滝野すずらん丘陵公園
- 2.国営みちのく杜の湖畔公園
- 3.国営昭和記念公園
- 4.国営常陸海浜公園
- 5.国営武蔵丘陵森林公園
- 6.国営アルプスあづみの公園
- 7.国営越後丘陵公園
- 8.国営明石海峡公園
- 9.国営備北丘陵公園
- 10.国営讃岐まんのう公園
- 11.国営吉野ヶ里歴史公園

有効期限：購入日より 1 年間

発行方法：

公園発券窓口において申し込みを行う。窓口では申込者の顔写真を撮影のうえ、氏名、有効期間、顔写真、登録番号を記載したカードに硬質フィルム・コーティングしたものを発行する。

チェック方法：

入園ゲートにおいて、顔写真で本人であることをチェックする。

備考：

年間パスポート券の発行に必要な機械費及び材料費については、通常の入園券と同様、公園管理委託業務の事業者が負担する。

巡視計画書

(現業務受託者作成資料)

C

C

1 3. 公園内巡視計画書

1) 目的

「国営海の中道海浜公園維持管理業務実施要領」に基づき、開園区域について、入園者の安全利用確保と、公園施設の維持を効果的かつ能率的に行うために、定期的に巡視を実施し、災害、事故等不測の事態に備え、緊急の処置をとることを目的とする。

2) 体制

- (1) 公園内の巡視は原則として、3班編成とする。うち2班を西口管理棟に配置（以下、「西口警備」という。）し、1班は光と風の広場管理棟に配置（以下、「光風警備」という。）するものとする。なお西口警備の1班は常駐し緊急事態に対応できる体制とする。
- (2) 公園内の具体的な巡視は、原則として、総務課長の指揮のもと、利用サービス係（巡視担当スタッフ）によって行うものとする。また、巡視員は巡視の際、入園者がパトロール車及び巡視員であることがひと目でわかるような所定の表示及び服装をするものとする。なお、巡視は徒歩、自転車、原付バイク、巡視車等適宜な方法による。

3) 内容

巡視は、日常巡視、時間外巡視、囲障巡視、異常時巡視の4種類実施する。

(1) 日常巡視

開園時間中に公園内の安全を確認するために実施する。また、ゴールデンウィーク等繁忙期間は利用者が多く、混雑することが予想されるため、特に入園者の安全利用の確保と、災害・事故等不測の事態に備えて適切な対処を行うものとする。

(2) 時間外巡視

閉園後は、不法侵入者の取締り、事故及び災害の予防並びに器物、施設（管理棟、売店等）の破損の有無等を点検するとともに盗難防止等についても十分な注意を払うものとする。なお、繁忙日等必要に応じて臨時巡視をおこなう場合がある。

(3) 囲障巡視

基本的に年に2回（2人1組で2日間）行うものとし、囲障、仮門、仮柵等の巡視及び保守を行うものとする。

(4) 異常時巡視

園内で災害が発生した場合又はその恐れがある場合の園内の異常及び利用障害等に対して適切な措置を講じるため、公園内の状況を把握するために巡視を行うものとする。

4) 日常巡視

- (1) 日常巡視は、次の事項について、原則としてB地区は1日2回以上、C・D地区は1日6回以上点検確認を行うものとし、必要に応じて作業を行うものとする。

- ① 植物、施設及び清掃状況等の点検
- A) 樹木、芝生、草花等の生育状況を確認し、異常ある場合は担当係へ速やかに報告するものとする。
- 樹木の倒木、枯損、落枝、枝折れ、枝の張り出し
 - 芝生地の日焼け、広範囲にわたる枯損、雑草等の混入
 - 草花の倒れ、広範囲にわたる枯損、雑草等の混入、害虫等の大量発生
- B) 流水等の修景施設の異常の有無を確認し、異常ある場合は担当係へ速やかに報告するものとする。
- 漏水、水量低下、水質悪化
 - 施設の破損、亀裂、ポンプ等の異常音の発生
- C) 園路、広場、路面、法面、護岸、排水枡、橋梁、階段、建物その他構造物等の異常の有無を確認し、異常ある場合は担当係へ速やかに報告するものとする。
- 園路、広場、路面等の不陸、地盤沈下、地割れ、落石
 - 法面、護岸等の崩壊
 - 橋梁、階段、建物その他構造物等の亀裂、破損、塗装の剥げ落ち
 - 排水枡のつまり
 - 落書き等の有無
- D) 門扉、案内標識、ベンチ等休憩施設、便所、くずかご、灰皿、水のみ場、遊具施設等の異常の有無を確認し、異常ある場合は担当係へ速やかに報告するものとする。
- 施設の破損、亀裂、塗装の剥げ落ち
 - 遊具施設等に付随するロープ等の切れ、破れ
 - 便所等の水のつまり、漏水
 - 落書き等の有無
- E) 電気、放送、給排水設備等の異常の有無を確認し、異常ある場合は担当係へ速やかに報告するものとする。
- 漏電、停電、電球等の切れ
 - 放送設備の不明瞭、異常音の発生
 - 給排水設備のつまり、漏水
- F) 清掃の状況
- ゴミ等の散乱
 - 異臭の発生
 - ガラス等の曇り、汚れ
- G) 園内工事等の安全対策
- セーフティーコーン等の適切な設置
 - 注意看板等の設置
 - 設置された看板等の破損、紛失、移動
- ② 迷子、負傷者、病人等の発見又は届出を受けた場合の速やかな報告と適切な処置
- A) 迷子を発見又は届出を受けた場合は、西口管理棟にて保護し、園内放送等必要な措置を行うものとする。
- B) 常に点検用具並びに救急箱を携帯し、必要に応じ、直ちに処理するものとする。

- C) 病人、負傷者の発見又は届出を受けた場合は、緊急連絡体制に基づき、速やかに報告を行い、必要に応じて救急車両の要請を行う。又、病人や負傷者の状態に応じて心肺蘇生及び自動体外式除細動器（AED）の実施を行うものとする。
- D) 周辺病院等と連携し、負傷者の状態に応じて病院の紹介及び病院への搬送、報告を行うものとする。
- E) 事故及び救護等が発生した場合は、発生場所等の確認を行い、原因の究明及び二次災害の防止に努めるものとする。
- F) 子供の広場管理棟に看護師を1名配置し、救護活動に当たる。救護措置の際、巡視員は救護活動の補助を行うものとする。

③ 事件、事故又は災害等発生時の速やかな報告と適切な処置

- A) 事件、事故等発生した場合は、緊急連絡体制に基づき、速やかに報告を行い、必要に応じて警察への連絡を行うものとする。
- B) 災害等発生した場合は、別途定める「災害対策分会要領」に基づき、対応するものとする。

④ 園内不審物の有無の確認

- A) トイレ等の無人施設及び低木の植え込み部等の人目につかない場所には特に注意を払い、不審物の確認を行うものとする。
- B) 不審物を発見した場合は、緊急連絡体制に基づき、速やかに報告を行い、警察や消防等へ連絡を行うものとする。

⑤ 拾得物及び遺失物の対応

拾得物を発見した場合及び拾得物、遺失物の届出があった場合は、公園財団遺失物取扱規程を行動マニュアルとして置付け、拾得物届、遺失物届を作成し、遺失物法に則り適切に対応するものとする。

A) 拾得物の保管期間及び保管場所等

拾得物は、原則としては3ヵ月間、拾得年月日及び拾得場所を明記したうえで西口管理棟内遺失物保管棚に保管し、当該期間経過後は適宜な方法により処分するものとする。また、現金等貴重品の拾得物については、原則として7日間西口管理棟に備える金庫に保管し、当該期間経過後、速やかに警察に届けるものとする。

B) 拾得物保管責任者

総務課長を拾得物保管責任者として選任する。

C) 拾得物台帳

管理センターに拾得物の届け出があったときは、これを受理し、拾得物の品目、数量及び拾得の日時、場所並びに習得者の住所等の確認を行い、拾得物預かり書を拾得者に交付し、管理センターはその控えを拾得物台帳に綴り保管するものとする。

D) 拾得物に関する権利放棄

管理センター職員等は、遺失物法に規定された報奨金を受け取る権利及び所有権等の一切の権利を放棄するものとする。

E) 利用者からの問い合わせ対応等

拾得物に対する問い合わせがあった場合は、巡視員立会いの下、確認を行い、受け渡し等適切な対応を行うものとする。また、届出のあった遺失物が発見された場合は、速や

かに届出者に連絡し、受け渡し等適切な対応を行うものとする。

(2) 日常巡視において、利用者指導及び作業の必要が生じた場合は、別途定める「利用者指導計画」に基づき、適切な対応を行うものとする。

5) 時間外巡視

(1) 時間外巡視は、次に事項について、原則すべての地区について開園前と閉園後の1日2回実施するものとする。なお、必要に応じて別途臨時巡視（夜間等）を実施するものとする。

- ① 公園の閉園時におけるゲート及び休憩所施設の施錠及び消灯確認
- ② 公園開園前に開園上問題になる支障の有無
- ③ 不法侵入者の有無および侵入者の排除
- ④ 器物及び施設等破損の有無

(2) (1) の事項について異常等ある場合は、緊急連絡体制に基づき、速やかに連絡するとともに、必要に応じて、警察、消防等へ連絡する等適切な処置を行うものとする。

6) 異常時巡視

異常時巡視は、台風や大雨等による災害の発生時及び発生の恐れがある場合に、別途定める「災害対策分会要領」に基づき、巡視を行うものとする。また、完了後速やかに、その結果を総務課長に報告し、総務課長は調査職員に報告するものとする。

7) 巡視日誌及び報告書

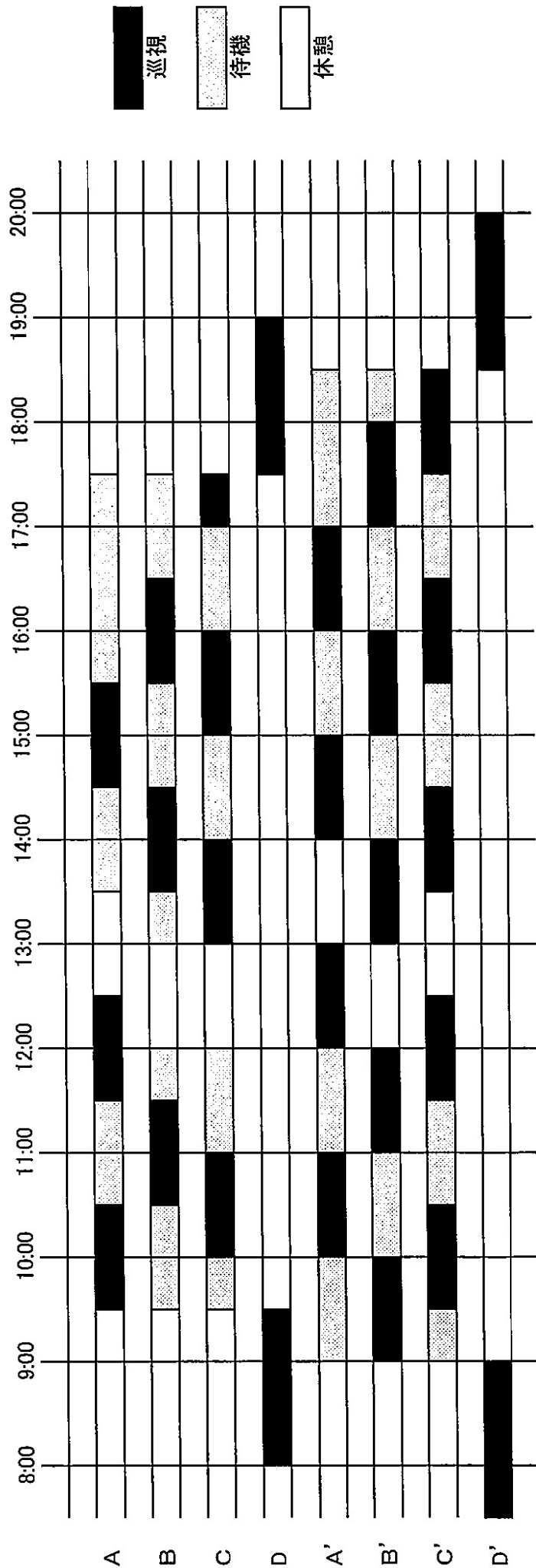
- ① 巡視点検の結果は、毎日巡視日誌に記録し、週1回まとめて翌週末までに調査職員に提出するものとする。なお、様式は調査職員の指示による様式とする。
- ② 重大な事件、事故及び災害等が発生した場合は、第1報を電話等にて調査職員に報告し指示を受けるものとする。その後、別添様式に取りまとめ、続報を報告するものとする。なお、様式は「国営海の中道海浜公園事務所防災業務計画書」に準じた様式とする。

8) その他

- ① 主要巡視ルートは、別添巡視路線に基づき巡視を行うものとし、天候その他利用状況等に対応するよう弾力的に運用するものとする。
- ② 巡視時間は、原則として巡視時間表（別表1）のとおりとする。

【別表1】

海の中道海浜公園巡視時間割表



ABC 3月1日～10月31日(プール期間を除く) 9:30～17:30
 11月1日～2月末日 9:30～17:00
 D 3月1日～10月31日(プール期間を除く) 8:00～9:30、17:00～18:30
 11月1日～2月末日 8:00～9:30、16:30～18:00
 A'B'C' 7月～9月(プール営業期間) 9:00～18:30
 D' 7月～9月(プール営業期間) 7:30～9:00、18:00～19:30

A、B、A'、B' → 西口警備
 C、C' → 光風警備
 D、D' → 時間外巡視

海の中道海浜公園巡視日誌 [開園前・閉園後]

管 理	課 長				係 長		係 員	
	センター長	総務	植物管理	施設設備	動物管理	総務経理	利用サービス	

<記入上の注意>

- 異常なしの場合は「レ」を記入、異常ありの場合は「※」を記入し、異常事象報告欄に詳細を記入。
- 途中、任意の2ヵ所の通過時刻を記入。

	平成	年	月	日 ()	天 候		
巡回経路	出発時刻	<input type="text"/>	到着時刻	<input type="text"/>	巡視者	<input type="text"/>	
		<input type="text"/>	→	<input type="text"/>	→	<input type="text"/>	
		<input type="text"/>	→	<input type="text"/>	→	<input type="text"/>	
		<input type="text"/>	→	<input type="text"/>	→	<input type="text"/>	
		<input type="text"/>	→	<input type="text"/>	→	<input type="text"/>	
		<input type="text"/>	→	<input type="text"/>	→	<input type="text"/>	
	出発時刻	<input type="text"/>	到着時刻	<input type="text"/>	巡視者	<input type="text"/>	
	<input type="text"/>	→	<input type="text"/>	→	<input type="text"/>	→	<input type="text"/>
	<input type="text"/>	→	<input type="text"/>	→	<input type="text"/>	→	<input type="text"/>
	<input type="text"/>	→	<input type="text"/>	→	<input type="text"/>	→	<input type="text"/>
	<input type="text"/>	→	<input type="text"/>	→	<input type="text"/>	→	<input type="text"/>
	<input type="text"/>	→	<input type="text"/>	→	<input type="text"/>	→	<input type="text"/>

異常事象報告欄				
事象番号	事象発見時刻 事象発見箇所(詳細)	異常事象内容	処置内容	措置結果
※1				
※2				
※3				
※4				
※5				
※6				
※7				
※8				
※9				
特記事項	○閉門時間以降残存者数 人			
備考				

海の中道海浜公園巡視日誌 [C・D地区]

管 理	課 長				係 長	係 員
センター長	総務	植物管理	施設設備	動物管理	総務総理	利用サービス

<記入上の注意>

- 異常なしの場合は「レ」を記入、異常ありの場合は「※」を記入し、異常事象報告欄に詳細を記入。
- 途中、任意の2か所の通過時刻を記入。

	平成	年	月	日 ()	天 候	
巡回経路	出発時刻	<input type="text"/>	到着時刻	<input type="text"/>	巡視者	<input type="text"/>
		<input type="text"/>	→	<input type="text"/>	→	<input type="text"/>
		<input type="text"/>	→	<input type="text"/>	→	<input type="text"/>
		<input type="text"/>	→	<input type="text"/>	→	<input type="text"/>
		<input type="text"/>	→	<input type="text"/>	→	<input type="text"/>
		<input type="text"/>	→	<input type="text"/>	→	<input type="text"/>
		<input type="text"/>	→	<input type="text"/>	→	<input type="text"/>
		<input type="text"/>	→	<input type="text"/>	→	<input type="text"/>
		<input type="text"/>	→	<input type="text"/>	→	<input type="text"/>
		<input type="text"/>	→	<input type="text"/>	→	<input type="text"/>
		<input type="text"/>	→	<input type="text"/>	→	<input type="text"/>
		<input type="text"/>	→	<input type="text"/>	→	<input type="text"/>
		<input type="text"/>	→	<input type="text"/>	→	<input type="text"/>
		<input type="text"/>	→	<input type="text"/>	→	<input type="text"/>
		<input type="text"/>	→	<input type="text"/>	→	<input type="text"/>

異常事象報告欄				
事象番号	事象発見箇所(施設)名 事象発見時刻	異常事象内容	処置内容	措置結果
※1				
※2				
※3				
※4				
※5				
特記事項	○迷子 人 ○誘導 件 ○利用者案内 件			
備考				

海の中道海浜公園巡視日誌 [B地区]

管 理	課 長				係 長	係 員
センター長	総務	植物管理	施設設備	動物管理	総務総理	利用サービス

<記入上の注意>

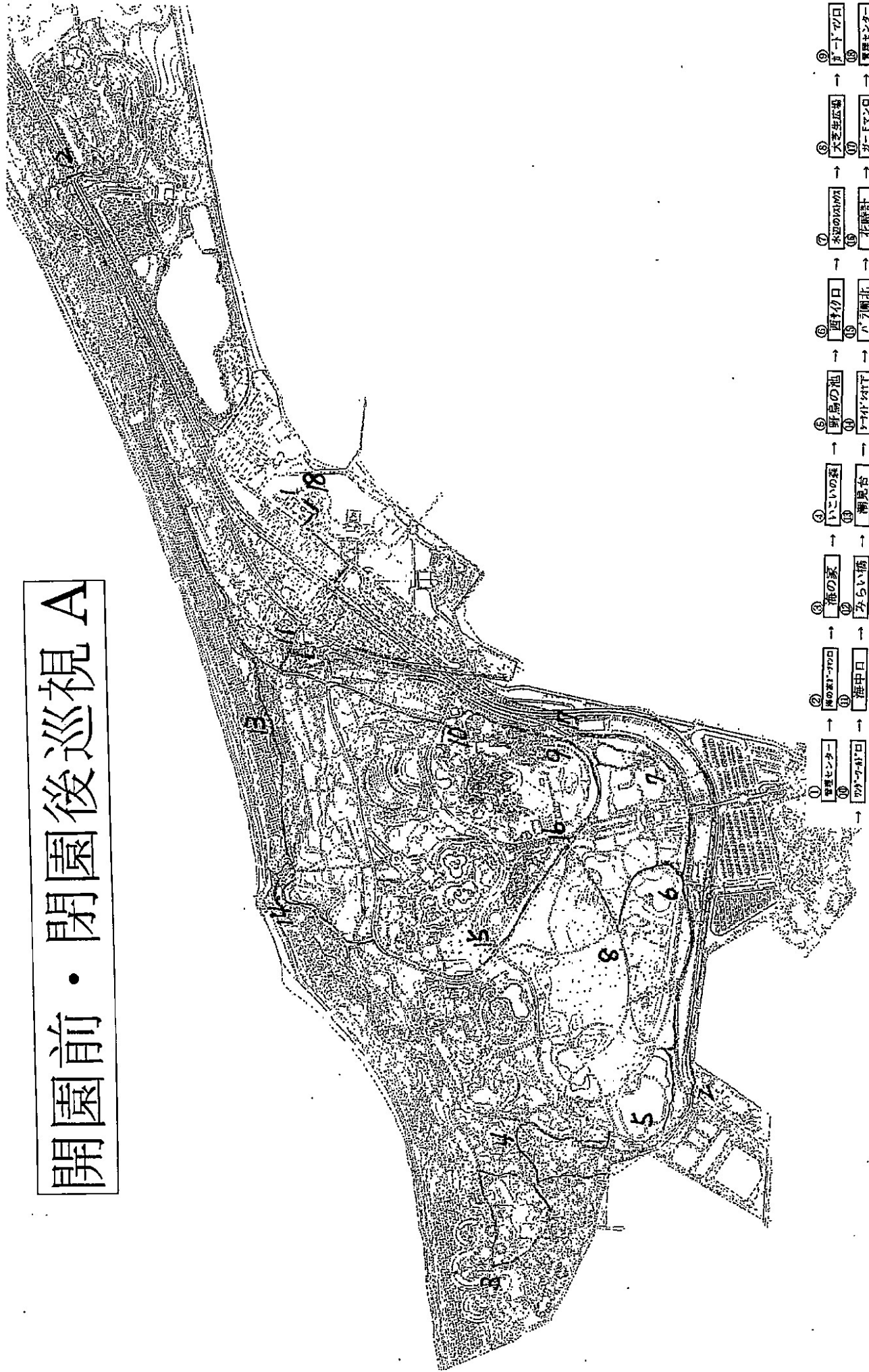
- 異常なしの場合は「レ」を記入、異常ありの場合は「※」を記入し、異常事象報告欄に詳細を記入。
- 途中、任意の2カ所の通過時刻を記入。

	平成 年 月 日 ()	天 候		
巡回経路	出発時刻 <input style="width: 50px;" type="text"/>	到着時刻 <input style="width: 50px;" type="text"/>	巡視者 <input style="width: 100px;" type="text"/>	
	<input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/>			
	→ <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/>			
	→ <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/>			
	出発時刻 <input style="width: 50px;" type="text"/>	到着時刻 <input style="width: 50px;" type="text"/>	巡視者 <input style="width: 100px;" type="text"/>	
	<input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/>			
	→ <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/>			
	→ <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/>			
	出発時刻 <input style="width: 50px;" type="text"/>	到着時刻 <input style="width: 50px;" type="text"/>	巡視者 <input style="width: 100px;" type="text"/>	
<input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/>				
→ <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/>				
→ <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/> → <input style="width: 50px;" type="text"/>				

異常事象報告欄				
事象番号	事象発見箇所(施設)名 事象発見時刻	異常事象内容	処置内容	措置結果
※1				
※2				
※3				
※4				
※5				
※6				
※7				
特記事項	○迷子 人 ○誘導 件 ○利用者案内 件			
備考				

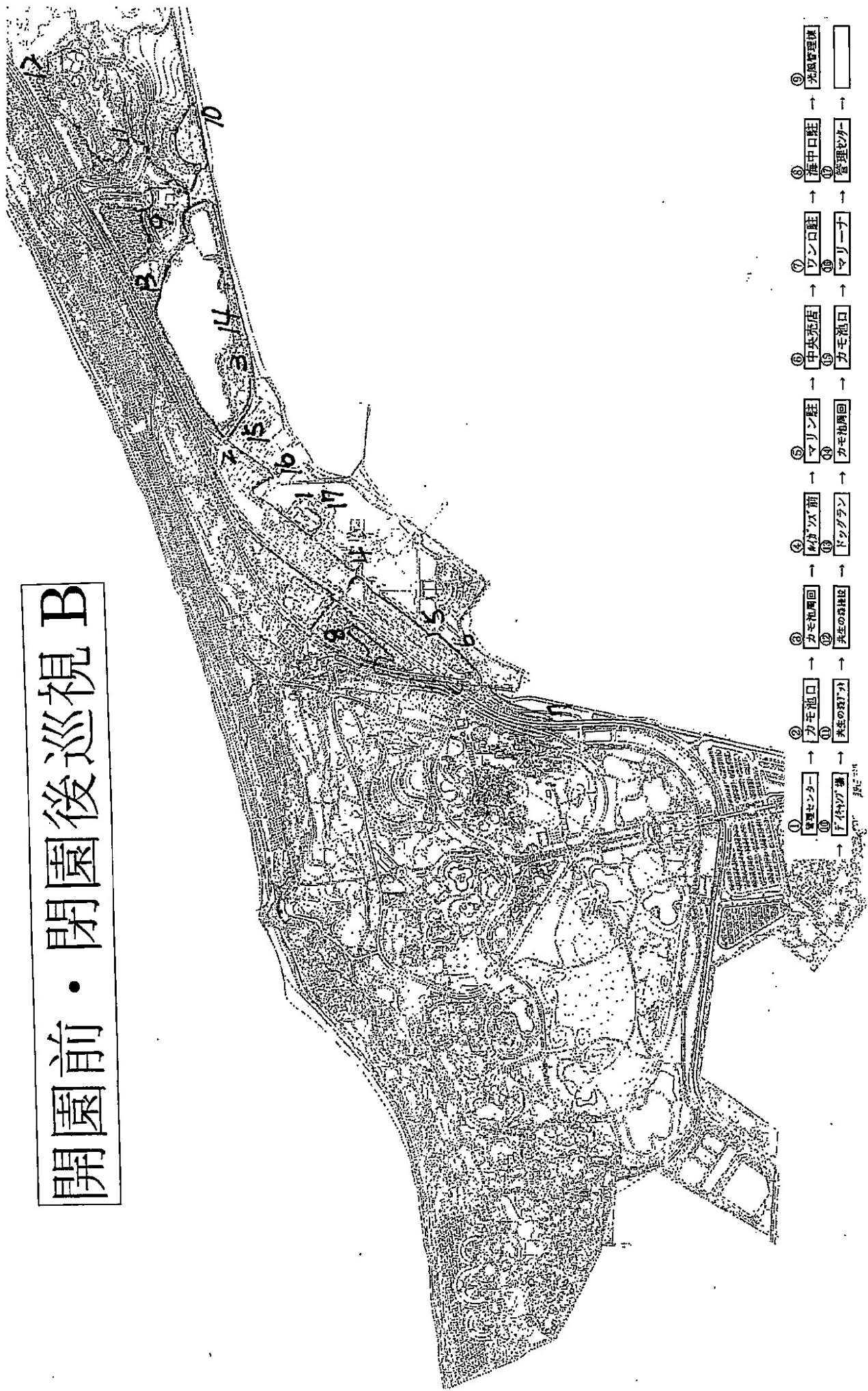
日常巡視 重点チェックリスト【点検票】			平成 年 月 日	巡視者	
区分	番号	項目	主な注意箇所	良否	状況
迷惑・危険行為	1	花の採取行為	フラワーミュージアム等花壇		
	2	野球・ゴルフ等の禁止スポーツ	大芝生広場、全域		
	3	自転車走行禁止エリアへの進入規制	全域		
	4	犬の放し飼い（ノーリード）	全域		
	5	喫煙コーナー以外での喫煙	全域		
	6	利用者の水際への接近	修景池、カモ池		
	7	利用者の海岸部への進入	博多湾沿い、玄界灘沿い		
施設管理	8	自転車規制柵の適正な設置位置	森の家、全域		
	9	立入規制箇所の適正措置（看板劣化等）	全域		
	10	緊急呼び出し警報ランプ	便所		
	11	高木の枯損、倒木など	全域		
	12	ゴミの散乱・ゴミ箱の溢れ	全域		
	13	灰皿消火状況	全域		
	14	じゃぶじゃぶ池の水質（目視）	子供の広場		
	15	テーブル、チェア等の適正な設置位置	カナル、西口広場		
	16	藻の発生状況	水辺のトリム		
	17	展示物の状態、清掃状況	シーサイドヒルシオヤ		
	18	ボックスカルバートの躯体（クラック等）	花の丘		
	19	舗装段差、クラック	みらい橋		
	20	ハチの発生状況	全域		
	21	セアカゴケグモ発生状況	光と風の広場駐車場側フェンス		
安全作業	22	工事・作業区域の明示・安全確保	全域		
	23	業務入園車両の安全走行（速度超過）	全域		
	24	資機材の収納・整理状況	水辺のレストハウス、全域		
	25	作業員等の不衛生行動（喫煙、服装等）	全域		
<管理センター報告等メモ>					

開園前・閉園後巡視 A



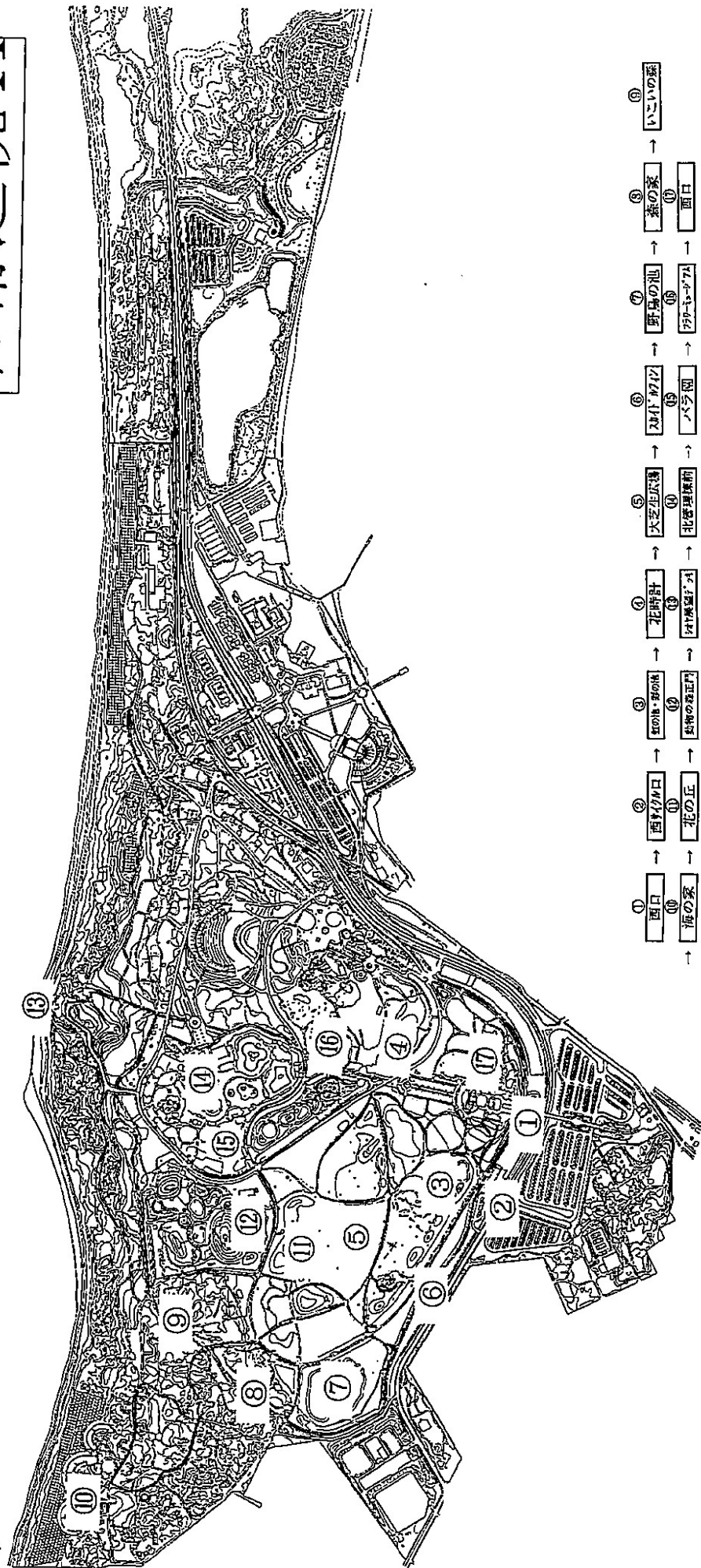
- ① 管理センター →
- ② 海の家 →
- ③ 海の家 →
- ④ 海の家 →
- ⑤ 海の家 →
- ⑥ 海の家 →
- ⑦ 海の家 →
- ⑧ 海の家 →
- ⑨ 海の家 →
- ⑩ 海の家 →
- ⑪ 海の家 →
- ⑫ 海の家 →
- ⑬ 海の家 →
- ⑭ 海の家 →
- ⑮ 海の家 →
- ⑯ 海の家 →
- ⑰ 海の家 →
- ⑱ 海の家 →

開園前・閉園後巡視 B



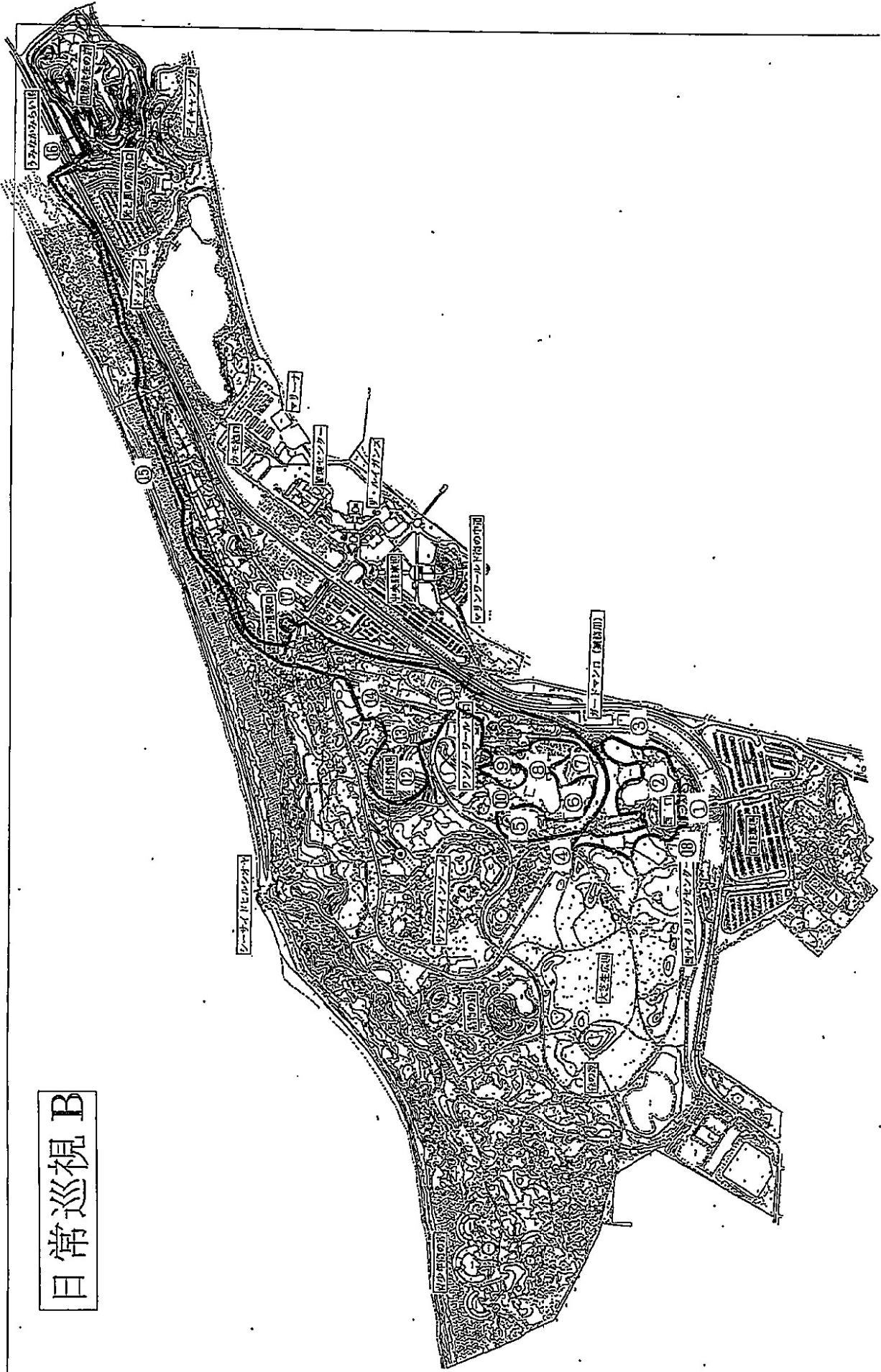
- ① 管理センター →
- ② 方モ池口 →
- ③ 方モ池口 →
- ④ カモ池周回 →
- ⑤ マリン荘 →
- ⑥ 中央赤産 →
- ⑦ ワン口駐 →
- ⑧ 海中口駐 →
- ⑨ 水風管理課 →
- ⑩ 下付ボク場 →
- ⑪ 米玉の森PTA →
- ⑫ 米玉の森PTA →
- ⑬ カモ池周回 →
- ⑭ ドッグラン →
- ⑮ カモ池周回 →
- ⑯ 方モ池口 →
- ⑰ マリーナ →
- ⑱ 管理センター →

日常巡視 A



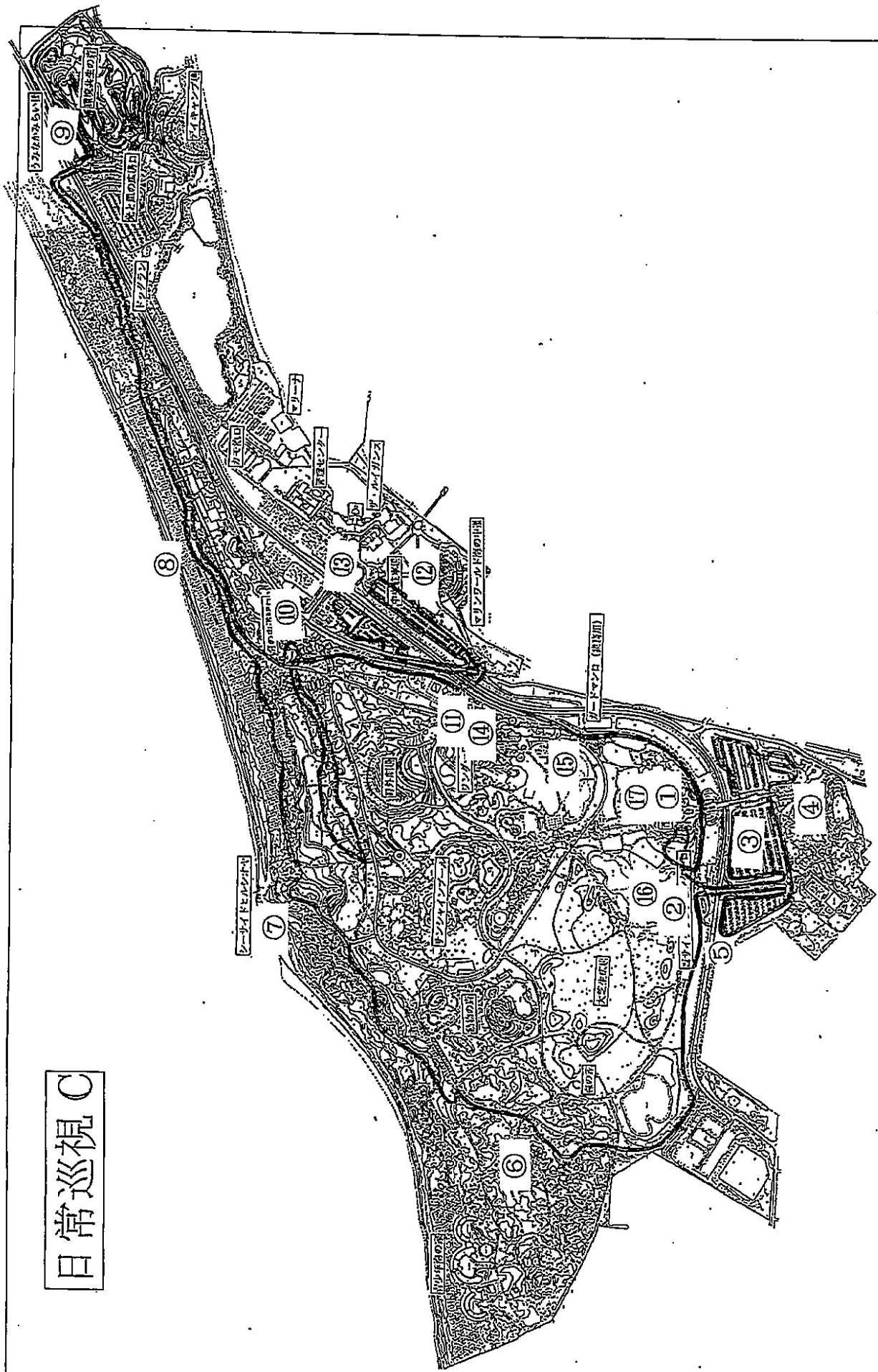
- ① 西口 →
- ② 西ヤクマル口 →
- ③ 西の丘 →
- ④ 北時計 →
- ⑤ 大芝生広場 →
- ⑥ 大井ノ坪 →
- ⑦ 野鳥の池 →
- ⑧ 森の家 →
- ⑨ 海の家 →
- ⑩ 西口 →
- ⑪ 北の丘 →
- ⑫ 植物の遊園地 →
- ⑬ 北時計 →
- ⑭ 北の庭園 →
- ⑮ パラソル →
- ⑯ 野鳥の池 →
- ⑰ 森の家 →
- ⑱ 西口 →

日常巡視 B



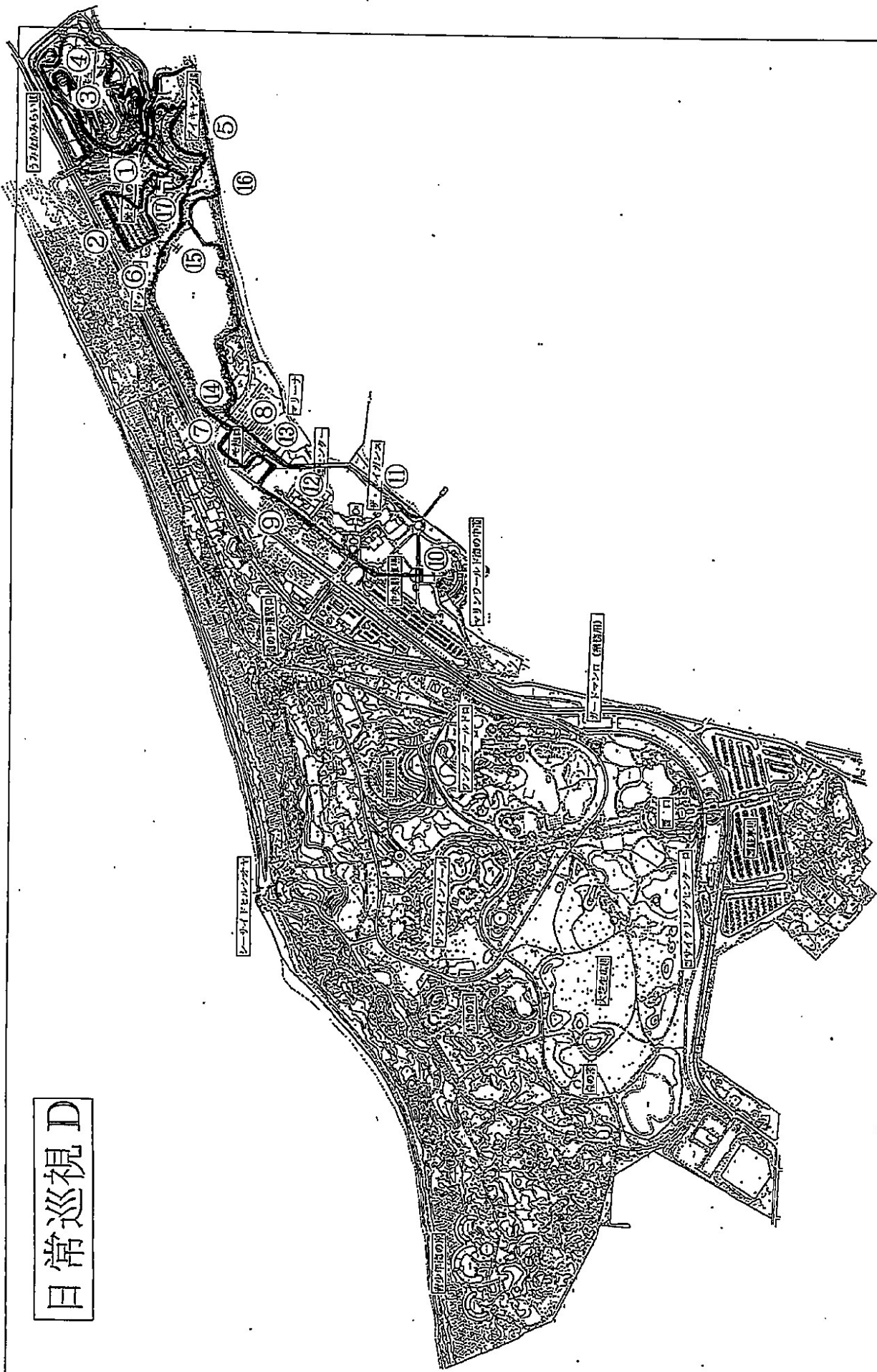
- ① 西口 → 西口
- ② フラフラ利 → フラフラ利
- ③ 水辺の坪 → 水辺の坪
- ④ 花時計 → 花時計
- ⑤ 子供の広場 → 子供の広場
- ⑥ 水辺のトリス → 水辺のトリス
- ⑦ 園後の池 → 園後の池
- ⑧ 花林敷 → 花林敷
- ⑨ 子供の遊 → 子供の遊
- ⑩ 西口 → 西口
- ⑪ 野分園芸 → 野分園芸
- ⑫ 野分園芸 → 野分園芸
- ⑬ 彫刻の森 → 彫刻の森
- ⑭ 水辺の松風 → 水辺の松風
- ⑮ みらい橋 → みらい橋
- ⑯ 橋中口 → 橋中口

日常巡視C



- ① 西口 →
- ② 西口 →
- ③ 西口 →
- ④ 西口 →
- ⑤ 西口 →
- ⑥ 西口 →
- ⑦ 西口 →
- ⑧ 西口 →
- ⑨ 西口 →
- ⑩ 西口 →
- ⑪ 西口 →
- ⑫ 西口 →
- ⑬ 西口 →
- ⑭ 西口 →
- ⑮ 西口 →
- ⑯ 西口 →
- ⑰ 西口 →
- ⑱ 西口 →
- ⑲ 西口 →
- ⑳ 西口 →
- ㉑ 西口 →
- ㉒ 西口 →
- ㉓ 西口 →
- ㉔ 西口 →
- ㉕ 西口 →
- ㉖ 西口 →
- ㉗ 西口 →
- ㉘ 西口 →
- ㉙ 西口 →
- ㉚ 西口 →
- ㉛ 西口 →
- ㉜ 西口 →
- ㉝ 西口 →
- ㉞ 西口 →
- ㉟ 西口 →
- ㊱ 西口 →
- ㊲ 西口 →
- ㊳ 西口 →
- ㊴ 西口 →
- ㊵ 西口 →
- ㊶ 西口 →
- ㊷ 西口 →
- ㊸ 西口 →
- ㊹ 西口 →
- ㊺ 西口 →
- ㊻ 西口 →
- ㊼ 西口 →
- ㊽ 西口 →
- ㊾ 西口 →
- ㊿ 西口 →

日常巡視 D



- ① 松島町 前 →
- ② 松島町 前 →
- ③ 松島町 前 →
- ④ 松島町 前 →
- ⑤ 松島町 前 →
- ⑥ 松島町 前 →
- ⑦ 松島町 前 →
- ⑧ 松島町 前 →
- ⑨ 松島町 前 →
- ⑩ 松島町 前 →
- ⑪ 松島町 前 →
- ⑫ 松島町 前 →
- ⑬ 松島町 前 →
- ⑭ 松島町 前 →
- ⑮ 松島町 前 →
- ⑯ 松島町 前 →

海の中道海浜公園巡視路線表

- 1 開園前・閉園後巡視 A (パークエリア)
管理センター→海の家ガードマンロ→海の家→いこいの森→野鳥の池→西サイクロ→水辺のレストハウス→大芝生広場→ガードマンロ→ワンダーワールド→海の中道駅ロ→みらい橋→潮見台→シーサイドヒルシオヤ→バラ園北→花時計→ガードマンロ→管理センター
- 2 開園前・閉園後巡視 B (光と風の広場)
管理センター→カモ池ロ→カモ池周回→ルイガンズ前→マリン駐車場→中央売店→ワノン口駐車場→海中駐車場→光と風の広場管理棟→デイキャンプ場→環境共生の森デッキ→環境共生の森拠点施設→ドッグラン→カモ池周回→カモ池ロ→マリーナ→管理センター
- 3 日常巡視 A (西口警備)
西口→西サイクロ→虹の池・彩の池→花時計→大芝生広場 (全般) →スカイドルフィン→野鳥の池→森の家→いこいの森→海の家→花の丘→動物の森 (正門) →シーサイドシオヤ展望ルーム (デッキ) →プール北管理棟前→バラ園→フラワーミュージアム→西口
- 4 日常巡視 B (西口警備)
西口→ワクワク池→水辺のレストハウス→花時計前→子供の広場→水辺のトリム→冒険の池→花栈敷→子供の砦→シンフォニーガーデン→インフォメーション→野外劇場→彫刻の森→あじさいの小径→海の松原→みらい橋→海中ロ→西口
- 5 日常巡視 C (西口警備)
西口→西サイクルロ→西駐車場→西戸崎口レストハウス→西サイクリングセンターロ→いこいの森→シーサイドシオヤサイクルポケット→海の松原→みらい橋→海中ロ→ワンダーワールドロ→マリン駐車場→海中駐車場→ワンダーワールドロ→ガードマンロ→西サイクロ→西口
- 6 日常巡視 D (光風警備)
光と風の広場管理棟→光と風の広場駐車場→業務用通用門→環境共生の森展望デッキ→環境共生の森拠点施設→デイキャンプ場→ドッグラン→カモ池ロ→マリーナ駐車場→テニスコート→マリンワールド前→ルイガンズ南側→松毬庵→マリーナ→カモ池ロ→カモ池浮橋→海岸線→光と風の広場管理棟

事故情報記録 (第1報)

事故発生日時・場所			
事故発生日	平成 年 月 日 午前・午後 時 分 頃	天候 晴れ	公園種別 国営
公園名	海の中道海浜公園	所在地 福岡県福岡市東区西戸崎18-25	
管理者	九州地方整備局長	事故の第1報を受けた者	
負傷者			
ふりがな			
氏名			
性別			
年齢	歳 ヶ月	歳 ヶ月	歳 ヶ月
住所			
TEL			
負傷した部位 (頭部、大腿骨 等)			
種類 (打撲、骨折 等)			
程度 (全治1ヶ月 等)			
事故概要			
公園施設名		設置年月	昭和・平成 年 月
事故発生箇所		製造・施工者	
直近の日常点検	平成 年 月 日	点検者	管理センター:
直近の定期点検	平成 年 月 日	点検者	
事故発生の経緯 (概要)			
事故発生の要因 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content;"> 地面の状態、 遊具の構造、 利用者の行動、 服装・持ち物 等 </div>			

事故発生の状況及び措置 (誰から誰が受けた情報かわかるように記載)	時 分頃	

	時 分頃	

	時 分頃	

	時 分頃	

保護者の見守り状況		

事故目撃者		
氏名	住所	TEL
不明	東区西戸崎	不明
供述内容		

損害賠償請求		
請求に対する方針		

維持管理状況		

当該施設の写真・図面		

<input checked="" type="checkbox"/> 別紙添付あり <input type="checkbox"/> 別紙添付なし			
事故発生後の対応			
負傷者の	応急手当		
救助内容	搬送		
当該施設の 措置の内容	応急措置		
	本格的な 措置		
関係機関への 通報・連絡	<input type="checkbox"/> 消防 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 都道府県・国土交通省		
備考			
記録者			
氏名		所属	国営海の中道海浜公園事務所

事故調査項目リスト

事故発生日時	年月日・時間	平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分
天候		<input type="checkbox"/> 晴 <input type="checkbox"/> 曇 <input type="checkbox"/> 雨 <input type="checkbox"/> 雪
事故発生場所	(エリア名)	
	(遊具種類)	
	(遊具名)	
事故を知った日時及び方法など	知った方法	<input type="checkbox"/> 警察等からの通報 <input type="checkbox"/> 目撃者(一般者)からの通報
		<input type="checkbox"/> 目撃者(スタッフ)からの通報 <input type="checkbox"/> 巡回者からの通報
		<input type="checkbox"/> 被害者本人からの通報
		<input type="checkbox"/> その他()
	通報日時	平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分
通報者・目撃者の氏名	(通報者) ※通報者が本人の場合は記入必要なし (目撃者) ※目撃者が通報してきた場合は記入の必要なし	
通報者・目撃者の連絡先	(通報者) ※通報者が本人の場合は記入必要なし (目撃者) ※目撃者が通報してきた場合は記入の必要なし	
被害者の情報	住所	
	氏名	
	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	年齢	歳
	連絡先	
	勤務先等	
被害状況	怪我の箇所・種類及び全治までの期間	(箇所)
		(種類)
		(全治)
入通院の有無	<input type="checkbox"/> 有(※期間等を記入) <input type="checkbox"/> 無	
その他	保護者等の見守り状況	<input type="checkbox"/> 有(※被害者本人との関係) <input type="checkbox"/> 無
	損害賠償請求の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
事故発生の要因(遊具による事故の場合)	地面の状態	
	遊具の構造	
	利用者の行動	
	利用者の服装	
	利用者の持ち物等	
事故発生後対応	負傷者の応急手当	<input type="checkbox"/> 有(※応急手当の内容) <input type="checkbox"/> 無
	救急の要請	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	搬送病院名	
	当該遊具の点検	<input type="checkbox"/> 有(※点検結果) <input type="checkbox"/> 無
	同種遊具の点検	<input type="checkbox"/> 有(※点検結果) <input type="checkbox"/> 無
	関係機関への連絡	<input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 消防 <input type="checkbox"/> 国事務所 <input type="checkbox"/> 機構事務所

事故発生から完了するまでの時系列整理表

日 時	内 容
〇月〇日〇：〇〇頃	<p>事故発生（誰から誰が連絡受ける）</p> <p>※以下その時点時点での事実行為を記載。（事情聴取や事後のやりとりで判明したことを遡って記載しないこと）</p> <p>※相手方等とやりとりがあった場合には、誰と誰のやりとり分かるように記載</p>

遊具事故情報記録

ランク:

事故発生日時・場月			
事故発生日時	平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分頃	天 候	
公 園 名	公園種別		
所 在 地			
管 理 者			
負傷者			
ふ り が な		年 齢	歳 ヶ月
氏 名		性 別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
受傷内容			
負傷した部位 (頭部、大腿骨 等)	種 類 (打撲、骨折 等)	程 度 (全治1ヶ月 等)	
事故概要			
公園施設名		設置年月	平成 年 月 日
事故発生箇所		製造・施工者	
直近の日常点検	平成 年 月 日	点検者	
直近の定期点検	平成 年 月 日	点検者	
事故発生の経緯			
事故発生の要因	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;"> 地面の状態 遊具の構造 利用者の行動 服装・持ち物 等 </div>		
保護者等の見守り 状況			

当該施設の写真・図面

別紙添付あり 別紙添付なし

事故発生後の対応

負傷者の救助内容	応急手当	
	搬送	
当該施設の措置内容	緊急点検の実施	
	類似遊具の点検	
	応急措置	
	本格的な措置	
関係機関への連絡	<input type="checkbox"/> 消防 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 国土交通省	

備考

備考

氏名		所属	
----	--	----	--

災害時被害状況報告書(第 報)

報告先	: 国営海の中道海浜公園事務所 災害対策支部
FAX	: NTT 603-2664(総)、603-1114(工・調) マイロ 279(災)、219(総)、400(工・調)
TEL	: NTT 603-6881(災) マイロ 273、274、275

報告日時: 平成 年 月 日
時 分

報告者名	管理センター ・ 機構 ・ マリーナ ・ ホテル ・ マリン ・ 海の家 ----- 役職名 氏名
体制の発令状況	注意 ・ 警戒 ・ 非常 : 発令 ・ 解除 ・ 移行 : 月 日 時 分 ----- (移行後の体制) 注意 ・ 警戒
開園等状況	<input type="checkbox"/> 開園時間内 (通常開園 ・ 一部閉園中 ・ 全面閉園) <input type="checkbox"/> 開園時間外
職員等状況	【職員等人数】: 名 【出勤員数】: 名 (*パート等含む) ----- 【負傷者等の有無】 有 ・ 無 ----- 《行方不明者数》: 名 《重傷者》: 名 《軽傷者》: 名 ----- 【対応状況】 ①病院名 : 名 ----- ②病院名 : 名 ----- ①避難場所 : 名 ----- ②避難場所 : 名 -----
入園者等状況	【入園等人数】: 名 ----- 【負傷者等の有無】 有 ・ 無 ----- 《行方不明者数》: 名 《重傷者》: 名 《軽傷者》: 名 ----- 【対応状況】 ①病院名 : 名 ----- ②病院名 : 名 ----- ③病院名 : 名 ----- ①避難場所 : 名 ----- ②避難場所 : 名 ----- ③避難場所 : 名 -----
施設被害状況	【施設被害の有無】 有 ・ 無 ----- 【施設被害状況】 ----- 詳細については別紙をつけてもよい ----- 【対応状況】 二次災害防止処置 ・ その他 ----- -----
備考	----- ----- -----

◎公園財団遺失物取扱規程

(規程第17号)

施行 昭和59年4月1日

改正 平成24年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、公園財団（以下「財団」という。）が運営管理業務を受託した国営公園等において取り扱う遺失物に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規程に規定のない事項については、遺失物法（明治32年法律第87号。以下「法」という。）その他の法令の定めるところによる。

(事務処理)

第2条 財団の遺失物に関する事務は、管理事務所（財団事務局組織規程（規程第1号）第15条の管理事務所をいう。以下同じ。）において処理するものとする。

(遺失物の受理)

第3条 管理事務所に遺失物の届出があったときは、遺失物届書（様式第1号）を受理し、保管中の拾得物について調査し、当該物件の発見に努めなければならない。

(拾得物の受理)

第4条 管理事務所に拾得物の届出があったときは、これを受理し、拾得物の品目、数量及び習得の日時、場所並びに拾得者の住所氏名等の確認を行い、拾得物預り書（様式第2号）を拾得者に交付するものとする。ただし、拾得者が管理職員等又は法第7条若しくは法第8条第1項の規定により権利を放棄し、若しくは法第9条の規程により権利を失った者であるときは、拾得物預り書は交付しないものとする。

2 前項の管理職員等とは、財団職員就業規則（規程2号）第1条第1項の職員及び財団臨時職員就業規則（規程第16号）第2条の臨時職員並びに財団と営業、委託又は請負に関する契約を締結した者及びその従業員をいう。

(滅失等のおそれのある物件の取扱い)

第5条 管理事務所の管理センター長又は事務所長（以下「管理センター長等」という。）は、次の各号に掲げる拾得物を受理したときは、速やかに所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に連絡し、その指示を受けるものとする。

- 一 滅失し、またはき損するおそれがある物件
- 二 保管に不相当な費用又は手数を要すると認められる物件
- 三 法令により所持又は所有を禁止された物件
- 四 犯罪者が置き去ったものと認められる物件
- 五 その他臨機の措置を必要とすると認められる物件

(拾得物の保管)

第6条 拾得物は、現金、宝石等の貴重品については、収納袋に入れて施錠できる金庫等に保管し、その他の物件については、適宜な方法により、確実に保管するものとする。

(遺失者の引渡し)

第7条 管理センター長等は、遺失者に遺失物を引き渡すときは、正当な権利者であることを確認して、受領書(様式第1号の2)を徴するものとする。

(拾得者に対する通知)

第8条 管理センター長等は、遺失者に遺失物を引渡したときは、第4条第1項の規定により拾得物預り書を交付した拾得者に対し、電話等適宜な方法により、通知するものとする。

(拾得物の閲覧)

第9条 管理センター長等は、遺失者又は遺失者から閲覧を依頼された者からの申し出があったときは、第4条第1項の拾得物預り書の控え又は第11条の拾得物送付書の控えを閲覧させることができる。

(権利放棄)

第10条 管理センター長等は、管理職員等が拾得したもの又は法第7条若しくは法第8条第1項の規定により権利を放棄し、又は法第9条の規程により権利を失った者が拾得したものについて、報労金を受け取る権利及び所有権等の一切の権利を放棄し、保管費、広告費その他の必要な費用の負担の義務を逃れるものとする。
2 管理センター長等は、前項の規定により権利を放棄しようとするときは、あらかじめ第11条の拾得物送付書にその旨を記載して、警察署長に届け出るものとする。

(警察署長への届出)

第11条 管理センター長等は、保管中の拾得物について、拾得した日から7日以内に遺失物者が判明しないときは、拾得物送付書(様式第3号)により、これを警察署長に届け出るものとする。この場合において、警察署長から届出を要しないと指示された拾得物は、焼却又は適宜な方法により、処分するものとする。

(この規程の特定)

第12条 管理事務所における遺失物の取扱いに関して、この規程を適用することが著しく困難又は不相当と認められる事態が生じたときは、この規程が改正されるまでの間、理事長は別に必要な特例を定めることができる。

附 則(規程第17号)

(施行期日)

1 この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に管理センターで保有する従前の用紙でこの規程の様式と異なるもの（以下「旧用紙」という。）は、当分の間、新用紙に代えてこれを用いることができる。
- 3 前項の規定によって新用紙に代えて旧用紙を用いる場合において、旧用紙にこの規程により記載すべき事項の記載欄がないときは、用紙の適宜の箇所に記載欄を設けて、所定事項を記載するものとする。

附 則（規程第17号の2）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

防 災 業 務 計 画 書

(抄)

平成 3 0 年 3 月

国土交通省 九州地方整備局

国営海の中道海浜公園事務所

目 次

1 . 第 1 編	総 則	1
2 . 第 2 編	地震（津波）災害対策編	4
3 . 第 3 編	風 水 害 対 策 編	2 3
4 . 第 4 編	水質（油流出）事故災害対策編.....		3 9
5 . 第 5 編	大規模火事等災害対策編	5 7

第 1 編 總 則

目 次

第1章 計画の目的と構成.....	3
1 . 計画の目的.....	3
2 . 計画の構成.....	3
第2章 防災に関する組織.....	3
1 . 災害対策支部及び対策分会.....	3
2 . 他事務所等への応援.....	3
3 . 他分会への応援.....	3
4 . 災害対策支部運営要領及び災害対策分会運営要領.....	3
5 . 緊急時の連絡体制.....	3

第 2 編 地震（津波）災害対策編

目 次

第1章 計画の前提.....	7
第2章 地震災害予防（事前対策）.....	8
第1節 地震災害対策の推進.....	8
1．公園施設の地震災害対策の推進	
2．総合的な危険度の把握	
第2節 防災体制の整備.....	8
1．初動時防災体制の強化	
2．応援・協力体制等の強化	
3．庁舎等の対策	
4．職員等の生活対策	
5．復旧対策に係る契約手続きの簡素化	
第3節 地震災害情報・通信システム等の整備及び運用、管理.....	1 1
1．地震災害情報・通信システム等の整備	
2．地震災害情報・通信システム等の運用、管理	
3．ヘリコプターの運用体制の整備等	
第4節 防災拠点の整備.....	1 2
1．資機材備蓄拠点の整備等	
2．災害対策支部室等の整備	
第5節 災害対策用建設機械等の整備.....	1 3
第6節 津波対策.....	1 3
第7節 防災訓練等.....	1 4
1．防災訓練	
2．非常参集訓練	
第8節 防災教育及び広報等.....	1 4
1．職員等に対する教育	
2．広報	

第3章 地震災害応急・復旧対策（地震発生後）.....	1 5
第1節 地震発生直後の情報収集及び通信の確保等.....	1 5
1．災害情報の収集・連絡	
2．通信の確保	
第2節 参集.....	1 6
1．職員の参集条件及び参集場所・方法	
2．参集者の把握	
第3節 地震災害応急・復旧対策の体制.....	1 7
1．対策支部及び対策分会の体制	
2．体制の周知	
3．動員計画	
4．対策支部間の応援	
5．対策分会間の応援	
6．他機関との協力	
7．応援体制	
8．庁舎等の対策	
9．職員等の安全確保、健康管理等	
10．避難住民対策	
第4節 津波対策.....	2 1
1．津波警報発令時の対策	
2．津波警報解除後の対策	
第5節 災害発生時における道路交通の確保等.....	2 1
第6節 地震発生直後の所管施設の緊急点検.....	2 1
第7節 災害対策用資機材・復旧資機材の確保.....	2 1
第8節 公園施設対策.....	2 1
第9節 災害時における広報.....	2 2
第4章 運営要領の作成.....	2 2

第 3 編 風 水 害 対 策 編

目 次

第1章 計画の前提.....	2 6
第2章 風水害予防（事前対策）.....	2 6
第1節 風水害対策の推進.....	2 6
1．公園施設の風水害対策の推進	
2．総合的な危険度の把握	
第2節 防災体制の整備.....	2 6
1．防災体制の強化	
2．応援・協力体制等の強化	
3．庁舎等の対策	
4．職員等の生活対策	
5．復旧対策に係る契約手続きの簡素化	
第3節 風水害情報・通信システム等の整備及び運用、管理.....	2 9
1．風水害情報・通信システム等の整備	
2．風水害情報・通信システム等の運用、管理	
3．ヘリコプターの運用体制の整備等	
第4節 防災拠点の整備.....	3 0
1．資機材備蓄拠点の整備等	
2．災害対策支部室等の整備	
第5節 災害対策用建設機械等の整備.....	3 1
第6節 緊急輸送路対策.....	3 1
第7節 訓練.....	3 1
第8節 風水害に対する教育及び広報等.....	3 2
1．職員等に対する教育	
2．広報	

第3章 風水害応急・復旧対策(災害が発生した場合または恐れのある場合)	3 2
第1節 情報収集及び通信の確保等.....	3 2
1．情報の収集・連絡	
2．通信の確保	
第2節 風水害応急・復旧対策の体制.....	3 4
1．対策支部及び対策分会の体制	
2．体制の周知	
3．動員計画	
4．対策支部間の応援	
5．対策分会間の応援	
6．他機関との協力	8
7．応援体制	
8．庁舎等の対策	
9．職員等の安全確保、健康管理等	
10．避難住民対策	
第3節 災害発生時における道路交通の確保等.....	3 7
第4節 地震発生直後の所管施設の緊急点検.....	3 7
第5節 災害対策用資機材・復旧資機材の確保.....	3 7
第6節 公園施設対策.....	3 7
1．公園施設の点検	
2．応急復旧	
3．入園者対策	
第7節 災害時における広報.....	3 8
第4章 運営要領の作成.....	3 8

第 4 編 第 4 編 水質(油流出)事故災害対策編

目 次

第1章 計画の前提.....	4 2
第2章 水質（油流出）事故災害予防（事前対策）.....	4 2
第1節 水質（油流出）事故災害対策の推進.....	4 2
1．公園施設の水質事故災害対策の推進	
2．総合的な危険度の把握	
第2節 防災体制の整備.....	4 2
1．初動時防災体制の強化	
2．関係機関との連携	
3．応急復旧体制の整備	
4．庁舎等の対策	
5．職員等の生活対策	
6．復旧対策に係る契約手続きの簡素化	
第3節 水質（油流出）事故災害情報・通信システム等の整備及び運用、管理... ..	4 5
1．水質（油流出）事故災害情報・通信システム等の整備	
2．水質（油流出）事故災害情報・通信システム等の運用、管理	
3．ヘリコプターの運用体制の整備等	
第4節 防災拠点の整備.....	4 7
1．資機材備蓄拠点の整備等	
2．災害対策支部室等の整備	
第5節 災害対策用建設機械等の整備.....	4 7
第6節 緊急輸送路対策.....	4 8
第7節 水質（油流出）事故に係る防災訓練.....	4 8
1．防災訓練	
2．非常参集訓練	
第8節 防災教育及び広報等.....	4 8
1．職員等に対する教育	
2．広報	
第3章 水質（油流出）事故災害応急・復旧対策計画（事故発生後）.....	5 0
第1節 災害発生直後の情報収集及び通信の確保等.....	5 0
1．災害情報の収集・連絡	
2．通信の確保	
第2節 参集.....	5 1
1．職員等の参集条件及び参集場所・方法	
2．参集者の把握	
第3節 水質（油流出）事故災害応急・復旧対策の体制.....	5 2
1．対策支部及び対策分会の体制	
2．体制の周知	

3 . 動員計画	
4 . 対策支部間の応援	
5 . 対策分会間の応援	
6 . 他機関との協力	
7 . 応援体制	
8 . 庁舎等の対策	
9 . 職員等の安全確保、健康管理等	
10 . 避難住民対策	
第4節 災害発生時における道路交通の確保等.....	5 4
第5節 水質（油流出）事故災害発生直後の所管施設の緊急点検.....	5 5
第6節 災害対策用資機材・復旧資機材の確保.....	5 5
第7節 公園施設対策.....	5 5
1 . 公園施設の点検	
2 . 応急復旧	
3 . 入園者対策	
第8節 災害時における広報.....	5 5
第4章 運営要領の作成.....	5 6

第5編 大規模火事等災害対策編

目 次

第1章 計画の前提.....	6 0
第2章 大規模火事等災害予防事前対策.....	6 0
第1節 大規模火事等災害対策の推進.....	6 0
1．公園施設の大規模火事等災害対策の推進	
2．総合的な危険度の把握	
第2節 防災体制の整備.....	6 0
1．防災体制の強化	
2．応援・協力体制等の強化	
3．庁舎等の対策	
4．職員等の生活対策	
5．復旧対策に係る契約手続きの簡素化	
第3節 大規模火事等災害情報・通信システム等の整備及び運用、管理.....	6 3
1．大規模火事等災害情報・通信システム等の整備	
2．情報・通信システム等の運用、管理	
3．ヘリコプターの運用体制の整備等	
第4節 防災拠点の整備.....	6 5
1．資機材備蓄拠点の整備等	
2．災害対策支部室等の整備	
第5節 災害対策用建設機械等の整備.....	6 5
第6節 緊急輸送路対策.....	6 5
第7節 訓練.....	6 5
第8節 大規模火事等災害に対する教育及び広報等.....	6 6
1．職員等に対する教育	
2．広報	

第3章 大規模火事等災害応急・復旧対策(災害が発生した場合または恐れのある場合)	
第1節 情報収集及び通信の確保等.....	67
1. 情報の収集・連絡	
2. 通信の確保	
第2節 大規模火事等災害応急・復旧対策の体制.....	68
1. 対策支部及び対策分会の体制	
2. 体制の周知	
3. 動員計画	
4. 対策支部間の応援	
5. 対策分会間の応援	
6. 他機関との協力	
7. 応援体制	
8. 庁舎等の対策	
9. 職員等の安全確保、健康管理等	
10. 避難住民対策	
第3節 災害発生時における道路交通の確保等.....	71
第4節 地震発生直後の所管施設の緊急点検.....	71
第5節 災害対策用資機材・復旧資機材の確保.....	71
第6節 公園施設対策.....	72
1. 公園施設の点検	
2. 応急復旧	
3. 入園者対策	
第7節 災害時における広報.....	72
第4章 運営要領の作成.....	73

国営海の中道海浜公園事務所防災業務計画書

支 部 運 営 要 領

(抄)

平成30年4月

国土交通省九州地方整備局

国営海の中道海浜公園事務所

目 次

第1編 地震災害対策支部運営要領	1
第2編 津波対策支部運営要領	11
第3編 風水害対策支部運営要領	20
第4編 水質(油流出)事故災害対策支部運営要領	29
第5編 大規模火事等災害対策支部運営要領	36

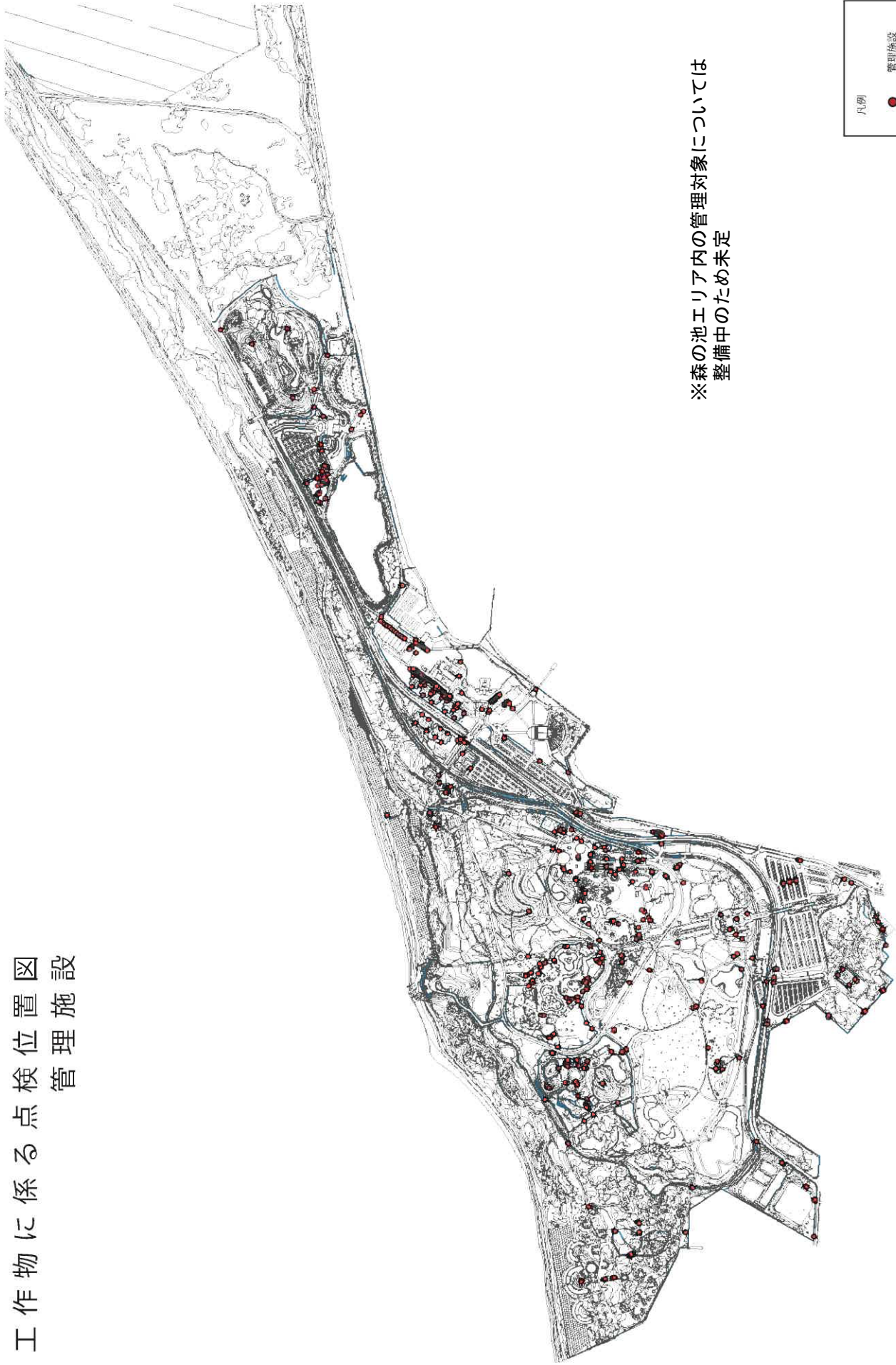
凡例
■ 建築施設

※ 森の池エリア内の管理対象については
H32年度中に供用予定

建物に係る点検位置図



工作物に係る点検位置図
管理施設



※森の池エリア内の管理対象については
整備中のため未定

凡例

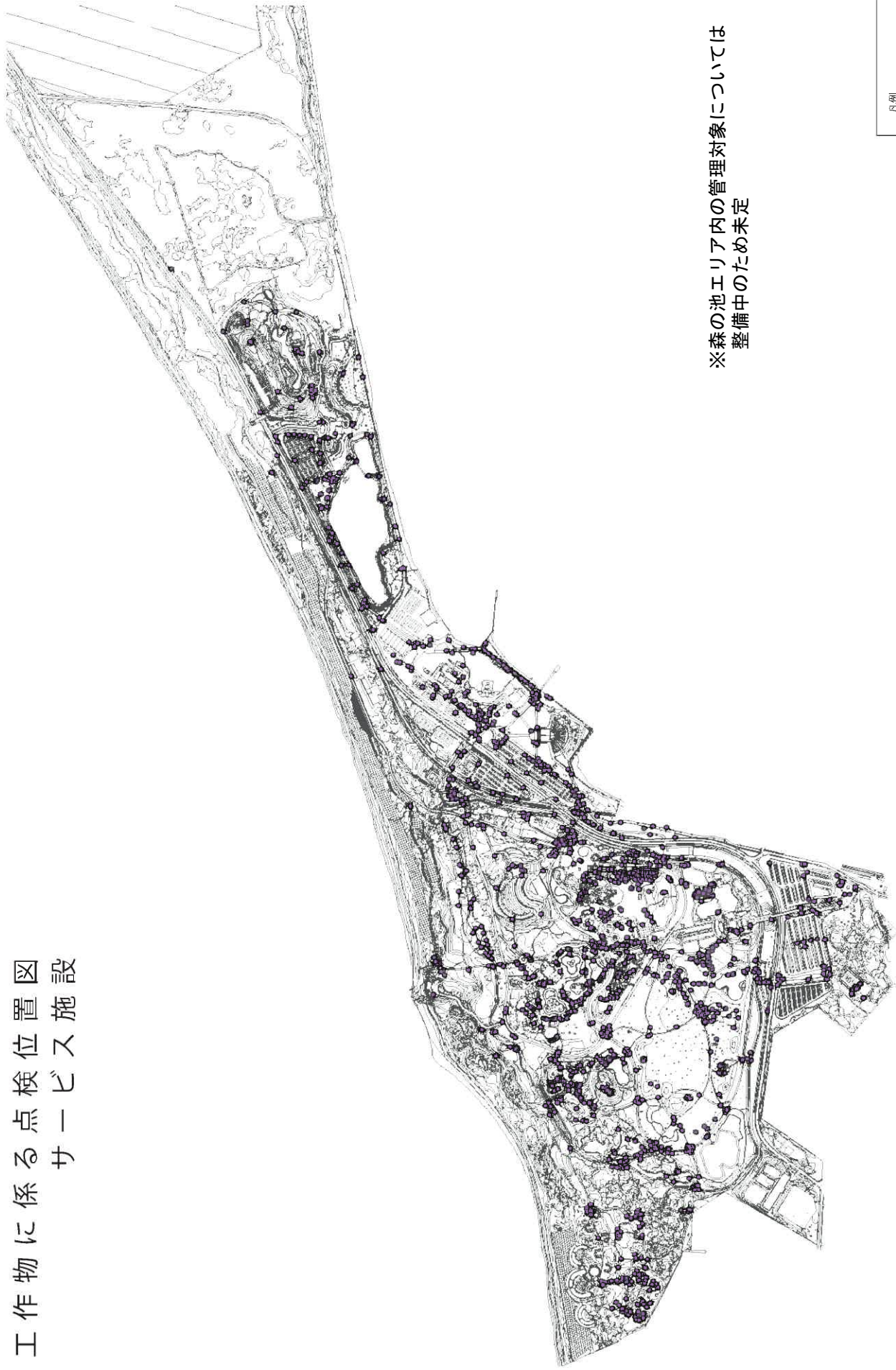
- 管理施設
- 構工・構壁等

工作物に係る点検位置図
遊戯施設



凡例
遊戯施設

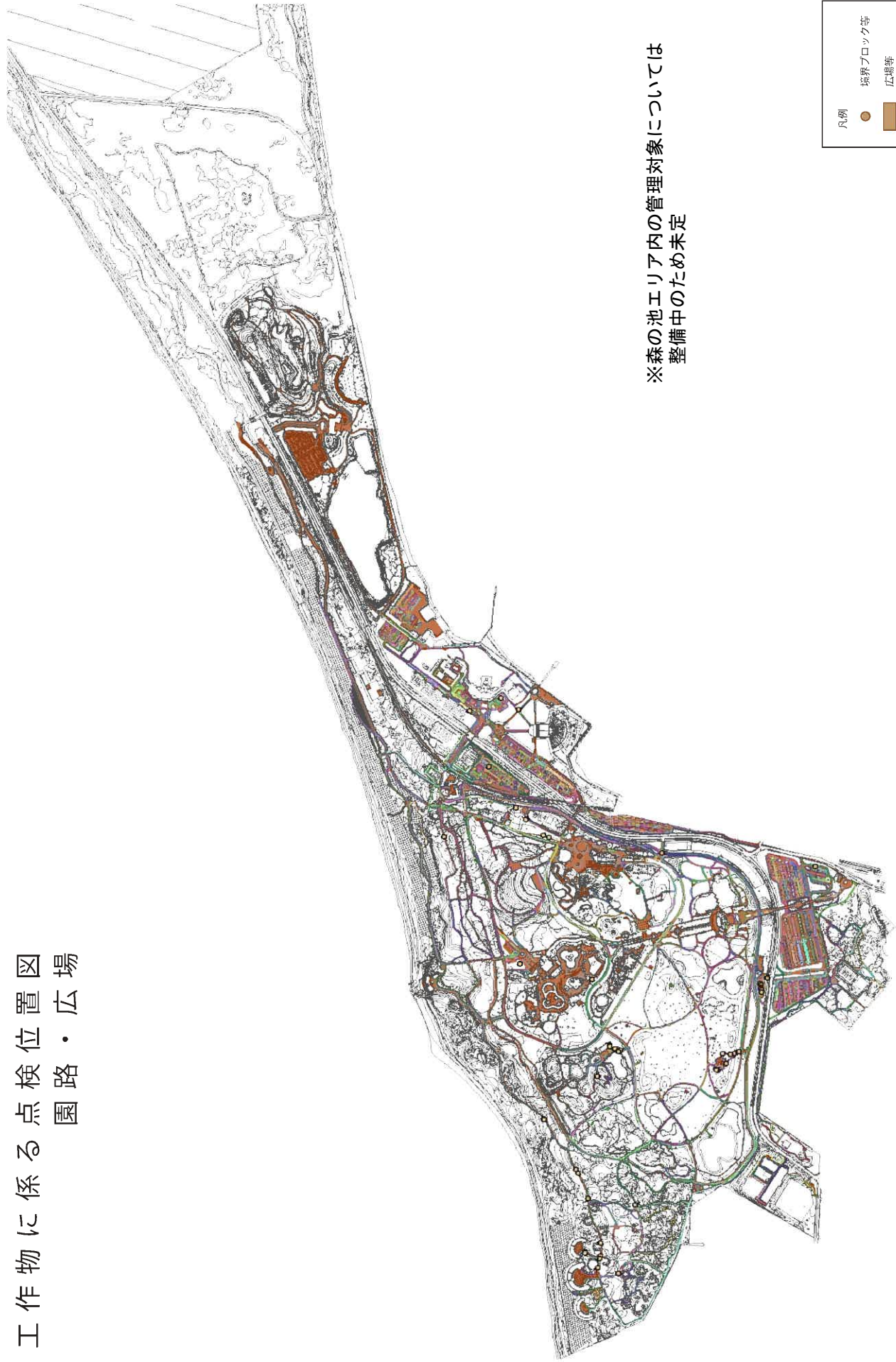
工作物に係る点検位置図
サービス施設



※森の池エリア内の管理対象については
整備中のため未定

凡例
● サービス施設

工作物に係る点検位置図
園路・広場



※森の池エリア内の管理対象については
整備中のため未定

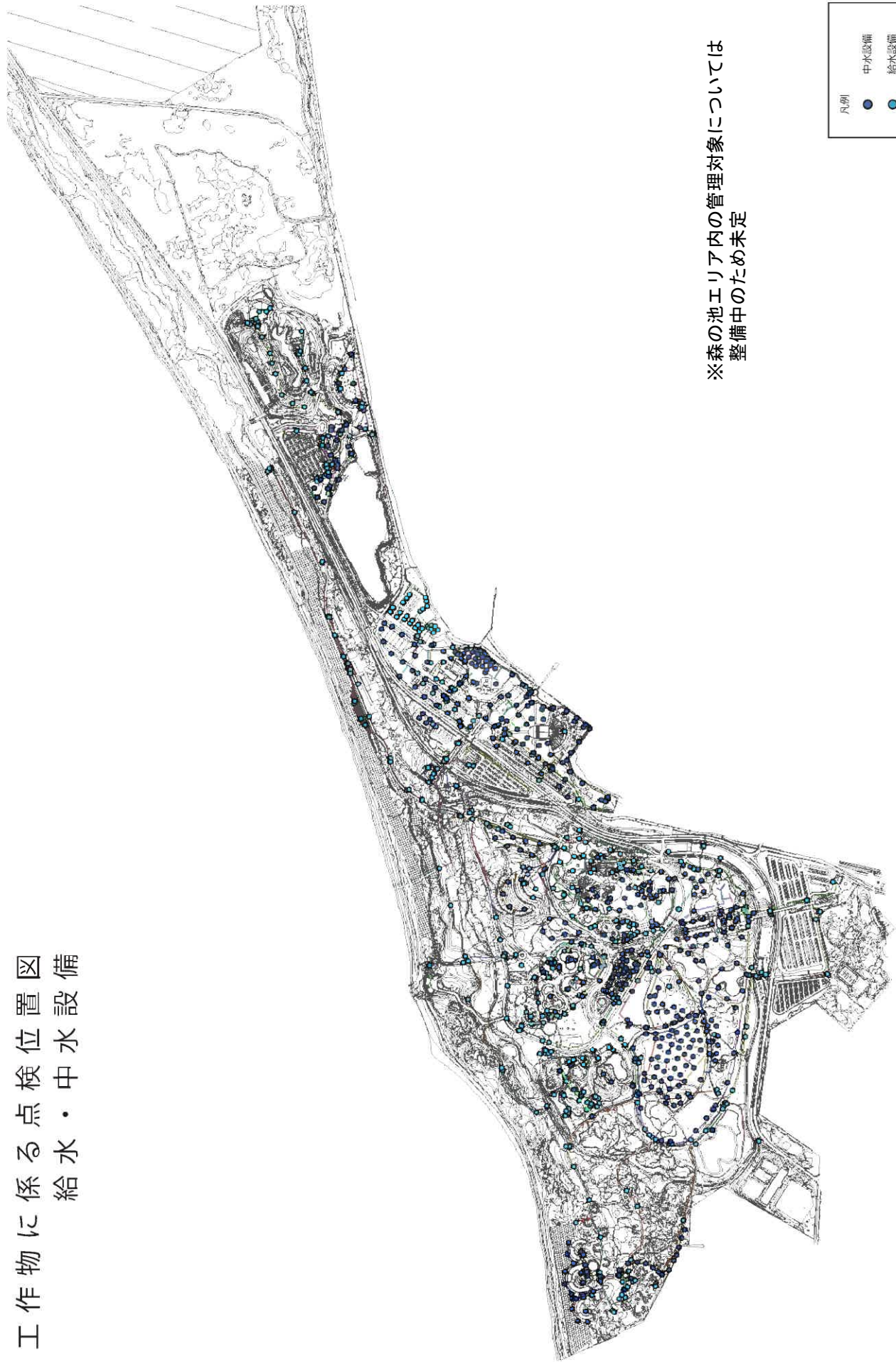
凡例	●	境界ブロック等
	■	広場等
	—	園路等

工作物に係る点検位置図
電気設備



※森の池エリア内の管理対象については
整備中のため未定

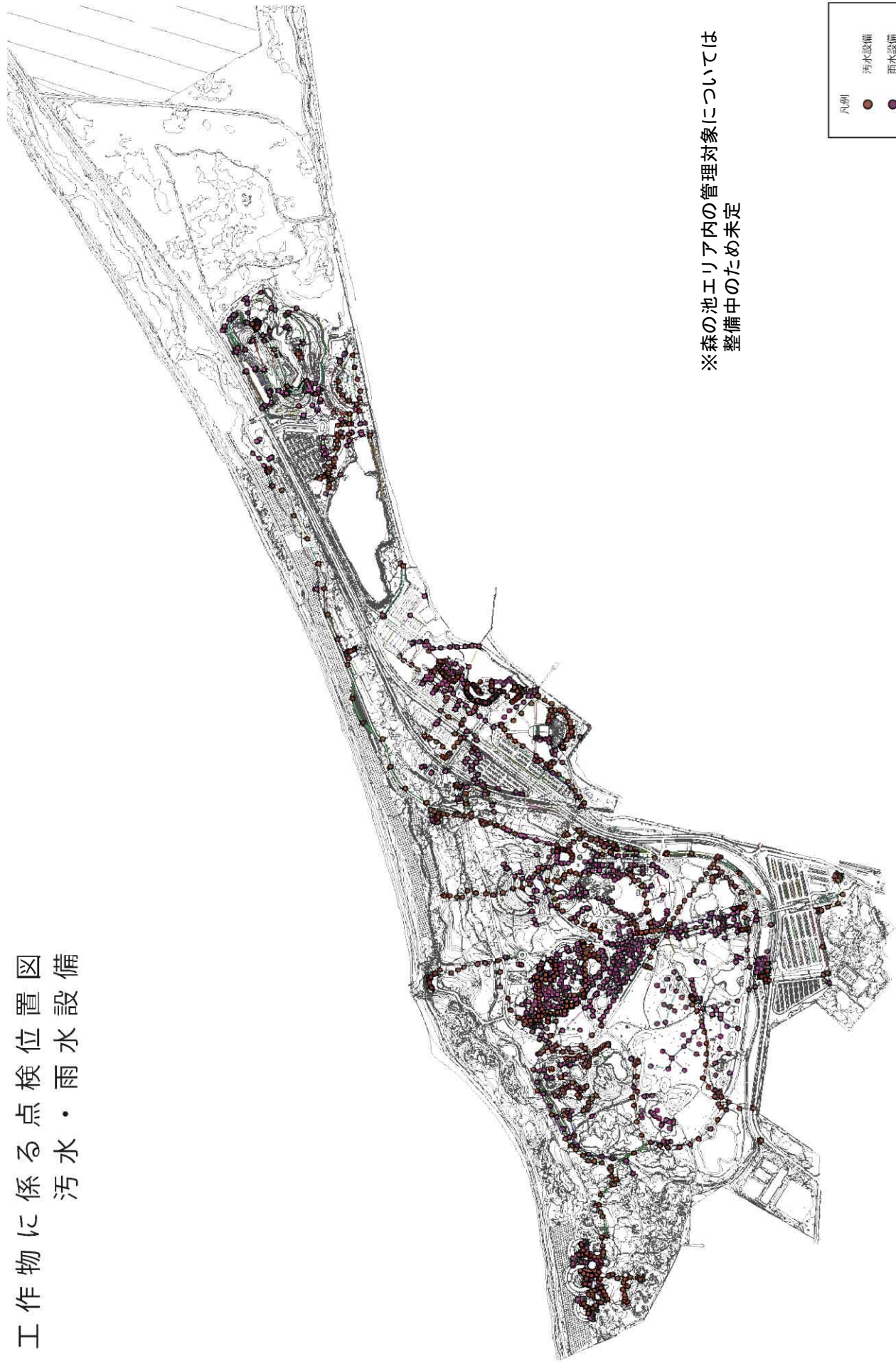
工作物に係る点検位置図
給水・中水設備



※森の池エリア内の管理対象については
整備中のため未定

凡例	●	中水設備
	●	給水設備
	—	給水管

工作物に係る点検位置図
汚水・雨水設備



※森の池エリア内の管理対象については
整備中のため未定

凡例	●	汚水設備
	●	雨水設備
	—	管渠・側溝等



芝生管理区域図

中低木管理区域図





高木管理区域図

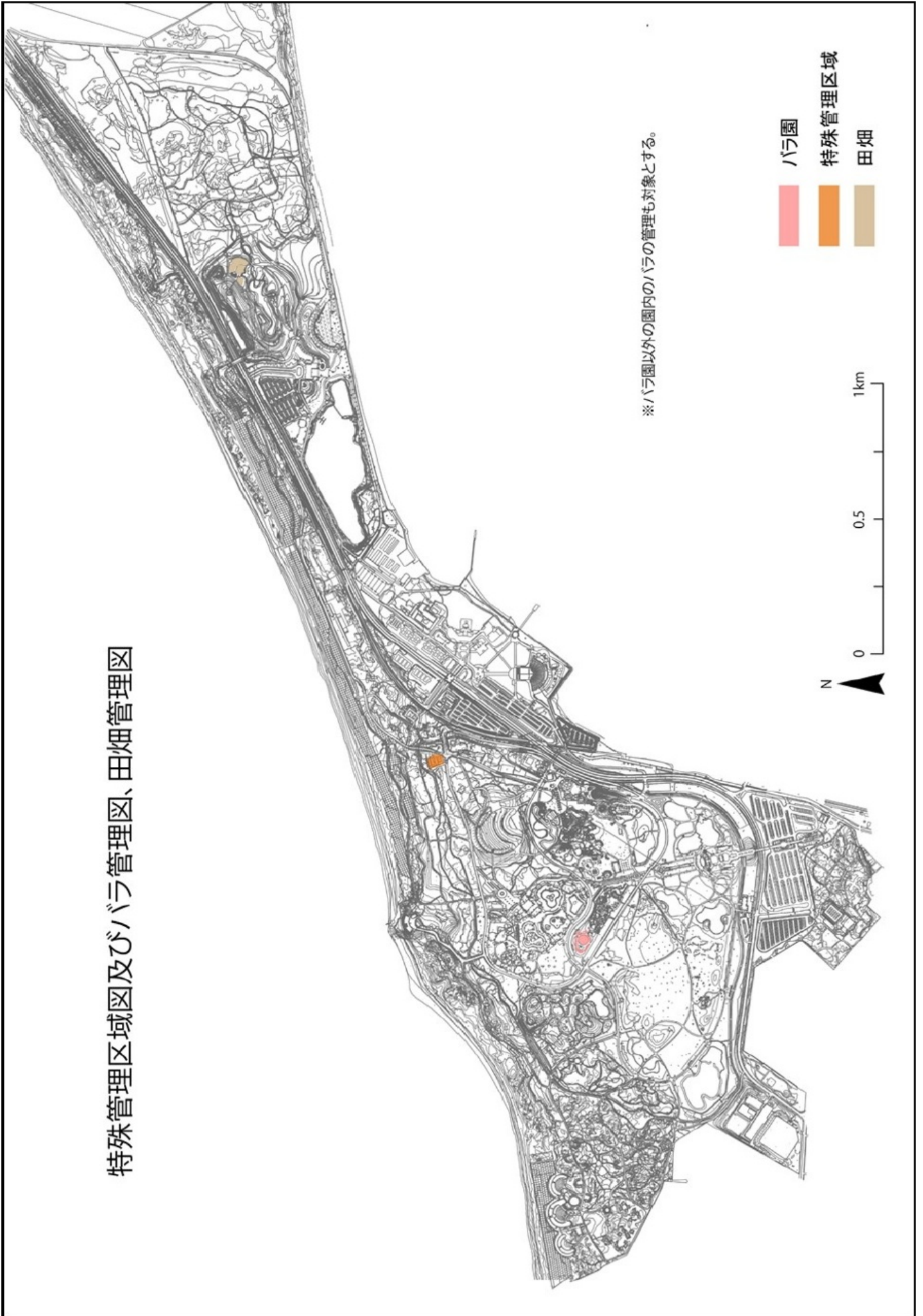


林地管理区域图



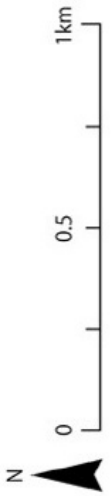
草花管理区域図

特殊管理区域図及びバラ管理図、田畑管理図



※バラ園以外の園内のバラの管理も対象とする。

- バラ園
- 特殊管理区域
- 田畑



「森の池エリア」整備管理運営基本計画



平成 30 年 3 月

国営海の中道海浜公園事務所

目 次

1. はじめに	1
1.1. はじめに	1
1.2. 森の池エリアの魅力	1
1.3. 森の池エリアに期待される役割	1
2. 森の池エリアの特性	3
2.1. 歴史・文化的特徴	3
2.1.1. 歴史・文化的特徴	3
2.2. 自然環境・景観	4
2.2.1. 植生	4
2.2.2. 動物	5
2.2.3. 地形地質上の特性	6
2.2.4. 幻の池のメカニズム	6
2.2.5. 景観	8
3. 森の池エリアの目指す姿	9
3.1. 森の池エリアの目指す姿	9
3.2. ゾーニング	10
4. 整備計画	12
4.1. 導線計画	12
4.1.1. 園路構成（主要路線、主要歩道、簡易歩道）	12
4.2. 施設計画	13
4.2.1. 拠点施設の検討	14
5. 利活用計画	19
5.1. 利活用の方向性	19
5.2. 利活用プログラムのカテゴリ	19
5.3. 利活用の方針	21
5.4. 利活用プログラムの実施体制	22
6. 維持管理計画	23
6.1. 維持管理計画の概要	23
6.2. 植物維持管理	24
6.2.1. 維持管理の将来目標	25
6.2.2. ゾーン毎の植物管理計画	27
6.2.3. 管理手法、管理水準の設定	37
6.2.4. 管理の実施計画	39
6.3. 施設・設備維持管理	40

6.3.1.	施設管理の概要	40
6.3.2.	建物管理	42
6.3.3.	工作物管理	43
6.3.4.	設備管理	45
6.4.	清掃管理	50
6.4.1.	管理作業の基本事項	50
6.4.2.	作業区分別留意点	52
6.5.	利用案内・指導	53
6.5.1.	利用案内・指導の目標	53
6.5.2.	利用案内・指導の種類	53
6.5.3.	運営内容	53
6.6.	安全管理（巡視）	54
6.6.1.	安全管理の目標	54
6.6.2.	安全管理の種類	54
6.6.3.	安全管理の基本的考え方	54
6.6.4.	管理内容	55
6.7.	事故、災害等の緊急時対応	57
6.7.1.	基本的な考え方	57
6.7.2.	想定される役割	57
6.7.3.	対応の内容	57
6.8.	広報・行催事	58
6.8.1.	広報・行催事の目的	58
6.8.2.	利用促進の意義	58
6.8.3.	国営公園が行うべき広報・行催事	59
6.8.4.	広報の実施内容	60
6.8.5.	行催事の実施内容	62
6.9.	市民参加・協働	64
6.9.1.	方針	64
6.9.2.	活動主体	64
6.9.3.	活動支援	64

1. はじめに

1.1. はじめに

森の池エリアは、国営海の中道海浜公園の東部に位置し、計画面積約51.8haに平坦な地形が広がっています。森の池エリアの大部分ではクロマツ林が成立していますが、中央部には草原や砂地が存在し、いわゆる白砂青松の景観を呈しています。

本冊子は、H32年度森の池エリアの供用開始に向けて、森の池エリアの整備及び管理運営の方針を示したものです。

1.2. 森の池エリアの魅力

海の中道は全国白砂青松百選に選定されており、中でも森の池エリアにはまとまったクロマツ林が成立しており、多様な動植物が生息・生育しています。さらに、エリア内には降雨状況によって1～2年に一度湛水する低湿地が存在し、クロマツ林内に短期間だけ「池」が出現して多様な水際線の変化を見せる特異な環境が残されています。

1.3. 森の池エリアに期待される役割

H32年度供用に向けて、「森の池エリア」が「環境共生の森（みらいの森）」、「玄界灘海浜部」と一体となって美しい風景を形成し、北部九州地域における環境学習フィールドの核となるよう整備を行います。そのために、まず森の池エリア最大の魅力である松林を将来に渡り継承し、公園利用者に環境共生及び環境教育の機会の提供を目指した整備・管理を行います。また、市民との協働による維持管理を実践など、公園内の他エリアでは行われていない新たなチャレンジを行うことによって、公園の魅力を向上させます。



図 1.3-1 海の中道海浜公園 広域図



図 1.3-2 海の中道海浜公園基本設計図

2. 森の池エリアの特性

2.1. 歴史・文化的特徴

2.1.1. 歴史・文化的特徴

(1) 亀の池・亀栖ヶ池

現在、森の池エリアとして計画が進む場所は、降雨状況によって1～2年に一度「池」が出現する低湿地を含んでいます。史料によれば、その場所に該当すると思われる位置に、「亀ヶ池」と「亀栖ヶ池」の二つの小規模（数十メートル四方程度）な池の存在が示されています。



写真 2.1-1 第2次大戦前に撮影された2つの「池」の状況(渇水時、位置は不明)



写真 2.1-2 祭祀場(森の池エリア)

(2) 志賀海神社の亀石

志賀島にある志賀海神社には、「亀石」という岩が祀られており、亀ヶ池と亀栖ヶ池に放たれた黄金雌雄の亀が変化へんげしたものとされています。



写真 2.1-3 亀石(志賀海神社)

2.2. 自然環境・景観

2.2.1. 植生

(1) 主要な植物群落

主要な植物群落としては、海の中道を特徴づける「1. クロマツ群落」、「2. 砂丘植生」、
幻の池出現エリア周辺にみられる「3. 湿地性植物群落」、松林とは異なった利活用の場と
なる「4. 広葉樹林」があげられます。



写真 2.2-1 クロマツ群落
(風衝樹形をしたクロマツ林)



写真 2.2-2 砂丘植生
(砂地に生育するハマゴウ)



写真 2.2-3 湿地性植物群落
(アキノトウグサ群落の紅葉)



写真 2.2-4 広葉樹林
(環境資源、景観木となるセンダンの大木)

(2) 外来種

ハリエンジュなどは、在来の生態系への影響が大きいため、対策が必要です。



写真 2.2-5 ハリエンジュ
旺盛な繁殖力によって急速に広がり、在
来生物相や景観に大きな影響を与える。



写真 2.2-6 オオキンケイギク
在来の野草の生育場所を奪い、周囲の環境
を一変させる。

2.2.2. 動物

(1) 環境教育資源となる動物

森の池エリアは、中央の砂丘と周辺のクロマツ群落が広い面積を占めますが、最も多くの動物が生息しているのは広葉樹林です。水域（幻の池）が出現すれば多様な生物が集まるため、確認できる種数が大幅に増えます。



写真 2.2-7 哺乳類（ホンドタヌキ）



写真 2.2-8 爬虫類（ニホンカナヘビ）

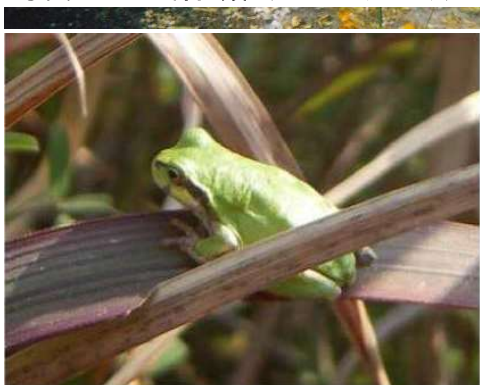


写真 2.2-9 両生類（ニホンアマガエル）



写真 2.2-10 鳥類（ノビタキ）



写真 2.2-11 昆虫類（オオミノガ）



写真 2.2-12 クモ類（オニグモ）

(2) 有害な動物

有毒な爬虫類、昆虫類、ムカデ類、クモ類も確認されています。



写真 2.2-13 爬虫類（マムシ）

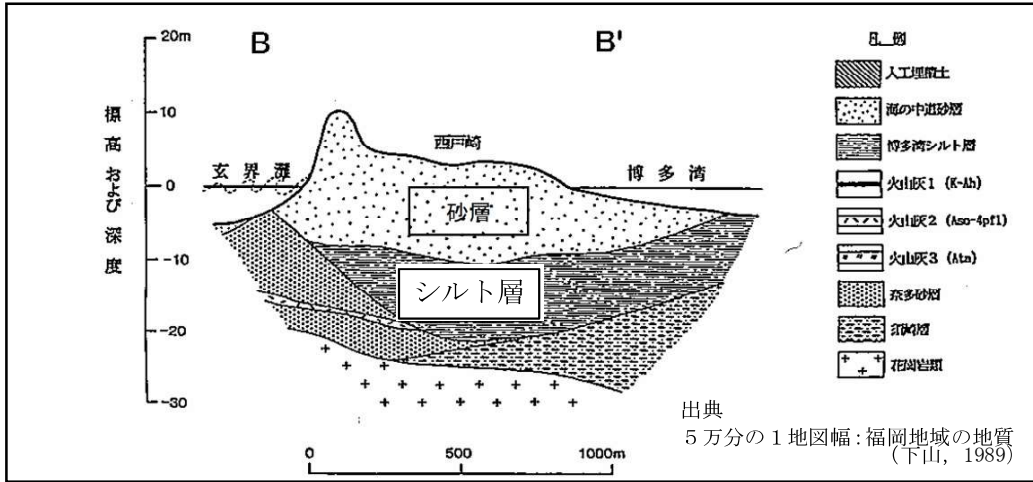


写真 2.2-14 昆虫類（マツカレハ）

2.2.3. 地形地質上の特性

(1) 地質横断面

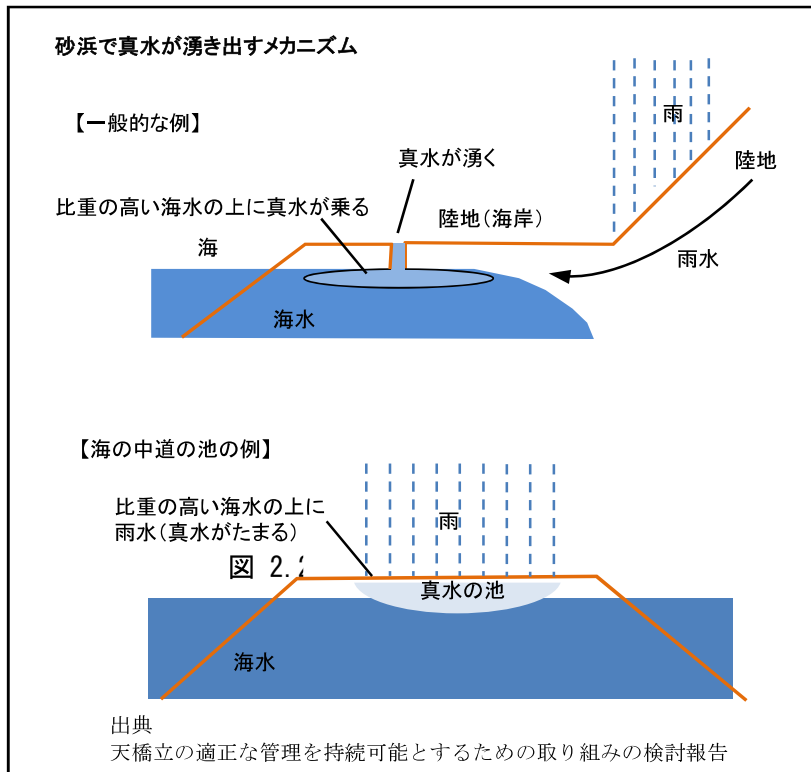
森の池エリアでは、砂層（透水層）の下にシルト層（不透水層）が存在しています。幻の池の出現には、シルト層によって支えられた地下水の存在が関わっています。



2.2.4. 幻の池のメカニズム

(1) 砂浜での真水の湧出

玄界灘と博多湾からの海水の流入によって真水の層と塩水の層とに分離している（塩水の上に真水がたまっている）状態になっていると考えられています。



(2) 「幻の池」の出現頻度と水位の想定

福岡気象台の過去128年間の5月～9月の積算降雨量の変動から、地下水位の最大値「池の水面」の出現状況を推測すると以下のようになります。

- 2年に1回程度は「池」として認識できる水面の出現が期待できる。
- 10～15年に一回は管理園路を超える「大規模な浸水」状態となる。

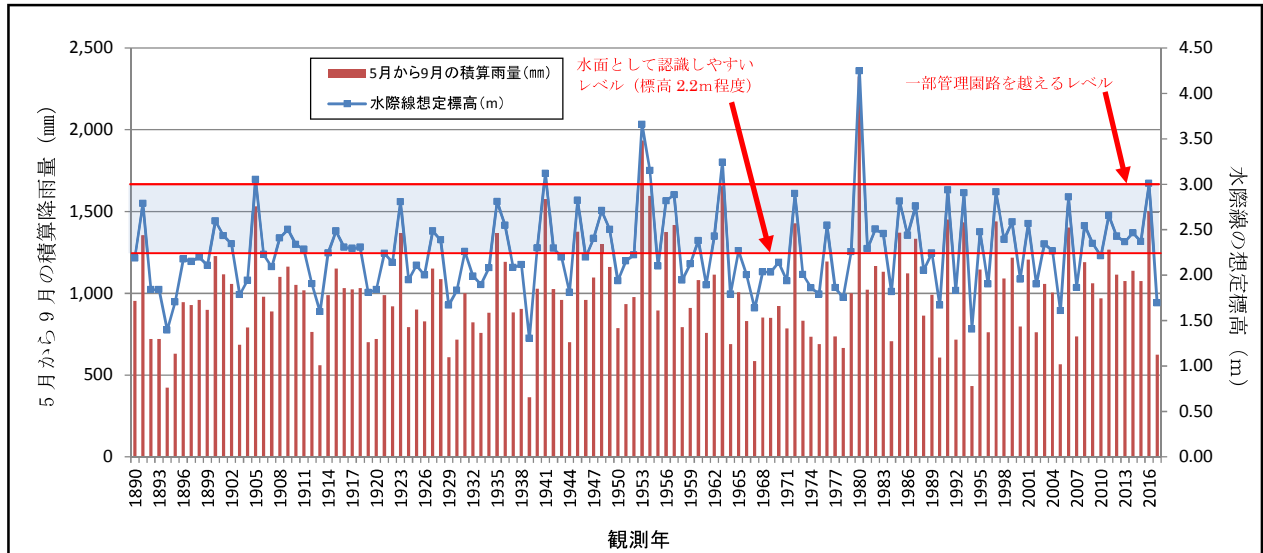


図 2.2-3 降雨状況による水位の想定

(3) 「幻の池」の出現被度

降水量から池の水位を想定し、図化すると以下のようになります。

(下左) 1987年 「福岡気象台」5～9月の積算降雨量 1335mm

(下右) 1980年 「福岡気象台」5～9月の積算降雨量 2327mm

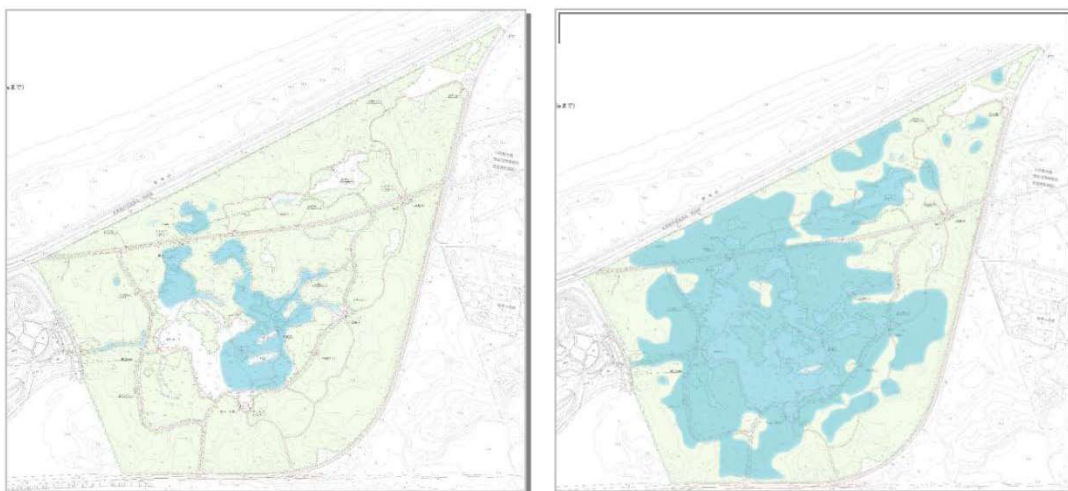


図 2.2-4 幻の池出現範囲の想定図

2.2.5. 景観

景観植生や地形、地質上の特徴から、森の池エリアにおける主要な景観構成要素として「1. 白砂青松」、「2. 幻の池、砂丘、草原」、「3. 背景林」が挙げられます。

(1) 白砂青松

クロマツ群落と砂丘が海の中道特徴づける美しい海岸線の景観をつくりだしています。

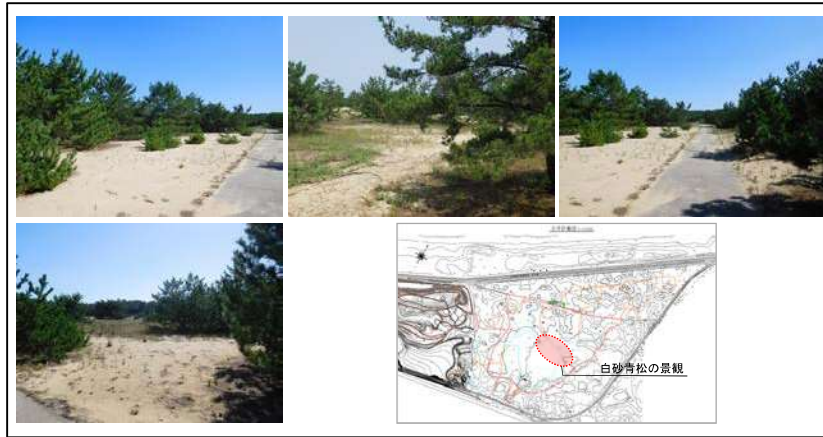


図 2.2-5 景観植生：白砂青松

(2) 幻の池、砂丘、草原

「幻の池」と湿地性植物群落、砂地に広がる草原が生み出す開放的な空間です。



図 2.2-6 景観植生：幻の池、砂丘、草原

(3) 背景林

クロマツ群落が周囲とのバッファーとなることで作り出された、「囲まれ感」のある独特な景観です。



図 2.2-7 景観植生：背景林

3. 森の池エリアの目指す姿

3.1. 森の池エリアの目指す姿

既往検討結果と現地状況、今後の公園運営の観点から、森の池エリアの目指す姿を以下の3点として提示します。

①特徴的な松林の継承

森の池エリアの最大の魅力である松林の継承、及び幻の池等のその他の魅力についても将来に渡り、継承していくことを目指します。

【短期的目標（供用開始のH32年度を目標）】

- ・公園利用者の安全性を確保し、快適に魅力的に、利用できる松林空間する。
- ・利活用区域では、松林の生育環境を整えるまとまった規模での間伐等の整備を行う。

【中期的目標（概ね10年後を目標）】

- ・利活用区域では、利活用プログラムと松林の良好な育成との両立を図る。
- ・利用実態と管理の実際について追跡調査し、活用方針を検討する。

【長期的目標（概ね20年後を目標）】

- ・森の池全域で、松林が安定した状態で維持・更新していく植物管理を行う。

②環境共生・環境教育

森の池エリアの魅力を最大限に活用して、公園利用者に環境共生及び環境教育の機会を提供していく場を目指します。

【例】

- ・森の池エリアの最大の魅力であるクロマツ林を利用した利活用（ガイドツアー等）。
- ・森の池エリアに生息する環境教育資源となる動物を利用した利活用（野鳥観察会等）。
- ・降雨状況によって1～2年に一度出現する「幻の池」を利用した利活用（幻の李家出現時の観察会等）。

③森林でのレクリエーション

市民との協働による維持管理を実践するなど、公園他エリアでは行われていない新たなチャレンジを行う場を目指します。

【例】

- ・市民団体と協働で行う森林管理（間伐、除草等）。
- ・学校等の団体を対象として、森の池エリアの特性や内資源を生かした環境教育プログラムの実施。
- ・イベントやプログラム等の企画運営に関わるボランティア活動。

3.2. ゾーニング

(1) 森の池エリアのゾーン区分

森の池エリアの目指す姿の観点から、「A. 松林の保全・育成ゾーン」、「B. 海の景観ゾーン」、「C. 環境共生の森との繋がリゾーン」、「D. 森の活動ゾーン」、「E. 白砂と松林のゾーン」という5つのゾーンに森の池エリアを区分します。

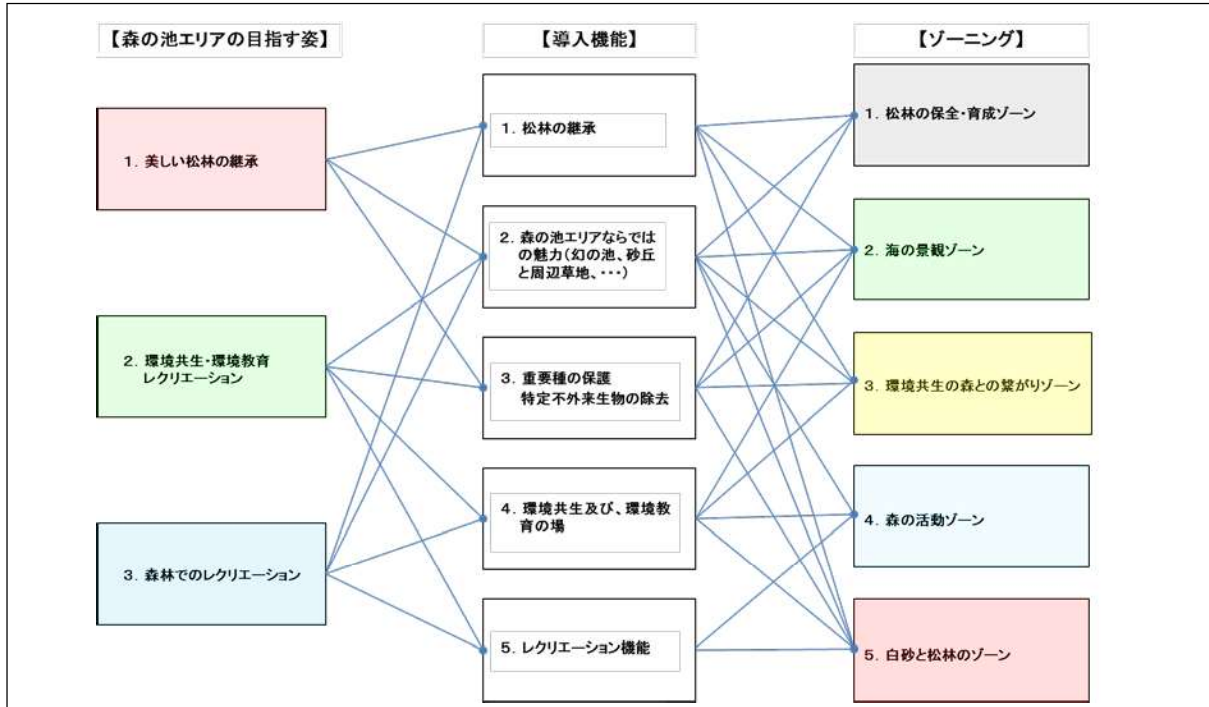


図 3.2-1 ゾーンごとの導入機能

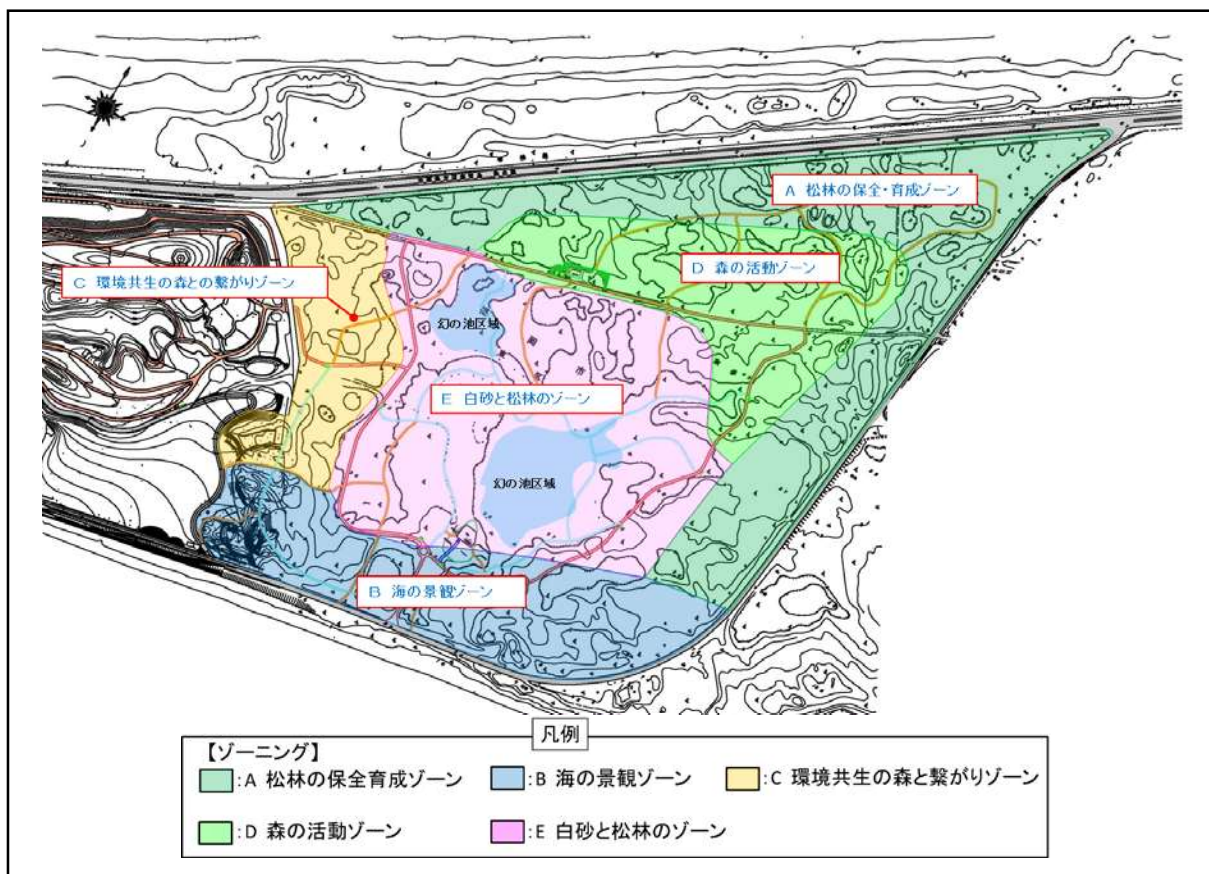


図 3.2-2 ゾーニング

(2) 導入機能

A. 松林の保全・育成ゾーン

- ・ 玄界灘・博多湾からの影響（風・砂）から森の池エリアを守り、空間を創出するためのバッファー。

B. 海の景観ゾーン

- ・ 博多湾に面した明るい松林の林床と景観を味わう。
- ・ パノラマ広場から森の池エリアへの視覚的誘導の役割。
- ・ 生育良好なクロマツ林を利用しつつ、維持管理についても学ぶ。

C. 環境共生の森との繋がりゾーン

- ・ 環境共生の森と森の池エリアを繋ぐ役割（利活動の拠点と環境共生の森のアクセス機能）。
- ・ 外来種（ハリエンジュ）が多く生育することから、外来種の抑制管理について学ぶ。

D. 森の活動ゾーン

- ・ 広葉樹林を利活用しながら維持管理を行う。

E. 白浜と松林ゾーン

- ・ 白砂青松の景観や幻の池など、景観や風景を楽しむ散策、癒しの空間。

4. 整備計画

4.1. 導線計画

4.1.1. 園路構成（主要路線、主要歩道、簡易歩道）

ゾーニングを踏まえ、園路は利用対象や位置付けから「1. 主要園路」、「2. 主要歩道」、「3. 簡易歩道」の3つに分けて整備します。

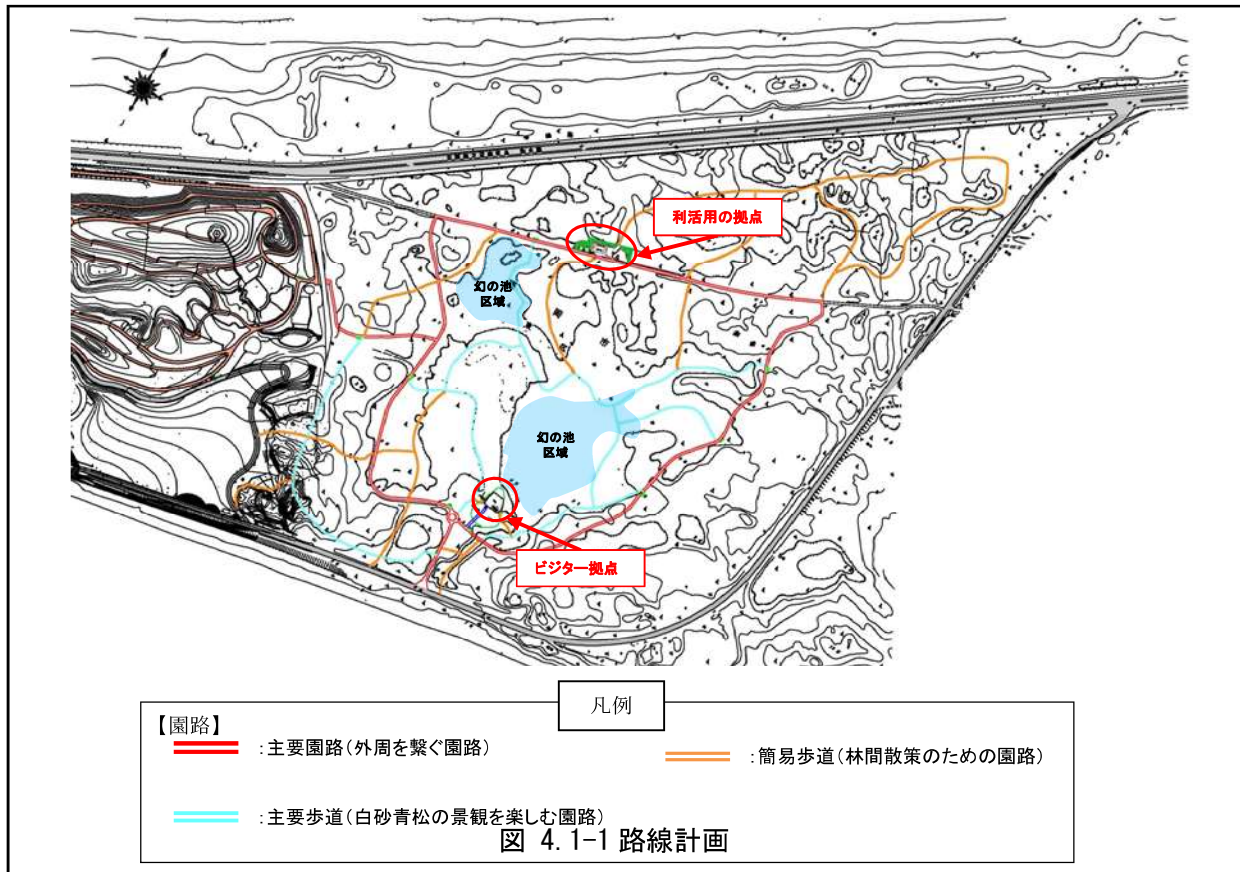


表 4.1-1 園路の位置づけ

対象	・管理車両 ・自転車 ・歩行者	・歩行者	・歩行者
幅員の考え方			
幅員	W=3.0m	W=2.0m	W=2.0m
舗装	透水性アスファルト	脱色アスファルト	チップ材等
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・主要園路は管理用車両、自転車、歩行者が利用する ・一般利用者は園路を中心に、景観、自然を散策に利用する ・利活用プログラムや団体による松林の保全や広葉樹林の活用等に利用できると考えられる 	<ul style="list-style-type: none"> ・主要歩道は歩行者が利用する ・一般利用は園路を中心に、主に幻の池を周遊する領域。 ・クロマツ林と砂丘からなる「白砂青松の風景」や幻の池など、森の池を特徴づける景観を味わえる 	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易歩道は歩行者が利用する ・植生の管理や自然歩道を想定し、舗装は行わない ・自然歩道を利用した散策など、自然を堪能する利用が考えられる

4.2. 施設計画

森の池エリアの施設整備は、多様性のある自然度の高い森の中で、平坦な地形を活かした、誰もが利用しやすい「癒し・くつろぎの空間」として活用することを考慮した整備を行います。

施設配置に際しては、想定される活動等を支援するためのベースとなる施設導入を図ります。また、活動の主要拠点として「利活用の拠点」、エントランス拠点として「ビジター拠点」を設けることで、環境学習のほか自然探勝や体験活動など多様なニーズに対応します。

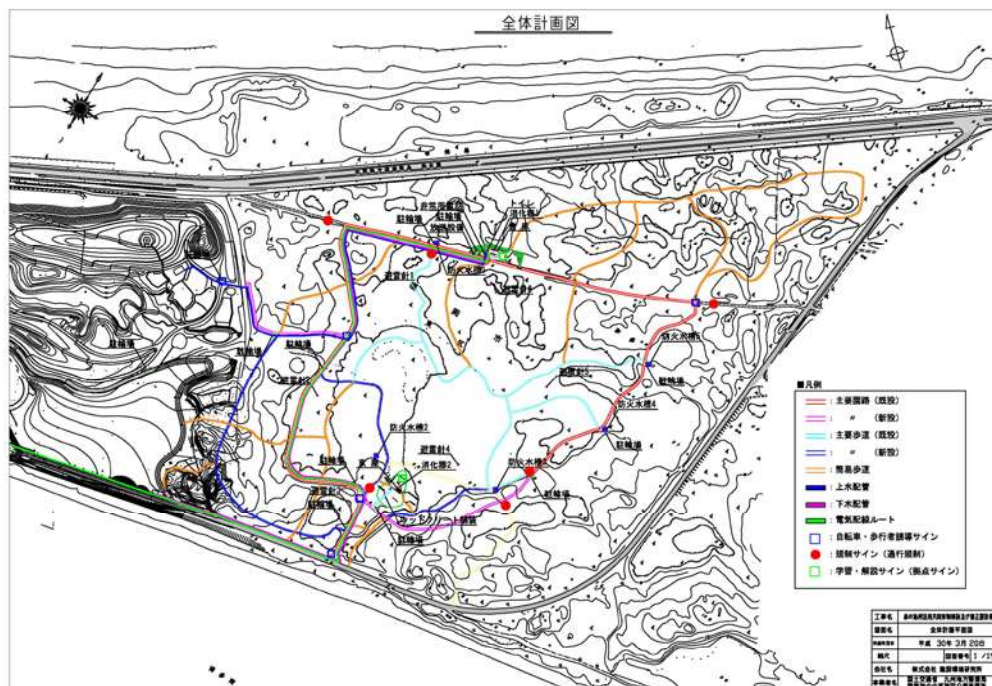


図 4.2-1 代表的な施設の配置

表 4.2-1 計画施設一覧

機能	計画施設
拠点機能	【利活用の拠点】 ・研修広場 ・トイレ ・駐輪場 ・倉庫 【ビジター拠点】 ・東屋 ・研修広場
安全設備	・緊急電話 ・防雷設備(避雷針) ・放送設備 ・防火設備
案内設備	・サイン(案内サイン・解説サイン) ・案内看板
駐輪	・駐輪場
入口等の改良	・路肩舗装 ・植栽

4.2.1. 拠点施設の検討

森の池エリアの目指す姿として設定した「1. 特徴的な松林の継承」、「2. 環境共生・環境教育」、「3. 森林でのレクリエーション」の機能を果たし、森の池エリアでの多様な活動を誘致するために「利活用の拠点」、「ビジター拠点」の二つの拠点施設を整備します。

【利活用の拠点】

1) 特徴的な松林の継承

- ①森の活動ゾーンに位置する拠点であり、植物管理を行う拠点として利用します。
- ②拠点に設置する倉庫に植物管理に必要な工具を保管します。
- ③活動広場や、倉庫裏などに間伐材を一時的に保管します。

2) 環境共生・環境教育

- ①倉庫はエリア内で用いる道具を保管するだけでなく、内部で環境についてのレクチャーを行う場として利用します。
- ②活動広場は、環境学習プログラムでの屋外レクチャーの場として利用します。また、森の池ガイドツアー、野鳥観察会などのイベント時の集合場所や活動の実施場所として利用します。

3) 森林でのレクリエーション

- ①倉庫には、市民団体との協働で行う森づくりのための活動機材を保管します。
- ②各種プログラムの実施場所として、30人規模の団体でも対応できる倉庫や活動広場を設置します。

【ビジター拠点】

1) 環境共生・環境教育

- ①小高い場所に設置しているため、幻の池出現時には、幻の池を見渡すことができ、幻の池を巡るプログラムの起点として利用します。また、平時においても中央の砂丘や雄大な草原を見渡すことができます。
- ②森の池エリアや幻の池に関する説明看板を設置することで、エントランス地点でエリアの特性を説明します。

2) 森林でのレクリエーション

- ①パノラマ広場方面からのアクセスの際に、30人規模の団体でも対応できる集合場所として利用します
- ②利活用の拠点でのプログラム補助拠点として、利用します。

(2) 利活用の拠点（森の池エリアにおける主要拠点）

◆活動拠点の面積：約1,500㎡

森の池エリアでの活動の拠点として多様な活動を誘導するため、研修広場、トイレ、倉庫、緊急電話、放送設備を配置します。また、自転車での利用拠点でもあり、駐輪場を計画します。

◆主要施設規模

1) 研修広場（450㎡）

環境学習のほか、自然探勝や体験活動など多様なニーズの利用に対する活動拠点として、また案内、休養、便益施設等を兼ね備えた研修広場を配置します。

広場は、ボランティア活動やイベント運営の舞台であるばかりでなく、資材置き場や拠点施設の前庭としての機能も兼ねます。

2) トイレ

男子：大1、小1、女子：大1に多目的トイレを加えた規模とします。

3) 駐輪場（35㎡）

自転車30台程度の自転車を駐輪できます。

4) 倉庫（約130㎡）

木造の倉庫を設置します。あくまでも倉庫として用い、内部は自由に利用できるものを建設します。

倉庫は管理や利活用に必要な資材の格納、間伐材等の乾燥、また天候等の変化に応じては、臨時的に活動スペースとして利用することを想定します。

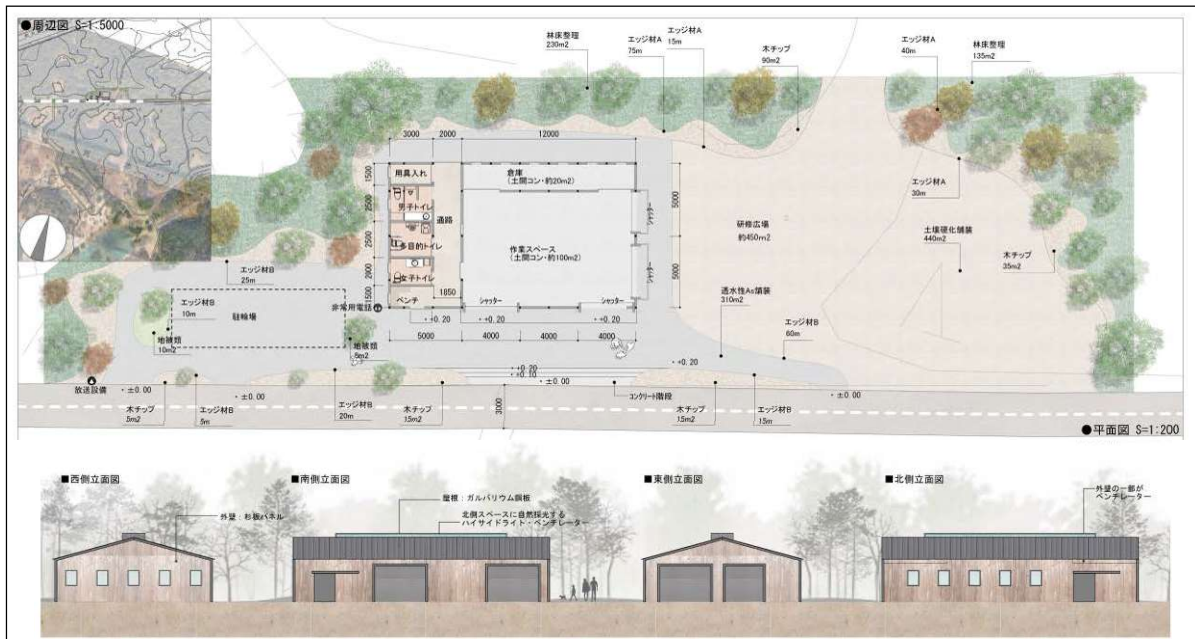


図 4.2-2 利活用の拠点イメージ

(3) ビジター拠点（エリア中央の砂丘や幻の池を見下ろす拠点）

◆活動拠点の面積：約1,500㎡

森の池エリアを高所から見渡せる拠点として設ける。広場を配置し、休息所として東屋を設置します。

◆主要施設規模

1) 研修広場（450㎡）

森の池エリアへのエントランス拠点として、案内、休養、便益施設等を兼ね備えた研修広場を配置します。

2) 東屋

快適な利用環境を整えるため、気軽に休める場、急な天候の変化から避難できる場、夏場の日除けの場として利用できる東屋を配置します。

配置場所は、幻の池出現時に高所から見渡せる場所とし、休憩施設として利用するためのベンチや縁台についても検討します。



図 4.2-3 ビジター拠点イメージパース図



図 4.2-4 ビジター拠点イメージ

5. 利活用計画

5.1. 利活用の方向性

森の池エリアでは、更なる市民との協働体制構築ならびに、サービスの提供を目標に市民協働による利活用プログラムを実施します。そのために市民との協働体制の構築に関する運営協議会（仮）を設置し、その運営を行います。

5.2. 利活用プログラムのカテゴリ

森の池エリアの利活用を想定される実施形態から4つの区分に分類します。

①一般利用（例：散策、ガイドツアーなど）

公園利用者が自由に行うプログラムと、体験講座に公園利用者が個人で申し込むタイプのプログラムが含まれます。

②団体利用（ミニマラソン、ウォークラリーなど）

ミニマラソンやウォークラリーなど市民団体などと公園が共催して行うプログラムです。

③持ち込み利用（マラソン大会、アートイベントなど）

市民団体と公園が主催・共催するイベント以外の、スポーツ団体や学校団体などが主催する持ち込みイベントです。

④ボランティア活動（既存林保全活動など）

森の池エリアの目指す姿「特徴的な松林の継承」、「環境共生・環境教育」、「森林でのレクリエーション」に基づいて、市民協働で行うプログラムです。

利活用の区分「1. 一般利用」、「2. 団体利用」、「3. 持込み利用」、「4. ボランティア活動」について、それぞれの想定される実施形態の例を挙げると次のようになります。

表 4.4-1 利活用プログラムのカテゴリ

立案プログラム			機能・役割		
区分	プログラム	概要	特徴的な松林の継承	環境共生・環境教育	森林でのレクリエーション
一般利用	散策	エリア内を自由に散策する	○	○	◎
	森林浴	樹木が発散するフィトンチッドやマイナスイオンを浴びながら心身をリラックス、リフレッシュさせる。「森林浴おすすめスポット」情報を提供する	○		◎
	ウォーキング	ウォーキングコースとして設定した周回園路他を歩く。コースの距離・所要時間についての情報を提供する			◎
	ジョギング	ジョギングコースとして設定した周回園路を走る コースの距離・所要時間についての情報を提供する			◎
	ノルディックウォーク	園路や自由散策エリアを、ポールを使ったノルディックウォークで歩く。ポールはレンタルで提供する			◎
	サイクリング	サイクリングコースとして設定した周回園路を走る。コースの距離・所要時間についての情報を提供する。			◎
	健康づくり入門講座	ノルディックウォーク、ジョギング、スローウォーキング、森林浴など、健康づくりの体験講座を開催し、エリア内の利用につなげる。			◎
	ガイドツアー	ガイドの案内で、エリア内の観察ポイントを回る。	○	◎	
	セルフガイドプログラム	セルフガイドシートを持って、自分でエリア内の観察ポイントを回る。	○	◎	
	環境教育プログラム(個人用)	個人参加者を募集し、森の池の特性やエリア内資源を活かした環境教育プログラムを実施する	○	◎	
	季節のクラフト体験	エリア内で採取できる松ぼっくり、松葉、木の実、蔓などの材料を用いて、小物などを作る			◎
	幻の池探検隊	幻の池出現時に、池の深さや生き物などを調べる		○	◎
ユニバーサルプログラム	年齢、国籍、障害の有無にかかわらずエリア利用を楽しめるよう、情報提供や利用支援を行うとともに、配慮したプログラムを実施する。		○	○	
団体利用	ミニマラソン	学校などの団体のミニマラソン大会にコースを提供する。			◎
	ウォークラリー	学校などの団体のウォークラリーにコースを提供する			◎
	環境教育プログラム(団体用)	学校などの団体を対象として、森の池の特性やエリア内資源を活かした環境教育プログラムを実施する	○	◎	
持込み利用	マラソン大会	マラソン主催団体がマラソン大会を実施する場合に、森の池周辺広場などエリアの一部をコースとして利用する			◎
	アートイベント	福岡トリエンナーレの開催に協賛して、エリア内の一部をサテライト会場としてアート作品を展示する			◎
ボランティア活動	既存林保全活動(ボランティア)	既存林の保全のため、間伐、除伐、枝打ち、蔓除去、下草刈りなどを行う	◎	○	
	野草保全育成活動	野草の保全育成のため、調査、外来種等の除去、日照調整など生育環境を整える活動を行う	◎	○	
	既存林保全活動(CSR等)	学校・団体や企業のCSR活動などの要望に対応して、エリア内外のボランティア活動として受け入れる	◎	○	
	企画運営活動	イベントやプログラム等の企画運営にかかわるボランティア活動		○	○

5.3. 利活用の方針

森の池エリアでは、散策など公園利用者が自由に行う利活用に加え、公園における主催もしくは外部からの持込みによって行催事（イベント・利活用プログラム）を実施します。ボランティアとの協働により日常的な利用が可能なプログラムは、公園側が準備して提供します。大規模なイベント等については、持込みの誘致を主体とし、エリアの特性を活かした、「1. 特徴的な松林の継承」、「2. 環境共生・環境教育」、「3. 森林でのレクリエーション」を目的とした企画・実施を想定しています。

5.4. 利活用プログラムの実施体制

市民団体等と連携した森の池エリアの運営を行うために、利活用協議会（仮称）を設置します。事務局機能は、公園運営維持管理者または活動団体の有志が担い、協議会には、公園運営及び森の池エリアの趣旨を理解でき、利活用プログラムに協力できる市民団体等を構成員とします。協議会の活動状況については、利用促進部会等で報告し、助言を得るものとします。

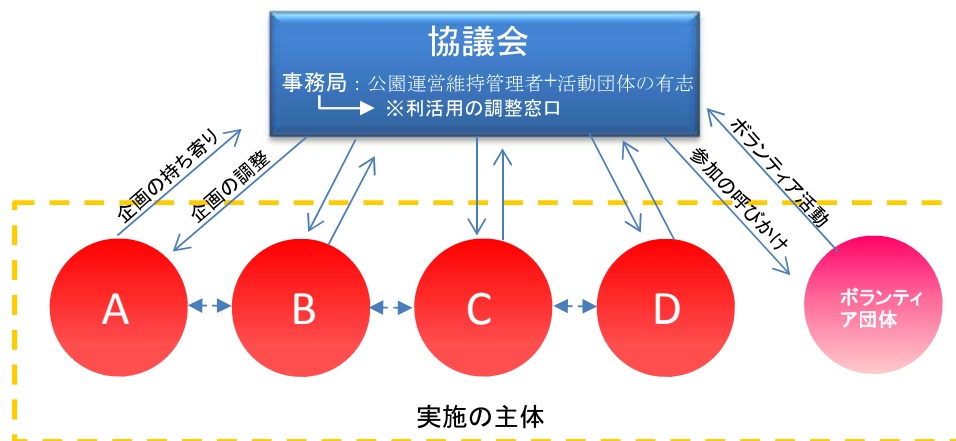


図 4.6-1 利活用プログラム実施体制

表 4.6-1 公園利用の実施・協働体制

区分	概要	実施・協働体制
一般利用	○セルフガイドプログラム	○セルフ式（受付有） ・「光と風入口ゲート」にて受付・貸出
	○ウォーキング、ジョギング、ノルディックウォーク ・用具の貸出し対応：ノルディックウォーク用ポール、歩数計 等	
	○ガイドツアー、環境教育プログラム、ユニバーサルプログラム	○講師協力の地元NPO指派人、ボランティア
	○季節のクラフト体験 ・用具の貸出し対応：はさみ、カッター、ペンチ 等	○講師によるガイド、指導 ・運営協力：地元NPO法人、ボランティア
	○健康づくり入門講座	○講師によるガイド、指導 ・運営協力：地元愛好団体
団体利用	マラソン大会	○主催者による持込み ・主催団体：市内の小中学校、体育協会 等
持込み利用	アートイベント	○主催者による持込み ・主催団体：市内の芸術系大学 等
ボランティア活動	○既存林保全活動、野草保全育成活動 ・作業用具貸出し対応：ヘルメット、長靴、軍手、鎌、箕、剪定鋏 等	○主催者による自主活動 ○講師によるガイド、指導 ・運営協力：地元NPO法人 ○公園からの物的、人的支援

6. 維持管理計画

6.1. 維持管理計画の概要

森の池エリアの維持管理の概要は下記の通りです。

表 5.1-1 維持管理の概要

	項目	維持管理の実施内容
1	植物維持管理	①林地管理 ・枯損木処分、下草刈、防虫害防除、補植、間伐、枝打ちを実施する。
2	施設・設備維持管理	①建物管理 ・トイレに対する点検、器具の取替え、補修を実施する。 ②工作物管理 ・テーブル・ベンチ等の便益施設、柵等の管理施設、東屋等の休憩施設に対する点検、清掃、塗装、器具の取替え、補修を実施する。 ③設備管理 ・汚水排水設備、電気設備等に対する点検、測定、補修を実施する。
3	清掃管理	①園路・広場清掃 ・植栽地、園路・広場、工作物・設備に対する清掃を実施する。 ②トイレ清掃 ・トイレ清掃を実施する。
4	利用案内・指導	・公園施設、行催事等に関する案内・相談、「行為の禁止等に関する取扱い要領」等に基づく利用者指導・案内、公園が用意するサービス（全体利用、イベント催事等）の受付・相談等を実施する。
5	安全管理（巡視）	①園内の巡視 ・建物、工作物、植栽等の維持、清掃の状況、危険区域の立ち入り、危険行為の制止等の維持管理状況の点検、事故等発生時の連絡、救護等を実施する。 ②緊急時の対応 ・怪我人、迷子等が発生した場合の救護捜索、震災、火災発生など緊急時の連絡、避難誘導等の対応を実施する。 ③入園車輛の取り扱い ・工事、業務等による車輛入園者の許可申請、進路規制を実施する。
6	事故、災害等の緊急時対応	・事故、災害時において、国が策定した「防災業務計画書」「BCPマニュアル」に沿った措置の徹底をはかるとともに、管理受託者が別途定める「危機管理マニュアル」等に沿った対応を行う。
7	広報・行催事	①広報 ・マスコミや各種団体に対するニュースリリース、ホームページを用いた情報発信を実施する。 ②行催事 ・公園が主催する利用プログラムを企画・実施するとともに、持込イベントの誘致をはかる。
8	市民参加・協働	・公園の維持管理・運営に寄与しつつ、効果的かつ円滑なボランティア活動が行われるよう、公園側が支援を行う。

次ページより、維持管理・運営計画の実施内容や取組方針等について示します。

6.2. 植物維持管理

森の池エリアは、下記の特性を有しており、それらから導かれる植物管理を行います。

<p>1. 特徴的な松林の継承 森の池エリアの最大の魅力である松林やその他の魅力（幻の池等）についても将来に渡り継承していくための森林管理</p>
<p>2. 環境共生・環境教育 森の池エリアの魅力を最大限に活用して、公園利用者に環境共生及び環境教育の機会を提供していくための森林管理</p>
<p>3. 森林でのレクリエーション 市民との協働による維持管理（森林管理を含む）などの公園の他エリアでは行われていない新たなチャレンジや、利活用のための森林管理</p>

表 5.2-1 維持管理の基本方針

特徴的な松林の継承	安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 公園利用者に対する安全性を確保する。・園路や散策路沿いの樹林では、利用者の安全、安心、快適性に鑑み、林内部への見通しの確保や危険な枯損木の除去など、安全に配慮した植物管理を行う。
	快適性確保と魅力度向上	<ul style="list-style-type: none"> 見通しや明るさの確保など魅力度の向上を図り、森の池の利用を促進させる。 クロマツ林の維持・活用では、本来の松葉掻きされた林床を目指し、林間利用を可能にする樹林管理を行う。 一部広葉樹林化が進む樹林においては、植生遷移の学習の観点から、抑制する区域、推移を観察する区域に分けて樹林管理を行う。
環境共生・環境教育	保全と活用の両立	<ul style="list-style-type: none"> 重要種を保全し、自然の豊かさを楽しむことができる場所とする。 ハイゴケ、ママコナなどの林床植物や貴重な植物について、保全と活用を図る。 クロマツや広葉樹が良好に形成される樹林にあって、安全面や景観面で支障となる外来種のニセアカシアやトウネズミモチ、オオキンケイギクなどは除去する。
	環境学習への対応	<ul style="list-style-type: none"> 環境学習の拠点として、既存植生の活用を図る。 環境共生の森に隣接する既存林として、クロマツ林を中心とした、自然観察、遊び体験ができる樹林として活用する。
森林でのレクリエーション	保安林機能の確保	<ul style="list-style-type: none"> 地域環境に貢献する保安林の公益的機能の確保を図り、間伐等の伐採制限を順守した施業において、健全なクロマツ林の維持、育成を図る。 幻の池の珍しい現象や、砂丘の特有の景観を保全し、活用する。
	環境共生の実践	<ul style="list-style-type: none"> 環境共生の理念を踏まえたゼロエミッションの実践を目指す。 施業体験や広葉樹への遷移の見本展示、植物性廃棄物の再利用など、自然と環境を学ぶ場として活用する。

6.2.1. 維持管理の将来目標

平成32年度供用開始を見据えた「短期」、利活用面での「中期」と、将来的にわたる松林育成面での「長期」に分けて植物管理を行います。

(1) 短期（供用開始の平成32年度を目標）

これまで一般の利用がなかった樹林であるため、公園利用者の安全性確保を最優先した植物管理を行います。特に危険樹木等の点検・整備、樹林内への見通しの確保、立入り制限などを中心に行います。

- ・公園利用者の安全性を確保し、快適に魅力的に、利用できる松林空間とします。
- ・利活用区域では、松林の生育環境を整えるまとまった規模での間伐等の整備を行います。

表 5.2-2 植物管理（短期的目標）

目標	項目	内容
公園利用	安全性の確保	公園利用者の歩行・活動の安全を図るための、枝払い、枯損木・危険木の処理など
	快適性確保と魅力度向上	林内への見通しや林内の明るさの確保を図るための、間伐、下刈り、つる切り、枝払いなど
環境学習	保全と活用の両立	-
	環境学習への対応	-
新たな活動・実践	保安林機能の確保	松林としての健全な生育環境を図るための、間伐、枝払い、枯損木撤去
	環境共生の実践	-

(2) 中期（概ね10年後の平成40年度を目標）

- ・利活用区域では、利活用プログラムと松林の良好な育成との両立を図ります。
- ・利用実態と管理の実際について追跡調査し、活用方針を検討します。

表 5.2-3 植物管理（中期的目標）

目標	項目	内容
公園利用	安全性の確保	継続（公園利用者の歩行・活動の安全を図るための、枝払い、枯損木・危険木の処理など）
	快適性確保と魅力度向上	継続（林内への見通しや林内の明るさの確保を図るための、間伐、下刈り、つる切り、枝払いなど）
環境学習	保全と活用の両立	重要種の保全・活用、砂地・湿地の保全と活用
	環境学習への対応	クロマツ林、広葉樹林の林間の活用
新たな活動・実践	保安林機能の確保	-
	環境共生の実践	-

- (3) 長期（概ね20年後の平成50年度を目標）
 ・森の池全域で、松林が安定した状態で維持・更新していく植物管理を行います。

表 5.2-4 植物管理（長期的目標）

目標	項目	内容
公園利用	安全性の確保	継続（公園利用者の歩行・活動の安全を図るための、枝払い、枯損木・危険木の処理など）
	快適性確保と魅力度向上	継続（林内への見通しや林内の明るさの確保を図るための、間伐、下刈り、つる切り、枝払いなど）
環境学習	保全と活用の両立	継続（重要種の保全・活用、砂地・湿地の保全と活用）
	環境学習への対応	継続（クロマツ林、広葉樹林の林間の活用）
新たな活動・実践	保安林機能の確保	松林としての健全な生育環境を図るための、間伐、枝払い、枯損木撤去、落葉掻き、松枯れ予防、補植、幼苗の植栽
	環境共生の実践	施業体験・遷移の見本展示、植物性廃棄物の再利用

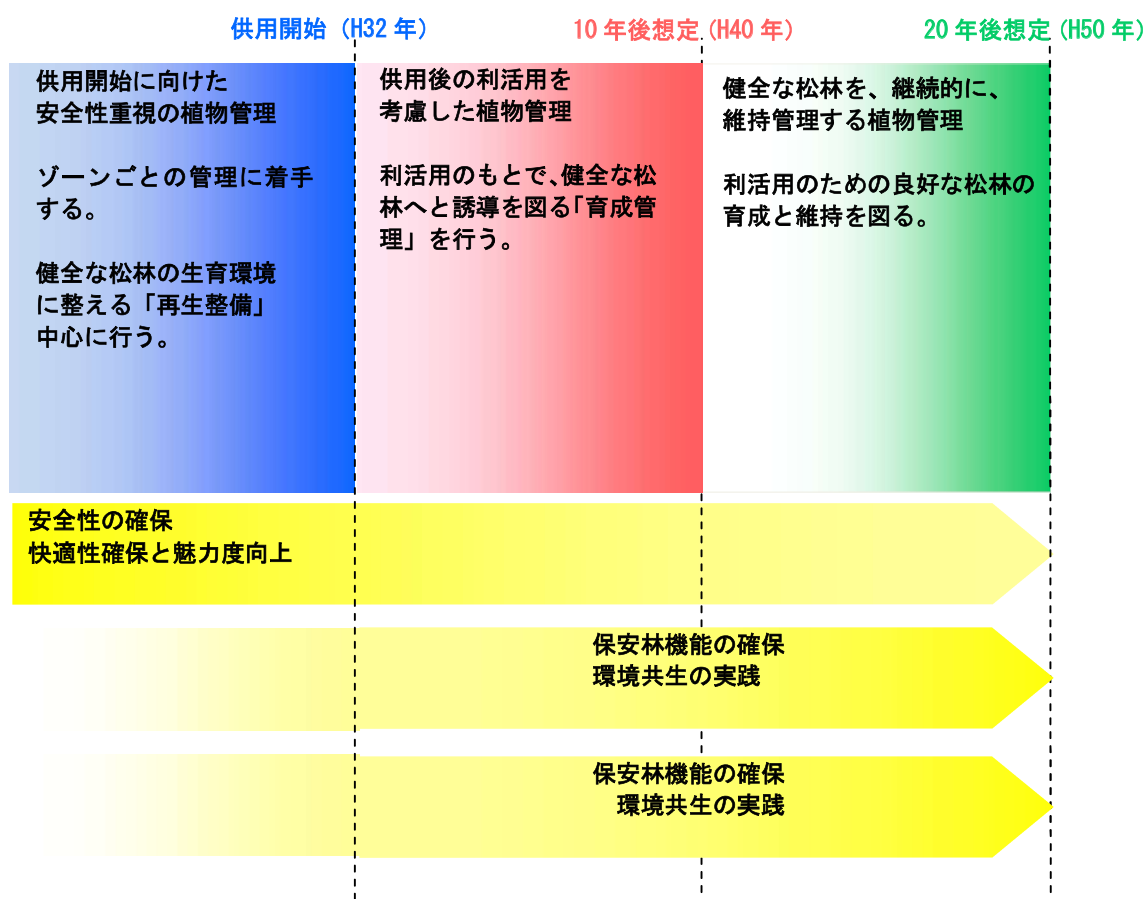


図 5.2-1 植物管理の将来目標

6.2.2. ゾーン毎の植物管理計画

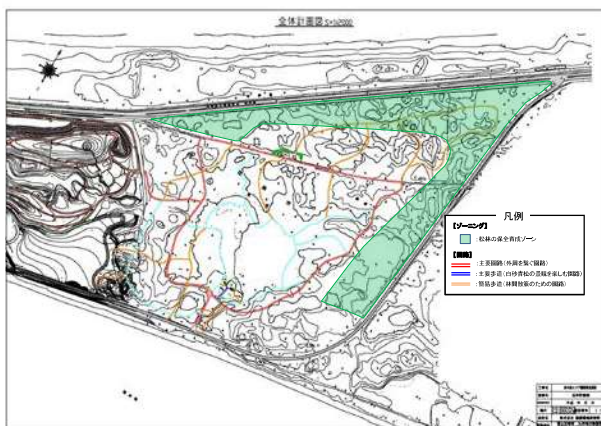
(1) 松林の保全育成ゾーン

○植物管理方針

■生育良好なクロマツの樹林を維持・育成します。
白砂青松の特長的な松林であり、適正な密度管理を行いながら、林床の活用を図ります。

■落ち葉等による富栄養化が進まないよう、松葉掻き等の管理を行います。

■環境学習の場としての活用をします。
心地よい松林空間で、落葉掻きなど市民参加の維持管理も考えられ、自然体験の場としても期待できます。



目標		植生管理の内容	
～H32年度	公園利用	安全性の確保 園路周辺の見通しの悪い密生地帯は刈り込みや間伐などを行う。	快適性確保と魅力度向上 現況は暗い林床となっており、園路周辺は適切な密度管理を行うことで光が差し込む環境になるよう管理を行う。
～H40年度	環境学習	保全と活用の両立 エリアの最深部にあたる北東端は裸地化しており、苗の植樹や間伐等を行う参加型の植樹イベント等も検討する。	環境学習への対応 市民参加の松林の清掃維持や自然観察の場として積極的な活用を行う。
～H50年度	新たな活動・実践	保安林機能の確保 保安林の伐採制限に準じた間伐により、松林の健全な育成を図る。	環境共生の実践 堆肥化やマルチング材としての再利用を行い、公園内での活用を積極的に図っていく。

○現況写真



○目標イメージ

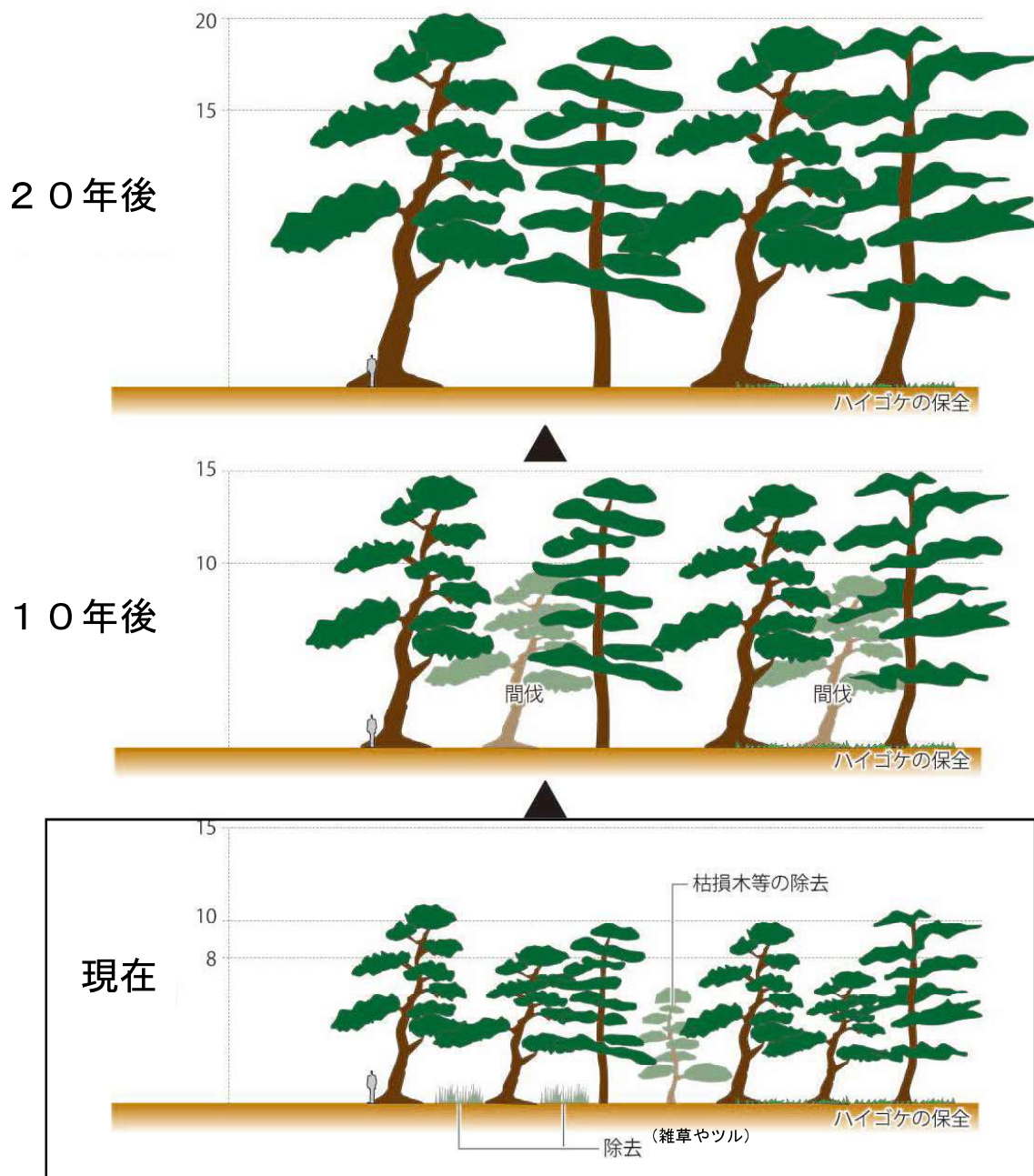


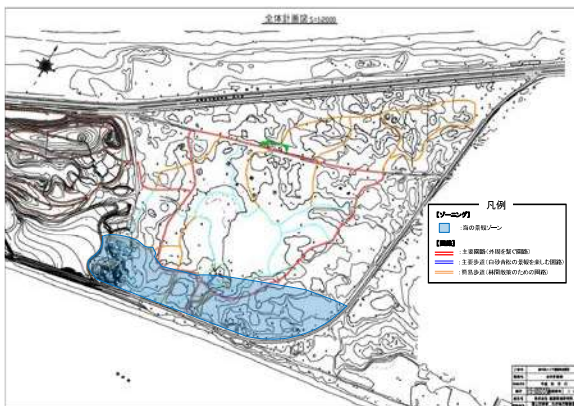
図 5.2-2 目標イメージ (松林の保全育成ゾーン)

(2) 海の景観ゾーン

○植物管理方針

■博多湾に面した明るい松林の林床と景観を味わえるように維持・育成します。松林として樹林密度がやや高いので、適正な密度管理を行いながら、林間の活用を図ります。

■林床は草本層程度で、ママコナ、シマカンギク等の草本類が季節によって出現する箇所があり、良好な状態で保全します。落ち葉等による富栄養化が進まないよう、適切な管理を行うとともに、林床への立ち入り制限も検討しています。



目標		植生管理の内容	
～H32 年度	公園利用	安全性の確保 園路周辺は樹林内へ立ち入ることが多いと予想されるゾーンであり、見通しの悪い密生地帯は刈り込みや間伐などを行う。	快適性確保と魅力度向上 クロマツの樹高と樹林密度が高く密閉しているため、園路周辺においては林内への立ち入りを可能にするため、間伐と下刈りを行う。
～H40 年度	環境学習	保全と活用の両立 草本類が季節によって出現する箇所があり、適切な管理を行うとともに、林床への立ち入り制限も検討する。	環境学習への対応 クロマツ林の間伐、下刈り作業などの施業体験ができる場としても活用する。
～H50 年度	新たな活動・実践	保安林機能の確保 保安林の伐採制限に準じた間伐により、松林の健全な育成を図る。	環境共生の実践 堆肥化やマルチング材としての再利用を行い、公園内での活用を積極的に図っていく。

○現況写真



○目標イメージ

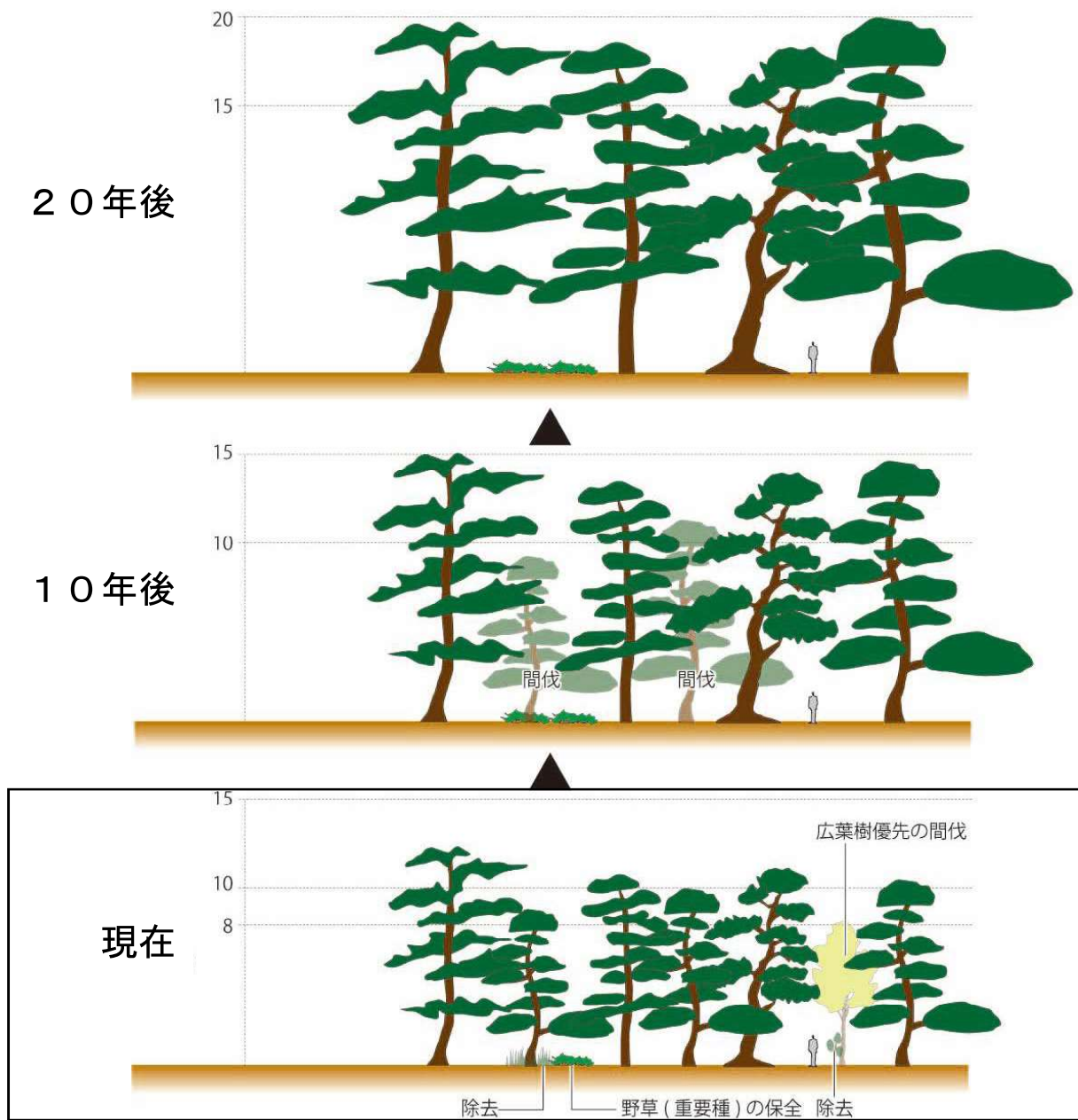


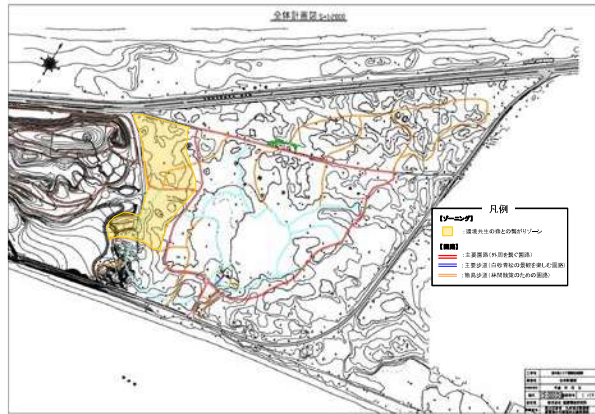
図 5.2-3 目標イメージ (海の景観ゾーン)

(3) 環境共生の森との繋がりゾーン

○植物管理方針

■クロマツ林の景観の保全を図ります。
外来種（ハリエンジュ）が多数生育することから、外来種の抑制管理を行います。

■環境学習の場としての活用を図ります。
環境共生の森と森の池エリアを繋ぐ役割があることから、適正な密度管理を行い、環境共生の森とは異なった「マツ林」の環境を維持します。



目標		植生管理の内容	
～H32 年度	公園利用	安全性の確保 園路周辺の見通しの悪い密生地帯は刈り込みや間伐などを行う。	快適性確保と魅力度向上 ハリエンジュのひこばえの除去により、外来種を駆除し、在来種の林に戻すことで松林の魅力を上向きさせる。
～H40 年度	環境学習	保全と活用の両立 外来種の積極的な除去を行いながら、森の池エリアへのエントランスとなるクロマツ林の環境を維持する。	環境学習への対応 クロマツ林の間伐、下刈り作業などの施業体験ができる場としても活用する。
～H50 年度	新たな活動・実践	保安林機能の確保 保安林の伐採制限に準じた間伐により、松林の健全な育成を図る。	環境共生の実践 堆肥化やマルチング材としての再利用を行い、公園内での活用を積極的に図っていく。

○現況写真



○目標イメージ

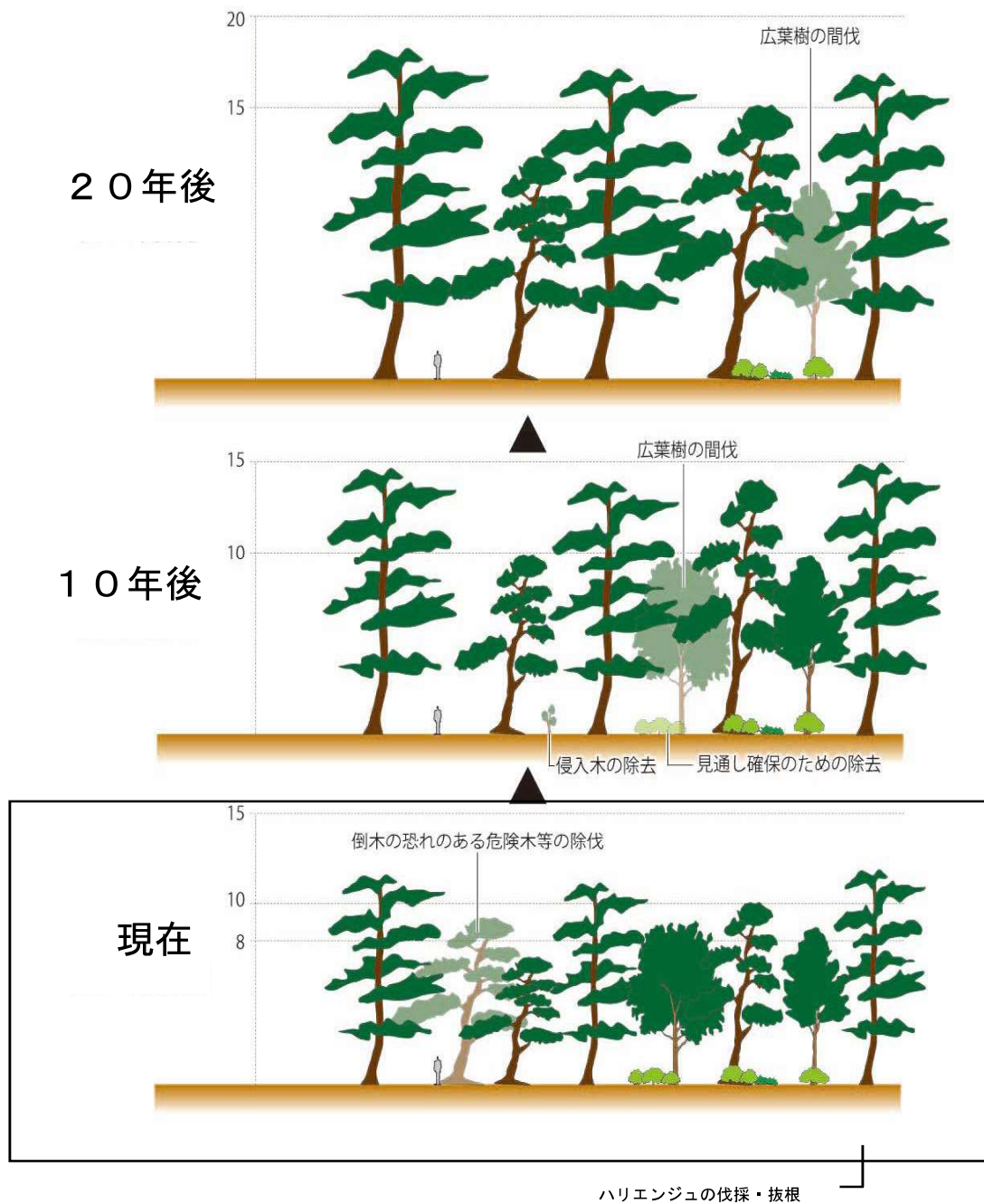
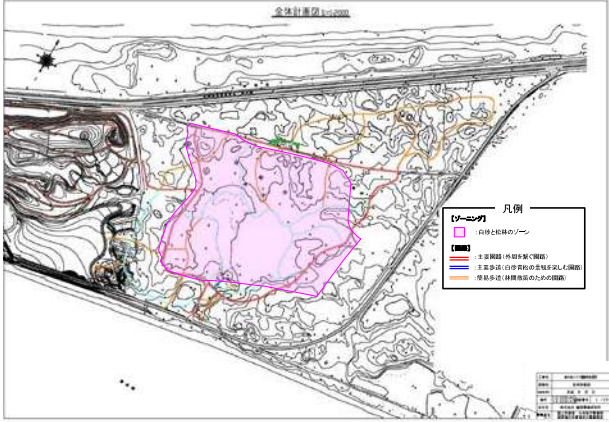


図 5.2-4 目標イメージ（環境共生の森との繋がりゾーン）

(4) 白砂と松林のゾーン

○植物管理方針

- クロマツ疎林景観の保全を図ります。
のびのびと育つクロマツの独立木の樹形・樹勢を保全します。
- 林床の保全を図ります。
樹木の少ない砂地環境を保持し、積極的な活用を行います。
- 環境学習の場として活用します。
特異な景観地であり、冒険的な遊びの場としての活用をおこないます。



The map shows a topographic area with a pink-shaded 'White Sand and Pine Forest Zone'. A legend indicates: '白砂と松林のゾーン' (White Sand and Pine Forest Zone), '主要樹種(10年未満の樹種)' (Main tree species (under 10 years old)), '主要樹種(10年以上の樹種多量に生息)' (Main tree species (large number of trees over 10 years old)), and '樹種多量に生息するものの範囲' (Range of species with large numbers). The map also shows contour lines and a road.

目標		植生管理の内容	
～H32年度	公園利用	安全性の確保 夏季には幻の池が出現するゾーンであり、湛水時の安全対策のため、開園前に植栽についての点検を行い、必要に応じ伐採等を行う。	快適性確保と魅力度向上 周りの松林も見渡せる景勝地であり。休息箇所付近の植栽について、疎林の砂地の開放的な空間で見晴らしを確保するため、必要に応じ伐採を行う。
～H40年度	環境学習	保全と活用の両立 砂地の保全や外来種の除去を行いながら、森の池の象徴的な空間としての活用を行う。	環境学習への対応 砂地の松の疎林景観や松露、幻の池の出現など、話題性があり、広く広報していく。
～H50年度	新たな活動・実践	保安林機能の確保 樹形も横広がり独立したクロマツが多く、景観木としても魅力的であり、生育環境を保全する。	環境共生の実践 堆肥化やマルチング材としての再利用を行い、公園内での利用を積極的に行う。

○現況写真



○目標イメージ

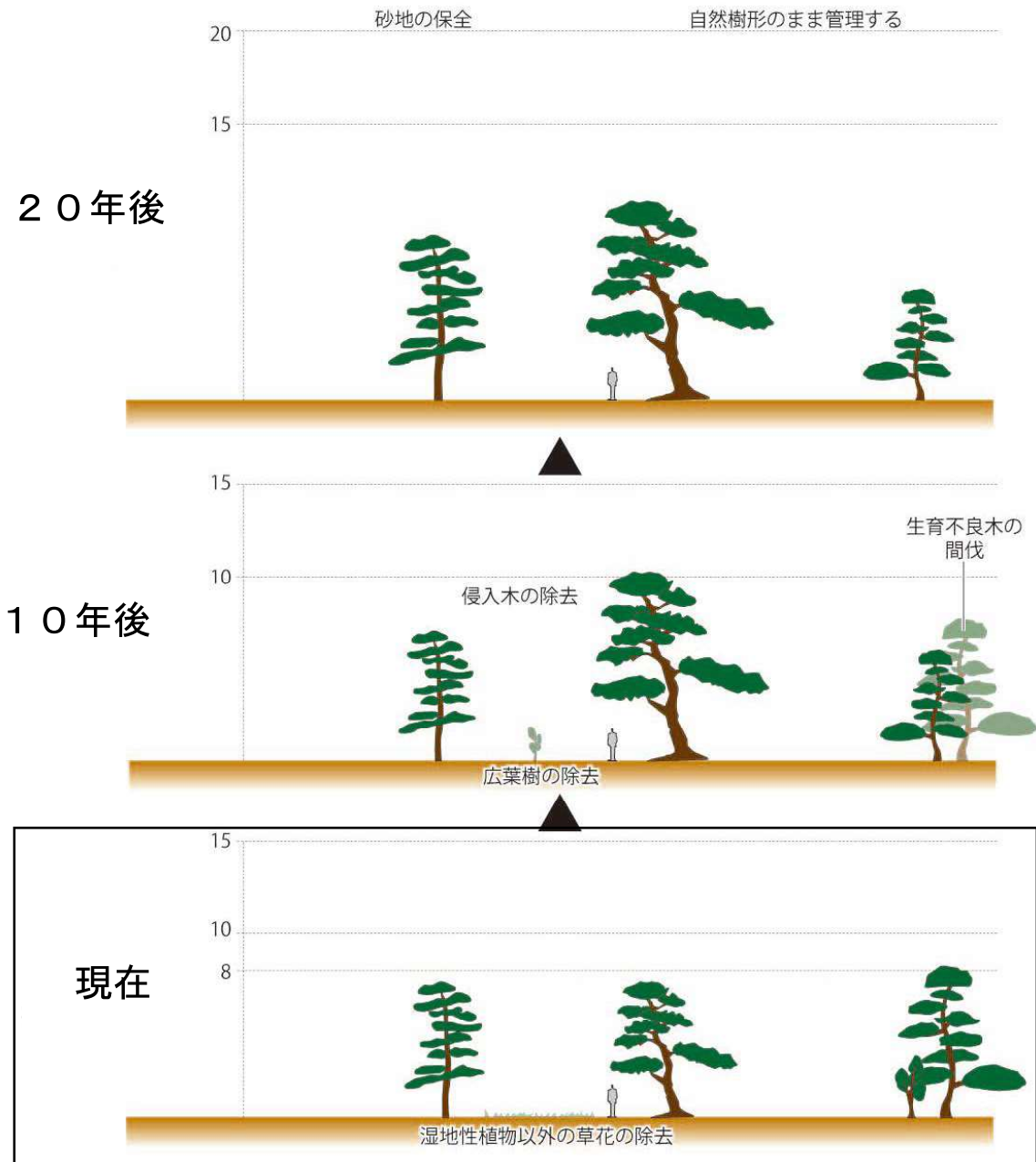
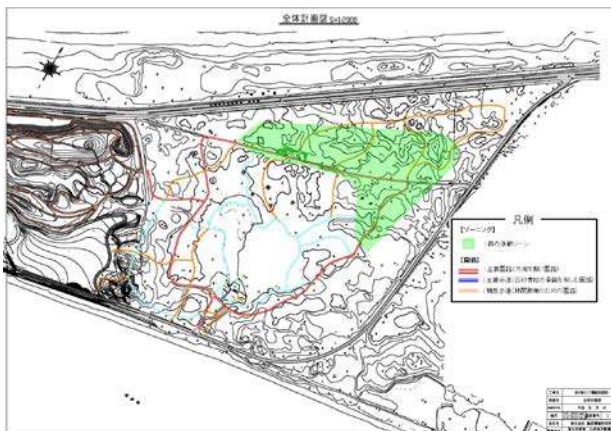


図 5.2-5 目標イメージ（白砂と松林のゾーン）

(5) 森の活動ゾーン

○植物管理方針

- クスノキエノキ群落の樹林への移行を図ります。
ハリエンジュやトウネズミモチ等の外来種や枯損したクロマツ等の除去を行い、広葉樹林化への遷移を緩やかに進めます。
- 林床の活用を行います。
間伐や下草刈り等で樹林内の空間利用を図ります。
- 環境学習の場として活用します。
広葉樹への自然遷移の見本展示の場として利用します。
多様な植生は、豊かな生物の生息環境ともなり、自然観察の場としても期待されます。



目標		植生管理の内容	
～H32 年度	公園利用	安全性の確保 広葉樹林で、下草も繁茂している状態であり、下刈り、枝払いを中心に行い、林内への見通しの確保を行う。	快適性確保と魅力度向上 広葉樹の特性を生かした魅力ある空間として、明るく開放的な樹林にしていく。
～H40 年度	環境学習	保全と活用の両立 広葉樹の大木等もあり、クロマツ林では体験できない自然観察等の環境学習の拠点として活用する。	環境学習への対応 広葉樹林で、生物の生息環境も多様となり、小動物・鳥類・昆虫などの自然観察の場として活用する。
～H50 年度	新たな活動・実践	保安林機能の確保 保安林の伐採制限に準じた間伐により、広葉樹林の健全な育成を図る。	環境共生の実践 広葉樹化が進んだ箇所においては、植生遷移の見本展示を行う。

○現況写真



○目標イメージ

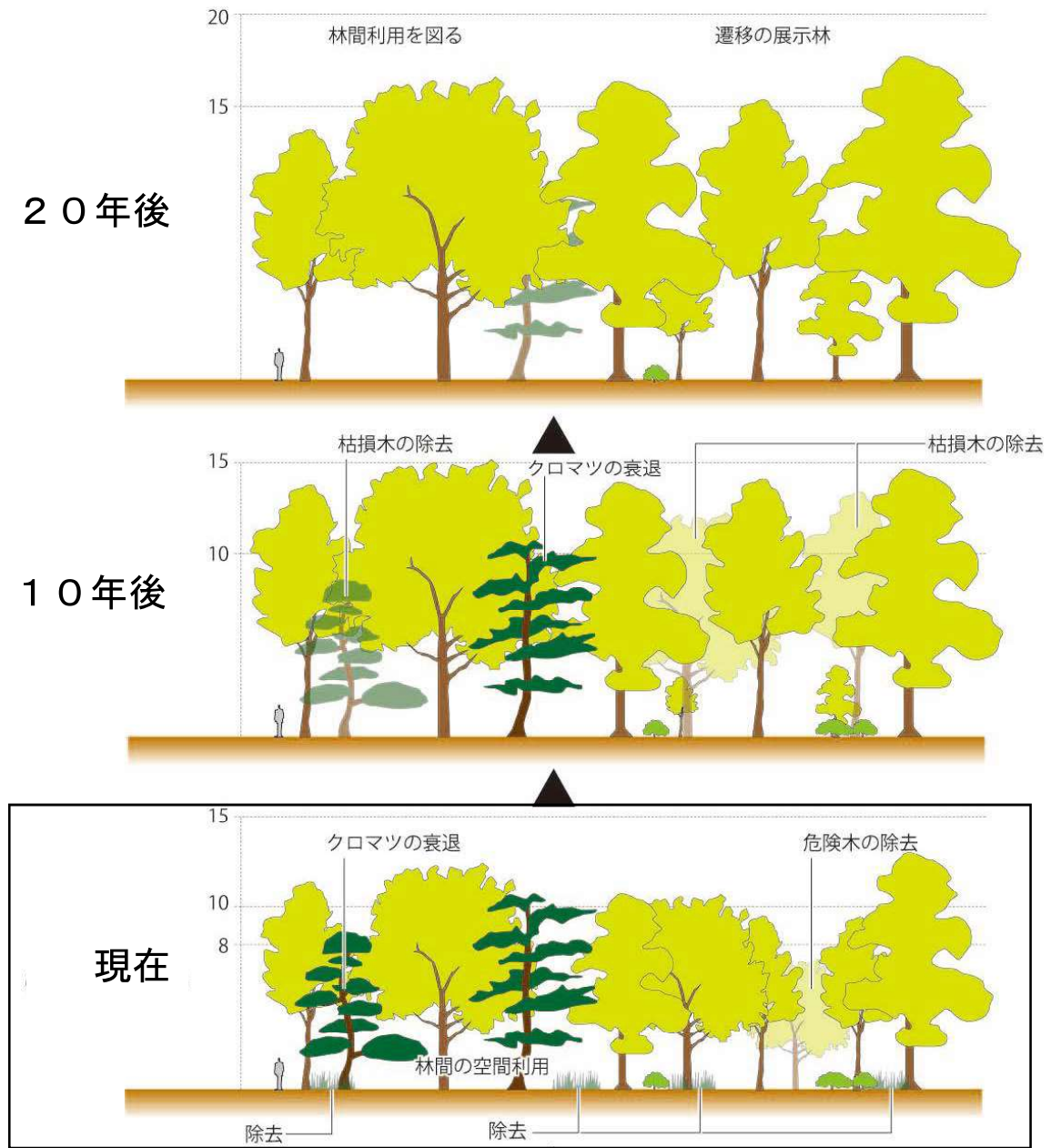


図 5.2-6 目標イメージ（森の活動ゾーン）

6.2.3. 管理手法、管理水準の設定

(1) 管理手法

森の池の松林では、これまでH25年度に策定された植物管理計画に従って、まとまった間伐や雑低木の除去作業が行われています。

今回、森の池エリアの供用にむけてエリア内の新たなゾーニングを行ったため、それに基づく管理を行う必要があります。

現段階においては、森の池エリアの間伐が概ね完了しています。今後の管理においては、松林の再生が必要な箇所について植物管理を行う「1. 再生整備」、さらに必要な間伐等を行う「2. 育成管理」と日常的な管理を行う「3. 維持管理」に分けて、森林管理を行います。

1) 再生整備：現状の松林の生育環境を大幅に改善する植物管理（維持工事）

新たな樹林造成を図るための幼苗を植栽するなど、松林の生育環境を大幅に改善します。松林の保全育成ゾーンの東北端に生じた裸地等が該当します。

2) 育成管理：生育過程にある松林を良好に育成していく植物管理

松林を良好に育成する植物管理として位置づけ、生育状態に合わせて行う、間伐、下刈り、つる切り等が該当します。

3) 維持管理：生育した松林を健全に維持・更新していく植物管理

健全な松林の維持を図るための、枝払いや下刈り、危険木や枯損木の除去処理などの管理をはじめ落葉掻き、松枯れ予防対策など通年型の樹林管理に必要な項目が該当します。

(2) 管理項目

以下に、植物管理の項目とその内容をまとめます。
 管理水準については、ゾーン毎の植物管理計画にて設定します。

表 5.2-5 管理項目

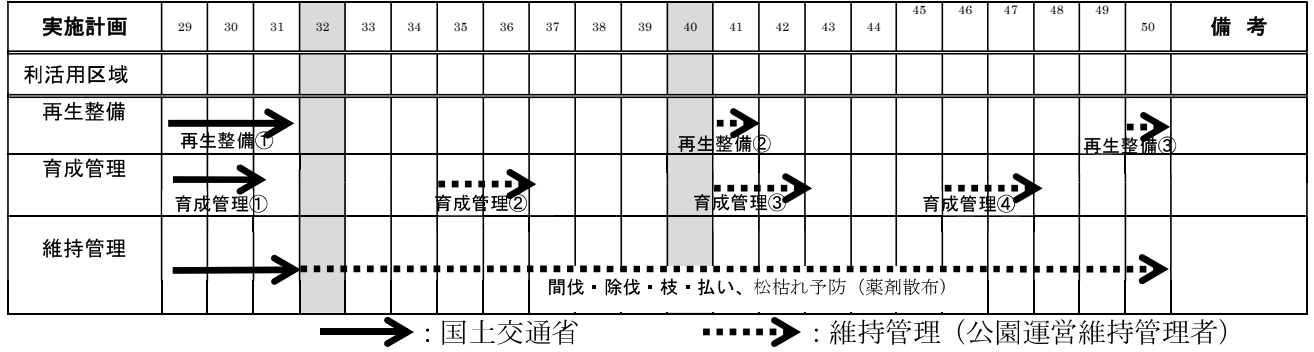
管理項目		管理内容
再生整備	a 植栽基盤・土壌づくり	新規クロマツの植樹に際して、土地の適性を調査し、生育環境を整える準備を行う。
	b クロマツ幼苗の植栽	自然裸地に、地形保全と防風効果を高めるための松苗の植樹を、モニタリング調査しながら実施する。
育成管理	c 弱度の間伐・枝払い	現状が疎林～中密になっている場合に、密度調整のための間伐などを実施する。林床に貴重な植生等がみられる場合には、選択的な間伐などを行う。
	d 下刈り	林床に広葉樹やササ、クズの繁茂がみられ、高木の成長を阻害している場合にあるいは広葉樹化を抑制するために行う。
	e つる切り	クロマツの生育を阻害する、クズをはじめとするつる性植物の繁茂抑えるために行う。被覆の進行度を見極め、1回/1～3年実施する。
維持管理	f 間伐・除伐・枝払い	樹木の成長とともに樹冠の混み合いを適切に保つための間伐や枝払いを行う。またハリエンジュ等が発生した場合、除伐を行う。
	g 雑草・つる等除去	雑草や蔓が発生した場合は、刈払いや引抜き(セイタカアワダチソウ、メリケンカルカヤ、クズ等)等の下刈りを行う。
	h 落葉掻き	ボランティア等も活用して実施する。ハイゴケ等の生育箇所では控えるなど、林床植物等に特に配慮して実施する。
	i 補植	松枯れ等で樹冠が開いた箇所は、次世代を担う苗木等を植栽する。
	j チガヤ刈払い	林床でチガヤを維持する場合には、保全を目的にした刈払いを行う。
	k 枯損木処理	倒木の危険性のある枯損木等を伐採する。また、公園利用の阻害となる枯れ枝等の撤去も合わせて行う。
	l 松枯れ予防(樹幹注入)	樹幹注入を主に行う。特に利活用区域において、主要木について行う。4～7年の効力期間があり、周期的に施用する。
m 松枯れ予防(薬剤散布)	一斉散布のため散布範囲が限られるため、樹幹注入と合わせて施用する。人的な影響を心配される傾向が強く、同意が得られた場合の実施とする。	

6.2.4. 管理の実施計画

(1) 実施計画

以下のように、森林管理の実施計画を立てる。

■長期的な実施スケジュール



■年間スケジュール

管理内容	年間スケジュール												標準作業 頻度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3												
枯損木処分	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	適宜
下草刈	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	1~2回
病虫害防除	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	発生状況により剪定防除
補植	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	適宜
間伐																								1回
枝払い	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	適宜
つる切り	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	適宜

6.3. 施設・設備維持管理

6.3.1. 施設管理の概要

(1) 施設管理の対象

施設・設備維持管理業務の対象は、建物、工作物、設備の3種類に大別される。

当該エリアにおいて、施設管理の対象となる主な建物および工作物、設備機器類は、次表に示すとおりである。

表 6.3-1 施設管理の対象物

範囲	施設種別	施設名
建物	便益施設	トイレ
工作物	園路・広場	園路、広場、階段
	便益施設	サイン(総合案内、誘導、記名、学習、水位観察、注意喚起)、ゲートポール
	管理施設	進入防止柵、外周フェンス、門扉
	休憩施設	倉庫:利活用の拠点、東屋(テーブル、イスを含む):ビジター拠点
設備	給水設備	配管系統、各種機器
	汚水排水設備	汚水桝、汚水圧送設備
	電気設備等	照明設備、非常電話、放送設備、配線設備、避雷針
	その他設備	防火水槽

(2) 施設管理の作業項目

適正な施設管理を実施するため、必要な作業項目を次表のとおり設定する。このうち、建物および工作物の管理作業は、施設の劣化損傷を予防する「予防保全」と損傷を修理復旧する「事後保全」に区分して行う。

また、施設管理作業に関しては、建築基準法、水道法、下水道法、廃棄物および清掃に関する法律、電気事業法等により、安全上、防災上、衛生上の管理基準等が定められているので、これを遵守しなければならない。

表 6.3-2 施設管理の作業項目

施設管理種別	管理作業種別	管理作業の内容
建物管理	予防保全	点検、清掃、塗装、器具等の取替え
	事後保全	臨時点検、補修
工作物管理	予防保全	点検、清掃、塗装、路面表示、器具等の取替え
	事後保全	臨時点検、補修、補充、移設、部分取替え
設備管理	給水設備	点検、清掃、補修、水質検査、水量確認、メーター検定他
	排水設備	点検、清掃、補修、運転、運転調整、水質検査他
	電気設備等	配電盤監視、点検、修理復旧、計器検診記録、試験測定等
	その他設備	点検、清掃、水補給

(3) 施設管理の手順

上記の施設管理作業の実施手順は以下のフローチャートに示すとおりである。

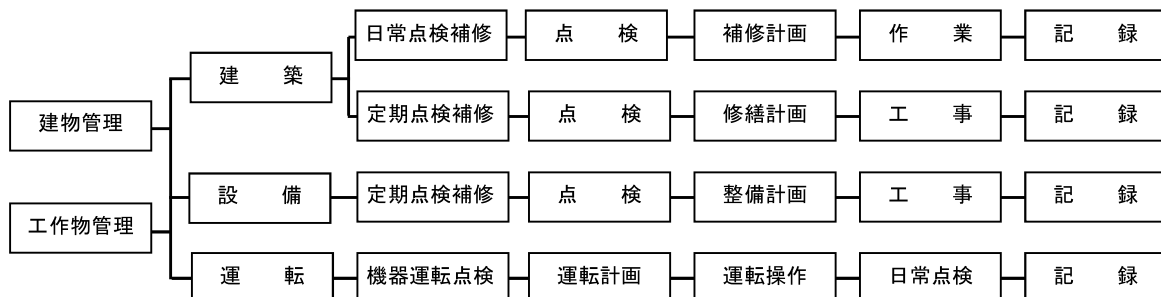


図 5.3-1 施設管理作業の手順

全体計画図

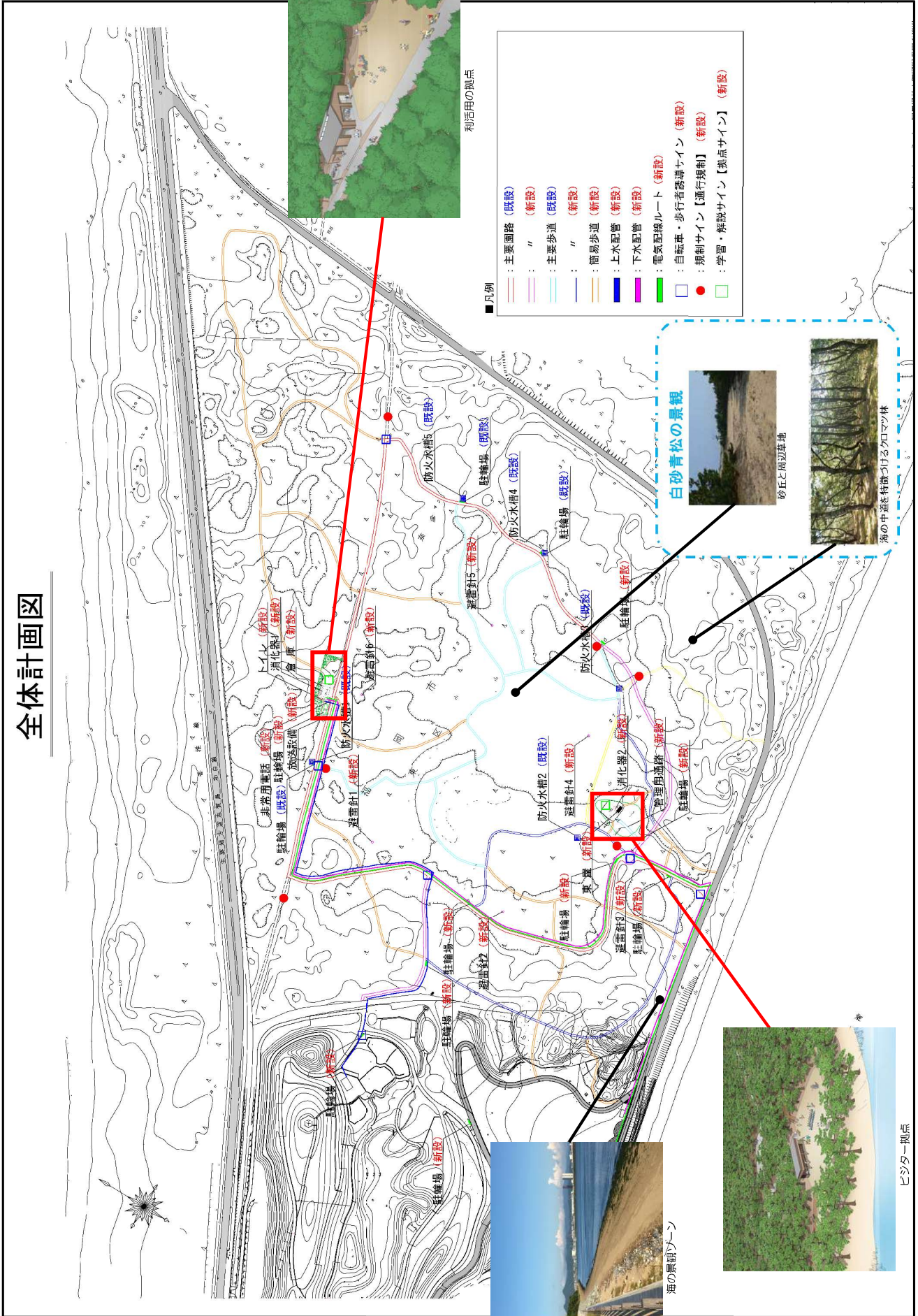


図 6.3-2 施設配置図

6.3.2. 建物管理

(1) 管理の基本方針

森の池エリア内の建物は、来園者が利用する施設として利活用の拠点に倉庫とトイレ、ビジター拠点に東屋がある。建物の管理にあたってはすべての建物利用者が安全かつ快適に過ごせるよう適正な維持管理を実施する。

(2) 管理目標

建物管理の管理目標を以下のように設定し、当公園の他エリアと同様水準のサービスレベルを確保する。

建物管理目標	
●	予防保全(点検、手入れ等)を、決められた手順により適切かつ計画的に行うことで、建物の劣化損傷を未然に防止する。
●	事後保全(損傷補修等)を決められた手順により適切かつ迅速に行うことで、耐久力、機能、美観をすみやかに回復させる。

(3) 管理水準

1) 予防保全の作業方針

予防保全作業は、次に示す作業項目と管理水準の目安を踏まえて、作業計画を作成し、点検基準、清掃要領等に基づき実施するものとする。なお、日常点検、定期点検の結果に応じて補修計画(短期および長期計画)を作成し、計画的に管理する。

表 6.3-3 予防保全の作業目安

作業項目		管理水準の目安
点 検	日常点検	日常の巡視、観察において、もしくは清掃業務と並行して状態を確認する。
	定期点検	年1回～月1回を目安に定期的に点検し、安全性、快適性、機能性を確認する。
清 掃	日常清掃	基本的に開園日は毎日実施する。
	特別清掃	作業内容に応じて実施する。
器具の取替え	諸施設の器具取替	利用状況および施設の耐用サイクルに応じて適宜実施する。

2) 事後保全の作業方針

事後保全作業は次に示す作業項目と管理水準の目安を踏まえて、経済的条件等も考慮しながら、適切な管理作業により対応するものとする。

表 6.3-4 事後保全の作業目安

作業項目	管理水準の目安
臨時点検	<ul style="list-style-type: none"> ・日常点検で異常が発見され、補修方法の決定のために詳細な状態を点検する場合。 ・台風や大雨など災害の影響等により損傷の発生が予想され、その予防のために補強等が必要とされる場合。
補 修	<ul style="list-style-type: none"> ・損傷の状態に応じ、経済的条件、実施時期等を考慮して、補修を行う。

6.3.3. 工作物管理

(1) 管理の基本方針

森の池エリアにおける工作物管理の対象は、土木施設と小工作物に大別される。土木施設は部分的に補修を繰り返し、耐用限度になった時点で全面的に改修する。小工作物は、同様の管理内容と併せて、利用状況に応じた補充や移設、取替え等の作業を行う。

工作物の損傷は、利用と管理の双方に不都合を生じ安全性にも課題を生じるため、建物管理と同様、計画的な手入れによって劣化損傷を防ぐ予防保全と、損傷に対して補修・取替えを行い安全性や快適性を回復させる事後保全を適切に実施し、工作物の機能を維持していく。

特に利用者サービスの観点から、休憩施設(夏期の日除け、冬期の風除け等)、案内施設の増設(サイン、放送設備等)、多客時の施設補充等、運営面と合わせて対処を検討していく。

(2) 管理目標

工作物管理の管理目標を以下のように設定し、当公園の既開園エリアと同様水準のサービスレベルを確保する。

工作物管理目標	
●	予防保全(点検、手入れ等)を、決められた手順により適切かつ計画的に行うことで、建物の劣化損傷を未然に防止する。
●	事後保全(損傷補修等)を決められた手順により適切かつ迅速に行うことで、耐久力、機能、美観をすみやかに回復させる。
●	多客時には休憩施設、案内施設等の補充を運営面と合わせて柔軟に対処し、利用者サービスに努める。

(3) 管理水準

1) 予防保全の作業方針

予防保全作業は、次に示す作業項目と管理水準の目安を踏まえて作業計画を定め、既開園エリアで使用しているチェックリスト、異常発生時の対応、処理の方法等を含んだ点検要領等を改定し、これに基づき実施するものとする。

表 6.3-5 予防保全の作業目安

作業項目		管理水準の目安
点 検	日常点検	・日常の巡視、観察において、もしくは清掃業務と並行して状態を確認する。
	定期点検	・年1回～月1回を目安に定期的に点検し、安全性、快適性、機能性を確認する。
清 掃	日常清掃	・園内一般清掃と合わせて、園路の清掃を行う。
	定期清掃	・案内板、舗装面等の汚れの清掃を行う。
	特別清掃	・作業内容に応じて実施する。
塗 装	美観の維持、防錆、防錆	・日常の巡視、観察等により、必要と認められる場合は実施する。
器具の取替え	諸施設の器具取替え	・利用状況及び諸施設の耐用サイクルに応じて適宜実施する。

2) 事後保全の作業方針

事後保全作業は、次に示す作業項目と管理水準の目安を踏まえて、経済的条件等も考慮しながら、適切な管理作業により対応するものとする。

表 6.3-6 事後保全の作業目安

作業項目	管理水準の目安
臨時点検	<ul style="list-style-type: none">・日常点検で異常が発見され、補修方法の決定のために詳細な状態を点検する場合。・台風や大雨など災害の影響等により損傷の発生が予想され、その予防のために補強等が必要とされる場合。・「幻の池」の出現時に水没箇所があった場合、事後の確認点検を行う。
補修	<ul style="list-style-type: none">・損傷の状態に応じ、経済的条件、実施時期等を考慮して補修を行う。

6.3.4. 設備管理

(1) 管理の基本方針

設備管理は、設備機器自体の保全とともに、適正な運転がなされることが重要である。そのための各種点検や検査、測定、記録が必要である。

また、このような設備の管理に関しては、安全上、防災上、衛生上の設置、管理基準が法令に定められているため、それに基づいた点検、運転、管理を的確に実施し、機能の維持を図るものとする。

(2) 管理目標

設備管理の管理目標を以下のように設定し、当公園の既開園エリアと同様の管理水準を維持する。

設備管理目標	
●	点検、検査、測定、記録を、決められた手順により適切かつ計画的に行うことで、設備機器の運転を適正に保つ。

(3) 各設備の管理内容

1) 給水設備管理

①給水設備概要 ←点検頻度

表 6.3-7 給水設備の概要

区分	仕様
仕切弁	φ 50mm 用:2 個(トイレ用) φ 20mm 用:2 個(水飲み用) 仕切弁ボックス:4 個
上水給水管	φ 50mm、φ 20mm

※設計内容に準じて変更する

(給水設備)

- ・上水の給水管は、環境共生の森の既設給水管より分岐させる。

2) 管理内容と管理水準

給水設備の管理作業は、次に示す作業項目と管理水準の目安を踏まえて作業計画を作成し、点検基準に基づき実施するものとする。なお、日常点検、定期点検の結果に応じて修繕計画を作成し、計画的に管理する。

表 6.3-8 給水設備の管理内容と管理水準 ←点検頻度

区分	管理作業	管理水準
上水給水管	漏水、破損等の定期的な点検及び補修	巡回

3) 汚水排水設備管理

①汚水排水設備概要

表 6.3-9 汚水排水設備の概要

区分	仕様
汚水圧送ポンプ設備	点検口、ポンプ制御盤
汚水管	下水道用ポリエチレン管 φ75mm←設計内容に準じて変更する

(汚水系統)

- ・汚水排水は、既存の汚水排水系統へ放流する。
- ・周辺地形及び放流先の条件から、ポンプ圧送方式とする。

②管理内容と管理水準

汚水処理能力を常に基準値以上を維持するため、排水圧ポンプや配水管の性能を正常に保つように管理する。汚水設備の管理作業は、次に示す作業項目と管理水準の目安を踏まえて作業計画を作成し実施するものとする。なお、日常点検の結果に応じて修繕計画を作成し、計画的に管理する。

表 6.3-10 汚水排水設備の管理内容と管理水準

区分	仕様・規模	管理作業	管理水準
汚水圧送ポンプ設備	点検口、ポンプ制御盤	漏水、腐食、破損、つまり等の定期的な点検及び補修	巡回
汚水管	下水道用ポリエチレン管 φ75mm	漏水、破損等の定期的な点検及び補修	巡回

4) 電気設備等管理

電気設備等の管理は、設備機能の維持及び故障の発生防止、修理、効率的な運用等を目的とする。電気設備による感電、火災、傷害等の事故防止にも重要な目的である。

電気設備の管理に関しては、電気事業法等の技術基準に基づいた点検、運転、管理を的確に実施し、機能の維持を図るものとする。

①電気設備概要

【利活用の拠点】

表 6.3-11 電気設備概要（利活用の拠点）

施設名称	名称	設置台数
トイレ	電灯 Hf32W×2	3
	コンセント	1
	オストメイト	1
	上水搬送ポンプ	1
	下水搬送ポンプ	1
コンセント盤	イベント用コンセント盤	1
緊急電話	緊急電話機	1
放送設備	スピーカー	1
照明設備(LED)	照明(屋外)	4

【ビジター拠点】

表 6.3-12 電気設備概要（ビジター拠点）

施設名称	名称	設置台数
コンセント盤	イベント用コンセント盤	1
照明設備(LED)	照明(屋外)	2

【その他施設】

表 6.3-13 電気設備の概要（その他施設）

施設名称	名称	設置台数
防雷設備	避雷針	6

(受電・配電)

・既設受電設備から当該箇所へ配電する。

(配管)

・電気系統は FEP 管により埋設配管する。

②管理内容と管理水準

電気設備の基盤となる配線設備の管理内容を次表に示す。

表 6.3-14 電気設備の管理内容

設備・機器	管理の内容
配線設備	定期点検、絶縁抵抗測定、修理

- ・電気工作物の技術基準に定めるところに従い、常に維持すること
 - ・電気工作物の工事、維持および運用の監督を行わせるため主任技術者を専任すること
 - ・電気工作物の保安確保のため、保安基準を作成し届け出ること
- * (電気事業法第74条他)

表 6.3-15 電気設備等の管理内容と管理水準（利活用の拠点）

施設名称	名称	設置台数	管理作業	管理水準
トイレ	電灯 Hf32W×2	3	定期点検 巡回点検	年1回 毎日
	コンセント	1		
	オストメイト	1		
	上水搬送ポンプ	1	定期点検	年1回
	下水搬送ポンプ	1	巡回点検	年1回
コンセント盤	イベント用コンセント盤	1	定期点検 巡回点検	年1回 毎日
緊急電話	緊急電話機	1	定期点検 巡回点検	年1回 毎日
放送設備	スピーカー	1	定期点検 巡回点検	年1回 毎日
照明設備 (LED)	照明	4	定期点検 巡回点検	年1回 毎日

表 6.3-16 電気設備等の管理内容と管理水準（ビジター拠点）

施設名称	名称	設置台数	管理作業	管理水準
コンセント盤	イベント用コンセント盤	1	定期点検 巡回点検	年1回 毎日
照明設備 (LED)	照明	2	定期点検 巡回点検	年1回 毎日

表 6.3-17 電気設備等の管理内容と管理水準（その他施設）

施設名称	名称	設置台数	管理作業	管理水準
防雷設備	避雷針	6	定期点検 巡回点検	年1回 毎日

③点検項目

受変電設備:配電盤監視、電圧力率調整、故障・事故などの修理・復旧、定期点検、巡回点検各計器検針及び記録、試験及び測定

配線設備:定期点検、絶縁抵抗測定、修理

表 6.3-18 電気設備等の任意点検項目 (定期点検)

施設名	内容	回数	根拠
照明設備	設備の総点検	年1回	
放送設備	設備の総点検	年1回	個別仕様書
電話設備	設備の総点検	年1回	
避雷針設備	設備の総点検	年1回	

6.4. 清掃管理

6.4.1. 管理作業の基本事項

(1) 管理作業の基本方針

森の池エリアの施設については、常に清潔を保ち、快適な環境を保持する必要があり、森の池エリアの利用状況に適切に対応するため、作業内容、作業場所等について十分に検討するとともに、実施時期の調整を行う。

清掃は、施設の利用環境の快適性を維持向上させるために、日常的・定期的に清掃を実施する。また、施設の清潔さを保つことのほかに、材料の劣化原因を取り除く、腐食の進行を遅らせる、性能を維持する等の重要な役割を持っていることに留意して清掃を行う。

(2) 管理目標

清掃作業の管理目標を以下のように設定し、当公園の既開園エリアと同様水準のサービスレベルを確保する。

清掃管理目標

- 季節や曜日、天候条件等によって大きく変動する来園者の動向に対応したきめ細かな人員配置、清掃箇所等の計画を行う。
- 台風接近に伴う災害発生時や緊急時にも即応できる体制を確保する。

(3) 清掃対象区域

清掃の対象区域は、下表のとおりとし、エリア内に設置された施設毎に実施するものとする。

表 6.4-1 清掃対象区域

区 分	施 設(場 所)名
園路・広場等清掃	園路・広場(利活用の拠点広場・ビジター拠点広場)、駐輪場、サイン、フェンス、門扉、倉庫(利活用の拠点)、東屋(ビジター拠点)
トイレ清掃	トイレ

(4) 清掃作業の区分

適正な清掃を実施するため、必要な作業項目を次のとおり設定する。清掃作業はほぼ毎日（開園日）行う必要のある日常清掃、定期的に行う必要のある定期清掃、必要に応じ行う特別清掃に区分して実施する。

表 6.4-2 清掃作業の基本的な区分

区 分	日 常 清 掃	定 期 清 掃	特 別 清 掃
園路・広場等 清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物及び塵芥等の回収搬出 ・塵芥等の除去 ・倉庫（利活用の拠点）、東屋（ビジター拠点）等の清掃 	※清掃の頻度に関して、公園他エリアの事例を含めて、再検討が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・台風、強風等の影響による園路、広場他の清掃 ・舗装の汚れ落とし等 ・幻の池出現による園路等の清掃 ・倉庫（利活用の拠点拠点）と東屋（ビジター拠点）等、利活用イベント後の清掃
トイレ清掃	・トイレ清掃	・必要に応じて実施	—

(5) 清掃作業の水準

種別	年間スケジュール												計	頻度	備考	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
●日常清掃																
園路・広場等清掃	240h	248h	240h	248h	248h	240h	248h	240h	225h	225h	195h	248h	2598h	毎日 1人/日 7.5-8.0h /日	園内 巡回	
トイレ 清掃	30h	31h	30h	31h	31h	30h	31h	30h	30h	30h	26h	31h	361h	毎日 1人/日 (0.5h×2 回/日)	1箇所	
●特別清掃																
清掃 (台風等)						2回	2回						4回	4回/年	4人/回	

・園地・広場清掃は、海の中道海浜公園の既供用エリアにおいて、毎日 7.5 もしくは 8.0 時間で、平日、土日、繁忙日の状況に合わせて 5～15 名体制にて実施している。森の池エリアでは、平日、土日の利用の差が大きくないと考え、土日平日に関わらず配置される清掃員を1名増加として考える。

・3～11月：8:00～17:00(1h休憩) 8.0 時間 1人工

・12～2月：8:00～16:30(1h休憩) 7.5 時間 1人工

・トイレ清掃は、毎日、土日平日に関わらず、トイレ1か所について清掃員 1 名が 0.5 時間を1日2回実施することとする。人工としては、0.125 人/日。

6.4.2. 作業区分別留意点

(1) 園路・広場等清掃

【園路、駐輪場、拠点広場】

・清掃対象区域のゴミは拾い残しのないよう回収し、常に施設の清潔さ、快適さを維持する。デッキは定期的に床面の掃き清掃を行う。特に秋季にデッキ上にたまる落葉等は、雨天後滑って転倒する原因にもあるため頻度を密にして清掃する。

・ゴミ箱は、基本的に屋外には配置しない。

・屋内にゴミ箱を配置する場合、可燃物、不燃物の分別型を設置して、利用者に対し分別を徹底するよう指導する。

・屋内で発生したゴミは、公園内の管理バックヤードの所定の位置に集積する。

【休息所(倉庫:利活用の拠点、東屋:ビジター拠点)、サイン、フェンス、門扉、ゲート】

・東屋に設置するテーブル、イス、サイン等の利用者サービスの根幹を支える工作物は、快適に利用できるよう定期的に拭き清掃を行う。

(2) トイレ清掃

・トイレは、便器及び床の清掃、拭き清掃等を毎日行い、清潔さ、快適さを維持する。

・汚れ、いたずら等による落書きの除去、清掃を必要に応じて実施する。

6.5. 利用案内・指導

6.5.1. 利用案内・指導の目標

利用案内・指導は、供用施設の適切な利用を促すための案内・指導や、利用プログラムなどの各種レクリエーション活動に対する案内・指導を行います。

6.5.2. 利用案内・指導の種類

利用案内・指導の業務は、大別すると次に示すとおり、公園及び公園施設等の利用案内、レクリエーション活動に対する案内・指導及びプログラムの提供の2業務に区別されます。

表 5.5-1 利用案内・指導の種類

業務の区分	業務内容
公園及び公園施設等の案内・指導	公園施設、行催事等に関する案内・相談
	「行為の禁止等に関する取扱い要領」等に基づく利用者指導・案内
レクリエーション活動の案内・指導・提供	公園が用意するサービス(全体利用、イベント催事等)の受付・相談等
	マラソン大会など利用者が持ち込むイベント・催事等の受付・相談等

6.5.3. 運営内容

(1) 公園施設、行催事等に関する案内・相談

1) 多目的運動場・受付窓口における利用案内・指導

光と風の広場口等において、次に示すような施設や行催事等に関する情報を提供し、快適かつ適正な公園利用を促進します。

例) ・公園施設の案内(施設の位置、内容、利用申込み方法等)

・イベントやプログラムの案内(開催日時、場所、内容、参加方法等)

2) 繁忙時における入口での利用案内・指導

来園者が迷うことなく来園目的を達成できるよう入口部分での案内板、規則板等サイン掲示、さらには係員の直接対応により、公園施設、行催事等に関する案内、相談等を行います。

6.6. 安全管理（巡視）

6.6.1. 安全管理の目標

安全管理は、公園及び公園施設の利用による不慮の事故を未然に防ぎ、また、事故が発生した場合に適切な処置を施すとともに、適正な公園利用を指導、促進し、公園利用者の安全を確保するために行います。

6.6.2. 安全管理の種類

安全管理は、大別すると、「1. 園内の巡視」、「2. 緊急時への対応」、「3. 入園車輛の取扱い」に区分できます。

表 5.6-1 安全管理の業務区分

業務の区分		業務内容
園内の巡視	維持状況の調査点検	建物、工作物、植栽等の維持、清掃の状況
	利用者指導	危険区域の立ち入り、危険行為の制止等
	緊急時の迅速な措置	事故等発生時の連絡、救護等
	その他	その他安全確保、施設維持等に必要な事項
緊急時への対応	負傷者・病人への対応	怪我人、迷子等が発生した場合の救護捜索
	災害等発生時の対応	震災、火災発生など緊急時の連絡、避難誘導等
入園車輛の取扱い	車輛入園許可証の発行	工事、業務等による車輛入園者の許可申請
	車輛進入ルートの指導	工事、業務等による車輛入園者の進路規制

6.6.3. 安全管理の基本的考え方

- ・チェックリスト等による異常箇所の早期発見・改善による事故の未然防止の徹底
- ・利用動向に応じた巡視・警備、案内サービスを実施し公園施設等の安全な利用を推進
- ・「安全講習会」等の開催による管理作業時におけるお客様への安全確保の徹底
- ・「車両通行規則」等に基づく公園内通行車両の安全運転の徹底
- ・マニュアルに基づく、労働安全衛生の確保

6.6.4. 管理内容

(1) 巡視・会日による安全管理

1) 巡視する事項

巡視は、前記のとおり、施設の維持状況の調査点検、利用者指導、緊急時における迅速な措置等を実施するために行うものである。このうち、維持状況の調査点検は施設管理と併せて行うものであるため、業務の実施にあたっては、原則として次表に示す内容を踏まえつつ、要所について巡視を行う。

巡視作業項目
<ul style="list-style-type: none"> ◆開園、閉園時における開錠、施錠 ◆行為の禁止、許可事項、持込物品等に係る利用者指導 ◆利用者の危険個所への立入り及び危険な行為に対する制止及び安全指導 <ul style="list-style-type: none"> ◆事故・負傷者・病人・迷子等を発見した場合の適切な処置と報告 ◆災害の発生を認知した場合の迅速な報告と小規模な場合の応急処置 ◆拾得物を発見した場合の処置 ◆不審物を発見した場合の処置 ◆植物及び施設又は清掃状況等の点検と報告 <ul style="list-style-type: none"> (i) 木本、草本の生育状況及び修景施設の異常の有無 (ii) 園路(デッキも含む)、広場、その他構造物等の異常の有無 (iii) 門扉、サイン、休憩所(倉庫:利活用の拠点、東屋:ビジター拠点)、トイレ等の異常の有無 (iv) 放送、給排水設備等々の異常の有無 (v) 清掃の状況 ◆閉園前の放置車両の有無の確認及び処置と報告

(2) 巡視業務の分類

巡視業務は、次に示すとおり、通常の巡視、時間外巡視、囲障巡視の3業務に分類される。

表 6.6-2 巡視業務の分類と内容

巡視業務分類	各巡視業務の内容
巡視	入園者の安全性確保と公園施設の機能維持の効果的・効率的な実施、災害・事故等の不測の事態に備えて緊急の措置
時間外巡視	開園日の閉門後、不法入園者の取締り、事故・災害の予防並びに施設の破損及び盗難防止等の措置
囲障巡視	公園敷地と敷地外、開園区域と未開園区域等における囲障の柵、仮柵、仮設ゲート等の維持状況の点検及び簡易な修繕

(3) 巡視業務の体制

巡視業務の実施については、「巡視計画書」を定め、これに基づき公園施設の現状及び利用状況を調査点検し、報告及び安全指導、救護等の適切な措置をとるものとする。

なお、開園時間中の巡視においては、適宜、入園管理や案内、整理等の業務も併せて行うものとする。

6.7. 事故、災害等の緊急時対応

6.7.1. 基本的な考え方

国が策定した「防災業務計画書」「BCPマニュアル」に沿った措置の徹底をはかるとともに、管理受託者が別途定める「危機管理マニュアル」等に沿った対応を行います。

防災に関しては国の「防災業務計画書」に従い、地震（津波）、風水害、水質（油流出）を対象とします。その他、来園者の危険を伴う緊急時として、襲雷時、強風時、新型インフルエンザ等の流行時が対象とします。

6.7.2. 想定される役割

災害・事故等の緊急事案発生時に想定される役割は主として下記の対応が考えられ、的確に対応するよう日常より準備・教育・訓練等を実施する必要があります。

- ・被災者の救助、災害状況の把握、2次災害の防止等、発生からの的確な初動対応
- ・公園関係機関との連絡支援体制の確保及び連絡・調整
- ・スタッフ等の安全確保、健康管理
- ・災害・事故等に対する発生予防措置

6.7.3. 対応の内容

(1) 発生からの初動対応

- ・応急手当や救急要請、避難誘導を、迅速かつ適切に行う。
- ・危険箇所への立入禁止、施設の使用中止措置を速やかに実施し、2次災害を防止する。

(2) 事故・災害発生時の応援・協力体制の確保

・本公園において発生する災害・事故等の緊急事案については、関係機関と一体となった連絡体制、応援・支援体制を確保する。

(3) スタッフに対する安全確保

・災害後に必要な生活用品の確保、生活対策用施設や機材の整備、スタッフ及び家族の安否確認や連絡体制の確保をはかる。

(4) 災害・事故の予防措置

- ・管理受託者が別途定めた管理マニュアルに基づき、日常から公園施設や諸機材の点検、安全教育・訓練、適切な利用者指導等を行う。
- ・防災訓練、緊急救急研修等を実施する。
- ・緊急避難経路や避難場所、緊急車両等進入場所を告知、指定する。
- ・お客様の安全を阻害する災害関連情報を収集、発信する。

6.8. 広報・行催事

6.8.1. 広報・行催事の目的

広報及び行催事の主たる目的は、森の池エリアの利用促進であり、そのための基本的な方針として、以下の3点を挙げることができる。

- ・公園の認知度向上
- ・地域交流
- ・社会的ニーズに対応

上記の方針は、相互に密接につながっており、また、関連づけることによって相乗効果を上げるものであり、切り離して考えられるものではない。

6.8.2. 利用促進の意義

行催事及び広報の意義は、以下の通りであり、それぞれが目的につながっている。

(1) **森の池エリアのアイデンティティやイメージを伝える。**

森の池エリアの基本理念・基本構想を伝え、森の池エリアのイメージを明確にするとともに、さらなるイメージアップにつなげ、PRを行う。

(2) **誘致効果を持たせる。**

広域的な誘致効果を持たせ、新規来園者を見込むとともにリピーターを確保する。

(3) **公園の存在意義を確立する。**

地域との連携・交流を図り、地域における公園の存在意義を確立させる。

(4) **地域振興に貢献する。**

地域の歴史、文化の継承と産業の発展に貢献する。

(5) **緑化推進や環境保全に寄与する。**

市民参加活動の誘発に寄与する。

6.8.3. 国営公園が行うべき広報・行催事

森の池エリアにおいて開催する行催事は、「国営公園にふさわしい」という観点に留意しながら、下記のような視点で企画・立案すべきである。

(1) 広報

1) 公共事業としての位置付け

- ・公園事業は、社会資本整備の一環であり、公園管理は社会貢献活動とも捉えられる。
- ・公園と市民との良好なコミュニケーション形成のため、市民に対する情報提供は重要である。
- ・公園における広報は、パブリシティ活動を基本として、広告・宣伝はそれを補完するものとして位置付ける。

2) 森の池エリアの魅力の発見と訴求

- ・広大である、多様であるなど、国営公園特有の魅力を引き出して、市民にアピールする。
- ・時節に応じた情報をタイムリーに発信する。

3) 広域で多様な市民への広報

- ・国営公園の誘致圏は広域で、利用者も老若男女と多様である。広報の対象もそれと同様に捉え、偏りがないようにする。
- ・但し、意図的かつ目的別にターゲットを選別することもある。

4) 情報公開としての広報

- ・森の池エリアの基礎データや事故の情報

(2) 行催事（イベント・利用プログラム）

1) 国営公園の特性・特徴を活かす

- ・豊かな自然環境を活用し、身近な自然環境に親しむ機会を創出
- ・大規模な樹林内のフィールドを活用
- ・利活用の拠点を活用した展示、工作等の活動

2) 利用者の多様なニーズに対応する

- ・公園利用者の森の池エリアに対するニーズの把握
- ・市民参加活動の受け入れ、誘致、育成
- ・環境学習の場の提供

3) 広域からの利用者を誘致する

- ・都道府県を越えた利用者を誘致できる大規模な行催事

4) 他の都市公園をリードし、先駆けとなる提案

- ・利用の規制緩和
- ・これまでにない新しい発想の行催事
- ・新しい活動についての実験、試行の場

5) 地域活性化に貢献する

- ・多くの利用者を誘致できる話題性のある行催事

6.8.4. 広報の実施内容

(1) 広報の方針

1) 森の池エリア認知のための広報戦略

- ・公園全体で計画し実施している広報の中に、森の池の情報を組み入れる。
- ・エリア独自の情報を発信するための仕掛けが求められる。(例: 幻の池の出現、ボランティア募集など)

2) 日常の出来事を伝える広報

- ・ホームページやニュースリリースを活用し、ボランティアの活動紹介等、日常的な出来事を伝える情報発信も必要である。

(2) 広報の実施内容

1) 日常的な広報

- ・地域のマスコミ関係団体や行政団体に対して、行催事情報等のニュースリリースや定期的な情報提供を行う。
- ・活動紹介や行催事等の告知を行うために、ホームページを始めとする電子媒体を活用した情報発信を行う。

2) ターゲットを絞った重点的な広報

- ・マラソン大会誘致: 市内の小中学校、幼稚園への案内送付、直接訪問等を行う。
- ・CSR活動の誘致: 関心のありそうな団体企業の訪問を行う。

(3) 開園告知

- ・開園までの期間に、エリア内に関するトピックについてニュースリリースやホームページでの情報発信
- ・チラシ作成と配布による開園記念イベントの告知(必要があれば、有料広告、新聞折込等も検討)

(4) 広報媒体

森の池エリアの開園後に、専用マップ等を作成するのではなく、既存の公園ガイドをベースに追加修正し、現地に案内サインを設置します。なお、森の池エリアの開園に伴い、広報物及び配布物において修正が必要なものについては、以下のとおりです。

表 5.8-1 広報媒体と修正点

媒体名	主な用途	修正点
公園ガイド（園内配布用） 日本語版	<ul style="list-style-type: none"> ・園内案内のマップ ・来園者にゲートで配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・森の池エリアの部分を追加したマップデータの新規書き起し ・エリア紹介の追記
公園ガイド（園外配置用） 日本語版	<ul style="list-style-type: none"> ・関係施設、観光案内所等に配置 	
公園ガイド（園内配布用） 外国語版 （英語、中国語、韓国語）	<ul style="list-style-type: none"> ・園内案内のマップ ・来園者にゲートで配布 ・関係機関、施設に配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・森の池エリアの部分を追加したマップデータの新規書き起し ・エリア紹介の追記 ・追記事項の翻訳
公園ガイド（園外配置用） 外国語版 （英語、中国語、韓国語）	<ul style="list-style-type: none"> ・関係施設、観光案内所等に配置 	
ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・WEB上で、公園利用情報の公開 	<ul style="list-style-type: none"> ・森の池エリアの部分を追加したマップデータの新規書き起し ・「遊び」、「体験・学び」の情報の追記 ・追記事項の翻訳

6.8.5. 行催事の実施内容

(1) 行催事の方針

森の池エリアにおける利用促進を目的として、主催もしくは外部からの持込みにより行催事(イベント・利用プログラム)を来園者に提供する必要がある。ボランティアとの協働により日常的な利用が可能なプログラムは、公園側が準備して提供することとする。大規模なイベント等については、持込みの誘致を主体とし、エリアの特性を活かした、スポーツ、アート、松林保全等を目的とする企画・実施が想定される。

(2) 行催事の実施内容

表 6.8-2 行催事の実施内容一覧

区分	プログラム	概要
一般利用	散策	エリア内を自由に散策する。
	森林浴	樹木が発散するフィトンチッドやマイナスイオンを浴びながら心身をリラックス、リフレッシュさせる。「森林浴おすすめスポット」情報を提供する。
	ウォーキング	ウォーキングコースとして設定した周回園路他を歩く。コースの距離・所要時間についての情報を提供する。
	ジョギング	ジョギングコースとして設定した周回園路を走る。コースの距離・所要時間についての情報を提供する。
	ノルディックウォーク	園路や自由散策エリアを、ポールを使ったノルディックウォークで歩く。ポールはレンタルで提供する。
	サイクリング	サイクリングコースとして設定した周回園路を走る。コースの距離・所要時間についての情報を提供する。
	健康づくり入門講座	ノルディックウォーク、ジョギング、スローウォーキング、森林浴など、健康づくりの体験講座を開催し、エリア内の利用につなげる。
	ガイドツアー	ガイドの案内で、エリア内の観察ポイントを回る。
	セルフガイドプログラム	セルフガイドシートを持って、自分でエリア内の観察ポイントを回る。
	環境教育プログラム(個人用)	個人参加者を募集し、森の池の特性やエリア内資源を活かした環境教育プログラムを実施する。
	季節のクラフト体験	エリア内で採取できる松ぼっくり、松葉、木の実、蔓などの材料を用いて、小物などを作る。
	幻の池探検隊	幻の池出現時に、池の深さや生き物などを調べる。
	ユニバーサルプログラム	年齢、国籍、障害の有無にかかわらずエリア利用を楽しむよう、情報提供や利用支援を行うとともに、配慮したプログラムを実施する。
団体利用	ミニマラソン	学校などの団体のミニマラソン大会にコースを提供する。
	ウォークラリー	学校などの団体のウォークラリーにコースを提供する。
	環境教育プログラム(団体用)	学校などの団体を対象として、森の池の特性やエリア内資源を活かした環境教育プログラムを実施する。
持込み利用	マラソン大会	マラソン主催団体がマラソン大会を実施する場合に、森の池周辺広場などエリアの一部をコースとして利用する。
	アートイベント	福岡トリエンナーレの開催に協賛して、エリア内の一部をサテライト会場としてアート作品を展示する。
広報	幻の池情報	毎年変動がある幻の池の出現状況について、ホームページや園内掲示で情報提供する。
ボランティア活動	既存林保全活動(ボランティア)	既存林の保全のため、間伐、除伐、枝打ち、蔓除去、下草刈りなどを行う。
	野草保全育成活動	野草の保全育成のため、調査、外来種等の除去、日照調整など生育環境を整える活動を行う。
	既存林保全活動(CSR等)	学校・団体や企業のCSR活動などの要望に対応して、エリア内外のボランティア活動として受け入れる。
	企画運営活動	イベントやプログラム等の企画運営にかかわるボランティア活動

(3) 持ち込みイベントの展開例

森の池エリアで持ち込みイベントとして以下の4点を展開可能と考える。

詳細については、別添資料の「参考資料(利活用プログラムについて)」を参照。

1) スポーツイベント

- ・園路が周回コースになっている、樹林地内を快適に移動することができる等の特性を活かし、ミニマラソン、ノルディックウォーキング等のスポーツ大会の誘致に取り組む。

2) アートイベント

- ・既存の松の空間特性を活かし、樹林地をキャンバスとしたアート系イベントの誘致に取り組む。芸術系の大学との連携により制作から展示までを見せるイベント等の展開が考えられる。

3) 市民参加型イベント

- ・松林の管理作業や林床地の野草の保全等を行う活動を市民と協働により実施するイベント展開が考えられる。特に、企業の研修やCSR等で、松林保全活動の受け入れを進める。

(4) 開園記念イベントの企画・実施

- ・開園時の式典にあわせ、森の池エリアの利用イメージを伝えるために、エリアで提供するプログラムやイベントを一堂に集めた「開園記念イベント」を開催が必要であると考えられる。

6.9. 市民参加・協働

6.9.1. 方針

公園利用者に対して新しい公園利用の形態である「活動を通じて人とのふれあいを得たい」や、「自分の技能を生かしたい」という欲求に応じ、「環境共生の森」を始めとする既存エリアでは、多くのボランティアが活動している。

森の池エリアでは、更なる市民との協働体制構築ならびに、サービスの提供を目標に掲げており、市民協働による利活用プログラムを実施する。そのためには、市民との協働体制の構築に関する運営協議会(仮)を設置し、その運営を行うこととする。

6.9.2. 活動主体

森の池エリアでは、既存エリアにはない新規の活動を計画しているため、市民団体や学校、新たなボランティア等を募集することが必要である。その際は、活動の企画立案等について運営協議会で協議のうえ、実施するものとする。

また、単発のイベントに参加するプチボランティアや、企業のCSR活動や学校の研修等の活動を公園で受け入れる場合も想定される。

6.9.3. 活動支援

公園の維持管理・運営に寄与しつつ、効果的かつ円滑なボランティア活動が行われるよう、公園側が支援を行う。支援内容としては、必要物品の貸与等による「物的支援」と、活動日の連絡やボランティア同士の交流等をサポートする「人的支援」に分けて整理することができる。

(1) 物的支援

- ・入園料や駐車料金の免除
- ・帽子やジャンパー等のユニフォームの貸与
- ・作業道具やパソコン等の活動に必要な物品の貸与
- ・部屋(ボランティアルーム)の貸出し
- ・ボランティア保険等への加入手続き 等

(2) 人的支援

- ・活動に対する企画
- ・活動日程等の調整
- ・活動を休んだボランティア等への連絡
- ・知識や技術のスキルアップを目的とした研修の実施
- ・活動に対する技術的な指導
- ・準備作業や記録撮影等の活動の補助
- ・活動自体を知らせる広報の協力
- ・活動の関連で開催されるイベントに対する広報協力 等

(3) 市民協働運営協議会（仮）の運営

運営協議会の会員が、来園者に対して海の中道海浜公園の自然の素晴らしさの紹介をするとともに、それに関連する利用プログラムの提供を通じて、更なる満足度の向上に貢献する。

森の池エリアにおける協議会の主な活動内容は以下のとおり、利用プログラムの企画・実践の活動（運営補助）を中心に、松林の保全育成・管理、利用者案内等を主な活動内容として設定する。

(4) 利用プログラムの運営補助

・環境共生の森の活動の中で、森の池エリアを対象としたプログラムの運営協力

プログラム企画、ツール作成、講師、実施補助 等

- ・松林内の自然環境調査（パトロール）の補助
- ・団体利用（学校、企業、子供会等）の対応
- ・展示活動（展示場所の説明）、解説活動を通じた一般来園者対応
- ・一般的な利用案内（施設場所、イベント情報等）

(5) 松林の保全育成・管理活動

- ・松林の管理作業（落ち葉かき、下草刈等）の補助
- ・林床地に自生する植物の保全活動

(6) スキルアップ

森の池エリアでの利活用プログラムやサービスを提供する上では、会員の安全・衛生管理や来園者への利用サービスの面から習得が必要な知識や技能があり、その向上を図るための研修を公園管理(受託)者が企画して実施する。研修で学ぶ内容としては、最低限必要な研修項目(必要項目)と、それぞれの活動に合わせた専門的な研修項目(スキルアップ項目)に分けることができる。会員には、それぞれ専門的スキルを有する団体や学校等が参加していると考えられることから、互いが教え合う形が望ましい。これらの研修項目のなかで、森の池エリアが開園することにより、研修項目のなかで追加すべき内容は以下の通りである。

1) 必要項目

- ・森の池エリアの概要、運営方針

既存松林の機能、更新・育成のあり方、自然特性等について学ぶ。

- ・作業時における安全・衛生

松林の管理作業時における事故等を予防するため、刃物の扱いやヒヤリハット、熱中症やスズメバチ等の危険生物などの安全・衛生上の注意事項等について学ぶ。

2) スキルアップ項目

- ・新プログラム研修

松林や幻の池等、森の池エリアの自然特性に応じた利用プログラムの企画・立案及び実践について学ぶ。

- ・松林管理

松林の管理作業、野草の保全育成方法等について理論と実践を交えて学ぶ。

都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）

※「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案)」(平成 29 年 9 月、国土交通省)については、下記 URL を参照のこと。

http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/ko_shisaku/kobetsu/tenken.html

異動報告書

別添35

10月末現在

異動内容					飼育頭数			
月日	分類	動物名	増減	異動原因	オス	メス	不明	合計
平成30年4月9日	哺乳	ポリビアリスザル	メス-1	死亡	49	66	0	115
平成30年4月10日	哺乳	ポリビアリスザル	オス-1	死亡	49	66	0	115
平成30年4月15日	鳥	オシドリ	オス-1	死亡	0	0	0	0
平成30年4月24日	鳥	エジプトガン	不明-1	死亡	0	1	8	9
平成30年5月8日	哺乳	ポリビアリスザル	オス-1	死亡	45	66	0	111
平成30年5月10日	哺乳	ポリビアリスザル	オス-1	死亡	45	66	0	111
平成30年5月16日	哺乳	ポリビアリスザル	オス-2	死亡	45	66	0	111
平成30年5月9日	鳥	ホロホロチョウ	不明-1	死亡	0	0	21	21
平成30年5月15日	哺乳	ミミナガヤギ	オス-1	死亡	0	0	0	0
平成30年2月25日	哺乳	ヒツジ	オス+1 メス+1	繁殖	2	9	0	11
平成30年6月10日	鳥	インドクジャク	不明-1	死亡	1	5	3	9
平成30年6月22日	哺乳	ポリビアリスザル	オス-2	搬出	43	63	0	106
平成30年6月22日	哺乳	ポリビアリスザル	メス-3	搬出	43	63	0	106
平成30年6月22日	哺乳	ラマ	オス+1	搬入	3	7	0	10
平成30年7月1日	哺乳	ポリビアリスザル	オス-1	死亡	41	63	0	104
平成30年7月23日	哺乳	ポリビアリスザル	オス-1	死亡	41	63	0	104
平成30年7月1日	鳥	チリフラミンゴ	不明-1	死亡	3	0	18	21
平成30年7月25日	鳥	ヨーロッパフラミンゴ	不明-1	死亡	6	5	16	27
平成30年7月26日	哺乳	シバヤギ	オス-1	死亡	0	0	0	0
平成30年4月4日	哺乳	フサオマキザル	不明+1	繁殖	8	11	1	20
平成30年4月24日	哺乳	トカラヤギ	オス+1	繁殖	6	3	0	9
平成30年8月7日	哺乳	ベトナムポットベリー	メス-1	死亡	0	2	0	2
平成30年8月14日	哺乳	ポリビアリスザル	オス-1	死亡	40	63	0	103
平成30年5月12日	哺乳	シェットランドポニー	オス+1	繁殖	4	3	0	7
平成30年5月20日	哺乳	マーラ	不明+1	繁殖	12	9	1	22
平成30年5月21日	哺乳	フサオマキザル	不明+1	繁殖	8	11	2	21
平成30年5月27日	鳥	アカツクシガモ	不明+1	繁殖	1	3	1	5
平成30年5月27日	鳥	コブハクチョウ	不明+5	繁殖	0	1	7	8
平成30年5月31日	哺乳	プレーリードッグ	不明+10	繁殖	7	8	10	25
平成30年9月11日	哺乳	マーラ	メス-1	死亡	12	8	1	21
平成30年10月24日	鳥	オシドリ	オス+10 メス+10	譲渡	10	10	0	20
平成30年10月26日	鳥	オシドリ	メス-1	死亡	10	9	0	19
平成30年10月31日	哺乳	マーラ	不明-1 オス+1	性別確認	13	8	0	21

分類	動物名	頭数(前月)			繁殖・受入			死亡・搬出			頭数(今月末)			摘要						
		オス	メス	不明	計	オス	メス	不明	計	オス	メス	不明	計							
高尾	ウマ	哺乳類	154	192	14	360	1	0	0	1	1	2	1	4	154	190	13	357	未登録(哺乳類)	
		アガノアガ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		アガノアガ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		アガノアガ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		アガノアガ	4	3	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	3	0	7	0
		アガノアガ	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	0
		アガノアガ	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
		アガノアガ	1	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	3	0
		アガノアガ	2	9	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	9	0	11	0
		アガノアガ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
霊長	オマキザル	哺乳類	2	5	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5	1	8	0	
		アガノアガ	8	11	2	21	0	0	0	0	0	0	0	0	8	11	2	21	0	
		アガノアガ	40	63	0	103	0	0	0	0	0	0	0	0	40	63	0	103	0	
		アガノアガ	22	16	0	38	0	0	0	0	0	0	2	0	22	14	0	36	0	
		アガノアガ	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		アガノアガ	2	5	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5	0	7	0	
		アガノアガ	12	8	1	21	1	1	0	1	1	1	13	8	0	21	8	0	21	0
		アガノアガ	39	33	0	72	0	0	0	0	1	0	0	0	1	38	33	0	71	0
		アガノアガ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		アガノアガ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ウサギ	ウサギ	哺乳類	22	16	0	38	0	0	0	0	0	2	0	2	22	14	0	36	0	
		アガノアガ	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		アガノアガ	2	5	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5	0	7	0	
		アガノアガ	12	8	1	21	1	1	0	1	1	13	8	0	21	8	0	21	0	
		アガノアガ	39	33	0	72	0	0	0	0	1	0	0	0	1	38	33	0	71	0
		アガノアガ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		アガノアガ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		アガノアガ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		アガノアガ	7	8	10	25	0	0	0	0	0	0	0	0	7	8	0	25	0	
		アガノアガ	4	14	0	18	0	0	0	0	0	0	0	0	4	14	0	18	0	
有袋	カガルー	哺乳類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		アガノアガ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		アガノアガ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		アガノアガ	25	26	90	141	10	10	0	20	0	1	0	0	1	35	35	90	160	未登録(鳥類)
		アガノアガ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		アガノアガ	0	2	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		アガノアガ	0	1	8	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		アガノアガ	2	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	3	0
		アガノアガ	0	0	0	0	10	10	0	20	0	1	0	0	1	10	9	0	19	0
		アガノアガ	1	3	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	1	5	0	
食虫	カガルー	哺乳類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		アガノアガ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		アガノアガ	0	1	7	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		アガノアガ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		アガノアガ	6	0	12	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	12	18	0
		アガノアガ	3	0	18	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	18	21	0
		アガノアガ	6	5	16	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	5	16	27	0
		アガノアガ	1	5	3	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	3	9	0
		アガノアガ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		カメ	カメ	哺乳類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アガノアガ	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アガノアガ	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アガノアガ	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アガノアガ	3			1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	4	0
アガノアガ	1			0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
アガノアガ	0			2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
アガノアガ	1			0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
アガノアガ	2			2	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	4	0
アガノアガ	5			3	12	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	3	12	20	未登録(爬虫類)
オウム	オウム	哺乳類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		アガノアガ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		アガノアガ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		アガノアガ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		アガノアガ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		アガノアガ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		アガノアガ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		アガノアガ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		アガノアガ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		アガノアガ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	合計	哺乳類	184	221	116	521	11	10	0	21	1	3	1	5	194	228	115	537	未登録(鳥類)	
		アガノアガ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		アガノアガ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		アガノアガ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		アガノアガ	3	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	4	0
		アガノアガ	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
		アガノアガ	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
		アガノアガ	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
		アガノアガ	2	2	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	4	0
		アガノアガ	5	3	12	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	3	12	20	未登録(爬虫類)

(例)

(番 号)
平成 年 月 日海の中道海浜公園管理者
国土交通省九州地方整備局
局長 殿申請者 住所
氏名 (企業等の団体名)
(代表者名) 印

都市公園設置管理許可申請書

都市公園法第5条2項の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 設置の目的	海の中道海浜公園において、自動販売機(清涼飲料水等)を設置し、公園利用者の利便の向上と公園の魅力の向上を図るため。	
2. 設置の期間	自)平成〇年〇月〇日 至)平成〇年〇月〇日 (〇年間)	
3. 設置の場所	別図 - のとおり	
4. 設置施設の構造	別紙 - のとおり	
5. 設置施設の外観	色彩	白
	規模	別図 - 及び別紙面積計算書のとおり
	その他	前面に海の中道海浜公園のロゴを挿入 屋外に設置するものについては、夜間、防犯シャッターに格納する。
6. 設置施設の管理の方法	別添管理運営要領及び安全衛生計画書を遵守する	
7. 工事(作業)の実施方法	トラックにより搬入し、人力により設置する。 設置面の平坦性・水準性を確認の上設置する。 作業の実施にあたっては、十分に国土交通省と調整を図る。	
8. 工事(作業)の着手及び完了の時期	作業着手時期 平成 年 月 日 作業完了時期 平成 年 月 日 作業中は、公園利用者の快適な利用の妨げにならないよう十分な配慮をおこなう。	
9. 都市公園の復旧の方法	原形復旧を基本とし、公園管理者の指示に従う。	
10. その他参考となるべき事項	販売品目及び価格については、別紙 - のとおり	

(例)

(番 号)

平成 年 月 日

海の中道海浜公園管理者
国土交通省九州地方整備局
局長 殿

申請者 住所
氏名 (企業等の団体名)
(代表者名) 印

都市公園設置管理許可申請書

都市公園法第5条2項の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 管理の目的	海の中道海浜公園の便益施設(駐車場)を収益施設として運営するため。
2. 管理の期間	自)平成〇年〇月〇日 至)平成〇年〇月〇日 (〇年間)
3. 管理の場所	別図 - 及び面積計算書のとおり
4. 管理の方法	別添管理運営要領及び安全衛生計画書を遵守する
5. その他参考となるべき事項	施設利用料金については、別紙 - のとおり

臨時物販施設等一覧

別添37

【平成28年度】

開催事名	期間	場所	占用物件	数量	備考
フラワーピクニック2016	4/1 ~ 5/8	動物の森レストハウス前	簡易テント	1	
	4/1 ~ 5/8		移動販売車	1	
	4/1 ~ 5/8	子供の広場	簡易テント	1	
	4/2 ~ 5/8		移動販売車	4	
	4/1 ~ 5/8	西サイクルセンター前	簡易テント	1	
	4/2 ~ 5/8	マリン駐車場売店横	移動販売車	2	
	4/2 ~ 5/8	花時計横	簡易テント	1	
	4/2 ~ 5/8		移動販売車	1	
	4/1 ~ 5/8	西口広場	移動販売車	5	
	4/1 ~ 5/8	大芝生広場	移動販売車	4	
	4/2 ~ 5/8	西口広場	移動販売車	5	
	5/3 ~ 5/5	動物の森レストハウス	簡易テント	1	
春季繁忙期対策	4/1 ~ 5/29	ワンダーワールド内	移動販売車	1	
	4/1 ~ 5/29	ワンダーワールド内	簡易テント	3	
	4/1 ~ 5/29	ワンダーワールド内	仮設コンテナ	1	
	4/1 ~ 5/29	ワンダーワールド内	仮設遊具	1	
	4/1 ~ 6/5	ワンダーワールド内	仮設遊具	1	
	4/1 ~ 6/5	花時計横	仮設コンテナ	1	
	4/1 ~ 6/5		簡易テント	1	
Gw繁忙期対策ケータリング	5/2 ~ 5/5	大芝生広場	移動販売車	16	
グルメイベント	4/29 ~ 5/1	大芝生広場	移動販売車	21	
	4/29 ~ 5/1		仮設テント	6	
	4/29 ~ 5/1		仮設遊具	1	
うみなかばらまつり	5/14 ~ 6/5	花時計広場	簡易テント	1	
	5/14 ~ 6/5		移動販売車	1	
	5/14 ~ 6/5	バラ園	パーゴラ下	2	
	5/14 ~ 6/5		販売スペース	2	
	5/14 ~ 6/5	子供の広場	簡易テント	1	
	5/14 ~ 6/5	マリン駐車場売店横	移動販売車	1	
	5/14 ~ 6/5	西サイクルセンター前	簡易テント	1	
野外コンサート	5/14 ~ 5/15	野外劇場	簡易テント	25	
スポーツ大会	5/21 ~ 5/22	大芝生広場	簡易テント	2	
Color me rad	5/28	野外劇場	簡易テント	6	
夏期繁忙期	7/23 ~ 9/11	西口広場	移動販売車	1	
	7/23 ~ 9/11		簡易テント	1	
	7/16 ~ 9/11		簡易テント	1	
	7/23 ~ 9/11	西サイクルセンター前	簡易テント	1	
	7/16 ~ 7/31	花時計横	移動販売車	1	
	7/16 ~ 7/31		簡易テント	1	
	7/16 ~ 9/11	マリン駐車場売店横	移動販売車	1	
	8/1 ~ 9/11	海の中道駅口	移動販売車	1	
	8/1 ~ 9/11		簡易テント	1	
野外コンサート	7/23 ~ 7/24	野外劇場	簡易テント	27	
スポーツ大会	8/6 ~ 8/7	大芝生広場	簡易テント	2	
野外コンサート	8/27	野外劇場	簡易テント	22	

開催事名	期間	場所	占用物件	数量	備考
ランニングイベント	9/4 ~ 9/4	光と風の広場	移動販売車	3	
アウトドアイベント	9/24 ~ 9/25	光と風の広場	簡易テント	4	
トライアスロンフェスタ	9/17 ~ 9/18	プールゲート前	簡易テント	3	
秋季繁忙期	9/17 ~ 11/6	動物の森レストハウス前	簡易テント	1	
	9/17 ~ 11/6		移動販売車	1	
	9/17 ~ 11/6	西サイクルセンター前	簡易テント	1	
	9/17 ~ 11/6	マリン駐車場売店横	移動販売車	1	
	9/17 ~ 11/6	花時計横	簡易テント	1	
	9/17 ~ 11/6		移動販売車	1	
	9/29 ~ 11/7		仮設コンテナ	1	
	9/17 ~ 11/6	子供の広場	簡易テント	1	
	9/17 ~ 11/6		移動販売車	5	
	10/1 ~ 11/6	大芝生広場	移動販売車	9	
	10/22 ~ 10/23	大芝生広場	移動販売車	1	
	9/17 ~ 11/6	ワンダーワールド	移動販売車	1	
	9/17 ~ 11/6		簡易テント	1	
	9/17 ~ 11/6		仮設コンテナ	1	
	9/17 ~ 11/27		仮設遊具	1	
	10/15 ~ 11/6	バラ園	パーゴラ下	2	
	10/15 ~ 11/6		販売スペース	2	
10/8 ~ 10/16	大芝生広場	仮設遊具	1		
おやこフェスタ	10/15 ~ 10/16	大芝生広場	簡易テント他	37	
ウォークイベント	10/29 ~ 10/30	子供の広場	簡易テント	1	
秋季繁忙期	11/8 ~ 11/30	花時計広場	仮設コンテナ	1	
福岡県民さわやかマラソン	11/27	大芝生広場	簡易テント	5	
	11/27		移動販売車	1	
スポーツ大会	12/3 ~ 12/4	大芝生広場	簡易テント	1	
クリスマスキャンドルナイト	12/23 ~ 12/25	野外劇場	移動販売車	3	
	12/23 ~ 12/25		簡易テント	1	
	12/23 ~ 12/25	ワンダーワールド口	簡易テント	7	
リレーマラソン大会	1/22	光と風の広場	移動販売車	2	
スポーツ大会	2/5	大芝生広場	移動販売車	3	
ランニングイベント	2/12	大芝生広場	簡易テント	1	
福岡国際クロスカントリー	2/26	大芝生広場	簡易テント	3	
スイーツマラソン大会	3/5	大芝生広場	簡易テント	12	
	3/5		移動販売車	5	
第30回はるかぜマラソン大会	3/19	大芝生広場	簡易テント	12	
フラワーピクニック2017	3/25 ~ 3/26	動物の森レストハウス前	簡易テント	1	
	3/25 ~ 3/26		移動販売車	1	
	3/25 ~ 3/26	子供の広場	簡易テント	1	
	3/25 ~ 3/26	西サイクルセンター前	簡易テント	1	
	3/25 ~ 3/26	花時計横	簡易テント	1	
	3/25 ~ 3/26		移動販売車	1	
	3/25 ~ 3/31		仮設コンテナ	1	
	3/18 ~ 3/31	ワンダーワールド	仮設遊具	1	
3/25 ~ 3/26	西口広場	移動販売車	2		

臨時物販施設等一覧

【平成29年度】

開催事名	期間	場所	占用物件	数量	備考
フラワーピクニック2017	4/1 ~ 5/7	動物の森レストハウス前	簡易テント	1	
	4/1 ~ 5/7		移動販売車	1	
	4/1 ~ 5/7	子供の広場	簡易テント	1	
	4/1 ~ 5/7		移動販売車	4	
	4/1 ~ 5/7	西サイクルセンター前	簡易テント	1	
	4/15 ~ 5/7	マリン駐車場売店横	仮設コンテナ	1	
	4/1 ~ 5/7	マリン駐車場売店横	移動販売車	1	
	4/1 ~ 5/7	花時計横	簡易テント	1	
	4/1 ~ 5/7		移動販売車	1	
	4/1 ~ 5/7	西口広場	移動販売車	4	
4/1 ~ 5/7	大芝生広場	移動委販売車	4		
春季繁忙期対策	4/29 ~ 5/5	花時計広場	簡易テント	1	
	4/1 ~ 5/28	ワンダーワールド内	仮設遊具	1	
	4/1 ~ 5/7	ワンダーワールド内	仮設遊具	1	
	4/1 ~ 6/25	花時計横	仮設コンテナ	1	
	4/15 ~ 6/4		簡易テント	1	
4/28 ~ 5/7	大芝生広場	仮設遊具	1		
グルメイベント	5/3 ~ 5/7	大芝生広場	移動販売車	31	
	5/3 ~ 5/7		仮設テント	5	
うみなかばらまつり	5/13 ~ 6/4	花時計広場	簡易テント	1	
	5/13 ~ 6/4		移動販売車	1	
	5/13 ~ 6/4	バラ園	パーゴラ下	2	
	5/13 ~ 6/4		販売スペース	2	
	5/13 ~ 6/4	子供の広場	簡易テント	1	
	5/13 ~ 6/4	マリン駐車場売店横	移動販売車	1	
5/14 ~ 6/4	西サイクルセンター前	簡易テント	1		
芸術花火	5/13	パノラマ広場	移動販売車	12	
	5/13	パノラマ広場	簡易テント	4	
野外コンサート	5/20	野外劇場	簡易テント	25	
スポーツ大会	6/10 ~ 6/11	大芝生広場	簡易テント	2	
トライアスロン	7/2	光と風の広場	移動販売車	4	
	7/2	光と風の広場	簡易テント	5	
夏期繁忙期	7/1 ~ 9/30	花時計横	仮設コンテナ	1	
	7/15 ~ 9/10	西口広場	移動販売車	1	
	7/15 ~ 9/10		簡易テント	1	
	7/15 ~ 9/10		簡易テント	1	
	7/15 ~ 9/10	西サイクルセンター前	簡易テント	1	
	7/15 ~ 7/31	花時計横	移動販売車	1	
	7/15 ~ 7/31		簡易テント	1	
	7/15 ~ 9/10	マリン駐車場売店横	移動販売車	1	
	8/1 ~ 9/10	海の中道駅口	移動販売車	1	
	8/1 ~ 9/10		簡易テント	1	
8/11 ~ 8/15	マリンワールド前	移動販売車	3		
野外コンサート	7/22 ~ 7/23	野外劇場	簡易テント	38	
スポーツ大会	7/15 ~ 7/16	大芝生広場	簡易テント	2	

開催事名	期間	場所	占用物件	数量	備考
アウトドアイベント	9/23 ~ 9/24	光と風の広場	簡易テント	4	
トライアスロンフェスタ	9/17 ~ 9/18	プールゲート前	簡易テント	3	
秋季繁忙期	9/16 ~ 11/5	動物の森レストハウス前	簡易テント	1	
	9/16 ~ 11/5		移動販売車	1	
	9/16 ~ 11/5	西サイクルセンター前	簡易テント	1	
	9/30 ~ 11/5	マリン駐車場売店横	移動販売車	1	
	9/16 ~ 11/5	花時計横	簡易テント	1	
	9/16 ~ 11/5		移動販売車	1	
	10/1 ~ 11/26		仮設コンテナ	1	
	9/16 ~ 11/5	子供の広場	簡易テント	1	
	9/30 ~ 11/5		移動販売車	7	
	9/16 ~ 11/26	ワンダーワールド内	仮設遊具	1	
	10/21 ~ 11/5	バラ園	パーゴラ下	2	
	10/21 ~ 11/5		販売スペース	2	
スポーツイベント	10/1	大芝生広場	簡易テント	1	
ウォークイベント	10/7	大芝生広場	簡易テント	2.5	
おやこフェスタ&フードイベント	10/14 ~ 10/15	大芝生広場	簡易テント	23	
	10/14 ~ 10/15	大芝生広場	移動販売車	5	
ウォークイベント	10/28	西口広場	簡易テント	7	
ウォークイベント	10/29	子供の広場	簡易テント	1	
福岡県民さわやかマラソン	11/26	大芝生広場	簡易テント	4	
	11/26		移動販売車	1	
スポーツ大会	12/2 ~ 12/3	大芝生広場	簡易テント	1	
クリスマスキャンドルナイト	12/23 ~ 12/25	野外劇場	移動販売車	3	
	12/23 ~ 12/25		簡易テント	4	
	12/23 ~ 12/25	ワンダーワールド口	簡易テント	6	
福岡国際クロスカントリー	2/25	大芝生広場	簡易テント	3	
第31回はるかぜマラソン大会	3/18	大芝生広場	簡易テント	11	
フラワーピクニック2018	3/24 ~ 3/31	動物の森レストハウス前	簡易テント	1	
	3/24 ~ 3/31		移動販売車	1	
	3/24 ~ 3/31	子供の広場	簡易テント	1	
	3/24 ~ 3/31	西サイクルセンター前	簡易テント	1	
	3/24 ~ 3/31	花時計横	簡易テント	1	
	3/24 ~ 3/31		移動販売車	1	
	3/17 ~ 3/31		仮設コンテナ	1	
	3/24 ~ 3/31	マリン駐車場売店横	移動販売車	2	
	3/17 ~ 3/31	ワンダーワールド	仮設遊具	1	
	3/24 ~ 3/31	西口広場	移動販売車	6	

収益施設運営対象区域図

収益事業施設(駐車場)

海の中道駅口駐車場
18,464m²

光と風の広場駐車場
17,115m²

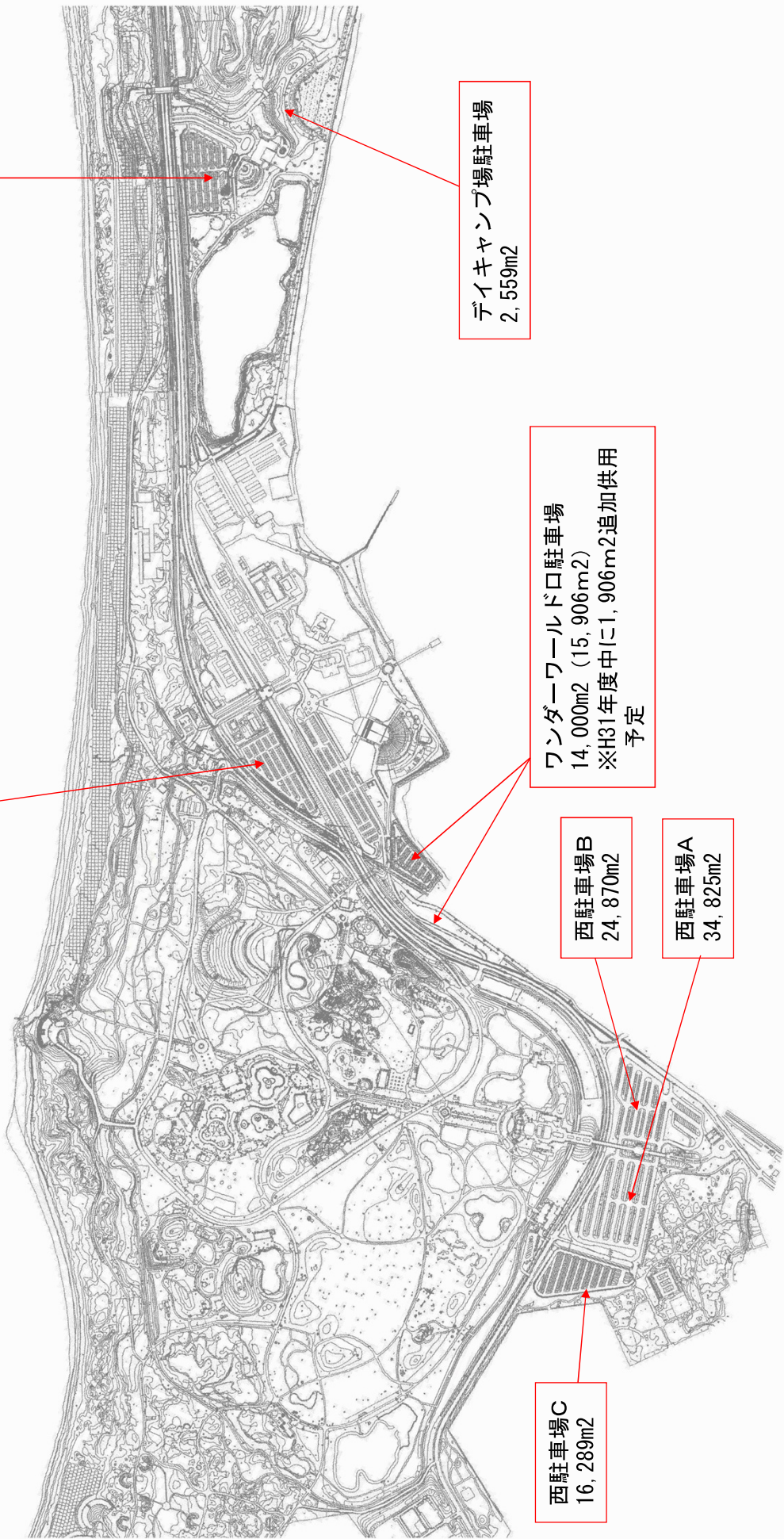
デイキャンプ場駐車場
2,559m²

ワンダーワールド口駐車場
14,000m² (15,906m²)
※H31年度中に1,906m²追加供用
予定

西駐車場B
24,870m²

西駐車場A
34,825m²

西駐車場C
16,289m²



収益事業施設(レンタサイクル施設)

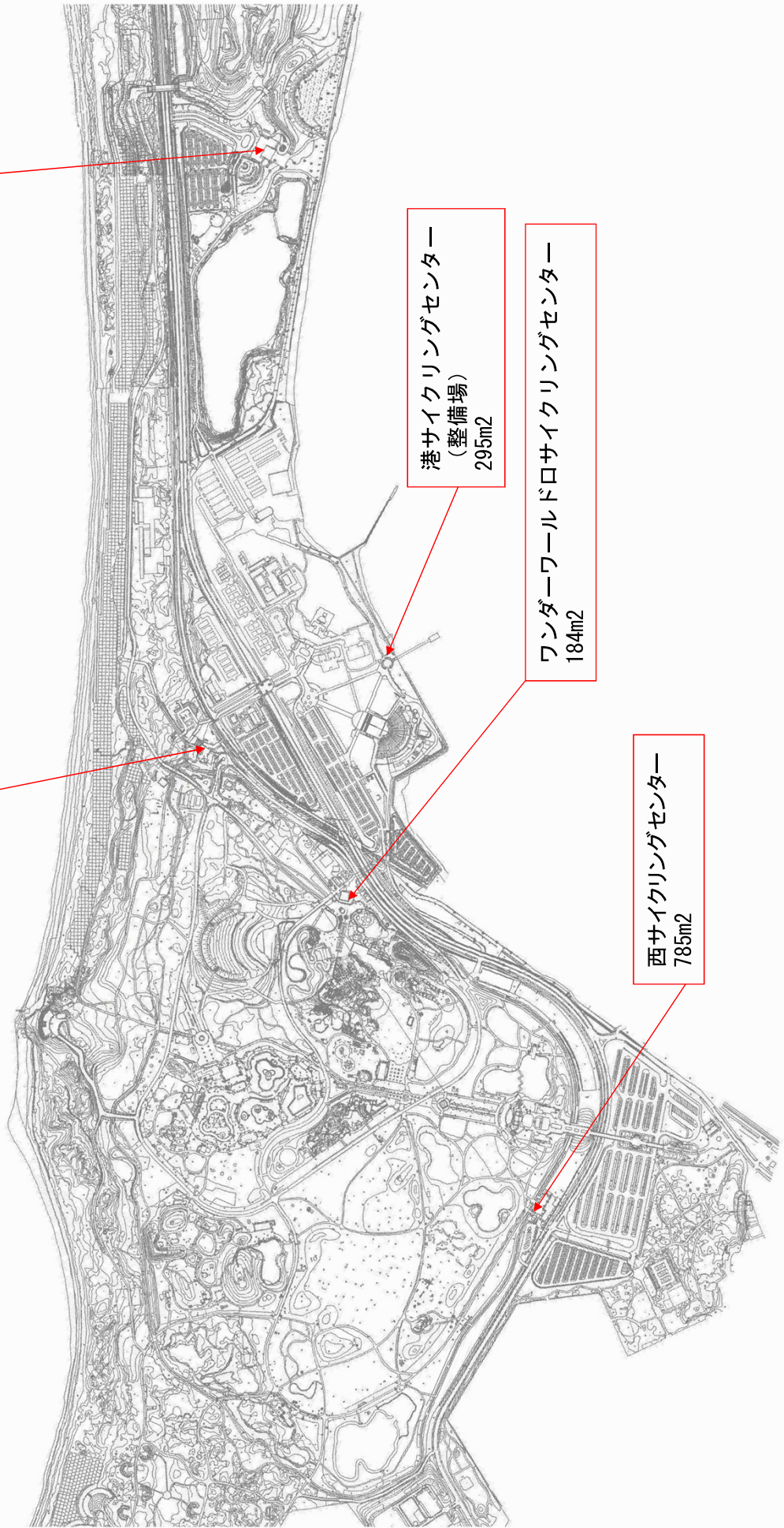
駅口サイクリングセンター
142m²

光と風の広場ロサイクリングセンター
296m²

港サイクリングセンター
(整備場)
295m²

ワンダワーワールドロサイクリングセンター
184m²

西サイクリングセンター
785m²



収益事業施設(飲食・物販施設)

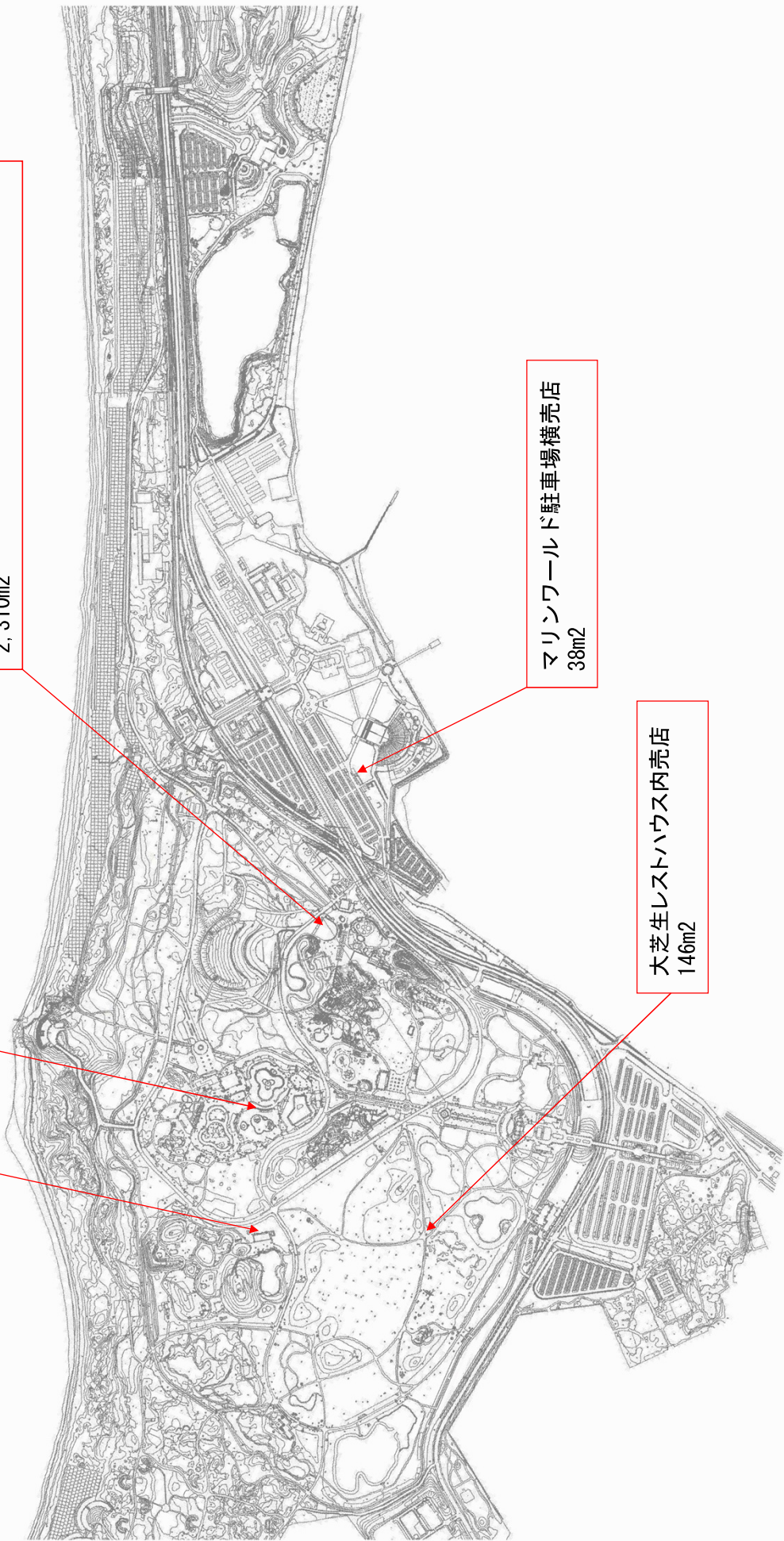
アニマルミュージアムショップ
(動物の森レストハウス内)
11m²

プール内売店 (A, B, C)
A=159m²、B=80m²、C=82m²

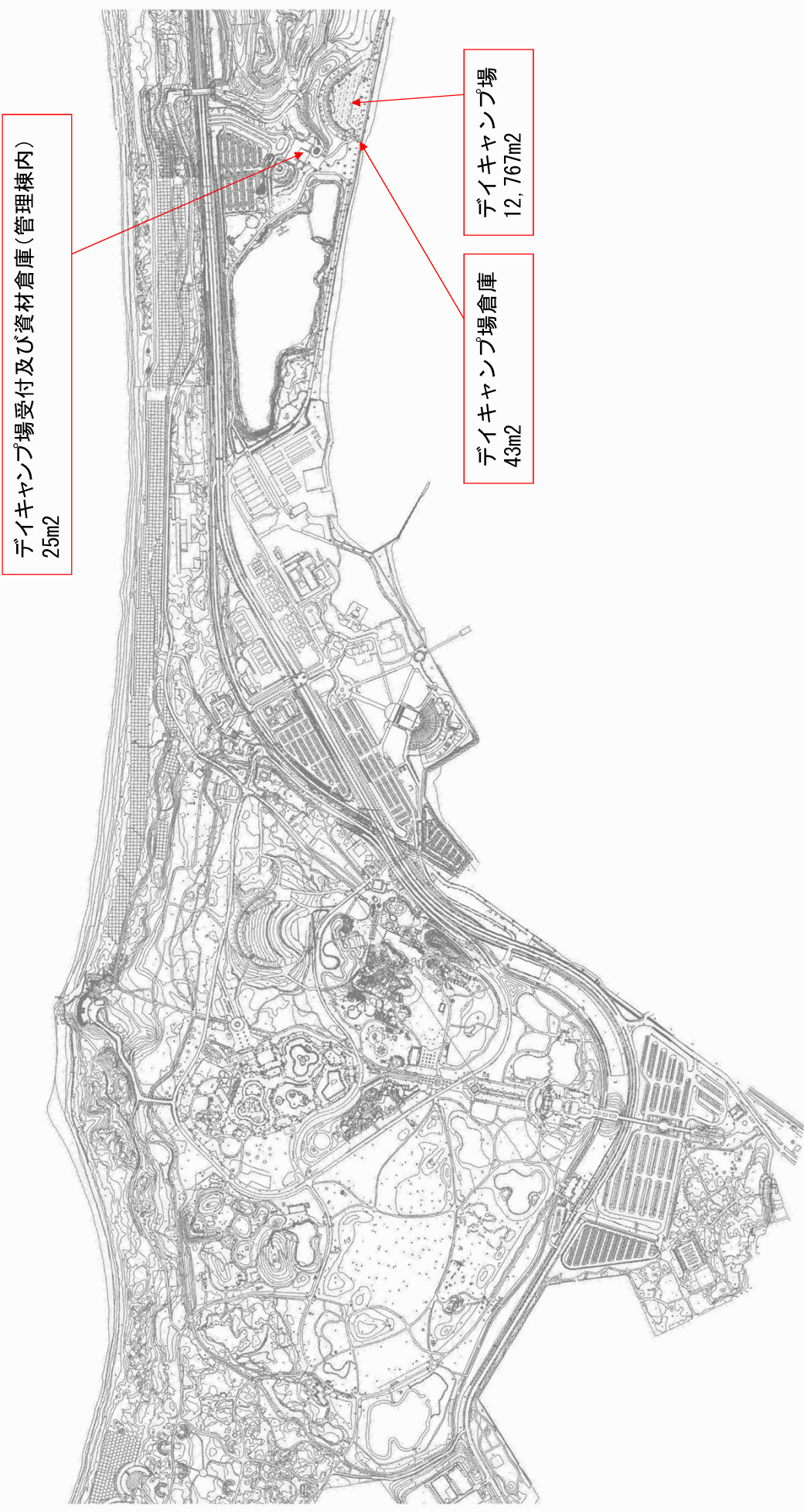
子どもの広場休憩所レストラン及び売店
(ワンダーシャトル)
2,310m²

マリニワールド駐車場横売店
38m²

大芝生レストハウス内売店
146m²



収益事業施設(デイキャンプ場)



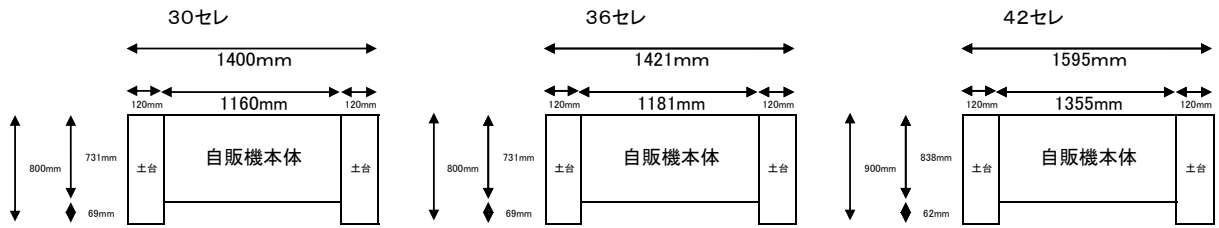
別紙 清涼飲料水等自動販売機 面積計算書

No.	種類	設置場所	占用物件(㎡)			設置数	面積(㎡)屋外	面積(㎡)屋内	備考		
1	清涼飲料水自動販売機	海の松原便所横	1.4000m	×	1.0000m	=	1.4000㎡	1	1,4000㎡	格納施設設置	36㉿
2	清涼飲料水自動販売機	ドッグラン管理棟	1.4210m	×	0.8000m	=	1.1368㎡	1		1.1368㎡	36㉿
3	清涼飲料水自動販売機	光と風の広場管理棟外	1.4210m	×	1.0000m	=	1.4210㎡	2	2.8420㎡	格納施設設置	36㉿
4	清涼飲料水自動販売機	マリンワールド駐車場売店横	1.4000m	×	1.4000m	=	1.9800㎡	3	5.8800㎡	格納施設設置(庇付)	30㉿
5	清涼飲料水自動販売機	マリンワールド駐車場売店横	1.5950m	×	1.4000m	=	2.2330㎡	3	6.6990㎡	格納施設設置(庇付)	42㉿
6	清涼飲料水自動販売機	港レストハウス内	1.4210m	×	0.8000m	=	1.1368㎡	1		1.1368㎡	36㉿
7	清涼飲料水自動販売機	港レストハウス内	1.4000m	×	0.8000m	=	1.1200㎡	1		1.1200㎡	30㉿
8	冷菓自動販売機	港レストハウス内	1.2400m	×	0.8000m	=	0.9920㎡	1		0.9920㎡	冷菓類
9	スナック菓子自動販売機	港レストハウス内	1.0970m	×	0.9000m	=	0.9873㎡	1		0.9873㎡	菓子類
10	清涼飲料水自動販売機	ワンダーワールド管理棟横	1.4210m	×	0.8000m	=	1.1368㎡	2	2.2736㎡	固定シャッター設置	36㉿
11	冷菓自動販売機	ワンダーワールド管理棟横	1.2400m	×	0.8000m	=	0.9920㎡	1	0.9920㎡	固定シャッター設置	アイス
12	清涼飲料水自動販売機	海の中道駅口外側	1.5950m	×	1.0000m	=	1.5950㎡	1	1,5950㎡	格納施設設置	42㉿
13	清涼飲料水自動販売機	海の中道駅口外側	1.1090m	×	1.0000m	=	1.1090㎡	1	1,1090㎡	格納施設設置	ﾊﾞｯｸ
14	清涼飲料水自動販売機	海の中道駅口ゲート内側	1.4210m	×	1.0000m	=	1.4210㎡	1	1,4210㎡	格納施設設置	36㉿
15	清涼飲料水自動販売機	海の中道駅休憩所	1.4000m	×	0.8000m	=	1.1200㎡	1		1.1200㎡	30㉿
16	清涼飲料水自動販売機	海の中道駅休憩所	1.4210m	×	0.8000m	=	1.1368㎡	1		1.1368㎡	36㉿
17	冷菓自動販売機	海の中道駅休憩所	1.2400m	×	0.8000m	=	0.9920㎡	1		0.9920㎡	冷菓類
18	スナック菓子自動販売機	海の中道駅休憩所	1.0970m	×	0.9000m	=	0.9873㎡	1		0.9873㎡	菓子類
19	清涼飲料水自動販売機	潮見台便所横	1.4000m	×	1.0000m	=	1.4000㎡	1	1,4000㎡	格納施設設置	30㉿
20	清涼飲料水自動販売機	シーサイドヒルシオヤ	1.4210m	×	0.8000m	=	1.1368㎡	1		1.1368㎡	36㉿
21	清涼飲料水自動販売機	花時計横	1.4210m	×	1.0000m	=	1.4210㎡	1	1,4210㎡	格納施設設置	36㉿
22	清涼飲料水自動販売機	子供の広場管理棟	1.5950m	×	0.9000m	=	1.4355㎡	1		1.4355㎡	42㉿
23	清涼飲料水自動販売機	子供の広場管理棟	1.4210m	×	0.8000m	=	1.1368㎡	1		1.1368㎡	36㉿
24	冷菓自動販売機	子供の広場管理棟	1.2400m	×	0.8000m	=	0.9920㎡	1		0.9920㎡	冷菓類
25	スナック菓子自動販売機	子供の広場管理棟	1.0970m	×	0.9000m	=	0.9873㎡	1		0.9873㎡	菓子類
26	清涼飲料水自動販売機	動物の森レストハウス	1.4210m	×	0.8000m	=	1.1368㎡	3	3,4104㎡	固定シャッター設置	36㉿
27	冷菓自動販売機	動物の森レストハウス	1.2400m	×	0.8000m	=	0.9920㎡	1	0,9920㎡	固定シャッター設置	冷菓類
28	清涼飲料水自動販売機	動物の森ふれあい広場前	1.4210m	×	1.4000m	=	1.9894㎡	2	3,9788㎡	格納施設設置(庇付)	36㉿
29	清涼飲料水自動販売機	森の家前	1.4210m	×	1.4000m	=	1.9894㎡	1	1,9894㎡	格納施設設置(庇付)	36㉿
30	清涼飲料水自動販売機	西口管理棟	1.4210m	×	1.0000m	=	1.4210㎡	2	2,8420㎡	格納施設設置	36㉿
31	冷菓自動販売機	西口管理棟	1.2400m	×	1.0000m	=	1.2400㎡	1	1,2400㎡	格納施設設置	冷菓類
32	清涼飲料水自動販売機	西口ゲート外側	1.5950m	×	1.4000m	=	2.2330㎡	2	4,4660㎡	格納施設設置(庇付)	42㉿
33	清涼飲料水自動販売機	西口ゲート外側	1.4210m	×	1.0000m	=	1.4210㎡	2	2,8420㎡	格納施設設置	36㉿
34	清涼飲料水自動販売機	西駐車場	1.4210m	×	1.4000m	=	1.9894㎡	2	3,9788㎡	格納施設設置(庇付)	36㉿
35	清涼飲料水自動販売機	西サイクリングセンター口	1.4210m	×	1.0000m	=	1.4210㎡	4	5,6840㎡	格納施設設置	36㉿
36	冷菓自動販売機	西サイクリングセンター口	1.2400m	×	1.0000m	=	1.2400㎡	1	1,2400㎡	格納施設設置	冷菓類
37	清涼飲料水自動販売機	大芝生広場レストハウス	1.4210m	×	1.4000m	=	1.9894㎡	2	3,9788㎡	格納施設設置(庇付)	36㉿
38	清涼飲料水自動販売機	大芝生広場レストハウス	1.4210m	×	1.0000m	=	1.4210㎡	1	1,4210㎡	格納施設設置	36㉿
39	清涼飲料水自動販売機	スカイドルフィン	1.4210m	×	1.4000m	=	1.9894㎡	2	3,9788㎡	格納施設設置(庇付)	36㉿
40	清涼飲料水自動販売機	バラ園トイレ前	1.4210m	×	1.0000m	=	1.4210㎡	1	1,4210㎡	格納施設設置	36㉿
41	清涼飲料水自動販売機	デイキャンプ場倉庫前	1.4210m	×	1.0000m	=	1.4210㎡	1	1,4210㎡	格納施設設置	36㉿
42	清涼飲料水自動販売機	マリンワールド駐車場トイレ	1.4210m	×	1.0000m	=	1.4210㎡	1	1,4210㎡	格納施設設置	36㉿
43	清涼飲料水自動販売機	ワンダーワールド駐車場トイレ横	1.4210m	×	1.0000m	=	1.4210㎡	2	2,8420㎡	格納施設設置	36㉿
44	清涼飲料水自動販売機	マリンワールド駐車場入口付近	1.4210m	×	1.0000m	=	1.4210㎡	2	2,8420㎡	格納施設設置	36㉿
45	清涼飲料水自動販売機	花棧敷前(旧観覧車前)	1.4210m	×	1.0000m	=	1.4210㎡	2	2,8420㎡	格納施設設置	36㉿
46	清涼飲料水自動販売機	じゃぶじゃぶ池	1.4210m	×	1.0000m	=	1.4210㎡	2	2,8420㎡	格納施設設置	36㉿
47	清涼飲料水自動販売機	水辺のトリムバス停横	1.4210m	×	1.0000m	=	1.4210㎡	1	1,4210㎡	格納施設設置	36㉿
48	清涼飲料水自動販売機	動物の森正門バス停横	1.4210m	×	1.0000m	=	1.4210㎡	1	1,4210㎡	格納施設設置	36㉿
		合計						70	87,5476㎡	15,2974㎡	
									≒ 87.54㎡	≒ 15.29㎡	

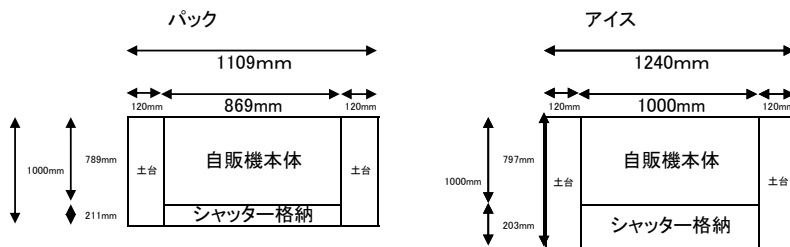
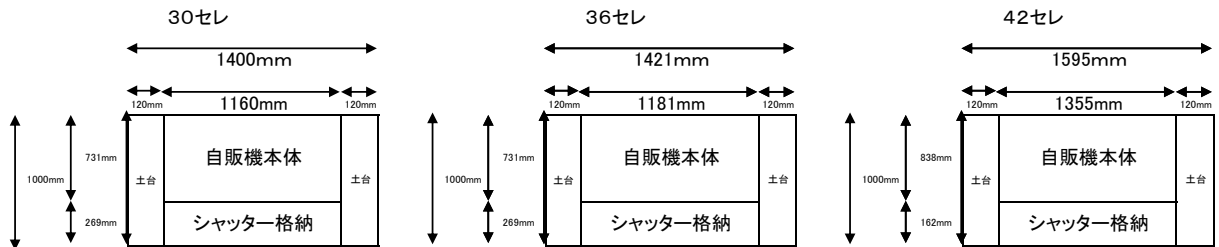
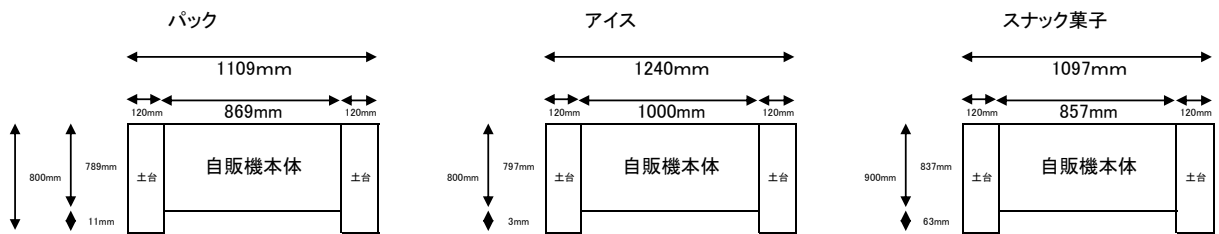
別紙 1

自動販売機構造図

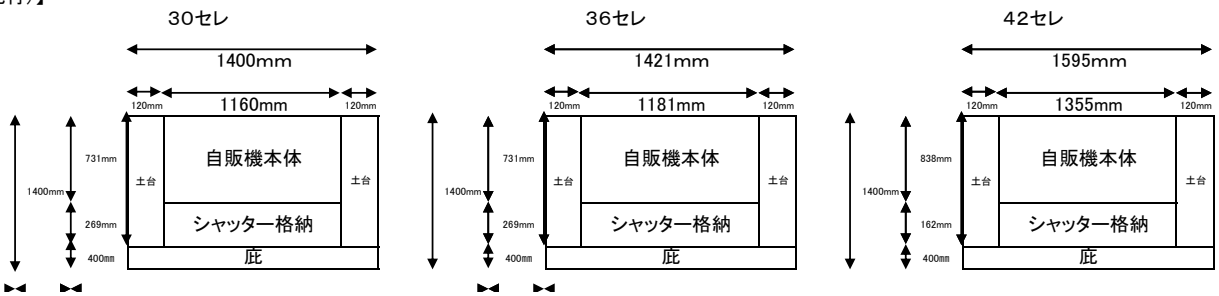
【屋内】



【屋外】



【屋外(庇付)】



サイクルリングセンター別保有台数

	西サイク	海中口	ワン口	光風	港	合計
26インチ	217	45	55	20	19	356
	21%	21%	21%	10%	50%	
24インチ	55	24	27	11	0	117
	5%	11%	11%	6%	0%	
22インチ	70	15	15	35	0	135
	7%	7%	6%	18%	0%	
20インチ ベガス	54	20	20	6	5	105
	5%	9%	8%	3%	13%	
子供用 20インチ	136	19	20	15	0	190
	13%	9%	8%	8%	0%	
ジュニアシティ 22・20インチ	95	15	15	15	0	140
	9%	7%	6%	8%	0%	
子供前乗	61	10	13	10	0	94
	6%	5%	5%	5%	0%	
子供後乗	70	10	13	10	0	103
	7%	5%	5%	5%	0%	
子供前後乗	54	8	13	5	0	80
	5%	4%	5%	3%	0%	
タンDEM	40	20	19	5	0	84
	4%	9%	7%	3%	0%	
子供用	171	25	40	40	0	276
	16%	12%	16%	21%	0%	
キックバイク	10	6	6	18	0	40
	1%	3%	2%	9%	0%	
クロスバイク	0	0	0	0	14	14
	0%	0%	0%	0%	37%	
ハンドサイクル	4	0	0	0	0	4
	0%	0%	0%	0%	0%	
電動	7	0	0	3	0	10
	1%	0%	0%	2%	0%	
合計	1,044	217	256	193	38	1,748
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

※返却場所自由なため日々変動有り。

自主事業における飲食・物販施設等の設置運営可能範囲

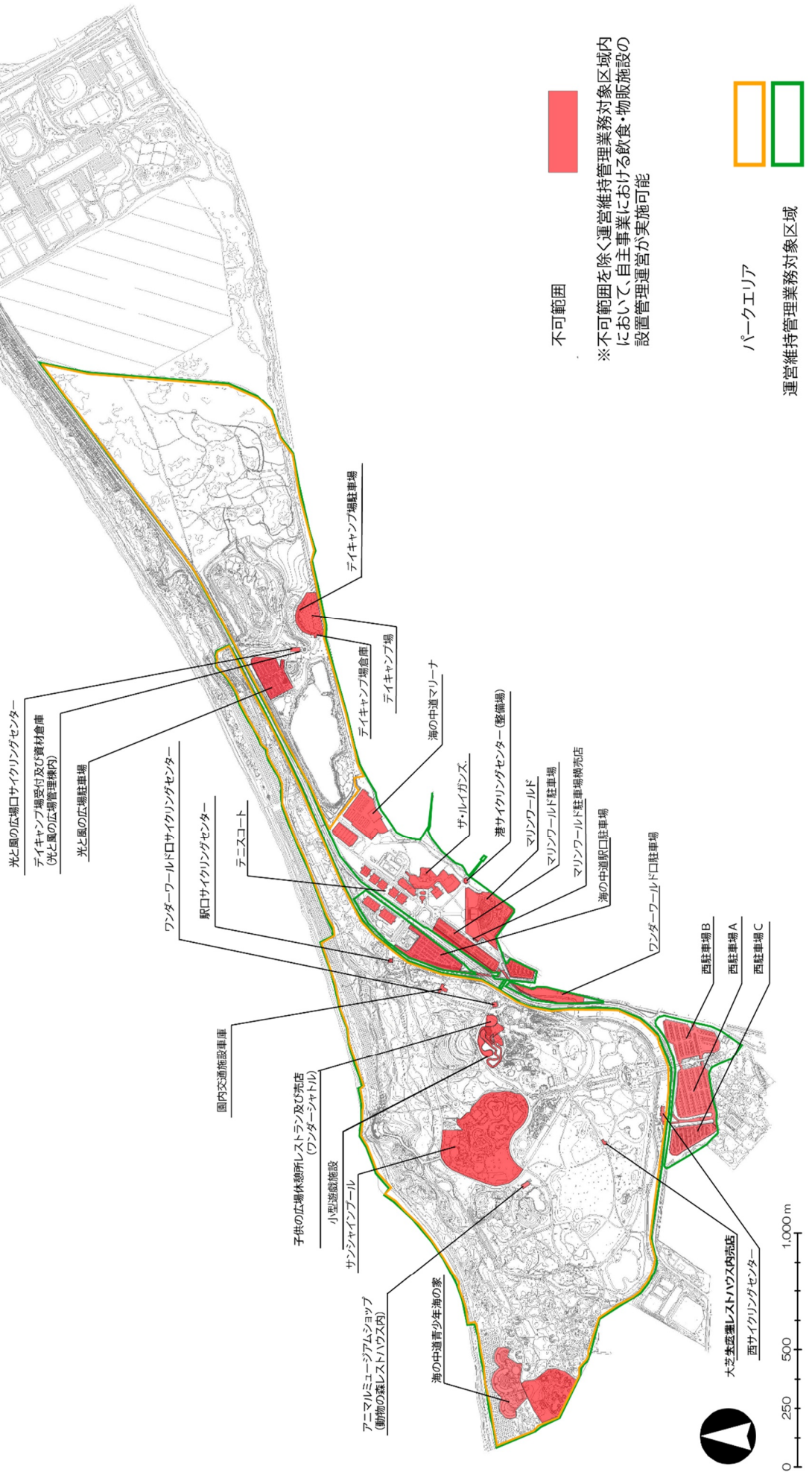
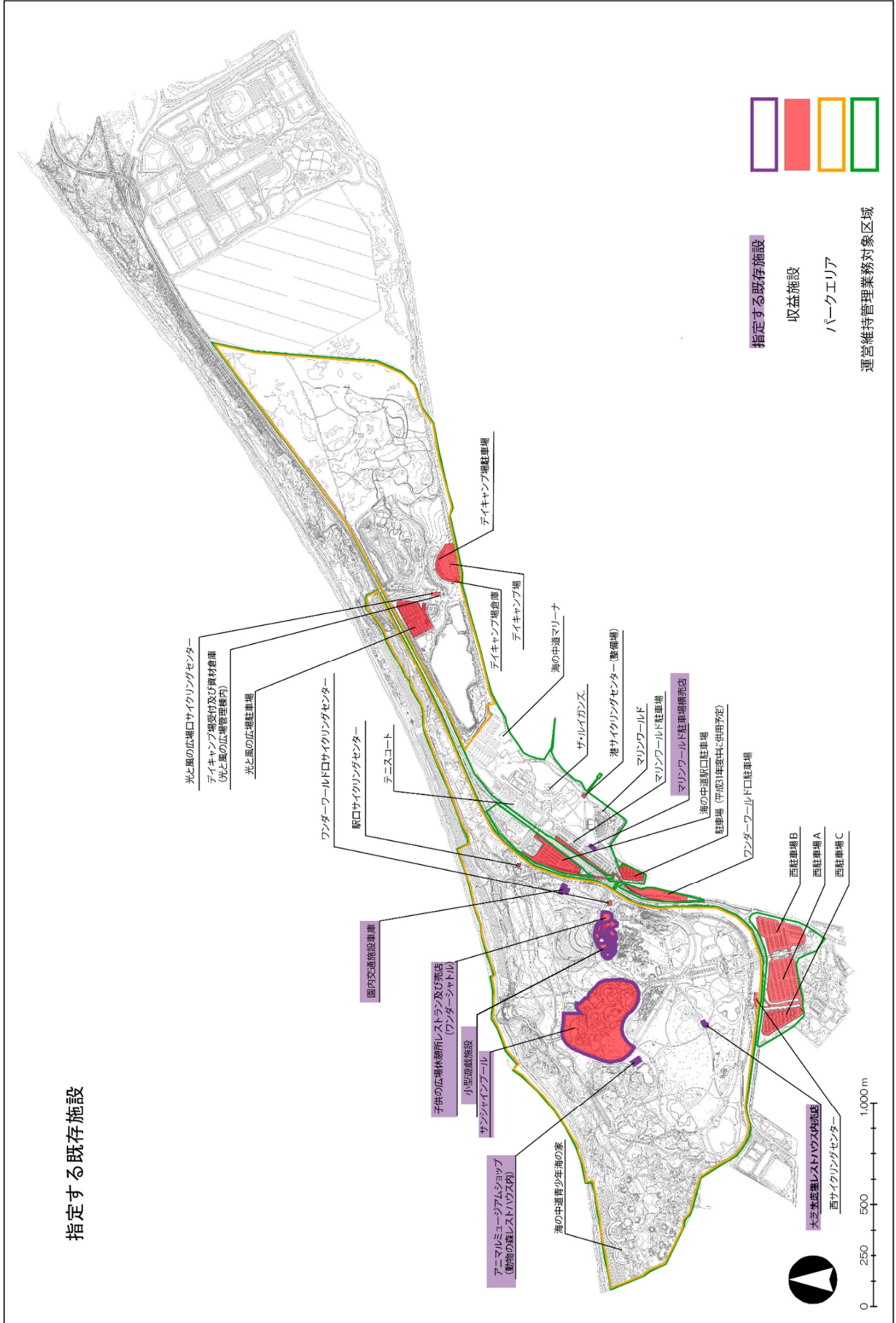


表 指定する既存施設一覧

公園施設の名称			許可予定面積 (㎡)
1	飲食・物販 施設	子供の広場休憩所レストラン及び売店(ワンダーシャトル)	2,310
		大芝生広場レストハウス内売店	146
		マリンワールド駐車場横売店	38
		アニマルミュージアムショップ (動物の森レストハウス内)	11
		プール内売店A	159
		プール内売店B	80
		プール内売店C	82
2	サンシャイ ンプール	プール、管理棟、ロッカー棟等	92,243
3	小型遊戯施 設	F1バッテリーカー、ミニSL、エジプト迷路、ゴーカー ト、日本の名車歴史館	13,279
4	園内交通施 設	園内交通車両、車庫、停留所	177

指定する既存施設



新たな官民連携事業と本業務との関連について

- ・本公園においては、「海の中道海浜公園 官民連携による魅力向上推進方針」を 2019 年 3 月に策定し、2019 年夏頃に、B 地区光と風の広場周辺エリアを中心とした場所を対象に、民間事業者による新たな事業（以下、「官民連携事業」という。）の公募を予定しています。
- ・官民連携事業で公募を予定している範囲は、本業務の業務範囲に含まれているため、公募の結果、官民連携事業の実施が決まった場合、官民連携事業の内容に応じて本業務の契約変更を行う予定です。なお、事業者の選定後も、官民連携事業の事業内容等が確定し、契約が変更されるまでは当初の契約に基づき事業を行って頂きます。
- ・また、公募の結果、提案が特定されない場合など、本業務の業務期間内で官民連携事業が実施されなくなった場合は、本公募にて示している各種仕様書等に基づき事業を行って頂きます。

【想定される契約変更の内容】

- ・現時点では契約変更の内容等を具体的にお示しできませんが、提案内容に応じて、運営維持管理業務の業務範囲や管理数量、各種仕様書等の変更及びそれに伴う委託契約額の変更、収益施設の使用料の変更等が想定されます。

想定される契約等の変更例)

- ・官民連携事業者が現在芝生である場所に新たに施設を設置し、周辺を管理することとなった場合、それに伴う当該面積分の植物管理数量及び委託費の減額変更
- ・官民連携事業者が現在デイキャンプ場である場所において新たに事業を行うこととなった場合、デイキャンプ場に係る規定書の記載の削除及び当該施設使用料の納付を不要とする変更

等

【契約変更等の時期の目安】

- ・現時点では、2019 年夏頃に事業者の公募、冬頃に事業者の選定を予定してお

り、その後事業者との事業内容等に係る調整を行う予定です。当該調整に基づき事業内容や範囲が確定した後に契約変更を行うことになるため、契約変更の時期は明確にできませんが、現時点では、概ね2020年度の中頃を想定しています。

【その他留意事項等】

- 官民連携事業の開始前に、本業務と官民連携事業のそれぞれの管理範囲やゴミの収集等の責任の所在について、国、本業務の受託者、官民連携事業者との間で三者協定を締結して頂くことを予定しています。なお、協定事項については三者の協議により定めることとします。
- 本業務の受託者が、光と風の広場周辺において、官民連携事業の開始後も引き続きイベント等を行う場合は、官民連携事業者等との調整が必要となる場合があります。
- 本業務と官民連携事業の円滑な実施のため、本事業の受託者には、官民連携事業の事業内容等の調整の際、必要に応じてご相談させて頂く場合がございますので、その際にご協力下さい。

海の中道海浜公園

官民連携による魅力向上推進方針



2019年 3月

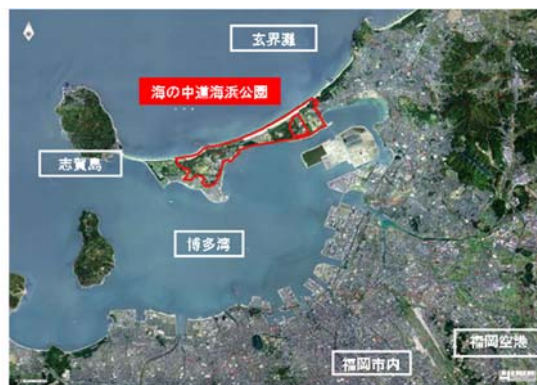
国土交通省 九州地方整備局

－ 目 次 －

1. 背景	1
2. 目的	1
3. 位置付け	1
4. 官民連携による魅力向上推進方針.....	2
4.1. 現状分析	2
4.2. マーケットサウンディングの実施.....	2
4.3. 官民連携による魅力向上推進方針.....	4
5. 方針の具体化に向けた取組	6
5.1. 早期に実現を目指す取組	6
5.2. 長期的な取組	8

1. 背景

海の中道海浜公園（以下、「本公園」という。）は、広大で良好な自然環境を有する、玄界灘と博多湾を隔てて志賀島へ伸びる半島「海の中道」において、北部九州における広域的なレクリエーション利用、「白砂青松」の良好な自然環境の保全等を目的に整備・管理運営を行っている国営公園です。



計画面積約539haというスケールメリットを最大限活かした公園利用を促進するため、国による広場や花修景、遊具等の整備のほか、昭和56年に創設された特定公園施設制度¹や平成11年に成立したPFI法に基づくPFI事業などを活用した民間事業者等によるプール、水族館、ホテル等の整備、運営を組み合わせ、官民連携により多様なレクリエーションを提供してきました。



このように、本公園は、国と民間とがそれぞれの得意分野で力を発揮し、連携することで発展してきました。今後も、変化し、多様化し続けるレクリエーションニーズに柔軟に対応し、より一層多くの方に利用され、満足頂ける公園となるためには、官民連携による取組を更に加速させていくことが不可欠です。

2. 目的

本公園の魅力をより一層向上させる**新たな官民連携の取組**を推進することを目的として、パートナーである民間事業者との連携をより一層加速するための方針を整理するものです。

3. 位置付け

本方針は、本公園全体の整備・管理運営の計画を定めた「海の中道海浜公園整備・管理運営プログラム」（平成29年3月）における「PPP/PFIの活用」を具体的に推進するためにとりまとめたものです。

¹ 特定公園施設制度：国営公園において高度なサービスを提供する有料施設を住宅・都市整備公団（現都市再生機構）が財政投融资資金等を活用して整備する制度。平成16年に廃止。

4. 官民連携による魅力向上推進方針

4.1. 現状分析

官民連携による魅力向上の新たな取組を推進するにあたり、まず本公園のポテンシャルとその発揮状況を把握するため、本公園の現状の強み、課題等について整理、分析を行いました。

主な強み、課題は以下の通りです。多様なレクリエーションを提供することで多くの方に利用頂いているものの、利用者層、利用地区の偏り等の課題もあり、まだより一層多くの方にご利用頂けるポテンシャルがあると考えています。

〔主な強み〕

- 年間約 200 万人が訪れるなど、集客力が高い
- 特にファミリー層に人気が高い
- 多様な施設（動物の森、バラ園、大芝生広場、サンシャインプール、水族館等）による多様なレクリエーションの提供

〔主な課題〕

- ファミリー層以外の利用者にとっても魅力的な公園としていくことが必要
- 海浜公園でありながら、その立地、資源を十分活かしたレクリエーション等を十分提供できていない
- 利用が一部のエリア（主にC地区）に集中

等

※現状分析の詳細な結果は「資料編 p.5～24」参照

4.2. マーケットサウンディングの実施

4.1 の分析結果も参考に、民間事業者の視点から見た本公園のポテンシャルを活かした事業の実現可能性を探るため、マーケットサウンディングを実施しました。

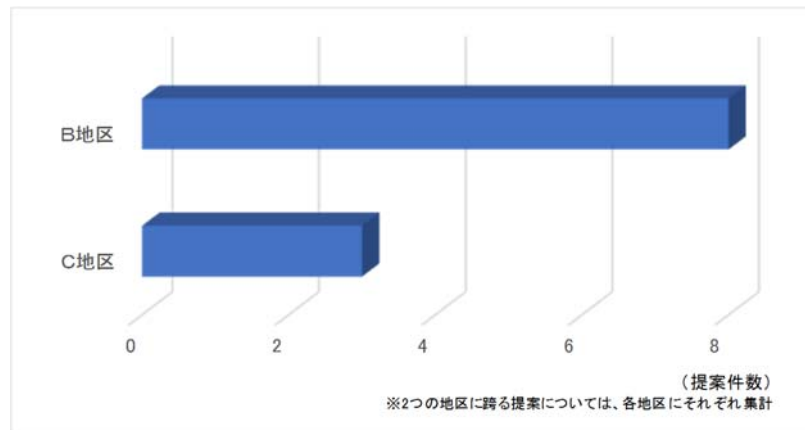
その主な結果は以下の通りで、B地区を中心に、園内のいくつかの場所において民間事業者による新たな事業が実施できるポテンシャルがあることが確認できました。

〔参加者〕

- 参加事業者説明会の参加者 17社・グループ
- 個別対話の参加者 9社・グループ

〔主な事業提案内容〕

OB 地区への提案が最も多く、その他、C 地区への提案がありました



【地区ごとの民間事業者からの提案件数】

OB 地区への提案：オートキャンプ、グランピング、テーマ型ホテル、会員制リゾートホテル、運動を含めたレクリエーション施設、マリンスポーツ施設 等

OC 地区への提案：大型テーマパーク、ロードサイド店舗、マリンスポーツ施設、遊戯施設・プールなど既存施設の改修 等

※マーケットサウンディング結果の詳細は「資料編 p.25～26」参照

4.3. 官民連携による魅力向上推進方針

4.1 及び 4.2 を踏まえ、官民連携による魅力向上の新たな取組を推進させるための方針として以下の4つを整理しました。

1) 海の中道のポテンシャルを活かした個性ある魅力の継承、強化

本公園は、福岡市中心部に近い位置にありながら、玄界灘と博多湾に挟まれた豊かな自然資源、広大なレクリエーション空間等の魅力を有しています。



これらの魅力を将来に継承し、強化していくという本公園の目的を達成するための Win-Win のパートナーとして民間事業者との連携を加速させるとともに、地域・自治体と一体となって、本公園及び周辺の魅力向上の取組をより一層進めます。

2) 不断の新陳代謝による継続的な魅力向上

本公園は、これまでも様々な官民連携手法を活用してきましたが、今後も平成29年の都市公園法改正により創設された公募設置管理制度（Park-PFI）など、新たな官民連携の制度等を活用し、常に新しい魅力を継続的に発信していきます。

具体的には、十分魅力を発揮できていないエリアの利用促進や、施設の老朽化・陳腐化を踏まえたリニューアルの際に、積極的に民間事業者のアイデアやノウハウを活用し、官民連携による園内施設の継続的な新陳代謝を進めていきます。

3) 計画段階からの民間事業者の意見の反映

本公園において今後新たな施設を整備する際には、まず PPP/PFI 手法が活用できないか検討します。

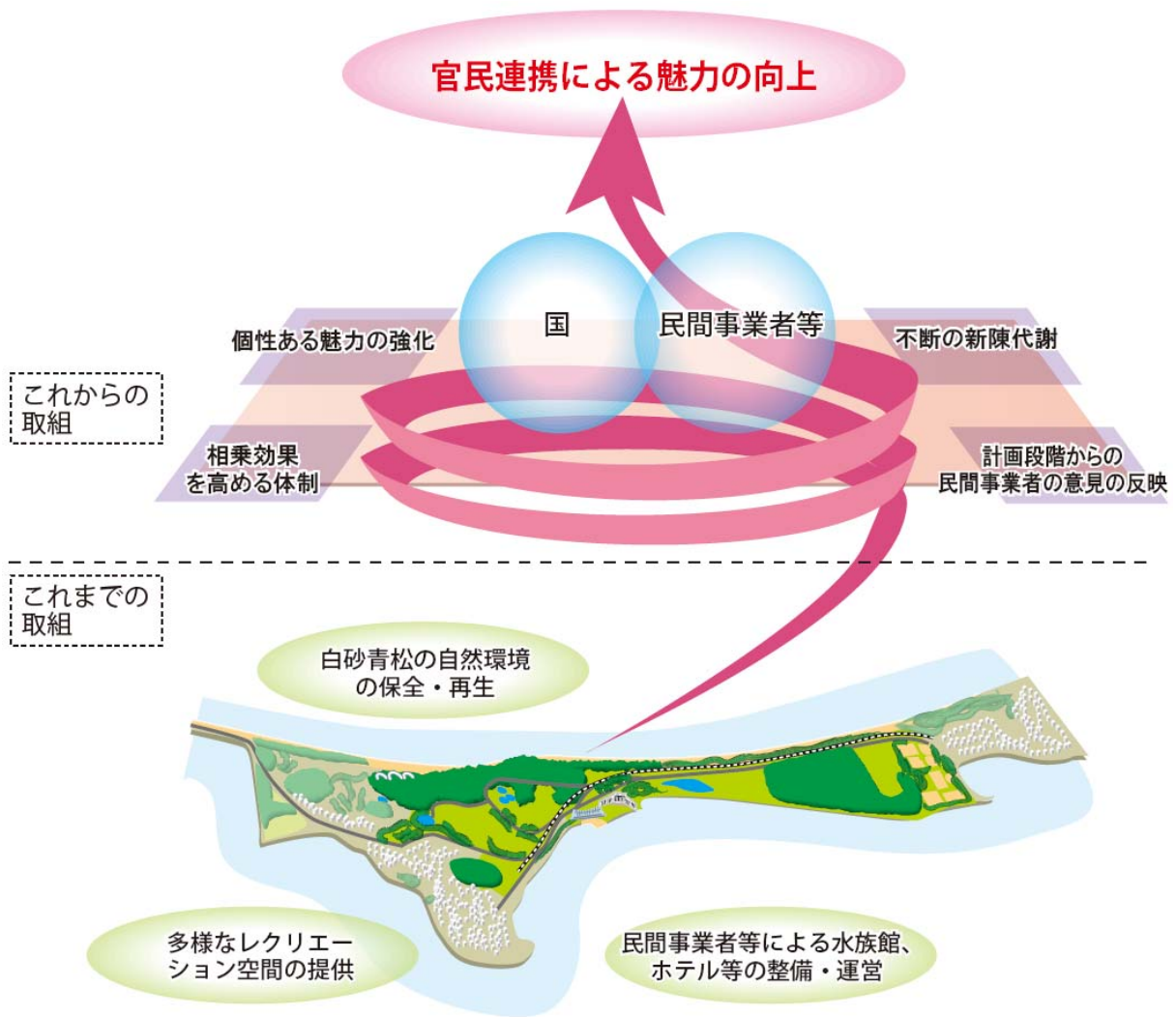


また、施設の再整備、再編等を計画する際にも、計画・構想段階から民間事業者の意見を聴きながら検討するなど、計画の早い段階からの民間事業者との対話を推進することで、民間事業者にとって参入しやすく、公園管理者にとっても効率的な整備を目指します。

4) 各主体が有機的に機能し、相乗効果をもつ体制の確保

官民連携の推進にあたっては、公園内の施設の運営者が増えることで、全体として非効率とならないよう、主体が多くなりすぎないような事業範囲の検討や、各主体が連携することでより相乗効果が高まるような体制の確保を併せて検討していきます。





【参考：本公園における官民連携による魅力向上の推進イメージ】

5. 方針の具体化に向けた取組

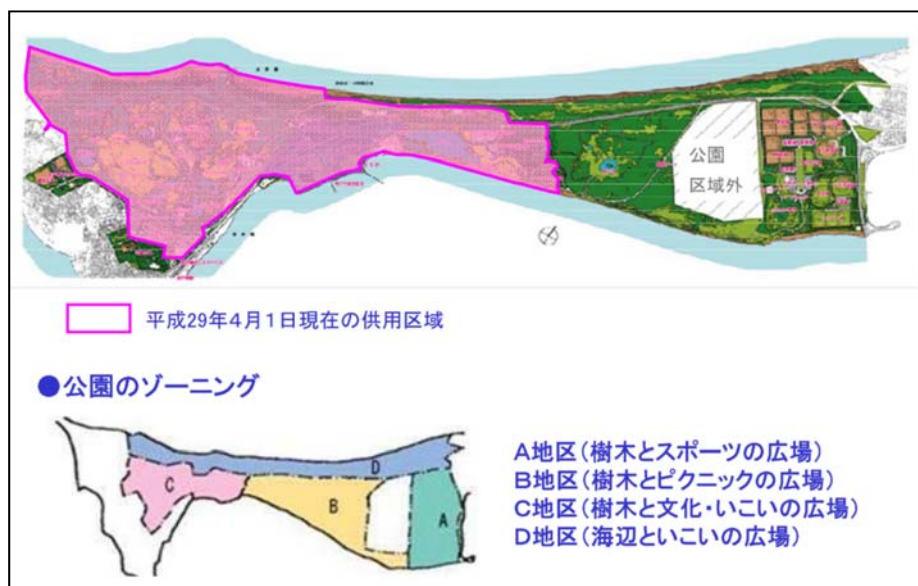
4.3 の方針に基づく取組を具体的に進めるため、「**早期に実現を目指す取組**」と「**長期的な取組**」とに分けて検討を進めます。

早期に実現を目指す取組は、公園管理者として特に早期に魅力向上が必要と考えている場所、事業内容であり、かつ民間事業者にとっても事業性のあることがある程度確認できる場所、事業から実施します。

長期的な取組は、すぐに実現することが困難であるものの、長期的に課題を解決しながら実現を目指す取組であり、公園の将来像を見据えつつ、官民連携による魅力向上の可能性を今後も継続的に検討していきます。

5.1. 早期に実現を目指す取組

現在、本公園は年間約 200 万人の方にご利用頂いていますが、利用者の多くは動物の森やバラ園、水族館等のある C 地区に集中しています。そして、本公園の立地の特徴である博多湾、玄界灘という 2 つの海に面した地区である B 地区、D 地区は十分利用頂いていないのが現状であり、今後利用者を更に増加させていくためには、当該エリアの利用促進が極めて重要です。



また、マーケットサウンディングの結果、B 地区を拠点とした事業は早期に実現できる可能性が高いことが確認できました。

このため、本公園のポテンシャルを活かした新たな魅力を付加し、より一層の利用促進を図るため、B 地区を拠点としつつ、D 地区など他地区へも拡がりのある事業の**早期実現**を目指します。

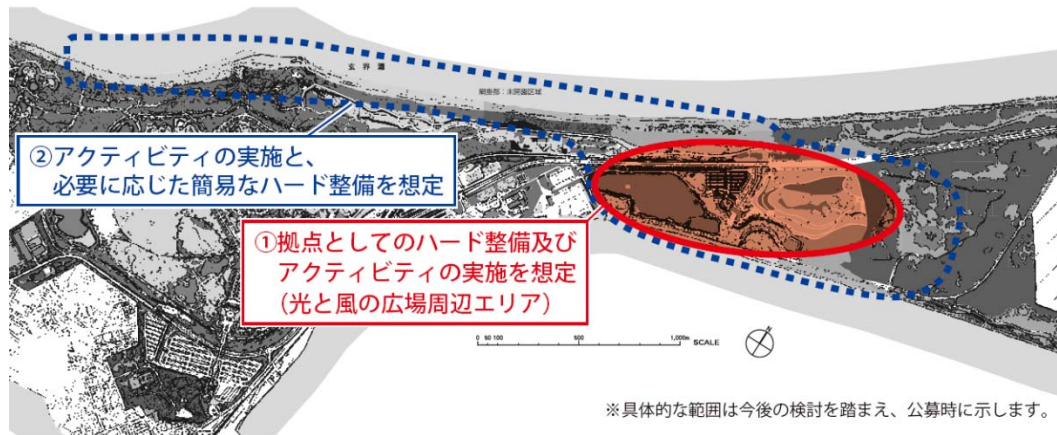
具体的には、2019 年夏頃に、以下のような事業を公募できるよう、検討を進めます。なお、事業内容等はあくまで現時点での案であり、今後変更の可能性があります。

- 想定している事業内容

海の中道を遊び尽くすための滞在型レクリエーション拠点の整備、運営※

※「別添」に示すイメージ参照

- 事業の公募対象範囲



- 事業の基本的方向性

- ① 本公園のポテンシャルを活かした個性ある魅力の強化

本公園の玄界灘と博多湾に挟まれた海浜公園としての豊かな自然資源、広大な空間といった固有のポテンシャルを活かして新たな魅力を付加する事業であること。

- ② 既存の魅力の維持・継承

本公園の基本理念に即し、これまで守ってきた自然や整備してきた施設等本公園の既存の魅力を損なわず、維持・継承する事業であること。また、既存の事業者との協力・連携等により、公園利用者の利便向上に資する運営を行うこと。

- ③ 自然や健康といったテーマを中心とした事業展開

環境との共生、自然との触れあい、心身のリフレッシュ、健康と活力を育むといった B 地区のコンセプトと調和した事業であること。

※さらに、ファミリー層だけでなく新たな利用者層の増加につながる観点も有する事業が望ましい

- 事業スケジュール

2019 年度夏頃：事業者の公募（冬頃：事業者の選定）

2020 年度：協定締結、事業準備

2021 年度以降：事業開始

- 事業方式及び事業期間

Park-PFI（20 年間）

5.2. 長期的な取組

マーケットサウンディングでは、実現には様々な課題の解決が必要などの理由により早期に実現は難しいものの、B地区以外の他の場所においても官民連携による事業を実施できる可能性を確認できました。

また、今後整備を行う未供用の区域においても、整備内容の具体化の過程で民間事業者の意見を伺っていくことで、より魅力的な公園を効率的に整備していきたいと考えています。

このため、上記の早期に実現を目指す取組をリーディングプロジェクトとして進めつつ、他の場所でも官民連携による魅力向上の取組を連鎖的に展開できるよう、以下の取組を実施し、常にどこかで新たな魅力が生まれ続けるような公園を目指します。

1) 民間活力を活用するエリアのゾーニングの検討

本公園の自然環境を保全しつつ、更なる利用促進を図るため、民間事業者と連携して積極的に利用を促進するエリア、自然環境の保全等を重視するエリアなどのゾーニングの検討を進めます。

検討にあたっては、マーケットサウンディング時の提案のほか、必要に応じて社会実験等の実施による事業性の確認等を行いながら、具体的な場所、事業内容等を整理していきます。

2) 施設の更新時期等を踏まえた長期的、継続的な魅力向上の取組の推進

現在は魅力を発揮しているエリア、施設であっても、今後老朽化・陳腐化等により魅力が低下する可能性もあります。特に現在利用の中心となっているC地区は、昭和56年の開園当初に整備された施設も多く、長期的には、施設の老朽化、ニーズの変化等に応じた大規模リニューアル等を想定した検討も必要となってきます。

このため、施設の更新時期や利用ニーズの動向等を踏まえ、1)で整理したエリア毎に官民連携による再整備等を実施するタイミング、優先順位等を整理し、長期的かつ継続的に魅力向上の取組を推進していきます。

3) 園内の交通アクセスの改善の検討

本公園は計画面積約539haと広大であり、供用区域が増えるに従って各施設相互間の円滑な交通アクセスを如何に確保するかが課題となっていきます。

特にD地区において事業を行うためには、交通アクセスの改善が必要という民間事業者の意見も多かったことから、園内のそれぞれのエリアが有するポテンシャルを引き出すという観点も含めて、園内の交通アクセスをより改善できないか検討します。

事業内容

海の中道を遊び尽くすための滞在型レクリエーション拠点の整備、運営

事業の基本的方向性

- ①本公園のポテンシャルを活かした個性ある魅力の強化
- ②既存の魅力の維持・継承
- ③自然や健康といったテーマを中心とした事業展開



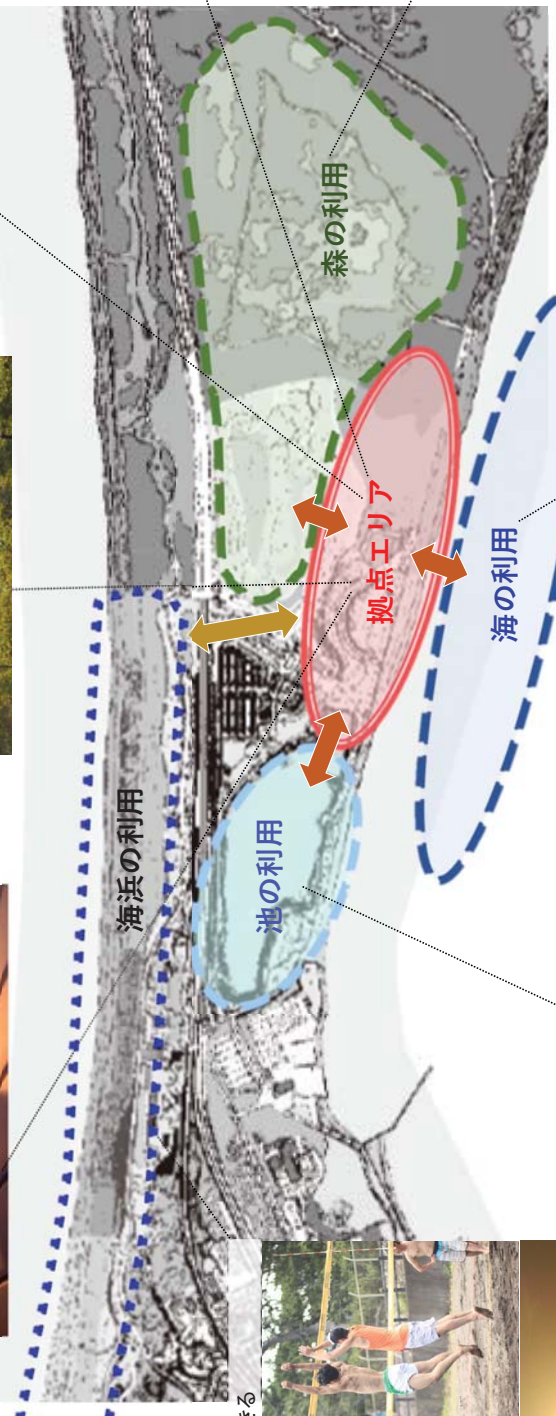
博多湾の夜景を見ながら公園の中に泊まれる



キャンプ等アウトドア活動が手軽に楽しめる



地元の新鮮な食材等を味わうことができる



砂浜で遊べる、散策できる



遊び、スポーツ、ランニング等が快適に楽しめる



森を学ぶ、森で遊ぶことができる



穏やかな内海や池を利用した水上スポーツ、レクリエーションが楽しめる

※上記の写真、記述等はあくまで想定される施設、アクティビティ等のイメージであり、これらがそのまま実現されるものではありません

平成 年度 月 管理 月 報

管 理 概 要			業 務 実 施 状 況	区 分	実施した業務の内容・期日・数量等

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。

